下妻市地域防災計画（風水害対策計画編）新旧対照表

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
下妻市地域防災計画 風水害対策計画編	下妻市地域防災計画 風水害対策計画編	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

目次

第１章 総則 1
第１節 風水害対策計画の概要 1
　第１ 計画の目的 1
　第２ 他の計画との関係 2
　第３ 計画の構成 3
　第４ 基本方針 3
　第５ 計画の修正 3
　第６ 計画の習熟・周知 4
第２節 下妻市の防災環境 5
　第１ 下妻市の概要 5
　第２ 自然環境の特性 6
　第３ 社会環境の特性 8
第３節 下妻市の風水害 12
　第１ 風水害の履歴 12
　第２ 下妻市に被害をもたらす可能性のある水害 17
第４節 各機関の業務の大綱 21
第２章 災害予防計画 31
第１節 風水害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 31
　第１ 対策に携わる組織の整備 31
　第２ 相互応援体制の整備 35
　第３ 自主防災組織等の活動体制の整備 39
　第４ 情報通信ネットワークの整備 46
第２節 風水害に強いまちづくり 50
　第１ 防災まちづくりの推進 50
　第２ 水政計画 56
　第３ 土砂災害防止計画 60
　第４ 土砂災害警戒情報の発表 62
　第５ 交通計画 64
　第６ 文教計画 65
　第７ 農地・農業計画 66
　第８ 住民の安全確保対策 68
　第９ 風水害時避難計画 69
　第１０ 情報通信設備等の整備計画 71
　第１１ 災害用資材・機材等の点検整備計画 72

目次

第１章 総則 1
第１節 風水害対策計画の概要 1
　第１ 計画の目的 1
　第２ 他の計画との関係 2
　第３ 計画の構成 3
　第４ 基本方針 3
　第５ 計画の修正 3
　第６ 計画の習熟・周知 4
第２節 下妻市の防災環境 5
　第１ 下妻市の概要 5
　第２ 自然環境の特性 6
　第３ 社会環境の特性 8
第３節 下妻市の風水害 12
　第１ 風水害の履歴 12
　第２ 下妻市に被害をもたらす可能性のある水害 17
第４節 各機関の業務の大綱 21
第２章 災害予防計画 31
第１節 風水害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 31
　第１ 対策に携わる組織の整備 31
　第２ 相互応援体制の整備 35
　第３ 自主防災組織等の活動体制の整備 39
　第４ 情報通信ネットワークの整備 46
第２節 風水害に強いまちづくり 50
　第１ 防災まちづくりの推進 50
　第２ 水政計画 56
　第３ 土砂災害防止計画 60
　第４ 防災気象情報の発表 62
　第５ 道路の安全対策 64
　第６ 学校等の安全対策・文化財の保護 65
　第７ 農地・農業の安全対策 66
　第８ 住民の安全確保対策 68
　第９ 風水害時避難計画 69
　第１０ 情報通信設備等の整備計画 71
　第１１ 災害用資材・機材等の点検整備計画 72

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第１２ 火災予防計画 ..... 75 第１３ 防災知識の普及計画 ..... 77 第１４ 防災訓練計画 ..... 79 第１５ 自主防災組織等の活動体制整備計画 ..... 81 第１６ 要配慮者支援計画 ..... 82 第１７ 気象業務整備計画（水戸地方気象台の対応等） ..... 87 第１８ 災害に関する調査研究 ..... 88 第３章 災害応急対策計画 ..... 91 第１節 対応体制 ..... 91 第１ 職員参集・動員 ..... 91 第２ 警戒本部 ..... 93 第３ 災害対策本部 ..... 94 第２節 避難対策 ..... 100 第１ 避難行動の原則 ..... 100 第２ 避難所等の開設・運営 ..... 100 第３ 避難情報の発令 ..... 101 第４ 避難情報の周知 ..... 103 第５ 警戒区域の設定 ..... 103 第６ 避難誘導 ..... 104 第３節 災害情報の収集・伝達 ..... 105 第１ 通信手段の確保（通信計画） ..... 105 第２ 気象情報等計画 ..... 109 第３ 災害情報の収集・伝達計画 ..... 115 第４ 広報計画 ..... 121 第４節 応援・派遣 ..... 126 第１ 自衛隊派遣要請・受入体制の確保 ..... 126 第２ 応援要請・受入体制の確保 ..... 131 第３ 他市町村被災時の応援 ..... 134 第５節 被害軽減対策 ..... 136 第１ 警備対策 ..... 136 第２ 避難指示、誘導 ..... 140 第３ 緊急輸送 ..... 141 第４ 水防計画 ..... 147 第５ 救助・救急活動、水防活動 ..... 149 第６ 応急医療 ..... 153 第７ 交通計画 ..... 157 第６節 被災者生活支援 160	第１２ 火災予防計画 ..... 75 第１３ 防災知識の普及計画 ..... 77 第１４ 防災訓練計画 ..... 79 第１５ 自主防災組織等の活動体制整備計画 ..... 81 第１６ 要配慮者支援計画 ..... 82 第１７ 気象業務整備計画（水戸地方気象台の対応等） ..... 87 第１８ 災害に関する調査研究 ..... 88 第３章 災害応急対策計画 ..... 91 第１節 対応体制 ..... 91 第１ 職員参集・動員 ..... 91 第２ 警戒本部 ..... 93 第３ 災害対策本部 ..... 94 第２節 避難対策 ..... 100 第１ 避難行動の原則 ..... 100 第２ 避難所等の開設・運営 ..... 100 第３ 避難情報の発令 ..... 101 第４ 避難情報の周知 ..... 103 第５ 警戒区域の設定 ..... 103 第６ 避難誘導 ..... 104 第３節 災害情報の収集・伝達 ..... 105 第１ 通信手段の確保（通信計画） ..... 105 第２ 気象情報等計画 ..... 109 第３ 災害情報の収集・伝達計画 ..... 115 第４ 広報計画 ..... 121 第４節 応援・派遣 ..... 126 第１ 自衛隊派遣要請・受入体制の確保 ..... 126 第２ 応援要請・受入体制の確保 ..... 131 第３ 他市町村被災時の応援 ..... 134 第５節 被害軽減対策 ..... 136 第１ 警備対策 ..... 136 第２ 避難指示、誘導 ..... 140 第３ 緊急輸送 ..... 141 第４ 水防計画 ..... 147 第５ 救助・救急活動、水防活動 ..... 149 第６ 応急医療 ..... 153 第７ 交通計画 ..... 157 第６節 被災者生活支援 160	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第１ 被災状況の把握及び生活再建支援 160 第２ 避難生活の確保、健康管理 162 第３ ボランティア活動の支援 169 第４ 被災者のニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供 171 第５ 生活救援物資の供給 175 第６ 要配慮者安全確保対策（要配慮者の安全確保計画） 179 第７ 応急教育（文教対策計画） 182 第７節 農地・農業計画 187 第８節 災害救助法の適用 189 第９節 応急復旧・事後処理 194 第１ 建築物の応急復旧 194 第２ 土木施設の応急復旧 198 第３ ライフライン施設の応急復旧 201 第４ 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去 209 第５ 行方不明者の捜索・遺体の処理・火葬 215 第６ 労務計画 218 第４章 復旧復興計画 219 第１節 被災者の生活の安定化 219 第１ 義援金品の募集及び配分 219 第２ 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金などの貸付 221 第３ 租税及び公共料金の特例措置計画 226 第４ 雇用対策 227 第５ 住宅建設の促進 230 第６ 被災者生活再建支援法の適用 231 第２節 被災施設の復旧 235 第１ 災害復旧事業計画の作成 235 第２ 電力施設の復旧 238 第３ 東日本電信電話株式会社（茨城支店）の対策 239 第４ 株式会社NTT ドコモ（茨城支店）の対策 240 第３節 激甚災害の指定 242 第１ 激甚災害の指定計画 242 第４節 復興計画の作成 246	第１ 被災状況の把握及び生活再建支援 160 第２ 避難生活の確保、健康管理 162 第３ ボランティア活動の支援 169 第４ 被災者のニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達 171 第５ 生活救援物資の供給 175 第６ 要配慮者安全確保対策（要配慮者の安全確保計画） 179 第７ 応急教育（文教対策計画） 182 第７節 農地・農業計画 187 第８節 災害救助法の適用 189 第９節 応急復旧・事後処理 194 第１ 建築物の応急復旧 194 第２ 土木施設の応急復旧 198 第３ ライフライン施設の応急復旧 201 第４ 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去 209 第５ 行方不明者の捜索・遺体の処理・火葬 215 第６ 労務計画 218 第４章 復旧復興計画 219 第１節 被災者の生活の安定化 219 第１ 義援金品の募集及び配分 219 第２ 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金などの貸付 221 第３ 租税及び公共料金の特例措置計画 226 第４ 雇用対策 227 第５ 住宅建設の促進 230 第６ 被災者生活再建支援法の適用 231 第７ 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給 第８ その他の保護計画 第２節 被災施設の復旧 235 第１ 災害復旧事業計画の作成 235 第２ 電力施設の復旧 238 第３ ＮＴＴ東日本株式会社（茨城支店）の対策 239 第４ 株式会社NTT ドコモ（茨城支店）の対策 240 第３節 激甚災害の指定 242 第１ 激甚災害の指定計画 242 第４節 復興計画の作成 246	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
下妻市地域防災計画（風水害対策計画編） # 第１章　総則	*下妻市地域防災計画（風水害対策計画編）* # 第１章　総則	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第１章　総則 **第１節　風水害対策計画の概要** **第１　計画の目的** この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づいて下妻市防災会議が策定する計画であり、本市の市域及び施設並びに市民に係る風水害に備え、災害予防、災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。 なお、本市の地域における震災対策については、別に「地震災害対策計画編」を定め、各災害対策を実施することとし、本計画に特段の定めのないものについては、「地震対策計画編」の定めるところによる。 また、国土強靭化計画及び茨城県国土強靭化計画を踏まえ、本市においても、令和３年３月に下妻市国土強靭化地域計画が策定され、以下の４つの基本目標を掲げて、いかなる大規模災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進することとなっている。 Ⅰ．　人命の保護が最大限図られる Ⅱ．　市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される Ⅲ．　市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 Ⅳ．　迅速な復旧復興	**第１章　総則** **第１節　風水害対策計画の概要** **第１　計画の目的** この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づいて下妻市防災会議が策定する計画であり、本市の市域及び施設並びに市民に係る風水害に備え、災害予防、災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。 なお、本市の地域における震災対策については、別に「地震災害対策計画編」を定め、各災害対策を実施することとし、本計画に特段の定めのないものについては、「地震対策計画編」の定めるところによる。 また、国土強靭化計画及び茨城県国土強靭化計画を踏まえ、本市においても、令和３年３月に下妻市国土強靭化地域計画が策定され、以下の４つの基本目標を掲げて、いかなる大規模災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進することとなっている。 Ⅰ．　人命の保護が最大限図られる Ⅱ．　市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される Ⅲ．　市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 Ⅳ．　迅速な復旧復興	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

第２　他の計画等との関係

この計画は、国が作成する「防災基本計画」、指定行政機関・指定公共機関が作成する「防災業務計画」及び茨城県が作成する「茨城県地域防災計画」と矛盾、または抵触することの無いように定める。

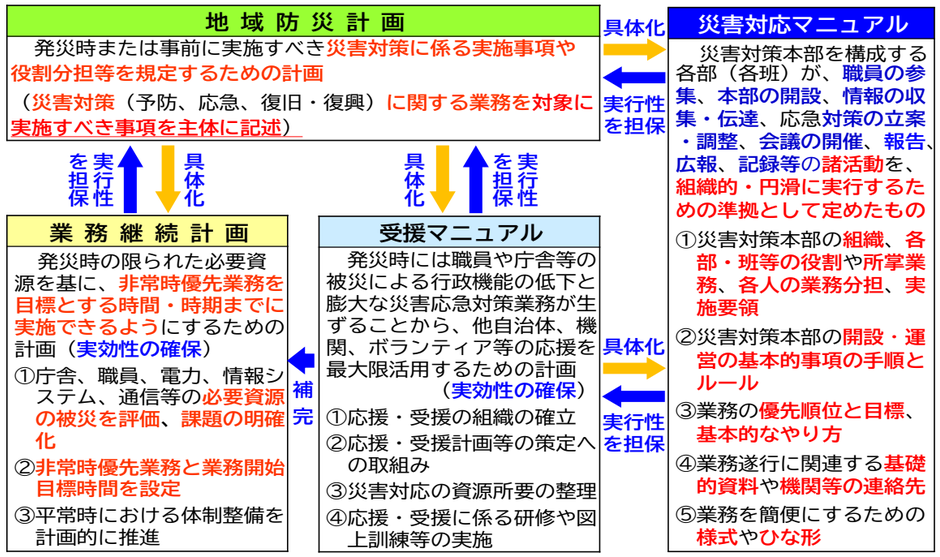

図　地域防災計画、業務継続計画、受援マニュアル、災害対応マニュアルの関係

また、市は、ＳＤＧｓ（※）の達成に資する施策を推進するため、本計画にＳＤＧｓで掲げる 17 の目標を取り入れるよう努めるものとする。

※ＳＤＧｓとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、経済、社会及び環境の３つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17 のゴール（目標）とその課題ごとに設定された 169 のターゲット（達成基準）から構成されている。

第２　他の計画等との関係

この計画は、国が作成する「防災基本計画」、指定行政機関・指定公共機関が作成する「防災業務計画」及び茨城県が作成する「茨城県地域防災計画」と矛盾、または抵触することの無いように定める。

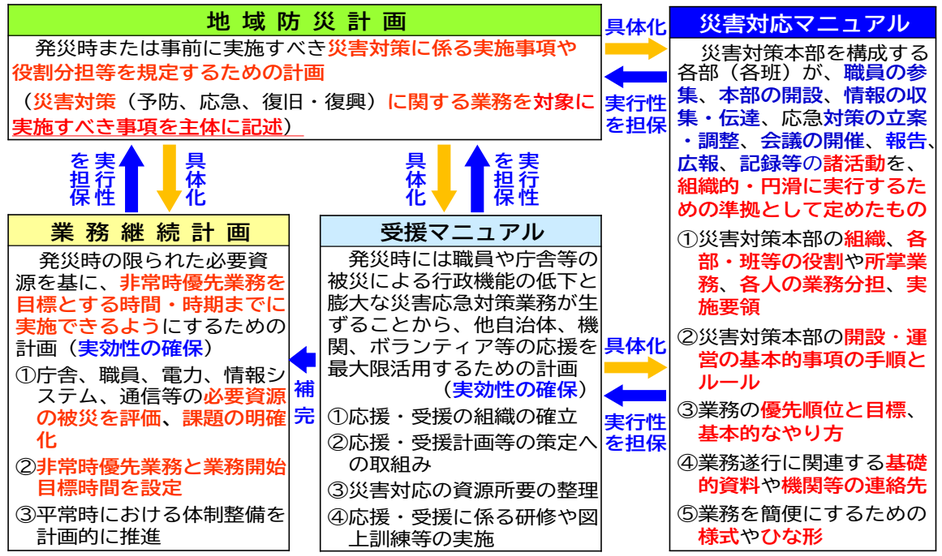

図　地域防災計画、業務継続計画、受援マニュアル、災害対応マニュアルの関係

また、市は、ＳＤＧｓ（※）の達成に資する施策を推進するため、本計画にＳＤＧｓで掲げる 17 の目標を取り入れるよう努めるものとする。

※ＳＤＧｓとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、経済、社会及び環境の３つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17 のゴール（目標）とその課題ごとに設定された 169 のターゲット（達成基準）から構成されている。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

第３　計画の構成

この計画は、本市及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら防災関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な大綱を示すものであり、その実施細目等については別途各防災関係機関が定める。

市地域防災計画の構成は次のとおりである。

地震災害対策計画編		総則 地震災害予防計画 地震災害応急対策計画 復旧復興計画 付編　南海トラフ地震に関連する情報発表時等の対応計画
風水害対策計画編		総則 災害予防計画 災害応急対策計画 復旧復興計画
その他の災害対策計画編	航空災害対策	災害予防 災害応急対策
	鉄道災害対策	
	道路災害対策	
	危険物等災害対策	
	大規模な火事災害対策	
	林野火災対策	
資料編		

第４　基本方針

①この計画は、過去の災害の教訓を踏まえ、自然災害による被害を最小限にとどめるよう、災害予防、災害応急対策及び復旧・復興対策を含む総合的な計画とする。
②災害対策にあたって、その実施責任を明確なものとするため、「誰が」、「何をすべきか」を具体的に明示する。
③市をはじめとする防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民や事業者の役割も明示した計画とする。
④鬼怒川、小貝川の氾濫による水害や、市内に分布する急傾斜地崩壊等の土砂災害をも想定した防災体制の確立を図る。
⑤本計画は、豊かで持続可能な地域社会の実現に向けて、ＳＤＧｓとの調和を図るよう努めるものとする。

第３　計画の構成

この計画は、本市及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら防災関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な大綱を示すものであり、その実施細目等については別途各防災関係機関が定める。

市地域防災計画の構成は次のとおりである。

地震災害対策計画編		総則 地震災害予防計画 地震災害応急対策計画 復旧復興計画 付編１　南海トラフ地震関連情報等への対応計画 付編２　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震関連情報への対応計画
風水害対策計画編		総則 災害予防計画 災害応急対策計画 復旧復興計画
その他の災害対策計画編	航空災害対策	災害予防 災害応急対策
	鉄道災害対策	
	道路災害対策	
	危険物等災害対策	
	大規模な火事災害対策	
	林野火災対策	
資料編		

第４　基本方針

①この計画は、過去の災害の教訓を踏まえ、自然災害による被害を最小限にとどめるよう、災害予防、災害応急対策及び復旧・復興対策を含む総合的な計画とする。
②災害対策にあたって、その実施責任を明確なものとするため、「誰が」、「何をすべきか」を具体的に明示する。
③市をはじめとする防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民や事業者の役割も明示した計画とする。
④鬼怒川、小貝川の氾濫による水害や、市内に分布する急傾斜地崩壊等の土砂災害をも想定した防災体制の確立を図る。
⑤本計画は、豊かで持続可能な地域社会の実現に向けて、ＳＤＧｓとの調和を図るよう努めるものとする。

防災基本計画の改訂に伴い、付編２を追加

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第５　計画の修正 この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められる場合はこれを修正するものとする。 各防災関係機関は、計画の修正が必要であると認められる事項がある場合には、修正案を下妻市防災会議に提出する。 **第６　計画の習熟・周知** 本市及び防災関係機関管理職員等並びに防災関係施設の管理者は、この計画の遂行にあたって十分な責務が果たせるよう、職員に対して計画の周知徹底に努めるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第 42 条第５項に定める公表のほか、市民への周知徹底にも努める。 ■　資料編　「下妻市防災会議条例」 ■　資料編　「下妻市ＳＤＧｓに基づく持続可能なまちづくり推進条例」	**第５　計画の修正** この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められる場合はこれを修正するものとする。 各防災関係機関は、計画の修正が必要であると認められる事項がある場合には、修正案を下妻市防災会議に提出するものとする。 **第６　計画の習熟・周知** 本市及び防災関係機関管理職員等並びに防災関係施設の管理者は、この計画の遂行にあたって十分な責務が果たせるよう、職員に対して計画の周知徹底に努めるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第 42 条第５項に定める公表のほか、市民への周知徹底にも努める。 ■　資料編　「１－１防災会議条例」 ■　資料編　「１－３下妻市ＳＤＧｓに基づく持続可能なまちづくり推進条例」	表現の統一 （基本） 市の取組み「･･･する」 市以外「･･･するものとする」

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第１章　総則 第２節　下妻市の防災環境 **第１　下妻市の概要** 下妻市は茨城県の西南部、東京から 60km 圏に位置し、北は筑西市、南は常総市、東はつくば市と筑西市、西は結城郡八千代町に接している。本市は筑波山を背景とした比較的平坦な地形であり、東には小貝川、西には鬼怒川、まちの中央には市民の憩いの場として知られる砂沼と、豊かな水環境に恵まれ、比較的肥沃な土地を活かした農業や畜産業が盛んである。本市には、「筑波サーキット」があり、レース開催時には全国から多くのモータースポーツファンが集まる。また、天然温泉と地ビールが楽しめる「ビアスパークしもつま」や国道 294 号沿線に設置された「道の駅しもつま」、「やすらぎの里しもつま」や「さんぽの駅サン・ＳＵＮさぬま」、「Ｗａｉｗａｉドーム」などの観光施設が整備されている。これらの恵まれた自然環境や観光資源を活かして、「輝く自然・あふれるやさしさ・活力みなぎるまちしもつま」を目指し、まちづくりを進めている。  図　下妻市位置図  図　下妻市概況図	第１章　総則 第２節　下妻市の防災環境 **第１　下妻市の概要** 下妻市は茨城県の西南部、東京から 60km 圏に位置し、北は筑西市、南は常総市、東はつくば市と筑西市、西は結城郡八千代町に接している。本市は筑波山を背景とした比較的平坦な地形であり、東には小貝川、西には鬼怒川、まちの中央には市民の憩いの場として知られる砂沼と、豊かな水環境に恵まれ、比較的肥沃な土地を活かした農業や畜産業が盛んである。本市には、「筑波サーキット」があり、レース開催時には全国から多くのモータースポーツファンが集まる。また、天然温泉~~と地ビール~~が楽しめる「ビアスパークしもつま」や国道 294 号沿線に設置された「道の駅しもつま」、「やすらぎの里しもつま」や「さんぽの駅サン・ＳＵＮさぬま」~~、「Ｗａｉｗａｉドーム」~~などの観光施設が整備されている。これらの恵まれた自然環境や観光資源を活かして、「輝く自然・あふれるやさしさ・活力みなぎるまちしもつま」を目指し、まちづくりを進めている。  図　下妻市位置図  図　下妻市概況図	文脈（観光施設）にそぐわないことから削除

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

第２　自然環境の特性

１　河　川

本市には、国管理の鬼怒川、小貝川の２河川、県管理の糸繰川など６河川の一級河川と、木田川など市管理の準用河川が３河川ある。

東の市境には小貝川、西の市境には鬼怒川、北西部には糸繰川が流れ、市域は、河川で囲まれている。また、市内には多数の中小河川が流れている。

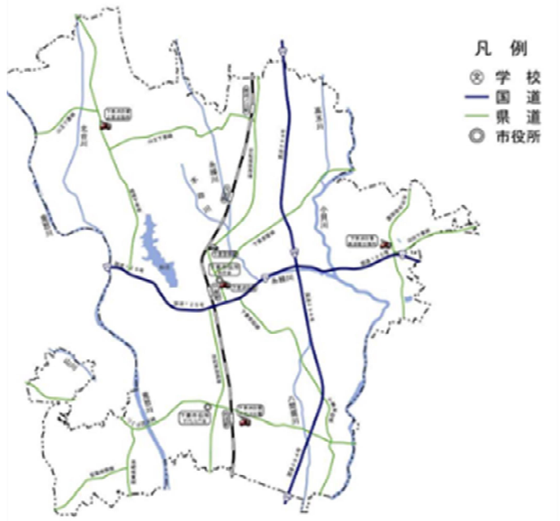

表　市内の河川状況

区分	河川名	管理者
一級河川	鬼怒川	国
	小貝川	
	糸繰川	県
	高木川	
	北台川	
	内沼川	
	八間堀川	
	山川	
準用河川	尻手川	市
	宇坪谷川	
	木田川	

(1) 鬼怒川

鬼怒川は、栃木県と群馬県境の鬼怒沼山（標高 2,141ｍ）を水源とし、茨城県守谷市大木地先で利根川に合流する利根川の支川である。管理は国が行う一級河川で、流路延長は 177 ㎞、流域面積は 1,760 ㎢である。

鬼怒川は、本市の西部、平方から皆葉を南流し、その区間延長は 12.3 ㎞である。あばれ川として知られ、かつては、糸繰川を通じて小貝川と繋がっていた。江戸時代になると伊奈忠次による東遷事業の一環で堤防が築かれ、小貝川と分離された。

(2) 小貝川

小貝川は、栃木県那須烏山市大赤根の山地を水源とし、関東平野を北から南へ流れ、北相馬郡利根町で利根川に合流する利根川の主要支川である。延長距離は 112 ㎞で、流域面積は 1,043 ㎢である。古くは子飼川や蚕養川とも呼ばれ、流域に貝塚があり、小貝が取れることからこのような名前になったと言われている。

第２　自然環境の特性

１　河　川

本市には、国管理の鬼怒川、小貝川の２河川、県管理の糸繰川など６河川の一級河川と、木田川など市管理の準用河川が３河川ある。

東の市境には小貝川、西の市境には鬼怒川、北西部には糸繰川が流れ、市域は、河川で囲まれている。また、市内には多数の中小河川が流れている。

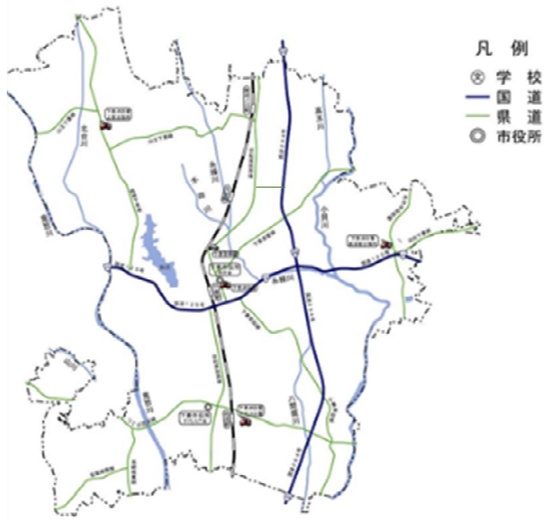

表　市内の河川状況

区分	河川名	管理者
一級河川	鬼怒川	国
	小貝川	
	糸繰川	県
	高木川	
	北台川	
	内沼川	
	八間堀川	
	山川	
準用河川	尻手川	市
	宇坪谷川	
	木田川	

(1) 鬼怒川

鬼怒川は、栃木県と群馬県境の鬼怒沼山（標高 2,141ｍ）を水源とし、茨城県守谷市大木地先で利根川に合流する利根川の支川である。管理は国が行う一級河川で、流路延長は 177 ㎞、流域面積は 1,760 ㎢である。

鬼怒川は、本市の西部、平方から皆葉を南流し、その区間延長は 12.3 ㎞である。あばれ川として知られ、かつては、糸繰川を通じて小貝川と繋がっていた。江戸時代になると伊奈忠次による東遷事業の一環で堤防が築かれ、小貝川と分離された。

(2) 小貝川

小貝川は、栃木県那須烏山市大赤根の山地を水源とし、関東平野を北から南へ流れ、北相馬郡利根町で利根川に合流する利根川の主要支川である。延長距離は 112 ㎞で、流域面積は 1,043 ㎢である。古くは子飼川や蚕養川とも呼ばれ、流域に貝塚があり、小貝が取れることからこのような名前になったと言われている。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

小貝川は、本市の東部、中郷から南流し、途中の比毛付近で糸繰川と合流したのち、鯨まで流れる。区間延長は12.3㎞で、河道沿いは、水田として利用されている。古くからあばれ川として知られ、洪水時には流下能力不足による浸水や水位上昇に伴う支川での内水氾濫などの水害が起こっている。

(3) 糸繰川

糸繰川は筑西市犬塚を水源とし、市の北部、福田から南下し、市街地に入って東へと流路を変え、比毛地先で小貝川と合流する。延長距離は13.8㎞、市では、福田から比毛までの区間延長7.7㎞を流れる。

流域は平坦で河道沿いは水田として利用されている。水害は小貝川の水位上昇に伴う内水氾濫が多く、昭和36年から中小河川改修が開始され、平成７年に完了した。また、小貝川からの逆流防止水門や排水機場が設置されている。

(4) 重要水防箇所

令和３年度茨城県水防計画（重要水防箇所一覧）参照

河川名	管理	箇所数計（箇所）	延長計（m）	A		B		要注意区間	
				箇所数（箇所）	延長（m）	箇所数（箇所）	延長（m）	箇所数（箇所）	延長（m）
鬼怒川	国	261	78,231	49	1,292	182	59,176	30	18,763
小貝川	国	382	117,967	61	1,050	318	116,572	3	335
大谷川	国	18	4,240	11	0	7	4,240	0	0
八間堀川	県	4	8,860	4	8,860	0	0	0	0
糸繰川	県	2	3,300	0	0	2	3,300	0	0
大谷川	県	2	3,400	0	0	2	3,400	0	0
北台川	県	5	3,100	5	3,100	0	0	0	0

小貝川は、本市の東部、中郷から南流し、途中の比毛付近で糸繰川と合流したのち、鯨まで流れる。区間延長は12.3㎞で、河道沿いは、水田として利用されている。古くからあばれ川として知られ、洪水時には流下能力不足による浸水や水位上昇に伴う支川での内水氾濫などの水害が起こっている。

(3) 糸繰川

糸繰川は筑西市犬塚を水源とし、市の北部、福田から南下し、市街地に入って東へと流路を変え、比毛地先で小貝川と合流する。延長距離は13.8㎞、市では、福田から比毛までの区間延長7.7㎞を流れる。

流域は平坦で河道沿いは水田として利用されている。水害は小貝川の水位上昇に伴う内水氾濫が多く、昭和36年から中小河川改修が開始され、平成７年に完了した。また、小貝川からの逆流防止水門や排水機場が設置されている。

(4) 重要水防箇所

令和8年度茨城県水防計画（重要水防箇所一覧）参照

河川名	箇所数計（箇所）	延長計（m）	A		B		要注意区間	
			箇所数（箇所）	延長（m）	箇所数（箇所）	延長（m）	箇所数（箇所）	延長（m）
鬼怒川	315	107,285	16	200	291	105,630	8	1,455
小貝川	562	127,470	21	180	534	126,680	7	610
大谷川	18	4,290	8	0	10	4,290	0	0
八間堀川	6	5,560	6	5,560	0	0	0	0
糸繰川	2	3,300	0	0	2	3,300	0	0
大谷川	2	3,400	0	0	2	3,400	0	0

データの更新

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第２　気　候 本市は、気候帯的（大局的）に見た場合には太平洋側に属し、一般的に温暖な気候である。しかしながら、内陸に位置するため、夏季は湿度が高く厳しい暑さとなり、冬季は季節風が強く乾燥し、体感温度の低い厳しい寒さとなる。 過去 30 年間の平均年間降水量は 1,231.8㎜、平均気温は 14.3℃である。 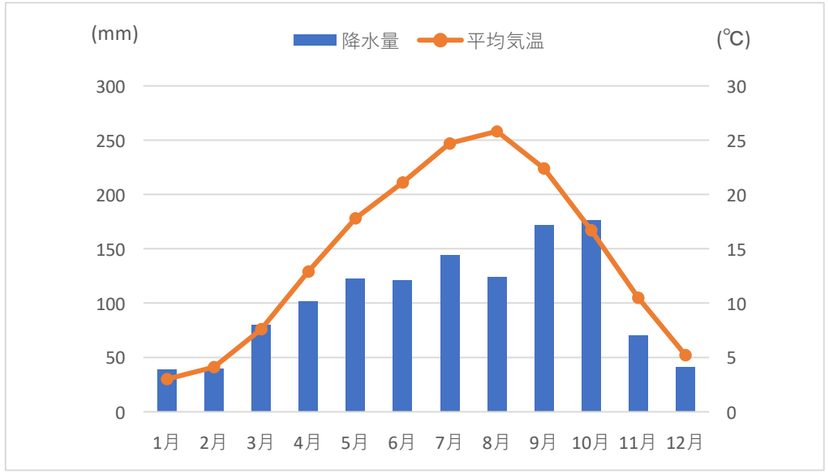 図　過去 30 年間の月別平均降水量・平均気温（出典：気象庁ホームページ） **第３　社会環境の特性** **１　人口・世帯** 本市の総人口は、令和２年 10 月１日現在で 42,521 人となっている。平成２年から平成 12 年にかけて増加傾向にあったが、平成 17 年からは、緩やかな減少傾向にある。 世帯数は、毎年、若干の変動はあるものの、全体的には増加傾向にあり、令和２年には 16,407 世帯となっている。 年齢別（３区分）の人口構成比率をみると、令和２年度では 14 歳未満の年少人口が 12.0%、15～64 歳の生産年齢人口が 59.2%、65 歳以上の老年人口が 28.8%となっている。平成２年以降、14 歳以下の年少人口比率が低下し、65 歳以上の老年人口比率が上昇傾向にある	**第２　気候** 本市は、気候帯的（大局的）に見た場合には太平洋側に属し、一般的に温暖な気候である。しかしながら、内陸に位置するため、夏季は湿度が高く厳しい暑さとなり、冬季は季節風が強く乾燥し、体感温度の低い厳しい寒さとなる。 過去 30 年間(1991～2020)の平均年間降水量は 1,231.8㎜、平均気温は 14.3℃である。 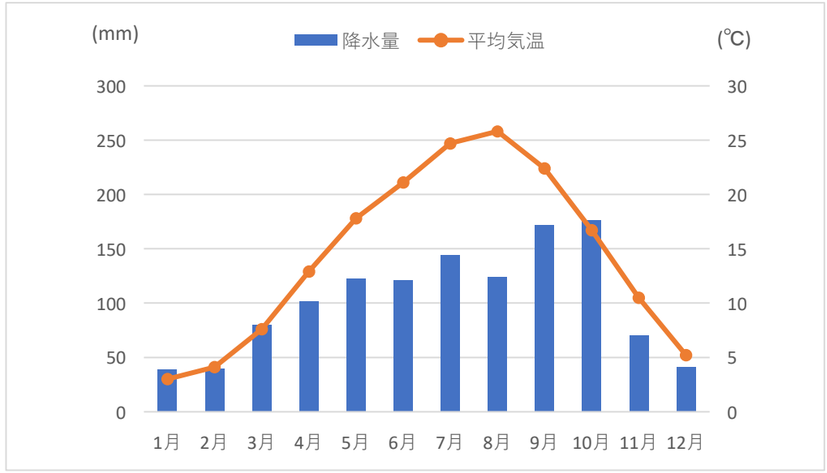 図　過去 30 年間(1991～2020)の月別平均降水量・平均気温（出典：気象庁ホームページ） **第３　社会環境の特性** **１　人口・世帯** 本市の総人口は、令和７年７月１日現在で 41,123 人となっている。平成２年から平成 12 年にかけて増加傾向にあったが、平成 17 年からは、緩やかな減少傾向にある。 世帯数は、毎年、若干の変動はあるものの、全体的には増加傾向にあり、令和７年には 17,817 世帯となっている。 年齢別（３区分）の人口構成比率をみると、令和２年度では 14 歳未満の年少人口が 10.5%、15～64 歳の生産年齢人口が 59.1%、65 歳以上の老年人口が 30.4%となっている。平成２年以降、14 歳以下の年少人口比率が低下し、65 歳以上の老年人口比率が上昇傾向にある。 ※数字は、Ｒ７国勢調査の速報値、確定値は R8.9 頃に発表予定	データの更新

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

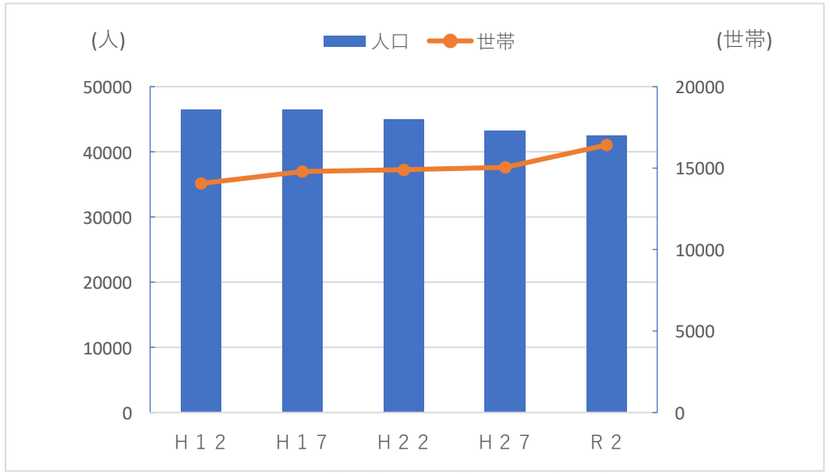

図　人口と世帯の推移（出典：R2 国勢調査）

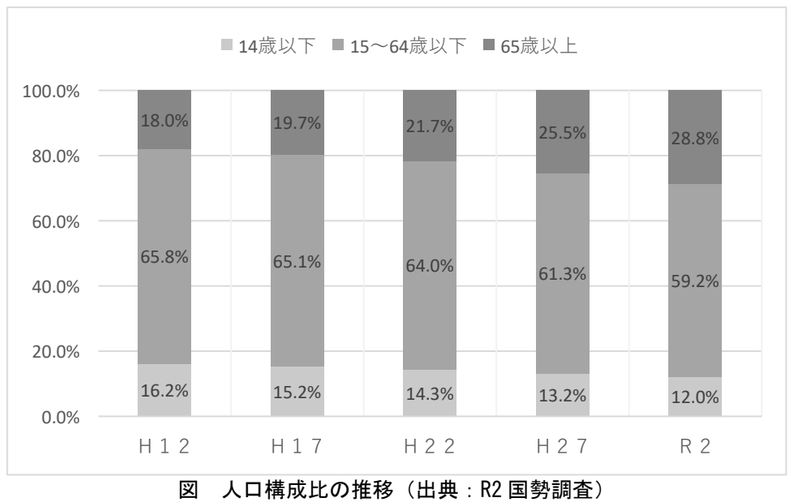

図　人口構成比の推移（出典：R2 国勢調査）

２　産　業

本市の産業別（３部門）就業者割合（平成 27 年国勢調査）は、第一次産業が 6.0%、第二次産業が 36.1%、第三次産業が 54.3%であり、茨城県全体よりも第二次産業がやや高く、第三次産業がやや低い。

市内には 2,171 の事業所があり、19,570 人が従業している（出典：統計　しもつま（平成 28 年６月１日現在）。

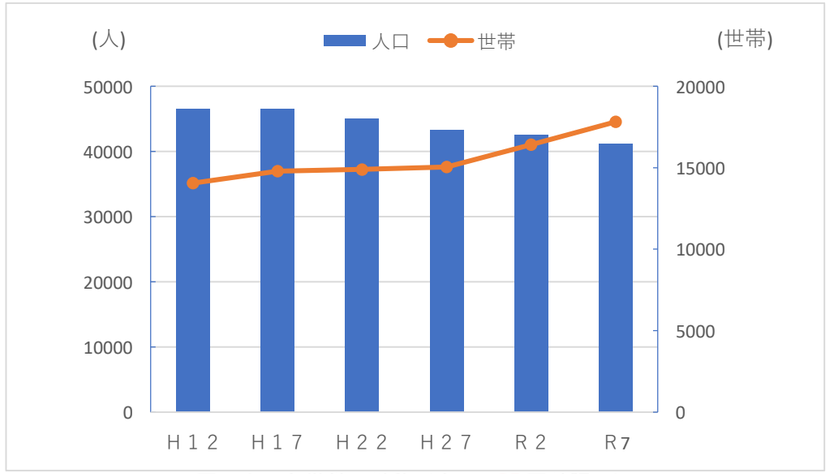

図　人口と世帯の推移（出典：R7 国勢調査）

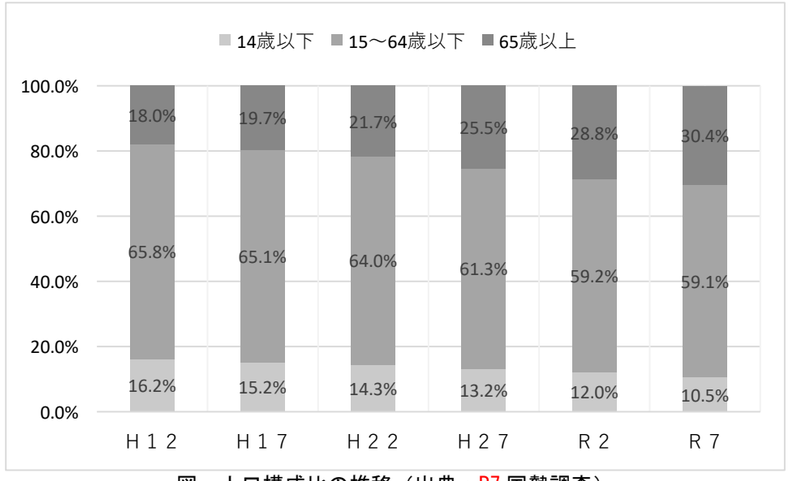

図　人口構成比の推移（出典：R7 国勢調査）

２　産　業

本市の産業別（３部門）就業者割合（令和２年国勢調査）は、第一次産業が 6.1%、第二次産業が 36.9%、第三次産業が 57.0%であり、茨城県全体よりも第二次産業がやや高く、第三次産業がやや低い。

市内には 2,035 の事業所があり、19,328 人が従業している（出典：経済センサス（令和３年６月１日現在）。

データの更新

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
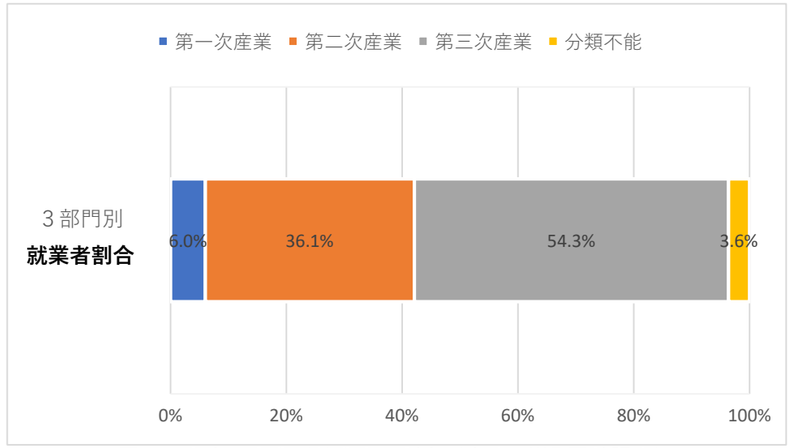 図　下妻市の産業別就業者の割合（出典：H27 国勢調査） **3　土地利用** 本市の総面積は 80.88 ㎢であり、非線引き都市計画区域において、用途地域の指定に基づき、市街地や住宅地、工業団地等の整備を進めている。全般的には、農業的土地利用を中心としており、農地においては土地改良事業の推進により、優良農地の保全に努めている。一方、用途地域内及び市街地周辺部については、土地区画整理事業による計画的な住宅地の形成を進めるとともに、中心市街地の更なる活性化を図っている。 また、北関東自動車道や首都圏中央連絡自動車道の整備などに伴う道路交通体系やつくばエクスプレス沿線開発に伴う広域的環境の変化により、本市においても土地開発が増加しており、今後も、引き続き効率的な土地利用を進めるとともに、豊かな自然と調和しながら、生活環境の向上など地域活力を高める適切な対策を講じる。 **4　公共施設整備状況** 本市は、茨城県西部の中心都市として、市の施設のほか、国や県の出先機関が集まっており、その多くは市役所を中心とする市中心部に集中する。その他、県西部の広域事務組合に係る施設（下妻消防署、ごみ処理施設）などが分布するほか、大字毎に教育施設や公民館、公園等が立地しており、災害時の活動拠点としての役割を担っている。 **5　交通の整備状況** 本市を南北に縦断する関東鉄道常総線（取手ー下館間）は、市内に、騰波ノ江駅・大宝駅・下妻駅・宗道駅の４つの駅があり、市内事業所への通勤、市内高校への通学の手段として、また、市内からは隣接地への通勤・通学、さらには、つくばエクスプレスの開業により、身近になった都心への交通手段として多くの市民に利用されている。	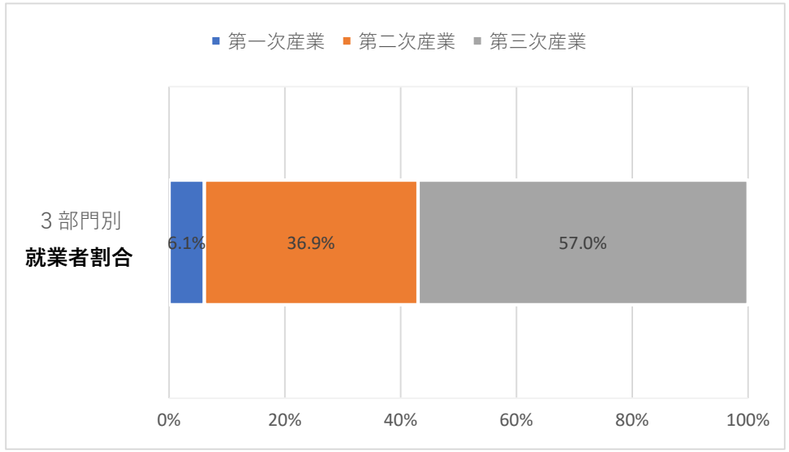 図　下妻市の産業別就業者の割合（出典：R2 国勢調査） **3　土地利用** 本市の総面積は 80.88 ㎢であり、非線引き都市計画区域において、用途地域の指定に基づき、市街地や住宅地、工業団地等の整備を進めている。全般的には、農業的土地利用を中心としており、農地においては土地改良事業の推進により、優良農地の保全に努めている。一方、用途地域内及び市街地周辺部については、土地区画整理事業による計画的な住宅地の形成を進めるとともに、中心市街地の更なる活性化を図っている。 また、北関東自動車道や首都圏中央連絡自動車道の整備などに伴う道路交通体系やつくばエクスプレス沿線開発に伴う広域的環境の変化により、本市においても土地開発が増加しており、今後も、引き続き効率的な土地利用を進めるとともに、豊かな自然と調和しながら、生活環境の向上など地域活力を高める適切な対策を講じる。 **4　公共施設整備状況** 本市は、茨城県西部の中心都市として、市の施設のほか、国や県の出先機関が集まっており、その多くは市役所を中心とする市中心部に集中する。その他、県西部の広域事務組合に係る施設（下妻消防署、ごみ処理施設）などが分布するほか、大字毎に教育施設や公民館、公園等が立地しており、災害時の活動拠点としての役割を担っている。 **5　交通の整備状況** 本市を南北に縦断する関東鉄道常総線（取手ー下館間）は、市内に、騰波ノ江駅・大宝駅・下妻駅・宗道駅の４つの駅があり、市内事業所への通勤、市内高校への通学の手段として、また、市内からは隣接地への通勤・通学、さらには、つくばエクスプレスの開業により、身近になった都心への交通手段として多くの市民に利用されている。	データの更新

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
関東鉄道常総線では、つくばエクスプレスの開業に伴い、近代化策として快速列車の運行やスピードアップ、増便などの整備を行い、利便性の拡大を図ってきた。 反面、市内の路線バスは、土浦方面行きとつくばセンター方面行きの２路線が主体であり、１日の運行回数、平均乗降客数ともに減少傾向にある。 本市の道路網の発達をみると、市域中央部を国道 294 号が南北に縦断しており、市域東西を結ぶ国道 125 号と、堀篭付近で交差している。この二つの国道により、筑西市、つくば市、土浦市、古河市、常総市の各都市との結節が図られ、この他、各県道により結城市、桜川市、坂東市との連接が図られている。市域は全般に低平な地勢を示すため、市域内及び周辺自治体との結節交通状況は総じて良好である。  図　交通網図	関東鉄道常総線では、つくばエクスプレスの開業に伴い、近代化策として快速列車の運行やスピードアップ、増便などの整備を行い、利便性の拡大を図ってきた。 反面、市内の路線バスは、土浦方面行きとつくばセンター方面行きの２路線が主体であり、１日の運行回数、平均乗降客数ともに減少傾向にある。 本市の道路網の発達をみると、市域中央部を国道 294 号が南北に縦断しており、市域東西を結ぶ国道 125 号と、堀篭付近で交差している。この二つの国道により、筑西市、つくば市、土浦市、古河市、常総市の各都市との結節が図られ、この他、各県道により結城市、桜川市、坂東市との連接が図られている。市域は全般に低平な地勢を示すため、市域内及び周辺自治体との結節交通状況は総じて良好である。 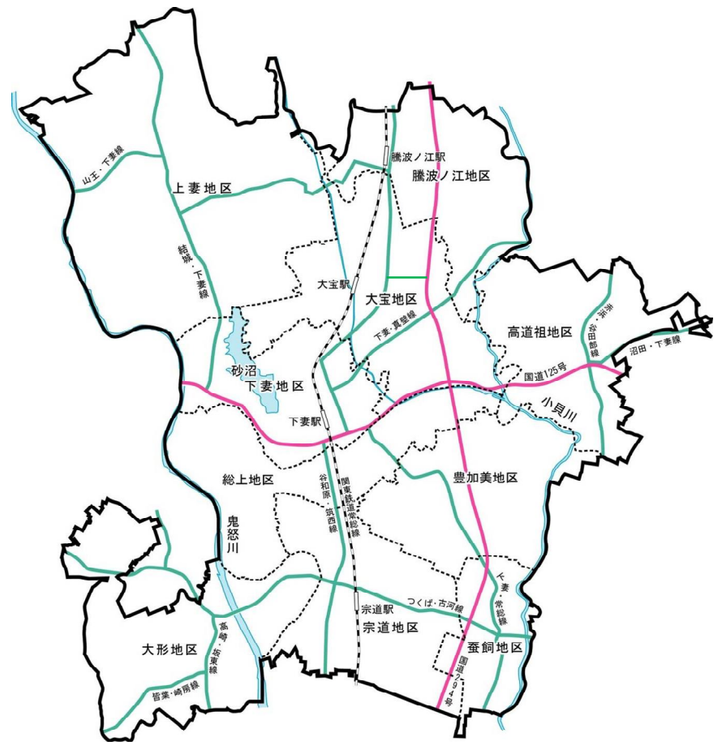 図　交通網図	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

第１章　総則

第３節　下妻市の風水害

第１　風水害の履歴

平成元年以降の茨城県の風水害の履歴は次のようになっている。

番号	年日（号）	内　容
1	平成元．８．５～７（台風第 13 号）	６日 15 時頃銚子市付近に上陸。17 時過ぎに水戸市付近を通過し、７日 24 時頃新潟県村上市の北北西 30 ㎞付近に進み、日本海に抜けた。県内では５日午後から南部を中心に北東の風が強まり、水戸では最大瞬間風速 31.6m/s（６日）を記録した。被害は、住宅被害（全壊５、半壊１、一部損壊１、床上浸水 87、床下浸水 250）、道路破壊 48、崖崩れ５、堤防決壊１、橋梁流失等４、農業被害約１億３千万円、林業被害約１億３千万円、水産被害３千万円
2	平成元．８.26～28（台風第 17 号）	27 日 09 時頃室戸岬付近に上陸。20 時には富士市の北北東約 30 ㎞で日本海に抜けたが、その後も日本海沿岸を進み、28 日 05 時能代市付近に、再び上陸した後、北海道を縦断して 18 時にオホーツク海に抜けた。県内は 27 日朝には全域で雨となり、北部を中心に強雨となった。被害は住宅の一部損壊１、床上浸水１、床下浸水 20、道路損壊 12
3	平成元．９.19～20（台風第 22 号）	19 日 12 時頃九州南部をかすめて本州沿岸を進み、20 日 03 時静岡県沿岸、05 時に房総半島に上陸し、06 時銚子市の南西約 40km で東海上に抜けた。県内では 19 日夕方から雨が降り出し、夜半前には県北部で、明け方頃には南部で強雨となった。被害は住宅の半壊１、床上浸水７、床下浸水 13、道路損壊３等
4	平成２．８．８～10（台風第 11 号）	10 日 07 時頃御前崎付近に上陸。その後 16 時宇都宮市付近、17 時黒磯市付近を通過した後、11 日 02 時に宮古市の北東海上に抜けた。このため、10 日の雨量は南部で 30～100 ㎜前後、北部では 100～250 ㎜以上の大雨となった。被害は負傷者１名、床下浸水１、道路破損１、農業被害約 1,324 万円、田の冠水２ha
5	平成２．９.19～20（台風第 19 号）	19 日 20 時過ぎに紀伊半島に上陸。20 日 04 時には長野市付近で、その後も東北に進み、11 時頃三陸沖に抜けた。県内では 19 日昼前からほぼ全域で雨が降り始め、風は南部を中心に所々で強くなった。また、一部の地域では、竜巻も発生して被害が出た。被害は人的被害（軽傷２名）、住家被害（一部損壊５、その他 13）、非住家被害（全壊１、一部損壊３、その他１）道路損壊３、倒木による被害２、農業被害約５千万円
6	平成２．９.30～10.１（台風第 20 号）	30 日 09 時頃に紀伊半島南部に上陸。その後東海地方を東北東に進み、21 時頃東京湾付近を通って、房総半島の東海上に抜けた。県内では 30 日早朝から雨が降り出し、夕方から宵の内にかけて強雨となった。被害は住家被害（床上浸水１、床下浸水５）、道路の冠水等
7	平成２.11.28～12.1（台風第 28 号）	本州南岸の前線の活動が台風の影響で活発となった。台風は 30 日 14 時頃紀伊半島に上陸。北北東進して 19 時頃四日市市付近で温帯低気圧に変わり、１日 24 時頃日本海に抜けた。県内では 28 日から雨となり、30 日昼頃から次第に風雨ともに強まった。被害は住宅被害（床上浸水１、床下浸水３、一部損壊１）、非住家被害（全壊２、一部損壊１）、道路被害、農業被害約２千万円

第１章　総則

第３節　下妻市の風水害

第１　風水害の履歴

平成元年以降の茨城県の風水害の履歴は次のようになっている。

番号	年日（号）	内　容
1	平成元．８．５～７（台風第 13 号）	６日 15 時頃銚子市付近に上陸。17 時過ぎに水戸市付近を通過し、７日 24 時頃新潟県村上市の北北西 30 ㎞付近に進み、日本海に抜けた。県内では５日午後から南部を中心に北東の風が強まり、水戸では最大瞬間風速 31.6m/s（６日）を記録した。被害は、住宅被害（全壊５、半壊１、一部損壊１、床上浸水 87、床下浸水 250）、道路破壊 48、崖崩れ５、堤防決壊１、橋梁流失等４、農業被害約１億３千万円、林業被害約１億３千万円、水産被害３千万円
2	平成元．８.26～28（台風第 17 号）	27 日 09 時頃室戸岬付近に上陸。20 時には富士市の北北東約 30 ㎞で日本海に抜けたが、その後も日本海沿岸を進み、28 日 05 時能代市付近に、再び上陸した後、北海道を縦断して 18 時にオホーツク海に抜けた。県内は 27 日朝には全域で雨となり、北部を中心に強雨となった。被害は住宅の一部損壊１、床上浸水１、床下浸水 20、道路損壊 12
3	平成元．９.19～20（台風第 22 号）	19 日 12 時頃九州南部をかすめて本州沿岸を進み、20 日 03 時静岡県沿岸、05 時に房総半島に上陸し、06 時銚子市の南西約 40km で東海上に抜けた。県内では 19 日夕方から雨が降り出し、夜半前には県北部で、明け方頃には南部で強雨となった。被害は住宅の半壊１、床上浸水７、床下浸水 13、道路損壊３等
4	平成２．８．８～10（台風第 11 号）	10 日 07 時頃御前崎付近に上陸。その後 16 時宇都宮市付近、17 時黒磯市付近を通過した後、11 日 02 時に宮古市の北東海上に抜けた。このため、10 日の雨量は南部で 30～100 ㎜前後、北部では 100～250 ㎜以上の大雨となった。被害は負傷者１名、床下浸水１、道路破損１、農業被害約 1,324 万円、田の冠水２ha
5	平成２．９.19～20（台風第 19 号）	19 日 20 時過ぎに紀伊半島に上陸。20 日 04 時には長野市付近で、その後も東北に進み、11 時頃三陸沖に抜けた。県内では 19 日昼前からほぼ全域で雨が降り始め、風は南部を中心に所々で強くなった。また、一部の地域では、竜巻も発生して被害が出た。被害は人的被害（軽傷２名）、住家被害（一部損壊５、その他 13）、非住家被害（全壊１、一部損壊３、その他１）道路損壊３、倒木による被害２、農業被害約５千万円
6	平成２．９.30～10.１（台風第 20 号）	30 日 09 時頃に紀伊半島南部に上陸。その後東海地方を東北東に進み、21 時頃東京湾付近を通って、房総半島の東海上に抜けた。県内では 30 日早朝から雨が降り出し、夕方から宵の内にかけて強雨となった。被害は住家被害（床上浸水１、床下浸水５）、道路の冠水等
7	平成２.11.28～12.1（台風第 28 号）	本州南岸の前線の活動が台風の影響で活発となった。台風は 30 日 14 時頃紀伊半島に上陸。北北東進して 19 時頃四日市市付近で温帯低気圧に変わり、１日 24 時頃日本海に抜けた。県内では 28 日から雨となり、30 日昼頃から次第に風雨ともに強まった。被害は住宅被害（床上浸水１、床下浸水３、一部損壊１）、非住家被害（全壊２、一部損壊１）、道路被害、農業被害約２千万円

現行計画（R4.3）			修正案			修正理由等
番号	年日（号）	内　容	番号	年日（号）	内　容	
8	平成３．９.18～21（台風第 18 号）	19 日宵の内に房総半島沖に達し、20 日未明には三陸沖に進み、本州付近の前線の活動が活発となり大雨になった。県内では 18 日午後から雨が降り始め、19 日を中心に大雨となった。被害は負傷者２名、住家被害（全壊３、半壊 24、一部損壊 47、床上浸水 466、床下浸水 2,782）非住家被害 214、崖崩れ 424、道路被害 1,043、農作物の被害約 37 億９千万円（秋雨前線による影響を含む。）	8	平成３．９.18～21（台風第 18 号）	19 日宵の内に房総半島沖に達し、20 日未明には三陸沖に進み、本州付近の前線の活動が活発となり大雨になった。県内では 18 日午後から雨が降り始め、19 日を中心に大雨となった。被害は負傷者２名、住家被害（全壊３、半壊 24、一部損壊 47、床上浸水 466、床下浸水 2,782）非住家被害 214、崖崩れ 424、道路被害 1,043、農作物の被害約 37 億９千万円（秋雨前線による影響を含む。）	
9	平成３.10.10～13（台風第 21 号）	日本の南海上の台風は西から東に進路を変え、13 日昼頃に茨城県に最も接近し、14 日には北海道の南東海上に達した。県内では 10 日夜半前から雨が降り始め、11 日朝のうちから 13 日夕方にかけて大雨となった。被害は住家被害（一部損壊５、床上浸水 31、床下浸水 506）、非住家被害（全壊１、一部損壊２、床上浸水４、床下浸水 26）、道路被害 41 等	9	平成３.10.10～13（台風第 21 号）	日本の南海上の台風は西から東に進路を変え、13 日昼頃に茨城県に最も接近し、14 日には北海道の南東海上に達した。県内では 10 日夜半前から雨が降り始め、11 日朝のうちから 13 日夕方にかけて大雨となった。被害は住家被害（一部損壊５、床上浸水 31、床下浸水 506）、非住家被害（全壊１、一部損壊２、床上浸水４、床下浸水 26）、道路被害 41 等	
10	平成５．８.26～27（台風第 11 号）	27 日 06 時には、八丈島の東約 80 ㎞、その後 15 時には銚子市付近、18 時には水戸市の南東約 50 ㎞、28 日 01 時には仙台市の東約 100 ㎞と、本州の東海上を北北東に進み、11 時 30 分頃には釧路市付近に上陸した。県内では 26 日夕方前から全域で雨となり、27 日朝からは風雨ともに強まり宵の内まで続いた。被害は住家（一部損壊２、床上浸水１、床下浸水 91）、道路被害 10、橋梁流失２、非住家被害４、農業被害約７億６千万円、水産被害約 130 万円等	10	平成５．８.26～27（台風第 11 号）	27 日 06 時には、八丈島の東約 80 ㎞、その後 15 時には銚子市付近、18 時には水戸市の南東約 50 ㎞、28 日 01 時には仙台市の東約 100 ㎞と、本州の東海上を北北東に進み、11 時 30 分頃には釧路市付近に上陸した。県内では 26 日夕方前から全域で雨となり、27 日朝からは風雨ともに強まり宵の内まで続いた。被害は住家（一部損壊２、床上浸水１、床下浸水 91）、道路被害 10、橋梁流失２、非住家被害４、農業被害約７億６千万円、水産被害約 130 万円等	
11	平成５．９．４（台風第 13 号）	３日 16 時には枕崎付近、20 時には延岡市付近、４日 24 時には松山市付近、５日 05 時には鳥取市の北北東約 50 ㎞の日本海に抜けた。このため、県下には暖気が流入し、大気の状態が不安定となり、つくば市で竜巻が発生し、家屋の屋根瓦やビニールハウスに被害が出た。	11	平成５．９．４（台風第 13 号）	３日 16 時には枕崎付近、20 時には延岡市付近、４日 24 時には松山市付近、５日 05 時には鳥取市の北北東約 50 ㎞の日本海に抜けた。このため、県下には暖気が流入し、大気の状態が不安定となり、つくば市で竜巻が発生し、家屋の屋根瓦やビニールハウスに被害が出た。	
12	平成６．９.28～30（台風第 26 号）	29 日夜に紀伊半島に上陸し、30 日早朝日本海に抜けた。この台風の影響により関東南岸にあった停滞前線が活発となり、県下では 29 日昼頃から宵の内にかけて雨が強く降った。被害は住家（全壊２、半壊１、一部損壊４、床下浸水 726）、山崖崩れ 57、道路被害３等	12	平成６．９.28～30（台風第 26 号）	29 日夜に紀伊半島に上陸し、30 日早朝日本海に抜けた。この台風の影響により関東南岸にあった停滞前線が活発となり、県下では 29 日昼頃から宵の内にかけて雨が強く降った。被害は住家（全壊２、半壊１、一部損壊４、床下浸水 726）、山崖崩れ 57、道路被害３等	
13	平成７．９.16～17（台風第 12 号）	16 日に伊豆諸島近海を北上し、17 日には三陸沖に進んだ台風の接近により、総雨量は鹿嶋で 294 ㎜、鉾田で 185 ㎜を記録した。被害は住家被害（半壊１、一部損壊 39、床下浸水 28）、非住家被害 26 等	13	平成７．９.16～17（台風第 12 号）	16 日に伊豆諸島近海を北上し、17 日には三陸沖に進んだ台風の接近により、総雨量は鹿嶋で 294 ㎜、鉾田で 185 ㎜を記録した。被害は住家被害（半壊１、一部損壊 39、床下浸水 28）、非住家被害 26 等	
14	平成８．７.15（ﾀﾞｳﾝﾊﾞｰｽﾄ）	梅雨前線が一時南下し、大気の状態が不安定となった県南西部では、降ひょうを伴う雷雨となり、下館市の川島地区と同市南部にダウンバーストが発生した。被害は死者１名、負傷者 20 名、住家被害（全壊１、半壊 31、一部損壊 1,342）、非住家被害 123 等	14	平成８．７.15（ﾀﾞｳﾝﾊﾞｰｽﾄ）	梅雨前線が一時南下し、大気の状態が不安定となった県南西部では、降ひょうを伴う雷雨となり、下館市の川島地区と同市南部にダウンバーストが発生した。被害は死者１名、負傷者 20 名、住家被害（全壊１、半壊 31、一部損壊 1,342）、非住家被害 123 等	
15	平成８．９.21～23（台風第 17 号）	21 日、本州付近に秋雨前線が停滞した。また、22 日の日中から夜にかけて北東進後、三陸沖に進んだ台風の影響で県内は大雨と強風となった。被害は死者１名、負傷者 13 名、住家被害（全壊２、半壊 12、一部損壊 263、床上浸水 18、床下浸水 450）、非住家被害 28、田畑冠水約 2,200ha 等	15	平成８．９.21～23（台風第 17 号）	21 日、本州付近に秋雨前線が停滞した。また、22 日の日中から夜にかけて北東進後、三陸沖に進んだ台風の影響で県内は大雨と強風となった。被害は死者１名、負傷者 13 名、住家被害（全壊２、半壊 12、一部損壊 263、床上浸水 18、床下浸水 450）、非住家被害 28、田畑冠水約 2,200ha 等	
16	平成９．６.20（台風第７号）	台風は愛知県に上陸後、北東に進んで北関東、福島県を通って太平洋に抜けた。この影響で強風を伴った大雨となり、被害は負傷者１名、住家被害（一部損壊４、床下浸水３）等	16	平成９．６.20（台風第７号）	台風は愛知県に上陸後、北東に進んで北関東、福島県を通って太平洋に抜けた。この影響で強風を伴った大雨となり、被害は負傷者１名、住家被害（一部損壊４、床下浸水３）等	
17	平成 10．８.26～31（前線と台風）	この期間、前線が日本付近に停滞し、台風第４号が日本の南海上をゆっくりと北上した。台風の間接的な影響も加わり、前線に向かって暖かく湿った空気が南から流入して前線の活動が活発となり大雨となった。特に那珂川上流の栃木県那須町では 1,254 ㎜の記録的な降水量となり、河口付近の水戸市でも計画高水位を上回って溢水し被害が出た。水戸市に災害救助法が適用され、被害は、負傷者５名、床上浸水 423 戸、床下浸水 490 戸、被害額は約 35 億 6,800 万円であった。	17	平成 10．８.26～31（前線と台風）	この期間、前線が日本付近に停滞し、台風第４号が日本の南海上をゆっくりと北上した。台風の間接的な影響も加わり、前線に向かって暖かく湿った空気が南から流入して前線の活動が活発となり大雨となった。特に那珂川上流の栃木県那須町では 1,254 ㎜の記録的な降水量となり、河口付近の水戸市でも計画高水位を上回って溢水し被害が出た。水戸市に災害救助法が適用され、被害は、負傷者５名、床上浸水 423 戸、床下浸水 490 戸、被害額は約 35 億 6,800 万円であった。	
18	平成 10．９.15～17（台風第５号）	台風は 16 日明け方静岡県に上陸、その後関東地方から東北地方を縦断した。県内は 15 日夕方から雨が降り出し、16 日には風も強まった。被害は負傷者５名、住家被害（半壊１、一部損壊 34、床上浸水 20、床下浸水 33）、非住家 10 等	18	平成 10．９.15～17（台風第５号）	台風は 16 日明け方静岡県に上陸、その後関東地方から東北地方を縦断した。県内は 15 日夕方から雨が降り出し、16 日には風も強まった。被害は負傷者５名、住家被害（半壊１、一部損壊 34、床上浸水 20、床下浸水 33）、非住家 10 等	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

番号	年日（号）	内　容
19	平成 12．7．7～8 （台風第３号）	台風は７日夜に伊豆諸島に接近、その後スピードを上げながら北上し、８日に房総半島沖から茨城県の沖合を通過した。このため、県内各地で大雨となり、住家被害（一部損壊１、床上浸水 33、床下浸水 209 等）の被害が生じた。
20	平成 14．7．9～11 （台風第６号）	台風は室戸岬沖から本州の南海上を進み、11 日に千葉県富津市付近に上陸後、房総半島を横断し、茨城県沿岸を北上した。この影響により県内は大雨に見舞われ、９日 13 時から 11 日９時までの総雨量は花園で 307 ㎜を記録するなど、県北山沿いを中心に 150～280 ㎜の雨を観測した。また、これと併せて栃木県での大雨により那珂川の水位が上昇し、水府橋観測所では危険水位を１ｍ以上超えた。被害は、住家被害（一部損壊１、床上浸水 14、床下浸水 45）等
21	平成 14.10．1 （台風第 21 号）	三浦半島を通過した台風は、１日の夜、神奈川県川崎市付近に上陸後、茨城県を横断し東北地方の太平洋側を北上した。台風の接近・通過に伴い、県内は１日 18 時頃から東～南東の風が強まり、22 時頃から西～南西の風に変わった。台風が県内を通過した 21～22 時頃には 15m/s の強風が吹き荒れ、潮来市及び鹿嶋市においては電力用鉄塔の倒壊が発生した。その他の被害は負傷者 16 名、住家被害（半壊 10、一部損壊 682、床下浸水２）非住家 227、停電 99、584 戸等
22	平成 15.10.13 （ﾀﾞｳﾝﾊﾞｰｽﾄ等）	関東南部を低気圧が通過し、これに併せて前線が南下、県南、鹿行地域では局地的に雷を伴う激しい雨となった。また、神栖町においてダウンバーストと見られる突風が発生した。被害は、死者２名、負傷者５名、住家被害（一部損壊 46、床上浸水４、床下浸水 108）、非住家被害 46 等
23	平成 16．8．30～31 （台風第 16 号）	日本海を北東に進んだ台風の影響により、31 日午前中には県内全域で強風が吹き、最大瞬間風速は水戸で 25.5m/s を観測した。被害は負傷者３名等
24	平成 16.10．9 （台風第 22 号）	台風は伊豆半島に上陸後、千葉市付近から茨城県南部を通過したため、県内全域で強風・大雨となり、総雨量は鹿嶋で 259 ㎜、江戸崎で 211 ㎜を記録するなど、県南部で 200 ㎜を超す大雨となった。被害は負傷者６名、住家被害（一部損壊 50、床上浸水９、床下浸水 156）、非住家被害４等
25	平成 16.10.20～21 （台風第 23 号）	台風は高知県に上陸後、関東甲信地方を経て茨城県南部を通過し、太平洋に抜けた。その影響により総雨量は県全域で 150 ㎜～200 ㎜の大雨となり、協和で 206 ㎜、笠間で 201 ㎜を記録した。被害は負傷者２名、住家被害（一部損壊２、床上浸水９、床下浸水 210）、非住家被害 128、田畑流失・埋没約 5,250ha、田畑冠水約 940ha 等
26	平成 19．9．6～7 （台風第９号）	台風は、関東の南海上を北上し、７日２時には神奈川県に上陸した。その後関東地方を北上して、県内でも大雨となり、総雨量は北茨城市花園で 267 ㎜、高萩市大能で 231 ㎜を記録した。被害は、負傷者 10 名、住家被害（床上浸水１、床下浸水１）
27	平成 21.10．8 （台風第 18 号）	台風は８日 12 時頃に最接近し、７日 11 時から８日 11 時までの総降水量は、花園で 167.0 ㎜、北茨城で 129.5 ㎜、大能で 116.5 ㎜、日立で 130.0 ㎜、柿岡で 102.5 ㎜を観測した。また、８日朝に土浦市、龍ヶ崎市及び利根町で竜巻が発生した。被害は、負傷者 15 名、住家被害（半壊 34、一部損壊 222、床上浸水１、床下浸水 19）
28	平成 23．9．21 （台風第 15 号）	台風第 15 号の影響で県内の所々で総降水量（19 日 18 時～21 日 24 時）が 100 ㎜を超え、北茨城市花園では 288.0 ㎜を観測した。日最大瞬間風速は、北茨城市で南南東 31.2m/s、笠間市で南 30.2m/s、下妻市で南南東 31.6m/s、龍ケ崎市で南 31.4m/s（21 日 19 時 01 分）を観測した。 県内の被害は、死者１名、負傷者 15 名（重傷１、軽傷 11）、住家被害（半壊３、一部損壊 47、床上浸水 52、床下浸水 88）

番号	年日（号）	内　容
19	平成 12．7．7～8 （台風第３号）	台風は７日夜に伊豆諸島に接近、その後スピードを上げながら北上し、８日に房総半島沖から茨城県の沖合を通過した。このため、県内各地で大雨となり、住家被害（一部損壊１、床上浸水 33、床下浸水 209 等）の被害が生じた。
20	平成 14．7．9～11 （台風第６号）	台風は室戸岬沖から本州の南海上を進み、11 日に千葉県富津市付近に上陸後、房総半島を横断し、茨城県沿岸を北上した。この影響により県内は大雨に見舞われ、９日 13 時から 11 日９時までの総雨量は花園で 307 ㎜を記録するなど、県北山沿いを中心に 150～280 ㎜の雨を観測した。また、これと併せて栃木県での大雨により那珂川の水位が上昇し、水府橋観測所では危険水位を１ｍ以上超えた。被害は、住家被害（一部損壊１、床上浸水 14、床下浸水 45）等
21	平成 14.10．1 （台風第 21 号）	三浦半島を通過した台風は、１日の夜、神奈川県川崎市付近に上陸後、茨城県を横断し東北地方の太平洋側を北上した。台風の接近・通過に伴い、県内は１日 18 時頃から東～南東の風が強まり、22 時頃から西～南西の風に変わった。台風が県内を通過した 21～22 時頃には 15m/s の強風が吹き荒れ、潮来市及び鹿嶋市においては電力用鉄塔の倒壊が発生した。その他の被害は負傷者 16 名、住家被害（半壊 10、一部損壊 682、床下浸水２）非住家 227、停電 99、584 戸等
22	平成 15.10.13 （ﾀﾞｳﾝﾊﾞｰｽﾄ等）	関東南部を低気圧が通過し、これに併せて前線が南下、県南、鹿行地域では局地的に雷を伴う激しい雨となった。また、神栖町においてダウンバーストと見られる突風が発生した。被害は、死者２名、負傷者５名、住家被害（一部損壊 46、床上浸水４、床下浸水 108）、非住家被害 46 等
23	平成 16．8．30～31 （台風第 16 号）	日本海を北東に進んだ台風の影響により、31 日午前中には県内全域で強風が吹き、最大瞬間風速は水戸で 25.5m/s を観測した。被害は負傷者３名等
24	平成 16.10．9 （台風第 22 号）	台風は伊豆半島に上陸後、千葉市付近から茨城県南部を通過したため、県内全域で強風・大雨となり、総雨量は鹿嶋で 259 ㎜、江戸崎で 211 ㎜を記録するなど、県南部で 200 ㎜を超す大雨となった。被害は負傷者６名、住家被害（一部損壊 50、床上浸水９、床下浸水 156）、非住家被害４等
25	平成 16.10.20～21 （台風第 23 号）	台風は高知県に上陸後、関東甲信地方を経て茨城県南部を通過し、太平洋に抜けた。その影響により総雨量は県全域で 150 ㎜～200 ㎜の大雨となり、協和で 206 ㎜、笠間で 201 ㎜を記録した。被害は負傷者２名、住家被害（一部損壊２、床上浸水９、床下浸水 210）、非住家被害 128、田畑流失・埋没約 5,250ha、田畑冠水約 940ha 等
26	平成 19．9．6～7 （台風第９号）	台風は、関東の南海上を北上し、７日２時には神奈川県に上陸した。その後関東地方を北上して、県内でも大雨となり、総雨量は北茨城市花園で 267 ㎜、高萩市大能で 231 ㎜を記録した。被害は、負傷者 10 名、住家被害（床上浸水１、床下浸水１）
27	平成 21.10．8 （台風第 18 号）	台風は８日 12 時頃に最接近し、７日 11 時から８日 11 時までの総降水量は、花園で 167.0 ㎜、北茨城で 129.5 ㎜、大能で 116.5 ㎜、日立で 130.0 ㎜、柿岡で 102.5 ㎜を観測した。また、８日朝に土浦市、龍ヶ崎市及び利根町で竜巻が発生した。被害は、負傷者 15 名、住家被害（半壊 34、一部損壊 222、床上浸水１、床下浸水 19）
28	平成 23．9．21 （台風第 15 号）	台風第 15 号の影響で県内の所々で総降水量（19 日 18 時～21 日 24 時）が 100 ㎜を超え、北茨城市花園では 288.0 ㎜を観測した。日最大瞬間風速は、北茨城市で南南東 31.2m/s、笠間市で南 30.2m/s、下妻市で南南東 31.6m/s、龍ケ崎市で南 31.4m/s（21 日 19 時 01 分）を観測した。 県内の被害は、死者１名、負傷者 15 名（重傷１、軽傷 11）、住家被害（半壊３、一部損壊 47、床上浸水 52、床下浸水 88）

現行計画（R4.3）			修正案			修正理由等
番号	年日（号）	内　容	番号	年日（号）	内　容	
29	平成 24．５．６ （竜巻）	県内３地域（常総市～つくば市、筑西市～桜川市、栃木県真岡市～常陸大宮市）で竜巻が発生し、常総市からつくば市にかけては国内最大級となるＦ３の強さの竜巻であった。被害は、死者１名、負傷者 41 名、住家被害 838 棟（全壊 89、半壊 193、一部損壊 556）、非住家被害 660 棟（全壊 139、半壊 70、一部損壊 451）	29	平成 24．５．６ （竜巻）	県内３地域（常総市～つくば市、筑西市～桜川市、栃木県真岡市～常陸大宮市）で竜巻が発生し、常総市からつくば市にかけては国内最大級となるＦ３の強さの竜巻であった。被害は、死者１名、負傷者 41 名、住家被害 838 棟（全壊 89、半壊 193、一部損壊 556）、非住家被害 660 棟（全壊 139、半壊 70、一部損壊 451）	
30	平成 25.10.15 （台風第 26 号）	台風は日本の南海上を北上し、16 日に房総半島沖を北東に進んで三陸沖に達した。 県では、15 日夜から 16 日にかけて大雨、暴風、高波の影響を受け、鹿行地域を中心に非常に激しい雨となり、鹿嶋市では 16 日 05 時 54 分までの１時間に 62.5 ㎜を、鉾田市では 16 日 06 時 27 分までの１時間に 53.5 ㎜を観測した。 また、降り始めからの総降水量は鹿嶋市で 362.5 ㎜、鉾田市で 317.0 ㎜となるなど、県内各地で大雨となった。16 日未明からは風も強まり、北茨城市では 10 時 56 分に西北西 32.2m/s の最大瞬間風速を観測するなど、県内各地で軒並み 20m/s を超える最大瞬間風速を観測した。 県内の被害は、負傷者 15 名（重傷１、軽傷 12）、住家被害（全壊５、半壊８、一部損壊 55、床上浸水 104、床下浸水 389）、がけ崩れ 525 箇所	30	平成 25.10.15 （台風第 26 号）	台風は日本の南海上を北上し、16 日に房総半島沖を北東に進んで三陸沖に達した。 県では、15 日夜から 16 日にかけて大雨、暴風、高波の影響を受け、鹿行地域を中心に非常に激しい雨となり、鹿嶋市では 16 日 05 時 54 分までの１時間に 62.5 ㎜を、鉾田市では 16 日 06 時 27 分までの１時間に 53.5 ㎜を観測した。 また、降り始めからの総降水量は鹿嶋市で 362.5 ㎜、鉾田市で 317.0 ㎜となるなど、県内各地で大雨となった。16 日未明からは風も強まり、北茨城市では 10 時 56 分に西北西 32.2m/s の最大瞬間風速を観測するなど、県内各地で軒並み 20m/s を超える最大瞬間風速を観測した。 県内の被害は、負傷者 15 名（重傷１、軽傷 12）、住家被害（全壊５、半壊８、一部損壊 55、床上浸水 104、床下浸水 389）、がけ崩れ 525 箇所	
31	平成 26.10．５～６ （台風第 18 号）	台風は日本の南岸を進み、６日８時過ぎに静岡県に上陸、６日昼前に茨城県南部を通過した。 県では前線の影響で５日朝から雨が降り始め、１時間雨量が笠間で 48.5 ㎜、柿岡で 47.0 ㎜など、県南、県西を中心に各地で激しい雨となった。降り始めからの総降水量も柿岡 278.5 ㎜、笠間 269.0 ㎜を観測した。また、６日には鹿嶋で南東 21.5 m/s、水戸で東北東 21.4m/s、日立で北西 21.1m/s など、各地で 20m/s 前後の最大瞬間風速を観測した。 県内の被害は、死者２名、軽傷２名、住家被害（一部損壊６、床上浸水 12、床下浸水 115）、農産物等への推計被害金額が 278,649 千円となっており、９市町で避難勧告を発令している。	31	平成 26.10．５～６ （台風第 18 号）	台風は日本の南岸を進み、６日８時過ぎに静岡県に上陸、６日昼前に茨城県南部を通過した。 県では前線の影響で５日朝から雨が降り始め、１時間雨量が笠間で 48.5 ㎜、柿岡で 47.0 ㎜など、県南、県西を中心に各地で激しい雨となった。降り始めからの総降水量も柿岡 278.5 ㎜、笠間 269.0 ㎜を観測した。また、６日には鹿嶋で南東 21.5 m/s、水戸で東北東 21.4m/s、日立で北西 21.1m/s など、各地で 20m/s 前後の最大瞬間風速を観測した。 県内の被害は、死者２名、軽傷２名、住家被害（一部損壊６、床上浸水 12、床下浸水 115）、農産物等への推計被害金額が 278,649 千円となっており、９市町で避難勧告を発令している。	
32	平成 27．９．９～10 （関東・東北豪雨）	７日 21 時に日本の南で発生した台風第 18 号は、９日９時過ぎに渥美半島を通過し、９時半頃愛知県西尾市付近に上陸。15 時には温帯低気圧に変わった。 ９日は、台風や台風から変わった低気圧に向かって、湿った空気が流れ込んだ影響で大雨となり、特に県西地域では非常に激しい雨となった所があった。 ７日 18 時から 11 日 12 時までの雨量は、古河で 297.5 ㎜、坂東で 265.0 ㎜、下妻で 228.5 ㎜など、南部を中心に 200 ㎜を超えた所があった。最大１時間降水量は、石岡市柿岡で 56.0 ㎜（10 日 07 時 09 分までの１時間）、常陸太田市中野で 49.5 ㎜（10 日 09 時 39 分までの１時間）、小美玉市美野里で 46.0 ㎜（10 日 08 時 20 分までの１時間）を観測。月最大 24 時間降水量は、古河で 247.0 ㎜（10 日 05 時 00 分までの 24 時間）となり、統計開始以来の記録第１位となった。線状降水帯による鬼怒川上流域への集中豪雨により常総市若宮戸で溢水、同市三坂町で堤防が決壊した。 古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、八千代町、境町に災害救助法が適用された。 被害は、死者 15 名（災害関連死 12 名含む。）、負傷者 56 名、全壊 54 棟、半壊 5,542 棟、床上浸水 230 棟、床下浸水 3,880 戸、被害額は約 360 億 8,424 万円であった。	32	平成 27．９．９～10 （関東・東北豪雨）	７日 21 時に日本の南で発生した台風第 18 号は、９日９時過ぎに渥美半島を通過し、９時半頃愛知県西尾市付近に上陸。15 時には温帯低気圧に変わった。 ９日は、台風や台風から変わった低気圧に向かって、湿った空気が流れ込んだ影響で大雨となり、特に県西地域では非常に激しい雨となった所があった。 ７日 18 時から 11 日 12 時までの雨量は、古河で 297.5 ㎜、坂東で 265.0 ㎜、下妻で 228.5 ㎜など、南部を中心に 200 ㎜を超えた所があった。最大１時間降水量は、石岡市柿岡で 56.0 ㎜（10 日 07 時 09 分までの１時間）、常陸太田市中野で 49.5 ㎜（10 日 09 時 39 分までの１時間）、小美玉市美野里で 46.0 ㎜（10 日 08 時 20 分までの１時間）を観測。月最大 24 時間降水量は、古河で 247.0 ㎜（10 日 05 時 00 分までの 24 時間）となり、統計開始以来の記録第１位となった。線状降水帯による鬼怒川上流域への集中豪雨により常総市若宮戸で溢水、同市三坂町で堤防が決壊した。 古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、八千代町、境町に災害救助法が適用された。 被害は、死者16名（災害関連死13名含む。）、負傷者56名、全壊54棟、半壊5,542棟、床上浸水230棟、床下浸水3,880戸、被害額は約406億6,670万円であった。	データ更新 （県計画との整合）

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

番号	年日（号）	内　容
33	平成 28．8．22～24 （台風第９号）	台風は 22 日６時には三宅島の南南西を北に進み、22 日 12 時半頃、千葉県館山市付近に上陸、その後、関東地方から東北地方を北から北北東に進んだ。 県では台風の接近、通過により 22 日昼過ぎから夕方にかけて雨が強まり、１時間降水量が北茨城市花園で 50.0 ㎜（15 時 43 分）の非常に激しい雨、古河で 35.0 ㎜（12 時 56 分）の激しい雨となった。21 日 21 時から 22 日 24 時までの総降水量は、北茨城市花園で 146.0 ㎜、古河で 142.0 ㎜、高萩市大能で 127.5 ㎜など、多い所で 100 ㎜を超える大雨となった。また、22 日の午後には風が強まり、龍ケ崎で東南東 32.0m/s、北茨城で南 27.1m/s、鹿嶋で南東 27.0m/s など、30m/s 前後の最大瞬間風速を観測した。 県内の被害は、負傷者 19 名、住家被害 217 件（一部損壊 27、床上浸水 12、床下浸水 178）であった。
34	平成 29.10.21～23 （台風第 21 号）	台風は、発達しながらフィリピンの東海上を北上し、21 日には超大型で非常に強い勢力となり、22 日にかけて非常に強い勢力を保ったまま、次第に速度を上げて日本の南を北上し、23 日３時頃に超大型の強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま東海地方及び関東地方を北東に進んだ。 県では、台風の接近、通過により 22 日昼前から雨が強まりはじめ、１時間降水量が古河で 27.5 ㎜（23 日 04 時 06 分）、北茨城市花園で 26.5 ㎜（23 日 05 時 23 分）の強い雨となった。20 日 12 時から 23 日 15 時までの総降水量は、北茨城市花園で 267.5 ㎜、高萩市大能で 217.0 ㎜など大雨となった。 県内の被害は、死者１名、負傷者７名（重傷１、軽傷６）、住家被害７件（全壊１、床下浸水５、一部損壊１）
35	平成 30．３．１ （突風）	低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となり、行方市で突風が発生した。 県内の被害は、負傷者４名（全て軽傷）、住家被害５件（全壊１、半壊１、一部損壊 105）
36	平成 30．８．６～９ （台風第 13 号）	台風は、９日に関東地方にかなり接近して昼前にかけて関東の東の海上を北に進んだ。 県では、前線や台風の接近により６日から９日にかけて、１時間降水量が大子で 45.0 ㎜（６日 17 時 12 分）、石岡市柿岡で 41.5 ㎜（７日 02 時 16 分）の激しい雨となり、６日 14 時から９日 24 時までの総降水量は、北茨城市花園で 181.5 ㎜、高萩市大能で 130.5 ㎜など、大雨となった。また、台風の中心が茨城県に最も接近した９日は、水戸で北東 21.6m/s、鹿嶋で北 20.9m/s、北茨城で北北東 19.9m/s の最大瞬間風速を観測した。 県内の被害は、負傷者２名（重傷１、軽傷１）、住家被害４件（全壊１、半壊３、一部損壊１）、がけ崩れ２箇所
37	平成 30．９．29～ 10．１ （台風第 24 号）	台風は、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して 30 日 20 時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま更に速度を速めて東海、関東甲信、東北地方を北東に進み、10 月１日 12 時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。 県では、台風の中心が最も接近した 10 月１日は、笠間で南 35.4m/s、つくばで南南西 32.7m/s、筑西市下館で南東 32.5m/s の最大瞬間風速を観測した。前線や台風の接近により９月 29 日から 10 月１日にかけて、１時間降水量が高萩市大能で 42.0 ㎜、北茨城市花園で 39.5 ㎜、龍ケ崎で 37.0 ㎜の激しい雨となり、９月 29 日４時から 10 月１日６時までの総降水量は、北茨城市花園で 110.0 ㎜、高萩市大能で 98.0 ㎜など大雨となった。 県内の被害は、負傷者８名（全て軽傷）、住家被害 203 件（半壊 15、一部損壊 188）

※　被害状況等は「災害の記録」各年版による。

番号	年日（号）	内　容
33	平成 28．８．22～24 （台風第９号）	台風は 22 日６時には三宅島の南南西を北に進み、22 日 12 時半頃、千葉県館山市付近に上陸、その後、関東地方から東北地方を北から北北東に進んだ。 県では台風の接近、通過により 22 日昼過ぎから夕方にかけて雨が強まり、１時間降水量が北茨城市花園で 50.0 ㎜（15 時 43 分）の非常に激しい雨、古河で 35.0 ㎜（12 時 56 分）の激しい雨となった。21 日 21 時から 22 日 24 時までの総降水量は、北茨城市花園で 146.0 ㎜、古河で 142.0 ㎜、高萩市大能で 127.5 ㎜など、多い所で 100 ㎜を超える大雨となった。また、22 日の午後には風が強まり、龍ケ崎で東南東 32.0m/s、北茨城で南 27.1m/s、鹿嶋で南東 27.0m/s など、30m/s 前後の最大瞬間風速を観測した。 県内の被害は、負傷者 19 名、住家被害 217 件（一部損壊 27、床上浸水 12、床下浸水 178）であった。
34	平成 29.10.21～23 （台風第 21 号）	台風は、発達しながらフィリピンの東海上を北上し、21 日には超大型で非常に強い勢力となり、22 日にかけて非常に強い勢力を保ったまま、次第に速度を上げて日本の南を北上し、23 日３時頃に超大型の強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま東海地方及び関東地方を北東に進んだ。 県では、台風の接近、通過により 22 日昼前から雨が強まりはじめ、１時間降水量が古河で 27.5 ㎜（23 日 04 時 06 分）、北茨城市花園で 26.5 ㎜（23 日 05 時 23 分）の強い雨となった。20 日 12 時から 23 日 15 時までの総降水量は、北茨城市花園で 267.5 ㎜、高萩市大能で 217.0 ㎜など大雨となった。 県内の被害は、死者１名、負傷者７名（重傷１、軽傷６）、住家被害７件（全壊１、床下浸水５、一部損壊１）
35	平成 30．３．１ （突風）	低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となり、行方市で突風が発生した。 県内の被害は、負傷者４名（全て軽傷）、住家被害５件（全壊１、半壊１、一部損壊 105）
36	平成 30．８．６～９ （台風第 13 号）	台風は、９日に関東地方にかなり接近して昼前にかけて関東の東の海上を北に進んだ。 県では、前線や台風の接近により６日から９日にかけて、１時間降水量が大子で 45.0 ㎜（６日 17 時 12 分）、石岡市柿岡で 41.5 ㎜（７日 02 時 16 分）の激しい雨となり、６日 14 時から９日 24 時までの総降水量は、北茨城市花園で 181.5 ㎜、高萩市大能で 130.5 ㎜など、大雨となった。また、台風の中心が茨城県に最も接近した９日は、水戸で北東 21.6m/s、鹿嶋で北 20.9m/s、北茨城で北北東 19.9m/s の最大瞬間風速を観測した。 県内の被害は、負傷者２名（重傷１、軽傷１）、住家被害４件（全壊１、半壊３、一部損壊１）、がけ崩れ２箇所
37	平成 30．９．29～ 10．１ （台風第 24 号）	台風は、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して 30 日 20 時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま更に速度を速めて東海、関東甲信、東北地方を北東に進み、10 月１日 12 時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。 県では、台風の中心が最も接近した 10 月１日は、笠間で南 35.4m/s、つくばで南南西 32.7m/s、筑西市下館で南東 32.5m/s の最大瞬間風速を観測した。前線や台風の接近により９月 29 日から 10 月１日にかけて、１時間降水量が高萩市大能で 42.0 ㎜、北茨城市花園で 39.5 ㎜、龍ケ崎で 37.0 ㎜の激しい雨となり、９月 29 日４時から 10 月１日６時までの総降水量は、北茨城市花園で 110.0 ㎜、高萩市大能で 98.0 ㎜など大雨となった。 県内の被害は、負傷者８名（全て軽傷）、住家被害 203 件（半壊 15、一部損壊 188）

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	番号 / 年日（号） / 内　容 38 / 令和1.10.12～10.13（台風第19号（令和元年東日本台風）） / 10月6日3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、大型で猛烈な台風に発達した後、日本の南を北上した。台風は、大型で強い勢力を保ったまま、12日19時前に伊豆半島に上陸し、関東地方を通過した後、13日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。 台風の影響による記録的な大雨により、12日19時50分から大雨特別警報が最大20市町村で発表された。 10月10日18時から10月13日09時までの総降水量は、花園（北茨城市）で479.0ミリ、大能（高萩市）で405.5ミリ、徳田（常陸太田市）で345.0ミリなど大雨となった。期間最大1時間降水量は、花園（北茨城市）で60.0ミリ（12日20時21分まで）、大能（高萩市）で52.0ミリ（12日16時26分まで）など非常に激しい雨となった所があった。また、県内では強い風が吹き、最大瞬間風速は、つくば（つくば市）で32.5メートル（南南東、12日22時08分）、鹿嶋（鹿嶋市）で30.7メートル（南南東、12日20時37分）を観測した。 久慈川では、大子町にある久慈川橋水位観測地点の水位が、13日0時40分には7.69ｍの計画高に迫り、大子町では護岸崩壊などが起き、下流の常陸大宮市や久慈川水系里川、浅川の流域でもある常陸太田市において堤防決壊や越水などが発生した。 この雨の影響では、ＪＲ水郡線の大子町の袋田―常陸大子間の第６久慈川橋が流され、西金―上小川間の第2久慈川橋も傾き不通となった。 また、那珂川、那珂川水系藤井川においても、常陸大宮市をはじめ那珂市、水戸市で、堤防決壊や越水などが発生するなど、県内各地で甚大な被害が発生した。 被害は、死者2名、行方不明者1名、負傷者20名（中等症7名、軽症13名）、住家被害4,004棟（全壊146、半壊1、590、一部損壊1,721、床上浸水104、床下浸水443、）被害額199億7035万円（農林水産業被害額合計7,653,889千円、中小企業推計被害額合計12,316,463千円）等であった。 ※　被害状況等は「災害の記録」各年版による。	データ更新 （県計画との整合）

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第２　下妻市に被害をもたらす可能性のある水害 **１　鬼怒川のはん濫** 市は、国土交通省下館河川事務所が平成 28 年８月２日に指定した利根川水系鬼怒川の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）を基に下妻市洪水ハザードマップを作成した。このマップは、想定される最大規模の降雨（鬼怒川流域・石井上流域の 72 時間総雨量 669 ㎜）によって、鬼怒川がはん濫した場合に、浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）と、その浸水深を表示している。 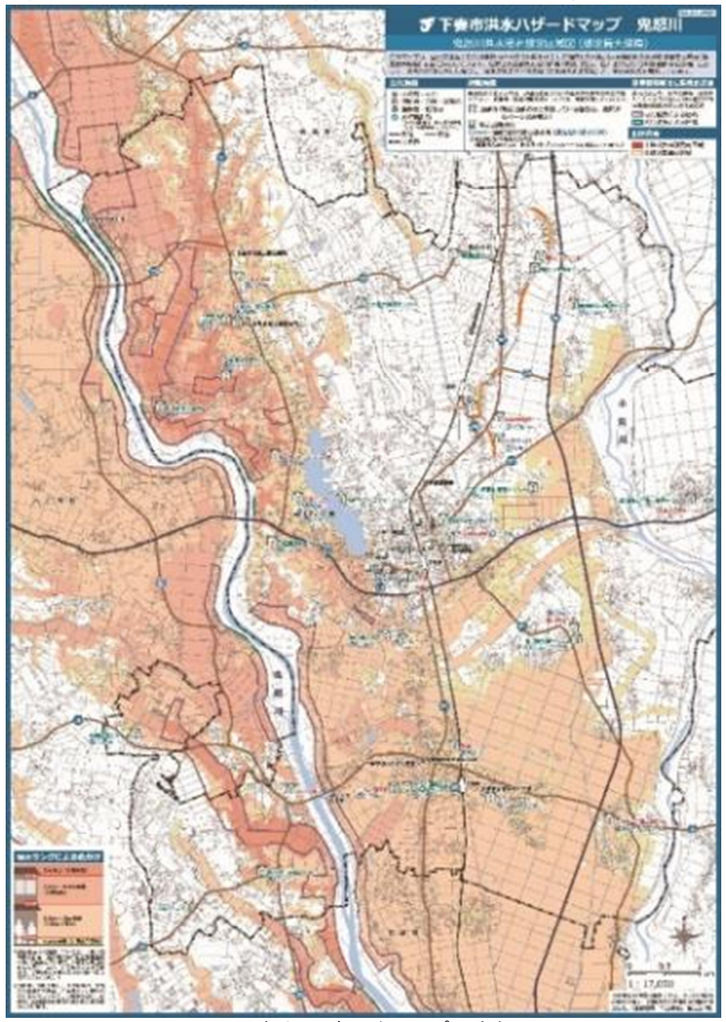 図　下妻市ハザードマップ　鬼怒川	**第２　下妻市に被害をもたらす可能性のある水害** **１　鬼怒川のはん濫** 市は、国土交通省下館河川事務所が平成 28 年８月２日に指定した利根川水系鬼怒川の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）を基に下妻市洪水ハザードマップを作成した。このマップは、想定される最大規模の降雨（鬼怒川流域・石井上流域の 72 時間総雨量 669 ㎜）によって、鬼怒川がはん濫した場合に、浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）と、その浸水深を表示している。 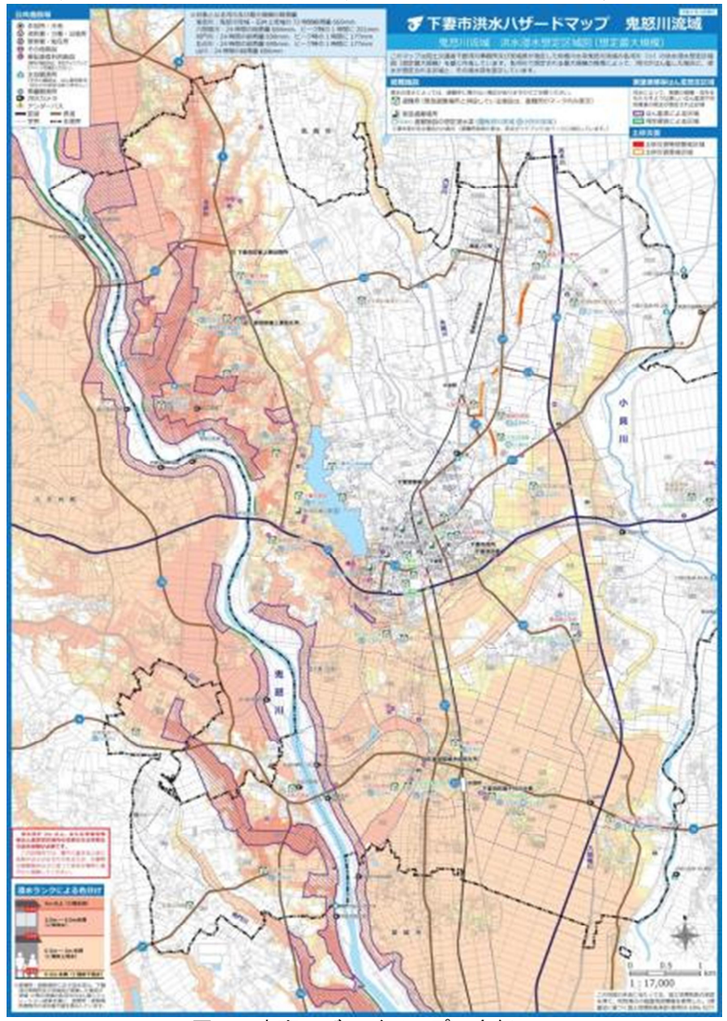 図　下妻市ハザードマップ　鬼怒川	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
２　小貝川のはん濫 市は、国土交通省下館河川事務所が平成 29 年３月 21 日に指定した利根川水系小貝川の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）を基に下妻市洪水ハザードマップを作成した。このマップは、想定される最大規模の降雨（小貝川流域・黒子上流域の 72 時間総雨量 778 ㎜）によって、小貝川がはん濫した場合に、浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）と、その浸水深を表示している。 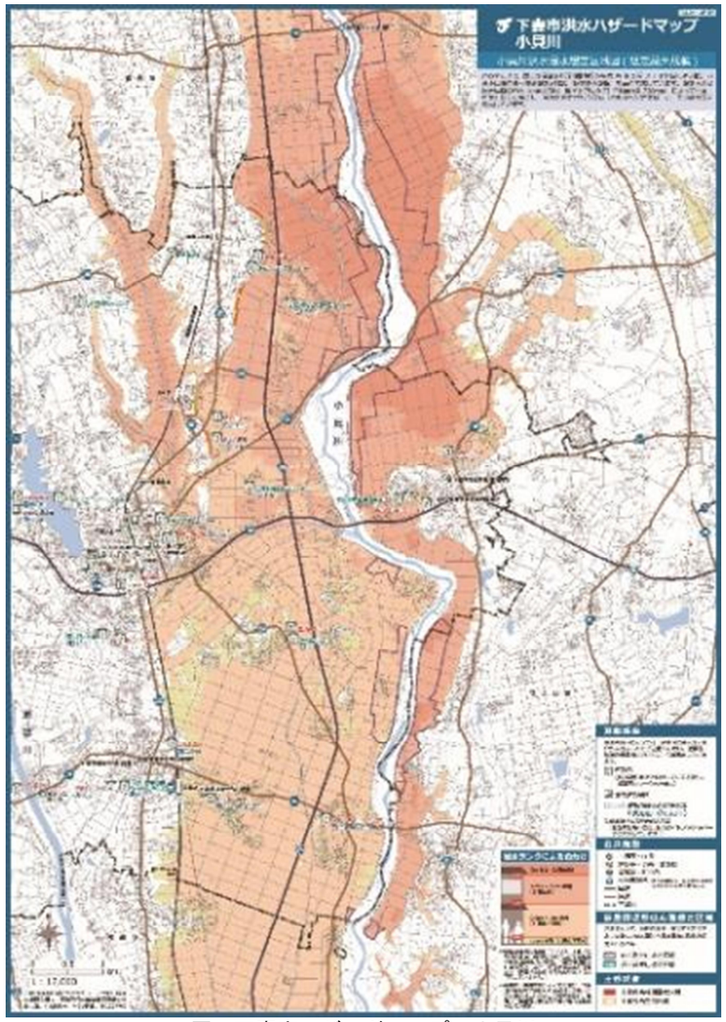 図　下妻市ハザードマップ　小貝川	**２　小貝川のはん濫** 市は、国土交通省下館河川事務所が平成 29 年３月 21 日に指定した利根川水系小貝川の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）を基に下妻市洪水ハザードマップを作成した。このマップは、想定される最大規模の降雨（小貝川流域・黒子上流域の 72 時間総雨量 778 ㎜）によって、小貝川がはん濫した場合に、浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）と、その浸水深を表示している。 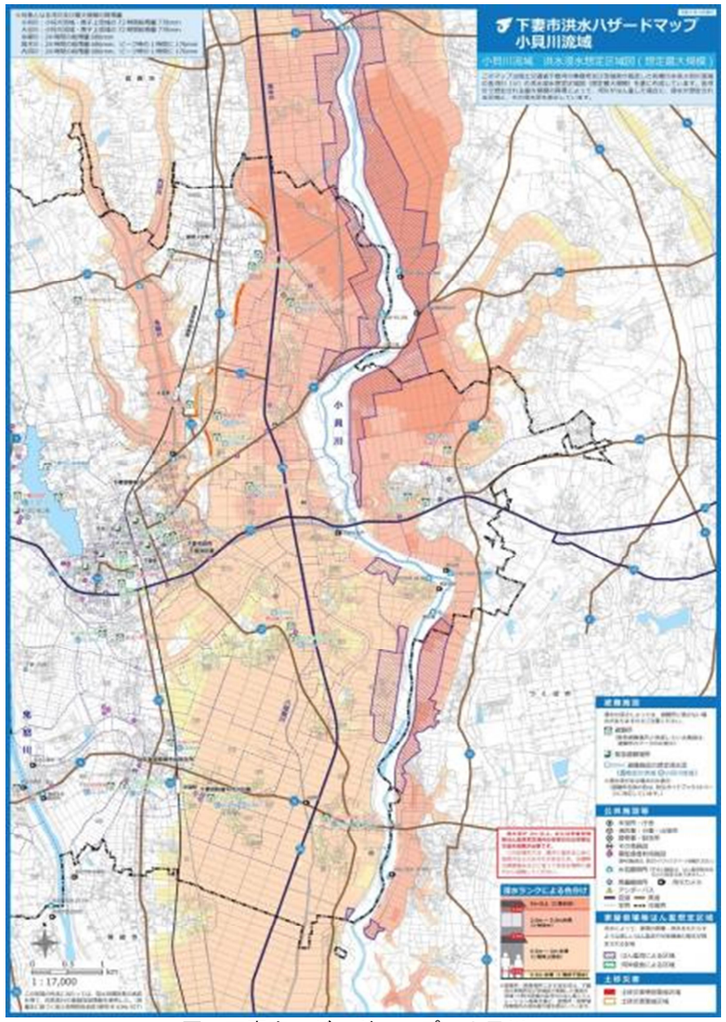 図　下妻市ハザードマップ　小貝川	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

3　大谷川のはん濫

以下示す浸水想定区域図等は、河川管理者である国土交通省下館河川事務所が作成したものである。

指定時点の大谷川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる既往最大の洪水である昭和 61 年８月相当（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が概ね 1／150（約 0.7%））の降雨に伴う洪水により大谷川がはん濫した場合の浸水の状況を、シミュレーションにより予測したものである。

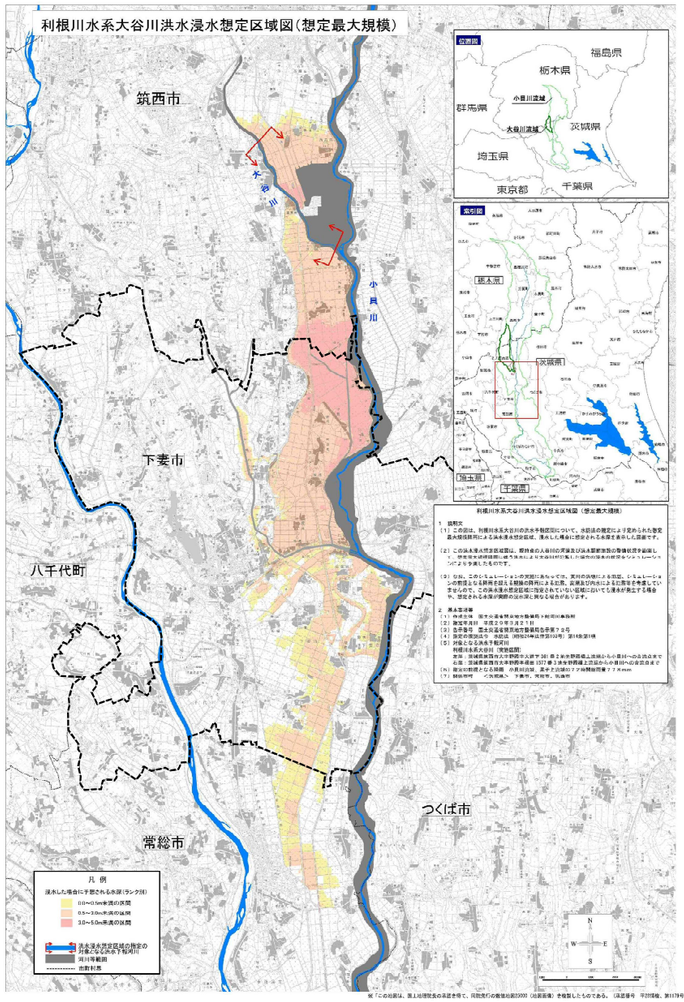

図　大谷川浸水想定区域図

3　大谷川のはん濫

以下示す浸水想定区域図等は、河川管理者である国土交通省下館河川事務所が作成したものである。

指定時点の大谷川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる既往最大の洪水である昭和 61 年８月相当（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が概ね 1／150（約 0.7%））の降雨に伴う洪水により大谷川がはん濫した場合の浸水の状況を、シミュレーションにより予測したものである。

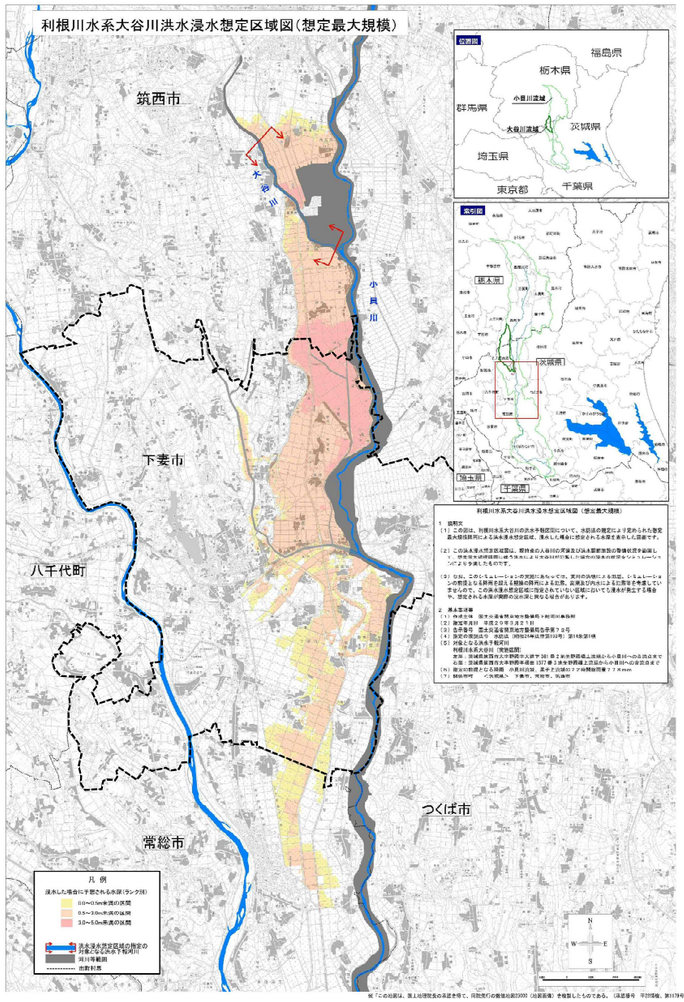

図　大谷川浸水想定区域図

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
4　八間堀川のはん濫 以下示す浸水想定区域図等は、河川管理者である茨城県が作成したものである。 指定時点の八間堀川の河道を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率1／10（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が概ね1／10（10%））の降雨に伴う洪水により八間堀川がはん濫した場合の浸水の状況を、シミュレーションにより予測したものである。 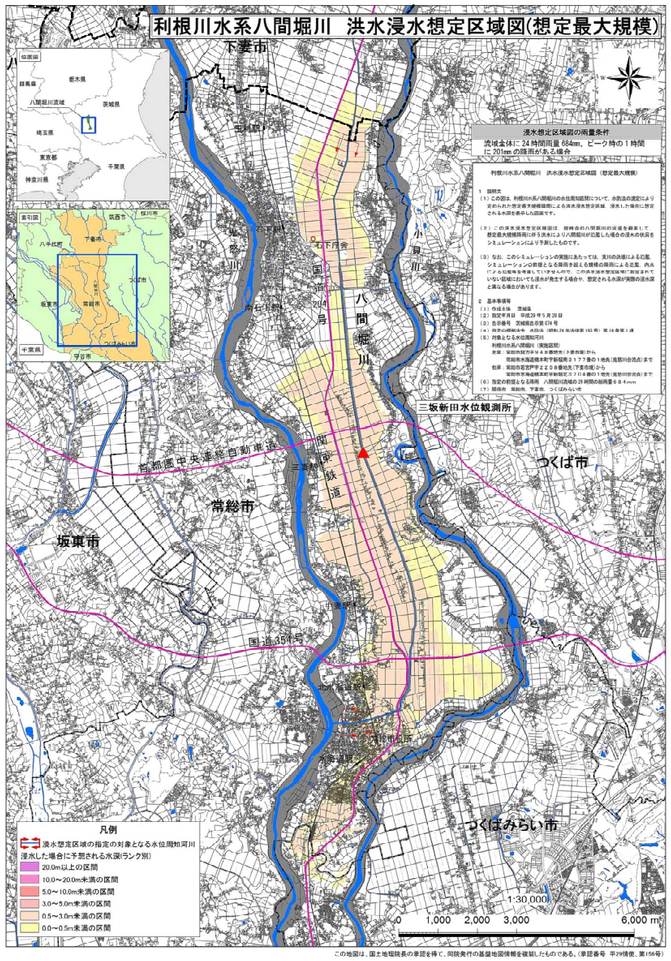 図　八間堀川浸水想定区域図	4　八間堀川のはん濫 以下示す浸水想定区域図等は、河川管理者である茨城県が作成したものである。 指定時点の八間堀川の河道を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率1／10（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が概ね1／10（10%））の降雨に伴う洪水により八間堀川がはん濫した場合の浸水の状況を、シミュレーションにより予測したものである。 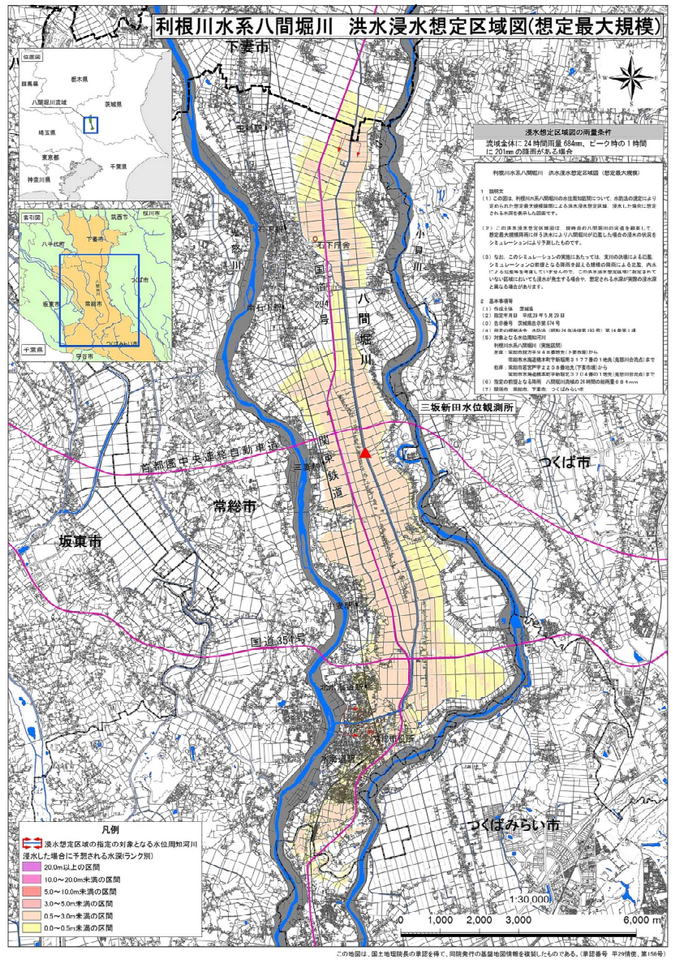 図　八間堀川浸水想定区域図	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第１章　総則 **第４節　各機関の業務の大綱** （省略）	第１章　総則 **第４節　各機関の業務の大綱** 地震災害対策計画編　第１章　第４節「各機関の業務の大綱」を参照）	地震編と同一内容のため参照とした。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
下妻市地域防災計画（風水害対策計画編） # 第２章　災害予防計画	*下妻市地域防災計画（風水害対策計画編）* # 第２章　災害予防計画	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
# 第２章　災害予防計画 ## 第１節　風水害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 ### 第１　対策に携わる組織の整備 **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。 **２　留意事項** **(1) 職員への災害時の役割と体制の周知徹底** 市は、職員に対して、日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制等について、活動要領（マニュアル）を作成するとともに、研修・訓練の実施などにより周知徹底を図っておくことが必要である。 **(2) 市各部局・課及び関係機関等の連携体制の強化** 市は、各部局・課が平素の防災体制の整備及び災害発生時の対応にあたり緊密に連携が取れるよう、組織の確立、計画の作成及び研修・訓練を合同で行うものとする。また、震災時には市独自では十分な対応ができないことが想定されることから、防災関係機関等との協力体制の強化を図っておくことが必要である。 **(3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立** 市及び防災関係機関は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大を積極的に図っていくことが必要である。	# 第２章　災害予防計画 ## 第１節　風水害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 ### 第１　対策に携わる組織の整備 **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。 **２　留意事項** **(1) 職員への災害時の役割と体制の周知徹底** 市は、職員に対して、日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制等について、活動要領（マニュアル）を作成するとともに、研修・訓練の実施などにより周知徹底を図っておくことが必要である。 **(2) 市各部局・課及び関係機関等の連携体制の強化** 市は、各部局・課が平素の防災体制の整備及び災害発生時の対応にあたり緊密に連携が取れるよう、組織の確立、計画の作成及び研修・訓練を合同で行うものとする。また、震災時には市独自では十分な対応ができないことが想定されることから、防災関係機関等との協力体制の強化を図っておくことが必要である。 **(3) 男女共同参画~~の~~その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立** 市及び防災関係機関は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性やこども・若者、高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を積極的に図っていくことが必要である。 **(4) 複合災害対策** 市及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、各計画等を見直し、備えを充実することが必要である。 市及び防災関係機関は、発生可能性が高い複合災害を想定した机上・実動訓練の実施に努める必要がある。	県計画との整合 県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

3　体制整備の体系

第１　対策に携わる組織の整備
- １　活動体制の全体像
- ２　市の活動体制の整備
- ３　防災関係機関等の活動体制の整備
- ４　計画的な風水害対策の推進

■　活動体制の整備

１　活動体制の全体像

(1) 市の防災体制の整備----------【市防災会議、市（総務部）】

災害対策基本法（以下「災対法」という。）によって定められている国、県及び市の防災会議と防災計画の体系は次のとおりである。

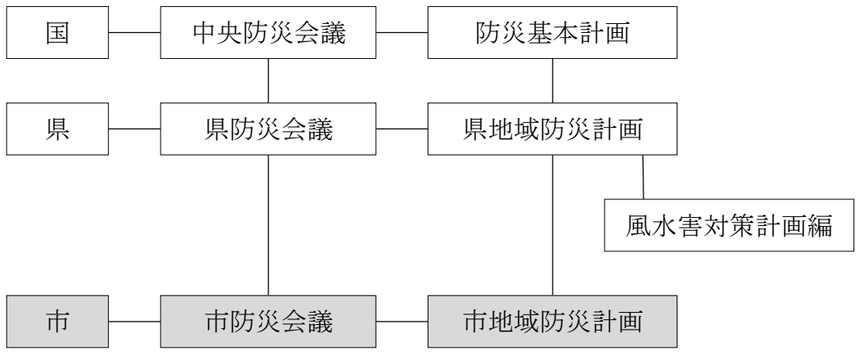

1）市防災会議

ア　設置の根拠	災対法第 16 条
イ　所掌事務	・市地域防災計画の作成及びその実施の推進 ・市の地域に係る防災に関する重要事項の審議
ウ　組織	市防災会議の組織は、下妻市防災会議条例により定める。

2）関連する市の防災組織

① 市災害対策本部

ア　設置の根拠	災対法第 23 条の２
イ　所掌事務	市地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。 ・市の地域に係る災害に関する情報の収集 ・市の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成、並びに災害予防及び災害応急対策の実施
ウ　組織	市災害対策本部の組織は、下妻市災害対策本部条例により定める。

3　体制整備の体系

第１　対策に携わる組織の整備
- １　活動体制の全体像
- ２　市の活動体制の整備
- ３　防災関係機関等の活動体制の整備
- ４　計画的な風水害対策の推進

■　活動体制の整備

１　活動体制の全体像

(1) 市の防災体制の整備----------【市防災会議、市（総務部）】

災害対策基本法（以下「災対法」という。）によって定められている国、県及び市の防災会議と防災計画の体系は次のとおりである。

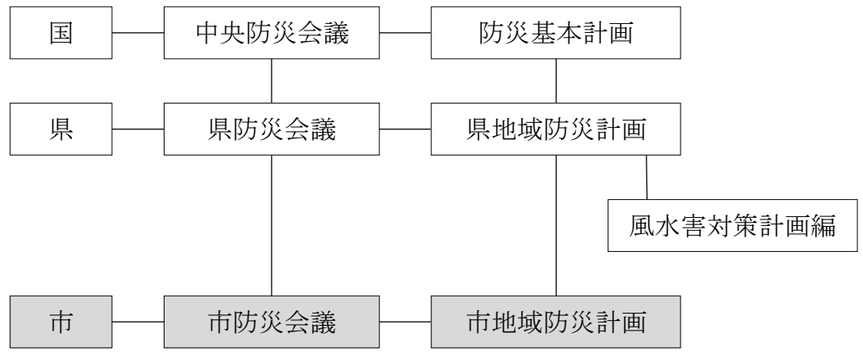

1）市防災会議

ア　設置の根拠	災対法第 16 条
イ　所掌事務	・市地域防災計画の作成及びその実施の推進 ・市の地域に係る防災に関する重要事項の審議
ウ　組織	市防災会議の組織は、下妻市防災会議条例により定める。

2）関連する市の防災組織

① 市災害対策本部

ア　設置の根拠	災対法第 23 条の２
イ　所掌事務	市地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。 ・市の地域に係る災害に関する情報の収集 ・市の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成、並びに災害予防及び災害応急対策の実施
ウ　組織	市災害対策本部の組織は、下妻市災害対策本部条例により定める。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

②下妻消防署

ア　設置の根拠	消防組織法第９条
イ　所掌事務	市域の消火及び水防に関する事務
ウ　組織	消防署の組織は、市町村長の承認を得て消防長が定める。（消防組織法第 10 条）

③消防団

ア　設置の根拠	消防組織法第９条
イ　所掌事務	市域の消火及び水防に関する事務
ウ　組織	消防団の組織は、市町村の規則で定める。（消防組織法第 18 条）

(2) 防災関係機関等の防災体制の整備----------【下妻消防署、防災関係機関等】

市域を管轄し、または市域内にある防災関係機関等は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、市との連携を密にする。

２　市の活動体制の整備

(1) 市職員への災害時の役割と体制の周知徹底----------【市（各部）】

市職員として、行政を進める中で、日頃より積極的に風水害対策を推進し、かつ災害時において円滑に応急対策を実施するため、以下の事項について、市は、研修会などを通じて周知徹底を図る。

【周知内容】

1）災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
2）災害時における体制（動員体制等）
3）市地域防災計画の内容
4）県及び市域におけるハザードマップの結果
5）風水害に関する基礎知識

このうち、1)及び2)については、各部により内容が異なるため、人事異動等を考慮し、年度当初に各部等において、所属職員に対し研修会等を通じて周知徹底を図る。

なお、その際、各部において(2)に示す活動要領（マニュアル）等を作成している場合は、これを用いて事前の周知徹底を図る。

(2) 各部における活動要領（マニュアル）の整備----------【市（各部）】

各部は、本計画に基づき、災害時の応急対策活動が円滑に行えるよう、防災対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図り、その周知徹底を図る。

なお、活動要領（マニュアル）は組織の改編や人事異動、風水害災害対策計画編の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正を行う。

②下妻消防署

ア　設置の根拠	消防組織法第９条
イ　所掌事務	市域の消火及び水防に関する事務
ウ　組織	消防署の組織は、市町村長の承認を得て消防長が定める。（消防組織法第 10 条）

③消防団

ア　設置の根拠	消防組織法第９条
イ　所掌事務	市域の消火及び水防に関する事務
ウ　組織	消防団の組織は、市町村の規則で定める。（消防組織法第 18 条）

(2) 防災関係機関等の防災体制の整備----------【下妻消防署、防災関係機関等】

市域を管轄し、または市域内にある防災関係機関等は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、市との連携を密にする。

２　市の活動体制の整備

(1) 市職員への災害時の役割と体制の周知徹底----------【市（各部）】

市職員として、行政を進める中で、日頃より積極的に風水害対策を推進し、かつ災害時において円滑に応急対策を実施するため、以下の事項について、市は、研修会などを通じて周知徹底を図る。

【周知内容】

1）災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
2）災害時における体制（動員体制等）
3）市地域防災計画の内容
4）県及び市域におけるハザードマップの結果
5）風水害に関する基礎知識

このうち、1)及び2)については、各部により内容が異なるため、人事異動等を考慮し、年度当初に各部等において、所属職員に対し研修会等を通じて周知徹底を図る。

なお、その際、各部において(2)に示す活動要領（マニュアル）等を作成している場合は、これを用いて事前の周知徹底を図る。

(2) 各部における活動要領（マニュアル）の整備----------【市（各部）】

各部は、本計画に基づき、災害時の応急対策活動が円滑に行えるよう、防災対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図り、その周知徹底を図る。

なお、活動要領（マニュアル）は組織の改編や人事異動、風水害災害対策計画編の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正を行う。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(3) 部間及び防災関係機関等との連携体制の整備----------【市(各部)】 各部は、災害時に他部及び防災関係機関等とも円滑に連携が図れるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、 (2)の各部で作成した活動要領（マニュアル）の調整を図り、必要があれば修正等を行う。 **(4) 業務継続計画（ＢＣＰ）の実行----------【市(各部)】** 災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、地域防災計画に基づき災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図っていくものとする。 各部は、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について、策定した業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、業務の優先順位を整理し、必要な人員や物資など資源の確保策や代替策等を検討・準備するものとする。 また、業務に影響を与える要因は職場ごとに異なるため、各部において、業務継続マニュアルを策定し、発災時はそれぞれの職場において整理した課題や対応策を実行することにより、業務立ち上げ時間の短縮や、発災後の速やかな業務レベルの向上を図ることとする。 なお、業務継続計画（ＢＣＰ）及び関連するマニュアルは、人事異動や事務分掌の変更、組織の改編など状況の変化に対応して検討を行い、必要に応じて、修正を行うものとする。 併せて、各部は、災害時に他の部局とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。 **３　防災関係機関等の活動体制の整備----------【下妻消防署、防災関係機関等】** 防災関係機関等は、災害時の災害応急対策活動を円滑に行えるよう、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、風水害対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図るものとする。 また、災害時に市各部及び他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、市各部及び各機関との連携体制を整備しておく。 **４　計画的な風水害対策の推進----------【市(総務部)】** 市の風水害対策を計画的に推進するため、国・県の水防計画等と連携し、本計画に必要な事業を定める。 **■　資料編　「下妻市災害対策本部条例」**	**(3) 部間及び防災関係機関等との連携体制の整備----------【市(各部)】** 各部は、災害時に他部及び防災関係機関等とも円滑に連携が図れるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、 (2)の各部で作成した活動要領（マニュアル）の調整を図り、必要があれば修正等を行う。 **(4) 業務継続計画（ＢＣＰ）の実行----------【市(各部)】** 災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、地域防災計画に基づき災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図っていくものとする。 各部は、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について、策定した業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、業務の優先順位を整理し、必要な人員や物資など資源の確保策や代替策等を検討・準備するものとする。 また、業務に影響を与える要因は職場ごとに異なるため、各部において、業務継続マニュアルを策定し、発災時はそれぞれの職場において整理した課題や対応策を実行することにより、業務立ち上げ時間の短縮や、発災後の速やかな業務レベルの向上を図ることとする。 なお、業務継続計画（ＢＣＰ）及び関連するマニュアルは、人事異動や事務分掌の変更、組織の改編など状況の変化に対応して検討を行い、必要に応じて、修正を行うものとする。 併せて、各部は、災害時に他の部局とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。 **３　防災関係機関等の活動体制の整備----------【下妻消防署、防災関係機関等】** 防災関係機関等は、災害時の災害応急対策活動を円滑に行えるよう、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、風水害対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図るものとする。 また、災害時に市各部及び他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、市各部及び各機関との連携体制を整備しておく。 **４　計画的な風水害対策の推進----------【市(総務部)】** 市の風水害対策を計画的に推進するため、国・県の水防計画等と連携し、本計画に必要な事業を定める。 **■　資料編　「１－２下妻市災害対策本部条例」**	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第２　相互応援体制の整備 **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関等は自らの防災体制を整備するとともに、応援協定の締結及び訓練の実施等により相互の連携を強化して相互応援体制の実効性の確保に万全を期すものとする。 **２　留意事項** **(1) 他機関との連携体制の事前整備** 他市町村並びに防災関係機関等との応援・協力体制の構築について、協定の締結、応援・受援組織の構築、マニュアルの整備及び平常時における訓練・情報交換の実施等の具体的な方策を着実に実行し、連携の強化を図っていくことが必要である。 **(2) 広域的な相互応援体制の整備** 大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）には、本市だけですべての対策を実施することは困難であり、また隣接する市町も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣の市町のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが必要である。 **(3) 実効性の確保** 相互応援体制の構築にあたっては、実効性を確保することが必要である。 このため、作成した応援・受援に関する計画やマニュアルに基づき、 ①円滑な応援要請の発出、受入れ、活動調整・支援ができるよう執務場所の確保及び資器材や資料等の整備を行う ②市単独または関係自治体・機関等と合同の研修・訓練等を実施して、職員等への周知と計画・マニュアルの検証・見直しを行うなど、相互応援体制の実効性の確保に努めるものとする。 **３　体制整備の体系** 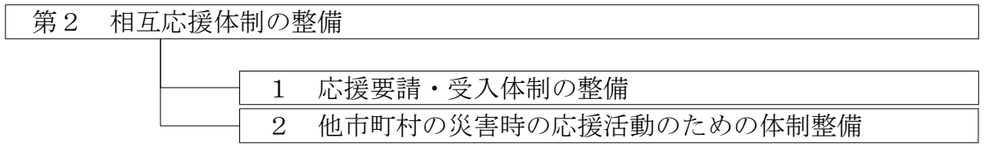	**第２　相互応援体制の整備** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関等は自らの防災体制を整備するとともに、応援協定の締結及び訓練の実施等により相互の連携を強化して相互応援体制の実効性の確保に万全を期すものとする。 **２　留意事項** **(1) 他機関との連携体制の事前整備** 他市町村並びに防災関係機関等との応援・協力体制の構築について、協定の締結、応援・受援組織の構築、マニュアルの整備及び平常時における訓練・情報交換の実施等の具体的な方策を着実に実行し、連携の強化を図っていくことが必要である。 **(2) 広域的な相互応援体制の整備** 大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）には、本市だけですべての対策を実施することは困難であり、また隣接する市町も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣の市町のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが必要である。 **(3) 実効性の確保** 相互応援体制の構築にあたっては、実効性を確保することが必要である。 このため、作成した応援・受援に関する計画やマニュアルに基づき、 ①円滑な応援要請の発出、受入れ、活動調整・支援ができるよう執務場所の確保及び資器材や資料等の整備を行う ②市単独または関係自治体・機関等と合同の研修・訓練等を実施して、職員等への周知と計画・マニュアルの検証・見直しを行うなど、相互応援体制の実効性の確保に努めるものとする。 **３　体制整備の体系** 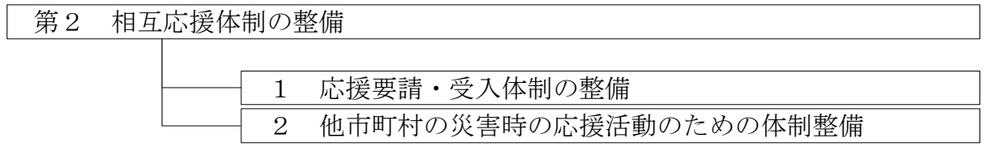	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
■　体制の整備 **１　応援要請・受入体制の整備** **(1) 都道府県間の相互応援----------【県】** **1) 協定の締結** 県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第 74 条の規定による応援要請に関し、あらかじめ隣接都県をはじめ広範囲の都道府県との応援協定の締結を推進する。 現在、県は、全国都道府県間での応援協定を締結している他、福島県、栃木県、群馬県及び新潟県との間で「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」等を締結しており、要請手続き、要請内容、経費負担等について取り決めを行っている。 **2) 応援要請体制の整備** 県に係る応援要請体制の整備については、茨城県地域防災計画を参照のこと **3) 応援受入体制の整備** 県に係る応援受入体制の整備については、茨城県地域防災計画を参照のこと **(2) 市町村間の相互応援----------【市（総務部）、他市町村】** **1) 協定の締結** 市は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）の応援要請を想定し、災対法第 67 条の規定等に基づき、県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていく。 また、消防組織法第 39 条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」、県境にある市町村が隣接する他県の市町村との間で「消防相互応援協定」を締結している。 **【茨城県内の市町村が締結している協定】** **①災害時等の相互応援に関する協定** この協定は、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条の規定に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急処置ができない時に、市町村相互間の応援を円滑に遂行するため締結したものである。 応援する種類は次のとおりとする 1　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 2　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の供給 3　救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 4　救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 5　被災者の一時収容のための施設の提供 6　前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項	**■　体制の整備** **１　応援要請・受入体制の整備** **(1) 都道府県間の相互応援----------【県】** **1) 協定の締結** 県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第 74 条の規定による応援要請に関し、あらかじめ隣接都県をはじめ広範囲の都道府県との応援協定の締結を推進する。 現在、県は、全国都道府県間での応援協定を締結している他、福島県、栃木県、群馬県及び新潟県との間で「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」を締結しており、要請手続き、要請内容、経費負担等について取り決めを行っている。 **2) 応援要請体制の整備** 県に係る応援要請体制の整備については、茨城県地域防災計画を参照のこと **3) 応援受入体制の整備** 県に係る応援受入体制の整備については、茨城県地域防災計画を参照のこと **(2) 市町村間の相互応援----------【市（総務部）、他市町村】** **1) 協定の締結** 市は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）の応援要請を想定し、災対法第 67 条の規定等に基づき、県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていく。 また、消防組織法第 39 条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」、県境にある市町村が隣接する他県の市町村との間で「消防相互応援協定」を締結している。 **【茨城県内の市町村が締結している協定】** **①災害時等の相互応援に関する協定** この協定は、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条の規定に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急処置ができない時に、市町村相互間の応援を円滑に遂行するため締結したものである。 応援する種類は次のとおりとする 1　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 2　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の供給 3　救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 4　救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 5　被災者の一時収容のための施設の提供 6　前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
②消防相互応援協定｛平成７年 12 月１日締結　茨城西南地方広域市町村圏事務組合を構成する市町村｝ この協定は、火災及びその他の災害に対応するため、市町村及び茨城西南広域消防本部相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。 応援の種別は、協定市町村の区域内で発生した災害で、発生市町村長の要請に基づいて出動する応援とする。 応援要請は現場最高指揮者の求めに応じ災害発生市町村の長から電話その他の方法により次の事項を明らかにして他の市町村長の長に行う。 １　災害の種別 ２　災害の発生場所 ３　被害の状況 ４　応援隊集結場所 ５　その他必要な事項	**②消防相互応援協定｛平成７年 12 月１日締結　茨城西南地方広域市町村圏事務組合を構成する市町村｝** この協定は、火災及びその他の災害に対応するため、市町村及び茨城西南広域消防本部相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。 応援の種別は、協定市町村の区域内で発生した災害で、発生市町村長の要請に基づいて出動する応援とする。 応援要請は現場最高指揮者の求めに応じ災害発生市町村の長から電話その他の方法により次の事項を明らかにして他の市町村長の長に行う。 １　災害の種別 ２　災害の発生場所 ３　被害の状況 ４　応援隊集結場所 ５　その他必要な事項	
2）応援要請体制の整備 市では、災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続き、情報伝達方法、派遣を求める職員の業務や人数等の応援要請についてのマニュアルや資機材を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。 **3）応援受入体制の整備** 市では、応援要請後、他市町村からの応援隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入れ窓口や指揮連絡系統の確立及びマニュアルの整備を行うとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。	**2）応援要請体制の整備** 市では、災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続き、情報伝達方法、派遣を求める職員の業務や人数等の応援要請についてのマニュアルや資機材を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。 **3）応援受入体制の整備** 市では、応援要請後、他市町村からの応援隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入れ窓口や指揮連絡系統の確立及びマニュアルの整備を行うとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。	
(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん----------【市（総務部）】 市では、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続き、情報伝達方法等について整備するとともに、職員への周知徹底を図る。	**(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん----------【市（総務部）】** 市では、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続き、情報伝達方法等について整備するとともに、職員への周知徹底を図る。	
(4) 市と防災関係機関及び防災関係機関間の連携----------【市（各部）、下妻消防署、防災関係機関】 **1）市と防災関係機関との連携** 市は、災害時において防災関係機関への応援要請等の手続きが円滑に行えるよう、防災関係機関との間であらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結、あるいは事前協議を行い、その内容について整備して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。 **2）防災関係機関間の連携** 市域を管轄し、または市域にある防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑かつ効率的に対策が講じられるよう平常時から情報交換、連絡調整の場を整備するとともに、連絡を密にしておくものとする。	**(4) 市と防災関係機関及び防災関係機関間の連携----------【市（各部）、下妻消防署、防災関係機関】** **1）市と防災関係機関との連携** 市は、災害時において防災関係機関への応援要請等の手続きが円滑に行えるよう、防災関係機関との間であらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結、あるいは事前協議を行い、その内容について整備して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。 **2）防災関係機関間の連携** 市域を管轄し、または市域にある防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑かつ効率的に対策が講じられるよう平常時から情報交換、連絡調整の場を整備するとともに、連絡を密にしておくものとする。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(5) 公共的団体との協力体制の確立----------【市（各部）、公共的団体】 市では、市域内または所掌事務に関係する公共的団体に対して災害時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。 このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に十分な連携・協力ができるよう体制の整備を図る。 **(6) 民間事業者及び民間団体・個人との協力体制の確立----【市（各部）、民間団体等】** 災害時の人員、応急資機材、救援物資等に関する協力活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、民間事業者及び民間団体と平常時から訓練、情報交換等を行い、協力体制を整える。 個人においては人的・物的支援をいただける登録事業を進め、データバンク化を図るとともに、民間事業者及び民間団体においては人的・物的支援の協定の締結を図る。 **２　他市町村の災害時の応援活動のための体制整備** **(1) 応援要請に対応するための体制整備----------【市（各部）】** 市は、被災市町村より職員等の応援要請を受けた場合において、直ちに人員派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備しておく。その際、派遣される職員が派遣先の被災地において被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。また、日常より研修及び訓練の実施を行っておく。 **(2) 市の職員派遣に対応するための資料整備----------【市（総務部）】** 市長は、各防災関係機関からの職員等の派遣要請を受けた場合において、直ちに人員派遣の措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。 **■　資料編　「防災に関する主な協定等一覧」**	**(5) 公共的団体との協力体制の確立----------【市（各部）、公共的団体】** 市では、市域内または所掌事務に関係する公共的団体に対して災害時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。 このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に十分な連携・協力ができるよう体制の整備を図る。 **(6) 民間事業者及び民間団体・個人との協力体制の確立----【市（各部）、民間団体等】** 災害時の人員、応急資機材、救援物資等に関する協力活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、民間事業者及び民間団体と平常時から訓練、情報交換等を行い、協力体制を整える。 個人においては人的・物的支援をいただける登録事業を進め、データバンク化を図るとともに、民間事業者及び民間団体においては人的・物的支援の協定の締結を図る。 **２　他市町村の災害時の応援活動のための体制整備** **(1) 応援要請に対応するための体制整備----------【市（各部）】** 市は、被災市町村より職員等の応援要請を受けた場合において、直ちに人員派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備しておく。その際、派遣される職員が派遣先の被災地において被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。また、日常より研修及び訓練の実施を行っておく。 **(2) 市の職員派遣に対応するための資料整備----------【市（総務部）】** 市長は、各防災関係機関からの職員等の派遣要請を受けた場合において、直ちに人員派遣の措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。 **■　資料編　「１－５防災に関する主な協定等一覧」**	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第３　自主防災組織等の活動体制の整備 **■　基本事項** **１　趣　旨** 大規模な災害が発生した場合に、被害の防止または軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず、市民や事業所が自主的に防災活動に参加して地域で助け合っていくこと、また、市内外から各種ボランティア支援を効果的に活用することが重要である。 このため、市は、地域住民による自助・共助の機運の醸成と自主防災組織の活動環境の整備、及び事業所の防災体制の強化と地域防災への協力の促進を積極的に行っていくものとする。 また、市内において災害時に幅広い知識や技能を持って対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、市外からのボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、平常時からボランティア団体間のネットワーク化と受入れ体制の整備を促進していくものとする。 **２　留意事項** **(1)　「自助」「共助」による地域防災力の向上** 防災の基本は、自分の安全は自分で守るということ、及び大規模災害では市、警察、消防等の公的な支援には限界があることから、隣近所や地域の人々及び事業所等による自主防災組織による地域防災力の向上を図ることが必要である。 **(2)　事業所の防災体制の強化と地域防災力への協力の促進** 災害発生時の事業者の役割（生命の安全確保、二次災害防止、事業継続、地域貢献）を果たすため、自らの防災体制の整備・向上を図るとともに、その組織力を活用し、地域の自主防災組織の一員として各種防災対策の推進に協力することが求められる。 **(3)　ボランティア養成と活動体制の整備** 大規模災害発生時においては地域の防災力だけでは被災住民に寄り添う災害対応には限界があることから、平素からボランティア意識の醸成と育成を図るとともに、既存のボランティア組織との連携の強化と活動環境の整備に努め、市内外のボランティアの「力」を効果的に活用することが重要である。 **３　体制整備の体系** 第３　自主防災組織等の活動体制の整備 １　自主防災組織の育成・連携 ２　事業所の防災体制の強化・連携 ３　ボランティア組織の活動促進	**第３　自主防災組織等の活動体制の整備** **■　基本事項** **１　趣　旨** 大規模な災害が発生した場合に、被害の防止または軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず、市民や事業所が自主的に防災活動に参加して地域で助け合っていくこと、また、市内外から各種ボランティア支援を効果的に活用することが重要である。 このため、市は、地域住民による自助・共助の機運の醸成と自主防災組織及び自治区等（以下「自主防災組織等」という）の活動環境の整備、及び事業所の防災体制の強化と地域防災への協力の促進を積極的に行っていくものとする。 また、市内において災害時に幅広い知識や技能を持って対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、市外からのボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、平常時からボランティア団体間のネットワーク化と受入れ体制の整備を促進していくものとする。 **２　留意事項** **(1)　「自助」「共助」による地域防災力の向上** 防災の基本は、自分の安全は自分で守るということ、及び大規模災害では市、警察、消防等の公的な支援には限界があることから、隣近所や地域の人々及び事業所等による自主防災組織等による地域防災力の向上を図ることが必要である。 **(2)　事業所の防災体制の強化と地域防災力への協力の促進** 災害発生時の事業者の役割（生命の安全確保、二次災害防止、事業継続、地域貢献）を果たすため、自らの防災体制の整備・向上を図るとともに、その組織力を活用し、地域の自主防災組織等の一員として各種防災対策の推進に協力することが求められる。 **(3)　ボランティア養成と活動体制の整備** 大規模災害発生時においては地域の防災力だけでは被災住民に寄り添う災害対応には限界があることから、平素からボランティア意識の醸成と育成を図るとともに、既存のボランティア組織との連携の強化と活動環境の整備に努め、市内外のボランティアの「力」を効果的に活用することが重要である。 **３　体制整備の体系** 第３　自主防災組織等の活動体制の整備 １　自主防災組織の育成・連携 ２　事業所の防災体制の強化・連携 ３　ボランティア組織の活動促進	「自主防災組織等」に「自治区」が含まれることを明記 自治区も含むため「等」を付記 自治区も含むため「等」を付記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
■　体制の整備 **1　自主防災組織の育成・連携----------【市（総務部）、自主防災組織】** **(1) 自主防災組織の整備** 市は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。 また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。 **1) 普及啓発活動の実施** 市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。 **2) 自主防災組織の編成** ①自主防災組織は、地域既存のコミュニティである自治区等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けする。 ②地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図っていく。 ③地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性をあらかじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い女性、定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図っていく。 **3) 自主防災組織の活動内容** **【平常時】** ①要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ②地区防災計画の作成及び防災活動体制の構築 ③日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握、防災カルテの作成・配布等 ④要配慮者に関する情報の収集、支援体制の構築 ⑤情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ⑥消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等 ⑦災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認 **【発災時】** ①初期消火の実施 ②情報の収集・伝達 ③避難誘導、救出・救護の実施及び協力 ④避難所の開設・運営、炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力 ⑤避難行動要支援者の安全確保・避難支援等 **■　資料編　「自主防災組織一覧」**	**■　体制の整備** **1　自主防災組織の育成・連携----------【市（総務部）、自主防災組織】** **(1) 自主防災組織の整備** 市は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。 また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性やこども・若者の参画の促進に努めるものとする。 **1) 普及啓発活動の実施** 市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。 **2) 自主防災組織の編成** ①自主防災組織は、地域既存のコミュニティである自治区等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けする。 ②地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図っていく。 ③地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性をあらかじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い女性や学生、定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図っていく。 **3) 自主防災組織の活動内容** **【平常時】** ①要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ②地区防災計画の作成及び防災活動体制の構築 ③日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握、防災カルテの作成・配布等 ④要配慮者に関する情報の収集、支援体制の構築 ⑤情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ⑥消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等 ⑦災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認 **【発災時】** ①初期消火の実施 ②情報の収集・伝達 ③避難誘導、救出・救護の実施及び協力 ④避難所の開設・運営、炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力 ⑤避難行動要支援者の安全確保・避難支援等 **■　資料編　「２－８自主防災組織一覧」**	防災基本計画、県計画との整合 県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(2) 協力体制の整備 市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会などの組織を設置し、組織間の情報交換等を行う。 **(3) 自主防災組織への活動支援** 市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。 **(4) リーダーの養成** 市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。 **２　事業所の防災体制の強化・連携----------【下妻消防署、事業所】** **(1) 事業所の防災体制の強化と地域防災力への協力の促進** **1) 事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築----------【市（各部）、事業所、商工会】** 事業所は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合せによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。 具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業所や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、国及び地方公共団体が実施する協定の締結や防災訓練等の防災施策に協力するよう努めるものとする。 このため、市及び各業界の民間団体等は、事業所の防災に資する情報の提供等を進め、事業所の管理者から一般社員に至るまで、防災意識の高揚を図るとともに、優良事業所表彰、事業所の防災に係る取組みの積極的評価等により、事業所の防災力向上を促進するものとする。また、市は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。	**(2) 協力体制の整備** 市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会などの組織を設置し、組織間の情報交換等を行う。 **(3) 自主防災組織への活動支援** 市は、自主防災組織に対し、その結成~~及び~~、資機材の整備及び防災訓練等について支援及び助成を行う。 **(4) リーダーの養成** 市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。 **２　事業所の防災体制の強化・連携----------【下妻消防署、事業所】** **(1) 事業所の防災体制の強化と地域防災力への協力の促進** **1) 事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築----------【市（各部）、事業所、商工会】** 事業所は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合せによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。 具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業所や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、国及び地方公共団体が実施する協定の締結や防災訓練等の防災施策に協力するよう努めるものとする。 このため、市及び各業界の民間団体等は、事業所の防災に資する情報の提供等を進め、事業所の管理者から一般社員に至るまで、防災意識の高揚を図るとともに、優良事業所表彰、事業所の防災に係る取組みの積極的評価等により、事業所の防災力向上を促進するものとする。また、市は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。	市の新たな取組み

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
また、市、商工会及び商工会議所は、中小事業所等の事業継続力強化計画に基づく取組み等による防災・減災対策の普及を促進するため、互いに連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。 **2）情報連絡体制の整備----------【市（総務部）、事業所、商工会】** 市は、あらかじめ商工会及び商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小事業所等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。 **3）施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策----------【事業所】** 事業所においては、災害発生時の施設利用者等の安全確保や突発的な機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、防災行政無線の戸別受信機等の積極的活用を図るよう努めるものとする。 また、災害発生時に従業員等を一定期間、事業所内等に留めておくことができるよう、従業員等に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。 **4）施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策----------【市、事業所】** 市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ積極的に参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団等と積極的な連携を図るよう、防災に関するアドバイスを行う。 事業所は、平素から地域活動への参加及び自主防災組織等との連携・協力を進めるとともに、災害時においてはその組織や保有する施設・資機材、水、食料等の非常用品等をもって地域の防災に貢献するよう努める。	また、市、商工会及び商工会議所は、中小事業所等の事業継続力強化計画に基づく取組み等による防災・減災対策の普及を促進するため、互いに連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。 **2）情報連絡体制の整備----------【市（総務部）、事業所、商工会】** 市は、あらかじめ商工会及び商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小事業所等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。 **3）施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策----------【事業所】** 事業所においては、災害発生時の施設利用者等の安全確保や突発的な機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、防災行政無線の戸別受信機等の積極的活用を図るよう努めるものとする。 また、災害発生時に従業員等を一定期間、事業所内等に留めておくことができるよう、従業員等に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。 **4）施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策----------【市、事業所】** 市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ積極的に参加を呼びかけるなど、自主防災組織等や消防団等と積極的な連携を図るよう、防災に関するアドバイスを行う。 事業所は、平素から地域活動への参加及び自主防災組織等との連携・協力を進めるとともに、災害時においてはその組織や保有する施設・資機材、水、食料等の非常用品等をもって地域の防災に貢献するよう努める。	自治区も含むため「等」を付記
(2) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業所等の防災体制の整備 危険物等施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び関係事業所相互間の応援体制を確立するものとする。 また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガスの取扱施設等に被害が生じた場合には、消防署、消防団のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。 このため、下妻消防署は、高圧ガスなどの危険物等施設の管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。	**(2) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業所等の防災体制の整備----------【市、下妻消防署、事業所】** 危険物等施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び関係事業所相互間の応援体制を確立するものとする。 また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガスの取扱施設等に被害が生じた場合には、消防署、消防団のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。 このため、下妻消防署は、高圧ガスなどの危険物等施設の管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。	担当を明記
3　ボランティア組織の活動促進 **(1) 防災ボランティアの定義** 防災ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとＮＰＯ等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）については、次の表に示す関係団体等がそれぞれ受入れ、紹介等に係る調整を行う。なお、一般ボランティアの取扱いについては、(2)から(4)のとおりとする。	**3　ボランティア組織の活動促進** **(1) ~~防災~~災害ボランティアの定義** ~~防災~~災害ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとＮＰＯ等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）については、次の表に示す関係団体等がそれぞれ受入れ、紹介等に係る調整を行う。なお、一般ボランティアの取扱いについては、(2)から(4)のとおりとする。	名称の変更（県計画との整合）

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

表　ボランティアの区分

区　分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口
一　般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報収集・提供、介助、手話等	養成有り 登録有り	県（保健福祉部） 市（保健福祉部）	県社会福祉協議会 市社会福祉協議会
医　療 ・ 防　疫	医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師、助産師、栄養士）、歯科診療（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）、メンタルケア（精神保健福祉士、臨床心理士）、医業類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）	養成無し 登録無し	県（保健福祉部）	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会
語　学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県（県民生活環境部）	県国際交流協会
アマチュア 無　線	非常通信	養成無し 登録無し	県（防災・危機管理部）	県(防災・危機管理部)

(2)　一般ボランティアの担当窓口の設置--【市(保健福祉部)、下妻市社会福祉協議会】

市は、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。

市社会福祉協議会は、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等あらかじめその機能を整備するものとする。また、市や市社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く市内外に周知する。

(3)　「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立----------【市(保健福祉部)、下妻市社会福祉協議会、茨城県社会福祉協議会】

市は、県社会福祉協議会と共同で、ボランティアの受入れを円滑に進めるため、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の体制強化を図るものとする。

表　ボランティアの区分

区　分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口
一　般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報収集・提供、介助、手話等	養成有り 登録有り	県（~~保健~~福祉部） 市（保健福祉部）	県社会福祉協議会 市社会福祉協議会
医　療 ・ 防　疫	医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師、助産師、栄養士）、歯科診療（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）、メンタルケア（精神保健福祉士、臨床心理士）、医業類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）	養成無し 登録無し	県（保健医療部、福祉部）	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会
語　学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県（県民生活環境部）	県国際交流協会
アマチュア 無　線	非常通信	養成無し 登録無し	県（防災・危機管理部）	県(防災・危機管理部)

(2)　一般ボランティアの担当窓口の設置--【市(保健福祉部)、下妻市社会福祉協議会】

市は、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。

市社会福祉協議会は、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等あらかじめその機能を整備するものとする。また、市や市社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く市内外に周知する。

(3)　「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立----------【市(保健福祉部)、下妻市社会福祉協議会、茨城県社会福祉協議会】

市は、県社会福祉協議会と共同で、ボランティアの受入れを円滑に進めるため、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の体制強化を図るものとする。

県計画との整合

計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(4) 一般ボランティアの養成・登録----------【市（保健福祉部）、下妻市社会福祉協議会、茨城県社会福祉協議会】 **1) コーディネートシステムの構築** 市は、県社会福祉協議会と共同で、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）にボランティアの受入れ、調整、紹介が一元化して行えるようボランティアのコーディネートシステムをあらかじめ整備するとともに、防災関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズに的確に対応できる体制の構築を図るものとする。 なお、市においてコーディネーターが行う業務は次のとおりとする。 **【コーディネーターが行う業務】** ①紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整 ②上記事項に基づくボランティアの紹介 ③ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請 **2) ボランティアリーダーの養成** 市は、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーを養成するための研修を実施する。 **3) ボランティアコーディネーターの養成** 市社会福祉協議会のボランティアコーディネーターは、災害時にボランティア活動の需給調整、行政との連絡調整等を円滑に行うため、平常時から県社会福祉協議会による、災害時における対応のノウハウに関する研修を受ける。 **4) 一般ボランティアの登録** 市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が登録したボランティア活動を希望する者の登録リストを受け取り、登録情報の共有化を図る。	**(4) 一般ボランティアの養成・登録----------【市（保健福祉部）、下妻市社会福祉協議会、茨城県社会福祉協議会】** **1) コーディネートシステムの構築** 市は、県社会福祉協議会と共同で、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）にボランティアの受入れ、調整、紹介が一元化して行えるようボランティアのコーディネートシステムをあらかじめ整備するとともに、防災関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズに的確に対応できる体制の構築を図るものとする。 なお、市においてコーディネーターが行う業務は次のとおりとする。 **【コーディネーターが行う業務】** ①紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整 ②上記事項に基づくボランティアの紹介 ③ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請 **2) ボランティアリーダーの養成** 市社会福祉協議会は、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、平常時から県社会福祉協議会による、災害時における対応に関する研修を活用する。 **3) ボランティアコーディネーターの養成** 市社会福祉協議会のボランティアコーディネーターは、災害時にボランティア活動の需給調整、行政との連絡調整等を円滑に行うため、平常時から県社会福祉協議会による、災害時における対応のノウハウに関する研修を受ける。 **4) 災害ボランティアセンター運営訓練の実施** 県社会福祉協議会は、災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、災害ボランティアセンター運営訓練を実施する。 **5) 一般ボランティアの登録** 市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が登録したボランティア活動を希望する者の登録リストを受け取り、登録情報の共有化を図る。	実情に応じた修正 実情に応じた修正
(5) 防災ボランティア団体との連携----------【県、市（保健福祉部）、茨城県社会福祉協議会、下妻市社会福祉協議会】 県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、ＮＰＯ、事業所、大学等とのネットワーク化を進めるとともに、全国災害ボランティア支援団体ネットワークとの交流等により、災害時における協力体制を整備する。	**(5) 災害ボランティア団体との連携----------【県、市（保健福祉部）、茨城県社会福祉協議会、下妻市社会福祉協議会】** 県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、ＮＰＯ、事業所、大学等とのネットワーク化を進めるとともに、全国災害ボランティア支援団体ネットワークとの交流等により、災害時における協力体制を整備する。	名称の変更（県計画との整合）

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
また、県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。さらに、行政・ＮＰＯ・ボランティアの三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。なお、社会福祉協議会やＮＰＯ等との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。 **(6) 防災ボランティアの活動環境の整備----------【市（保健福祉部）、下妻市社会福祉協議会】** **1) ボランティア活動の普及啓発** 市は、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・事業所等に対するボランティア活動の普及啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。 また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。 **2) 防災ボランティアの活動拠点等の整備** 市は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、ＦＡＸ、パソコン等の資機材の整備を進める。 **【ボランティア活動拠点】** ・市役所（本庁舎、千代川庁舎） **3) ボランティア保険への加入促進** 市はボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。	また、県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。さらに、行政・ＮＰＯ・ボランティアの三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。なお、社会福祉協議会やＮＰＯ等との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。 **(6) 災害ボランティアの活動環境の整備----------【市（保健福祉部）、下妻市社会福祉協議会】** **1) ボランティア活動の普及啓発** 市は、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・事業所等に対するボランティア活動の普及啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。 また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。 **2) 災害ボランティアの活動拠点等の整備** 市は、災害時における災害ボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、ＦＡＸ、パソコン等の資機材の整備を進める。 **【災害ボランティア活動拠点】** ・~~市役所~~旧第二庁舎~~（本庁舎、千代川庁舎）~~ **3) ボランティア保険への加入促** 市はボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。 **4) 被災者支援の迅速・適切な実施** インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実、資機材の十分な確保等ボランティア実施に係る環境整備の推進、ボランティア等の個人情報の保護や感染症予防への配慮などにより、被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。	名称の変更（県計画との整合） 場所の変更 県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第４　情報通信ネットワークの整備 **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害発生時には、国、県、市、防災関係機関の間で緊密な情報連絡を取ることが、すべての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図る。 **２　留意事項** **(1) 多様なネットワークの構築** 災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信手段を活用したネットワークが必要である。 このため、市は、ホームページ、ソーシャルメディア（Twitter、LINE、Yahoo!防災情報）、携帯端末の緊急速報メール機能、Ｌアラート等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。また、Ｌアラートで発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。 **(2) 業務継続性の強化** 市は、情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止するとともに、それを扱う情報システムを継続的に維持・稼動させるよう努める。 **(3) 最新の情報通信関連技術の導入** 被害情報及び防災関係機関が実施する応急対策の実施情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。 **３　体制整備の体系** 第４　情報通信ネットワークの整備 １　情報通信設備の整備 ２　防災情報ネットワークシステムの整備 ３　アマチュア無線ボランティアの確保	**第４　情報通信ネットワークの整備** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害発生時には、国、県、市、防災関係機関の間で緊密な情報連絡を取ることが、すべての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図る。 **２　留意事項** **(1) 多様なネットワークの構築** 災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信手段を活用したネットワークが必要である。 このため、市は、ホームページ、ソーシャルメディア（防災アプリ、Ｘ、LINE、Yahoo!防災情報）、携帯端末の緊急速報メール機能~~、Ｌアラート~~等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。また、Ｌアラートで発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。 **(2) 業務継続性の強化** 市は、情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止するとともに、それを扱う情報システムを継続的に維持・稼動させるよう努める。 **(3) 最新の情報通信関連技術の導入** 被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、最新の情報通信関連技術の導入に努め、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。 また、デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備に留意する必要がある。 **３　体制整備の体系** 第４　情報通信ネットワークの整備 １　情報通信設備の整備 ２　防災情報ネットワークシステムの整備 ３　アマチュア無線ボランティアの確保	実情に応じた修正 県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
■　体制の整備 **１　情報通信設備の整備** **(1) 県の情報通信設備** **1) 防災情報ネットワーク** 県は、災害時の確実な通信の確保を図るため、地上系回線に衛星系回線を加え、通信を２ルート化し、迅速な情報伝達手段を確保する防災情報ネットワークを整備している。 県庁の統制局の下、各県民センター、土木事務所、保健所等の県出先機関、市町村、消防本部、その他の防災関係機関がネットワークで結ばれている。 **2) 災害時の優先通信** 県の電話の一部は、災害時にも発信規制を受けない災害時優先電話（固定・携帯）として登録している。 市町村や防災関係機関についても、災害時優先電話の登録が可能であることから、県は、登録を促進するとともに、登録状況について把握し、防災関係機関との情報共有を図っている。 **(2) 市の情報通信設備** **1) 防災行政無線等----------【市（総務部）】** 市は、市民に対して災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム（同報無線、移動無線、戸別受信機等）及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。 **2) 市防災メール----------【市（総務部）】** 市は、市域全体を対象に災害・避難情報等の緊急防災情報を提供する市防災メールの普及やＰＲに努める。 **3) 消防無線----------【下妻消防署】** いばらき消防指令センターと茨城県防災情報ネットワークシステムを接続することにより、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で、無線により、直接、連絡調整を行うことができる。下妻消防署は、特に、広域応援体制による消火活動が円滑に実施できるよう消防無線の運用に努める。 **4) 災害時の優先通信----------【市（総務部）】** 市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録情報について管理し、防災関係機関との情報共有を図る。 **(3) 防災関係機関の情報通信設備----------【防災関係機関】** 本市に係る、各防災関係機関が整備している専用通信設備としては次のものがある。	**■　体制の整備** **１　情報通信設備の整備** **(1) 県の情報通信設備** **1) 防災情報ネットワーク** 県は、災害時の確実な通信の確保を図るため、地上系回線に衛星系回線を加え、通信を２ルート化し、迅速な情報伝達手段を確保する防災情報ネットワークを整備している。 県庁の統制局の下、各県民センター、土木事務所、保健所等の県出先機関、市町村、消防本部、その他の防災関係機関がネットワークで結ばれている。 **2) 災害時の優先通信** 県の電話の一部は、災害時にも発信規制を受けない災害時優先電話（固定・携帯）として登録している。 市町村や防災関係機関についても、災害時優先電話の登録が可能であることから、県は、登録を促進するとともに、登録状況について把握し、防災関係機関との情報共有を図っている。 **(2) 市の情報通信設備** **1) 防災行政無線等----------【市（総務部）】** 市は、市民に対して災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム（同報無線、移動無線、戸別受信機等）及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。 **2) 市防災メール----------【市（総務部）】** 市は、市域全体を対象に災害・避難情報等の緊急防災情報を提供する市防災メールの普及やＰＲに努める。 **3) 消防無線----------【下妻消防署】** いばらき消防指令センターと茨城県防災情報ネットワークシステムを接続することにより、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で、無線により、直接、連絡調整を行うことができる。下妻消防署は、特に、広域応援体制による消火活動が円滑に実施できるよう消防無線の運用に努める。 **4) 災害時の優先通信----------【市（総務部）】** 市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録情報について管理し、防災関係機関との情報共有を図る。 **(3) 防災関係機関の情報通信設備----------【防災関係機関】** 本市に係る、各防災関係機関が整備している専用通信設備としては次のものがある。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
【専用通信設備】 1）関東管区警察局：警察無線設備 2）気象庁：気象通信設備、防災情報提供システム（専用回線・インターネット） 3）国土交通省関東地方整備局：国土交通省無線設備（多重回線） 4）東京電力パワーグリッド㈱茨城通信ネットワークセンター：東京電力通信設備	**【専用通信設備】** 1）関東管区警察局：警察無線設備 2）気象庁：気象情報伝送処理システム（専用線）、防災情報提供システム（インターネット） 3）国土交通省関東地方整備局：国土交通省無線設備（多重回線） 4）東京電力パワーグリッド㈱茨城総支社：東京電力通信設備	県計画との整合
(4) 情報通信設備の機能確保----------【市（総務部）】 市は、災害時の情報通信設備の機能を確保するため、保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、次の事項に留意し、その対策を十分に行うものとする。 **1）バックアップ化** 通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。 **2）非常用電源の確保** 風水害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに、発電機等の燃料の確保を図る。	**(4) 情報通信設備の機能確保----------【市（市長公室、総務部）】** 市は、災害時の情報通信設備の機能を確保するため、保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、次の事項に留意し、その対策を十分に行うものとする。 **1）バックアップ化** 通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。 **2）非常用電源の確保** 風水害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに、発電機等の燃料の確保を図る。	市長公室、総務部の分離により修正
(5) サーバの負荷分散----------【市（総務部）】 災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段について情報通信事業者等と調整を図っておくものとする。	**(5) サーバの負荷分散----------【市（市長公室、総務部）】** 災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段について情報通信事業者等と調整を図っておくものとする。	市長公室、総務部の分離により修正
2　防災情報ネットワークシステムの整備 **(1) 防災情報ネットワークシステムの概要** 県の防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情報、映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し、県、市、消防本部、救急医療機関及びその他の防災関係機関において、当該情報を共有することができるシステムである。 市災害対策本部や消防本部等は、防災情報ネットワークシステムに被害情報を入力することができ、県災害対策本部等全ての構成機関はそれらの情報を閲覧することができる。 このシステムにより、気象情報等を迅速・的確に防災関係機関に伝達できるとともに、多様な情報を防災関係機関で共有できるようになり、より円滑な防災対策を講じることができる。 また、Ｌアラート等と連携し、多様な手段を通じて県民に対して気象情報等を広く伝達することができる。	**2　防災情報ネットワークシステムの整備** **(1) 防災情報ネットワークシステムの概要** 県の防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情報、映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し、県、市、消防本部、救急医療機関及びその他の防災関係機関において、当該情報を共有することができるシステムである。 市災害対策本部や消防本部等は、防災情報ネットワークシステムに被害情報を入力することができ、県災害対策本部等全ての構成機関はそれらの情報を閲覧することができる。 このシステムにより、気象情報等を迅速・的確に防災関係機関に伝達できるとともに、多様な情報を防災関係機関で共有できるようになり、より円滑な防災対策を講じることができる。 また、Ｌアラート等と連携し、多様な手段を通じて県民に対して気象情報等を広く伝達することができる。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(2) 防災情報ネットワークシステムの機能 防災情報ネットワークシステムの主な機能は次のとおりである。 1）気象情報等（予・警報、洪水情報、避難情報、避難 所開設情報等）の迅速な伝達 2）各機関における被害情報（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）等の登録・共有 3）防災情報ネットワークシステムを活用した携帯電話の通信事情に左右されない救急車から救急医療機関への無線を含む連絡網の構築 4）いばらき消防指令センターが取得した消防・救急情報の県、市等における共有 5）国や県がそれぞれ整備した河川監視リアルタイム映像情報の共有	**(2) 防災情報ネットワークシステムの機能** 防災情報ネットワークシステムの主な機能は次のとおりである。 1）気象情報等（予・警報、洪水情報、避難情報、避難所開設情報等）の迅速な伝達 2）各機関における被害情報（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）等の登録・共有 3）防災情報ネットワークシステムを活用した携帯電話の通信事情に左右されない救急車から救急医療機関への無線を含む連絡網の構築 4）いばらき消防指令センターが取得した消防・救急情報の県、市等における共有 5）国や県がそれぞれ整備した河川監視リアルタイム映像情報の共有	
(3) 防災情報ネットワークシステムの平常時の活用----------【市(各部)、県】 県の防災情報ネットワークシステムの構築を踏まえ、市においても防災情報のデータベース化、情報収集、伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。	**(3) 防災情報ネットワークシステムの平常時の活用----------【市(各部)、県】** 県の防災情報ネットワークシステムの構築を踏まえ、市においても防災情報のデータベース化、情報収集、伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。	
3　アマチュア無線ボランティアの確保----------【市(総務部)】 市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を総務部に設置する。 なお、このアマチュア無線ボランティアについては、茨城地区非常通信協議会に協力を要請する。 【担当窓口】 アマチュア無線ボランティア担当窓口：総務部	**3　アマチュア無線ボランティアの確保----------【市(総務部)】** 市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を総務部に設置する。 なお、このアマチュア無線ボランティアについては、茨城地区非常通信協議会に協力を要請する。 【担当窓口】 アマチュア無線ボランティア担当窓口：総務部	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第２章　災害予防計画 **第２節　風水害に強いまちづくり** **第１　防災まちづくりの推進** **■　基本事項** **１　趣　旨** まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉えて、災害による被害を最小限にするために、災害に強いまちづくりを進めることが重要である。 災害に強いまちづくりを進めるにあたっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進する。 **２　留意事項** **(1) 計画的な対策の推進** 財政的・時間的な制約のもとで災害に強いまちづくりを着実に推進していくためには、防災まちづくりを計画的に推進することが必要である。このため、市は、「まち」の防災力についての総点検を行い、防災まちづくりの計画を策定して、災害危険度の高い地域に係る施設整備などの、緊急性・重要性の高いものから重点的に実施し、市全体の安全性の水準を段階的に引き上げていくことが必要である。 **(2) 都市計画の観点からの対策の展開** 建築物や各インフラストラクチャーの防災対策をそれぞれ個別に推進するのではなく、各対策を都市計画の観点から総合化して都市構造の減災対策を図り、その機能の信頼性を向上させるよう、計画的かつ積極的に防災まちづくりを行っていくことが必要である。 **(3) ソフト対策とハード対策の効果的な連携** 防災まちづくりは、大きく予防対策と被害軽減対策に分けられる。 予防対策としてのハードの整備は、一朝一夕には完了するものではなく、都市構造が防災上不完全な状態で災害に遭遇することも想定しなければならない。このため、発災後の避難のための施設や応急対策活動のための拠点の整備等の、ソフト対策の実施を容易にするためのハード対策が必要となってくる。	第２章　災害予防計画 **第２節　風水害に強いまちづくり** **第１　防災まちづくりの推進** **■　基本事項** **１　趣　旨** まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉えて、災害による被害を最小限にするために、災害に強いまちづくりを進めることが重要である。 災害に強いまちづくりを進めるにあたっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進する。 **２　留意事項** **(1) 計画的な対策の推進** 財政的・時間的な制約のもとで災害に強いまちづくりを着実に推進していくためには、防災まちづくりを計画的に推進することが必要である。このため、市は、「まち」の防災力についての総点検を行い、障害者、高齢者、女性等の意見を反映した防災まちづくりの方針を策定して、災害危険度の高い地域に係る施設整備などの、緊急性・重要性の高いものから重点的に実施し、市全体の安全性の水準を段階的に引き上げていくことが必要である。 **(2) 都市計画の観点からの対策の展開** 建築物や各インフラストラクチャーの防災対策をそれぞれ個別に推進するのではなく、各対策を都市計画の観点から総合化して都市構造の減災対策を図り、その機能の信頼性を向上させるよう、計画的かつ積極的に防災まちづくりを行っていくことが必要である。 **(3) ソフト対策とハード対策の効果的な連携** 防災まちづくりは、大きく予防対策と被害軽減対策に分けられる。 予防対策としてのハードの整備は、一朝一夕には完了するものではなく、都市構造が防災上不完全な状態で災害に遭遇することも想定しなければならない。このため、発災後の避難のための施設や応急対策活動のための拠点の整備等の、ソフト対策の実施を容易にするためのハード対策が必要となってくる。	防災基本計画、県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
このようなことから、ソフト対策とハード対策の密接な連携を図りつつ、被害の発生及び発生した被害を最小限に抑えることが可能な都市構造を構築する上で重要である。 **(4) 民間企業等との協力体制の整備** 都市基盤を形成しているインフラには、鉄道やライフライン施設等、民間企業が管理するものが多く、また、公共施設についても、その設計や施工等の多くは民間企業により実施されている。 防災まちづくりを円滑に実施するためには、これらの関係する民間企業等との連携が不可欠であり、その協力体制の整備が必要である。 **(5) 住民主体の防災まちづくりの推進** 防災まちづくりでは、個人の所有物の災害予防、市街地再開発や土地区画整理等の市街地開発、及びインフラ整備にあたっての用地取得等は、市民の協力・合意無しでは円滑に実施することはできない。 したがって、市は防災教育やまちづくり教育などの市民に対して普及啓発を行う機会を設け、市民の気運を高めることが必要である。 **３　対策の体系** 第１　防災まちづくりの推進 １　防災まちづくり方針の策定 ２　防災空間の確保 ３　防災拠点の整備 ４　市街地開発の推進 ５　避難施設の整備 **■　対　策** **１　防災まちづくり方針の策定----------【市（総務部）】** 防災まちづくりの計画的な推進の観点から、市では都市計画マスタープラン（平成 28 年５月）を一部改定し、「安全な都市づくりの方針」を定め、都市の防災性の向上を図っている。 **【安全な都市づくりの方針（防災性の向上）】** 震災発生時の被害を極力小さくするため、防災基盤の整備や建築物の耐震・耐火化に取り組むとともに、水害を防止するための対策を総合的に講じます。 **a. 防災基盤の整備** 震災時に避難・救助活動の拠点となる避難場所を地区の防災拠点として位置づけ、防火用貯水槽の整備、緊急物資の備蓄や十分な空閑地を確保します。 また、震災時に避難、救急、消火活動が行えるよう、道路水準の低い市街地において、緊急車両の通行できる主要な区画道路の整備に努めます。	このようなことから、ソフト対策とハード対策の密接な連携を図りつつ、被害の発生及び発生した被害を最小限に抑えることが可能な都市構造を構築する上で重要である。 **(4) 民間企業等との協力体制の整備** 都市基盤を形成しているインフラには、鉄道やライフライン施設等、民間企業が管理するものが多く、また、公共施設についても、その設計や施工等の多くは民間企業により実施されている。 防災まちづくりを円滑に実施するためには、これらの関係する民間企業等との連携が不可欠であり、その協力体制の整備が必要である。 **(5) 住民主体の防災まちづくりの推進** 防災まちづくりでは、個人の所有物の災害予防、市街地再開発や土地区画整理等の市街地開発、及びインフラ整備にあたっての用地取得等は、市民の協力・合意無しでは円滑に実施することはできない。 したがって、市は防災教育やまちづくり教育などの市民に対して普及啓発を行う機会を設け、市民の気運を高めることが必要である。 **３　対策の体系** 第１　防災まちづくりの推進 １　防災まちづくり方針の策定 ２　防災空間の確保 ３　防災拠点の整備 ４　市街地開発の推進 ５　避難施設の整備 **■　対　策** **１　防災まちづくり方針の策定----------【市（総務部）】** 防災まちづくりの計画的な推進の観点から、市では都市計画マスタープラン~~（平成 28 年５月）~~を一部改定（令和４年３月）し、「安全な都市づくりの方針」を定め、都市の防災性の向上を図っている。 **【安全な都市づくりの方針（防災性の向上）】** 震災発生時の被害を極力小さくするため、防災基盤の整備や建築物の耐震・耐火化に取り組むとともに、水害を防止するための対策を総合的に講じます。 **a. 防災基盤の整備** 震災時に避難・救助活動の拠点となる避難場所を地区の防災拠点として位置づけ、防火用貯水槽の整備、緊急物資の備蓄や十分な空閑地を確保します。 また、震災時に避難、救急、消火活動が行えるよう、道路水準の低い市街地において、緊急車両の通行できる主要な区画道路の整備に努めます。	平時業務担当との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
b. **市街地建築物の耐震・耐火化** 現在の耐震基準に適合していない建築物の耐震改修を促進し、地震による建築物の倒壊を防止します。 総合拠点などの一定の土地の高度利用が想定される地区について、防火・準防火地域の指定を検討します。また、木造住宅が密集する地区においては、地区レベルの道路の整備と建築物の防火・耐火性の高い建築物への建替えを誘導します。 C. **自然災害への対応** 河川改修や排水路整備等、雨水排水路の系統的な整備を進めるとともに、雨水流出量を極力抑制し、水害を防止します。	b. **市街地建築物の耐震・耐火化** 現在の耐震基準に適合していない建築物の耐震改修を促進し、地震による建築物の倒壊を防止します。 総合拠点などの一定の土地の高度利用が想定される地区について、防火・準防火地域の指定を検討します。また、木造住宅が密集する地区においては、地区レベルの道路の整備と建築物の防火・耐火性の高い建築物への建替えを誘導します。 C. **自然災害への対応** 河川改修や排水路整備等、雨水排水路の系統的な整備を進めるとともに、雨水流出量を極力抑制し、水害を防止します。	
２　防災空間の確保----------【市（建設部）】 防災まちづくりを進めるため、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保が不可欠である。そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の公共施設の整備を推進する。	**２　防災空間の確保----------【市（建設部）】** 防災まちづくりを進めるため、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保が不可欠である。そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の公共施設の整備を推進する。	
(1) 緑地保全地域・特別緑地保全地区の決定 都市緑地法に基づき、緑地保全地域等を指定し、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における災害の防止に役立てるものとする。	**(1) 緑地保全地域・特別緑地保全地区の決定** 都市緑地法に基づき、緑地保全地域等を指定し、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における災害の防止に役立てるものとする。	
(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進 延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物の壁面後退、都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進を図る。	**(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進** 延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進を図る。	県計画との整合
(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進 災害時においては、道路は単なる交通機能のみならず、避難・緊急物資の輸送ルートとしての機能も有しているため、道路の新設・拡幅は、災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。 よって、災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。 その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。	**(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進** 災害時においては、道路は単なる交通機能のみならず、避難・緊急物資の輸送ルートとしての機能も有しているため、道路の新設・拡幅は、災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。 よって、災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。 その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。	
(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、ヘリポートなどの災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。	**(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、道の駅、緑地の整備の推進---------【市（経済部、建設部）】** 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園等において耐震性貯水槽、ヘリポートなどの災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(5) 消防活動空間確保のための街路整備 道路等の基盤が未整備な市街地においては、消防車両が進入できない道路が多く、消防活動の困難性が特徴としてあげられることから、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。 このため、消防活動困難区域においての街路事業等により、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。	**(5) 消防活動空間確保のための街路整備** 道路等の基盤が未整備な市街地においては、消防車両が進入できない道路が多く、消防活動の困難性が特徴としてあげられることから、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。 このため、消防活動困難区域においての街路事業等により、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。	
３　防災拠点の整備 **(1) 県の防災活動拠点の整備----------【県】** 県は、市町村が行う災害応急対策を支援するため、県の広域公園等を活用した物資の備蓄及び支援物資の輸送・集積・配分拠点としての広域活動拠点の整備や食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備えた一次避難地や広域避難地となる公園（防災公園）の整備を行い、県内における広域的かつ総合的な防災活動拠点網の整備に努めることになっている。 本市においては、砂沼広域公園が災害時の自衛隊等の防災活動拠点として位置づけられている。	**３　防災拠点の整備** **(1) 県の防災活動拠点の整備----------【県】** 県は、市町村が行う災害応急対策を支援するため、県の広域公園等を活用した物資の備蓄及び支援物資の輸送・集積・配分拠点としての広域活動拠点の整備や食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備えた一次避難地や広域避難地となる公園（防災公園）の整備を行い、県内における広域的かつ総合的な防災活動拠点網の整備に努めることになっている。 本市においては、砂沼広域公園が災害時の自衛隊等の防災活動拠点として位置づけられている。	
(2) 市の防災活動拠点の整備----------【市（建設部）】 市は、災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。	**(2) 市の防災活動拠点の整備----------【市（建設部）】** 市は、災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。	
	(3) 道の駅における防災拠点等の整備----------【市（経済部）】 市は道の駅の持つ機能を活かし、災害直後は地域の避難所として貢献するとともに、広域的な被災地の復旧・復興の支援拠点として、緊急物資の集積・分配や、自衛隊・消防・警察等による救援活動等の拠点として整備する。	県計画との整合
	(4) 物資拠点の指定----------【市（経済部）】 市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。	
４　市街地開発の推進----------【市（建設部）】 木造密集市街地等大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備促進事業等の面的整備事業を推進する。	**４　市街地開発の推進----------【市（建設部）】** 木造密集市街地等大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備促進事業等の面的整備事業を推進する。	
５　避難施設の整備 **(1) 避難施設整備計画の作成----------【市（総務部）】** 市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所、避難所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。	**５　避難施設の整備** **(1) 避難施設整備計画の作成----------【市（総務部）】** 市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所、避難所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(2) 指定緊急避難場所・指定避難所----------【市（総務部）】 市は、建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、設置基準に従って、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。 指定緊急避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とし、指定避難所は、避難者の生活の場として、指定基準を満たす学校等の施設とする。 **【指定緊急避難場所指定基準】** 異常な現象の種類（洪水、がけ崩れ、地滑り、地震、大規模な火事、内水氾濫）ごとに、指定する。 **＜風水害の場合の指定基準＞** ①管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること ②立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること ③構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること **【指定避難所指定基準】** ①規　模　条　件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること ②構　造　条　件：速やかに被災者等を受入れ、生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること ③立　地　条　件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること ④交　通　条　件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること ⑤福祉避難所関係：専ら要介護高齢者、障害者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること **(3) 広域避難場所の指定----------【市（総務部）】** 密集市街地等をかかえる地区については、二次災害の発生が想定されるため、(2)で指定した避難場所に加え、さらに規模の大きい緊急避難場所が必要となる。このため、次の設置基準に従って、広域避難場所の整備を行う。 市では砂沼広域公園を広域避難場所に指定し、県が砂沼広域公園の防災拠点整備を行っている。	**(2) 指定緊急避難場所・指定避難所----------【市（総務部）】** 市は、浸水被害及び建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、設置基準に従って、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。 指定緊急避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とし、指定避難所は、避難者の生活の場として、指定基準を満たす学校等の施設とする。 **【指定緊急避難場所指定基準】** 異常な現象の種類（洪水、がけ崩れ、地滑り、地震、大規模な火事、内水氾濫）ごとに、指定する。 **＜風水害の場合の指定基準＞** ①管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること ②立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること ③構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること **【指定避難所指定基準】** ①規　模　条　件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること ②構　造　条　件：速やかに被災者等を受入れ、生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること ③立　地　条　件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること ④交　通　条　件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること ⑤福祉避難所関係：専ら要介護高齢者、障害者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること **(3) 広域避難場所の指定----------【市（総務部）】** 密集市街地等をかかえる地区については、二次災害の発生が想定されるため、(2)で指定した避難場所に加え、さらに規模の大きい緊急避難場所が必要となる。このため、次の設置基準に従って、広域避難場所の整備を行う。 市では砂沼広域公園を広域避難場所に指定し、県が砂沼広域公園の防災拠点整備を行っている。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
【広域避難場所設置基準】 ①広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として１人あたり２㎡以上を確保することを原則とする。 ②広域避難場所は要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。 ③広域避難場所の木造建築物の割合は、総面積の２％未満であり、かつ散在していなければならない。 ④広域避難場所は、大規模なが け崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。 ⑤広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から 300m以上、建ぺい率５％程度の疎開地では 200m以上、耐火建築物からは 50m以上離れているところとする。 ⑥地区分けをする場合においては、町丁単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離は２㎞ 以内とする。	**【広域避難場所設置基準】** ①広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として１人あたり２㎡以上を確保することを原則とする。 ②広域避難場所は要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。 ③広域避難場所の木造建築物の割合は、総面積の２％未満であり、かつ散在していなければならない。 ④広域避難場所は、大規模なが け崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。 ⑤広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から 300m以上、建ぺい率５％程度の疎開地では 200m以上、耐火建築物からは 50m以上離れているところとする。 ⑥地区分けをする場合においては、町丁単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離は２㎞ 以内とする。	
(4) 避難路の確保----------【市（総務部、建設部）】 市は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定する。さらに、市職員、警察官、消防職員、その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の確保に努める。	**(4) 避難路の確保----------【市（総務部、建設部）】** 市は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定する。さらに、市職員、警察官、消防職員、その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の確保に努める。	
【避難道路選定基準】 1）避難道路はおおむね８ｍ～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと 2）地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと 3）避難道路は、相互に交差しないこと	**【避難道路選定基準】** 1）避難道路はおおむね８ｍ～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと 2）地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと 3）避難道路は、相互に交差しないこと	
■　資料編　「避難所及び緊急避難場所リスト」	■　資料編　「２－１避難所及び緊急避難場所リスト」	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

第２　水政計画

■　基本事項

１　趣　旨

河川の整備を推進し、市民等の安全確保の強化に努める。

２　対策項目

１　河川改修
２　水防法に基づく洪水対策

■　対　策

１　河川改修

(1)　河川の概況

本市を流れる河川は、一級河川である鬼怒川、小貝川、糸繰川等の合計８河川である。

本市は鬼怒川及び小貝川の下流域に位置し、両大河に挟まれているため、上流域の県及び市町村から流下した水による洪水被害の危険性が非常に高い。このため水防法に基づき、市の一部地域が洪水浸水想定区域に指定されている。

また、大谷川は本市を流れてはいないが、河川管理者である国土交通省下館河川事務所が発表した大谷川の洪水浸水想定区域に、騰波ノ江地域が含まれている。

表　市内を流れる主要河川

河川名	区分	総流路延長	下妻市内の延長	区間
鬼怒川	一級	176.7 km	12.3 km	平方～皆葉
小貝川		111.8 km	11.2 km	中郷～鯨
糸繰川		13.8 km	7.7 km	福田～比毛
高木川		7.5 km	5.3 km	中郷～比毛
北台川		6.5 km	5.2 km	江～前河原
内沼川		1.6 km	0.5 km	福田～大宝
八間堀川		16.9 km	4.4 km	肘谷～鯨
山川		9.3 km	0.7 km	村岡～村岡

(2)　河川改修事業

【直轄河川改修】

鬼怒川は昭和２年、小貝川は昭和８年から改修工事が施行されているが、堤防の整備率は未だ低く、全般的に河積が狭小の上、地質が極めて悪く、さらに河川が緩勾配のため利根川の逆流でしばしば危険な状態になるので改修の促進が望まれている。

第２　水政計画

■　基本事項

１　趣　旨

河川の整備を推進し、市民等の安全確保の強化に努める。

２　対策項目

１　河川改修
２　水防法に基づく洪水対策

■　対　策

１　河川改修

(1)　河川の概況

本市を流れる一級河川は、~~一級河川である~~鬼怒川、小貝川、糸繰川等の合計８河川である。

本市は鬼怒川及び小貝川の下流域に位置し、両大河に挟まれているため、上流域の県及び市町村から流下した水による洪水被害の危険性が非常に高い。このため水防法に基づき、市の一部地域が洪水浸水想定区域に指定されている。

また、大谷川は本市を流れてはいないが、河川管理者である国土交通省下館河川事務所が発表した大谷川の洪水浸水想定区域に、騰波ノ江地域が含まれている。

表　市内を流れる主要河川

河川名	区分	総流路延長	下妻市内の延長	区間
鬼怒川	一級	176.7 km	12.3 km	平方～皆葉
小貝川		111.8 km	11.2 km	中郷～鯨
糸繰川		13.8 km	7.7 km	福田～比毛
高木川		7.5 km	5.3 km	中郷～比毛
北台川		6.5 km	5.2 km	江～前河原
内沼川		1.6 km	0.5 km	福田～大宝
八間堀川		16.9 km	4.4 km	肘谷～鯨
山川		9.3 km	0.7 km	村岡～村岡

(2)　河川改修事業

【直轄河川改修】

~~鬼怒川は昭和２年、小貝川は昭和８年から改修工事が施行されているが、堤防の整備率は未だ低く、~~全般的に河積が狭小の上、地質が極めて悪く、さらに河川が緩勾配のため利根川の逆流でしばしば危険な状態になるのでさらなる改修の促進が望まれている。

表現の適切化

逐次整備が進んでいるため

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(3) 下水道（雨水）の整備 市は、事前防災・減災等の観点から、都市内における浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を推進する。	**(3) 下水道（雨水）の整備**----------**【市（建設部）】** 市は、事前防災・減災等の観点から、都市内における浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を推進する。	担当部の明記
２　水防法に基づく洪水対策 市域における水害に対する防止力の向上や洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、水防法に基づき、大河川における洪水予報の提供（伝達）、中小河川における洪水情報等の提供（伝達）、避難体制の整備など必要な措置を講ずる。	**２　水防法に基づく洪水対策** 市域における水害に対する防止力の向上や洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、水防法に基づき、大河川における洪水予報の提供（伝達）、中小河川における洪水情報等の提供（伝達）、避難体制の整備など必要な措置を講ずる。	
(1) 洪水予報河川の指定 国及び県は、洪水により相当な損害の生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、洪水の恐れがある時は、気象庁長官と共同して、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等（市長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することとなっている。 市内の指定状況は次のとおりである。 ・国管理河川：鬼怒川、小貝川 ・県管理河川：なし	**(1) 洪水予報河川の指定** 国及び県は、洪水により相当な損害の生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、洪水の恐れがある時は、気象庁長官と共同して、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等（市長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することとなっている。 市内の指定状況は次のとおりである。 ・国管理河川：鬼怒川、小貝川 ・県管理河川：なし	
(2) 水位周知河川の指定 国及び県は、洪水予報河川に指定された以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川として指定し、避難判断水位（はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該河川の水位がこれに達した時は、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等（市長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することとなっている。 市内の指定の状況は次のとおりである。 ・国管理河川：なし ・県管理河川：八間堀川	**(2) 水位周知河川の指定** 国及び県は、洪水予報河川に指定された以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川として指定し、避難判断水位（はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該河川の水位がこれに達した時は、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等（市長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することとなっている。 市内の指定の状況は次のとおりである。 ・国管理河川：なし ・県管理河川：八間堀川	
(3) 洪水浸水想定区域の指定 1）国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。 また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川は、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。	**(3) 洪水浸水想定区域の指定**----------**【国、県、市（総務部）】** 1）国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。 ~~また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川は、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。~~	担当の明記 県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
2）市長は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握した時は、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知するものとする。	2）市長は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握した時は、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知するものとする。 (4) 内水浸水想定区域の指定----------【市（総務部、建設部）】 1） 市は、内水氾濫の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により、当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合または当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域（水防法第14条の2に基づく内水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。 2） 市は、雨水出水浸水想定区域図の早期作成に努めるとともに、それが困難な場合には、過去の浸水実績を活用する等、簡易な方法も用いて内水による浸水区域を想定し、これらを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。	県計画との整合
(4) 避難体制等の整備 1）複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「茨城県管理河川減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。 2）市は、洪水浸水想定区域の指定があった時は、地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。 ア　洪水予報等の伝達方法 イ　避難場所及び避難経路に関する事項 ウ　洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 エ　洪水浸水想定区域内に次の施設がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法 ・社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの ・大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者または管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの	(5) 避難体制等の整備----------【市（総務部）】 1）複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県知事が組織する「~~大規模氾濫減災協議会~~鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「茨城県管理河川減災対策協議会」「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。 2）市は、洪水浸水想定区域の指定があった時は、地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。 ア　洪水予報等の伝達方法 イ　避難場所及び避難経路に関する事項 ウ　洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 エ　洪水浸水想定区域内に次の施設がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法 ・社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの ・大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者または管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの	担当部の明記 名称変更等

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
3）市長は、上記(1)の事項について市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。 　その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。 4）市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を躊躇なく発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」及び「避難勧告等の発令に係る基本的考え方（茨城県）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、５段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成する。 　また、避難場所等をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うよう努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ない時は、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。 5）市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等について、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、はん濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難情報の発令基準を策定する。 　また、避難情報の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。	3）市長は、上記(1)の事項について市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。 　その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。 4）市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を躊躇なく発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」及び「避難~~勧告等~~情報の発令に係る基本的考え方（茨城県）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、５段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成する。 　また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うよう努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ない時は、「~~屋内~~緊急安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。 5）市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等について、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、はん濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難情報の発令基準を策定する。 　また、避難情報の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して~~勧告~~指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して~~勧告~~指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。 6）市は、内水浸水想定区域が指定されている区域の住民に対し、内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項等を記載した印刷物（内水ハザードマップ等）の配布や、住民に適切なタイミングで避難指示等を発令する目安となる取組（カメラや水位センサーの設置、地区内住民からの情報提供体制の構築など）に努める必要がある。 　なお、県は、市町村が内水氾濫に係る避難指示等を発令する際の目安について、専門家の意見を踏まえた取組を提供するなど必要な助言を行うほか、台風等の接近に伴い内水氾濫の発生が懸念される場合は、市町村に対し早期対応を図るための注意喚起を行うこととしている。	名称変更 県計画との整合 名称変更 名称変更 県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
6）国（国土交通省、気象庁）、県及び市は、防災関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。 　また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。 7）県は、住民に対してわかりやすく、かつ迅速に河川情報（雨量、水位及び河川監視カメラによる映像等）を提供するため、水防テレメータシステムなどの更新・充実を図るとともに、インターネットなどを活用した多様な手段による情報提供に努める。 ■　資料編　「各河川の水位」 ■　資料編　「防災気象情報と警戒レベル」 ■　資料編　「避難指示等の発令に係る基本的な考え方」	7）国（国土交通省、気象庁）、県及び市は、防災関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。 　また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。 8）県は、住民に対してわかりやすく、かつ迅速に河川情報（雨量、水位及び河川監視カメラによる映像等）を提供するため、水防テレメータシステムなどの更新・充実を図るとともに、インターネットなどを活用した多様な手段による情報提供に努める。 ■　資料編　「５－１各河川の水位」 ■　資料編　「５－３防災気象情報と警戒レベル」 ■　資料編　「５－７避難情報の発令基準　~~避難指示等の発令に係る基本的な考え方~~」	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第３　土砂災害防止計画 **■　基本事項** **１　趣　旨** 土砂災害がもたらす被害を防止、軽減するため、県及び防災関係機関と協力し、的確な活動に努める。 **２　対策項目** **１　基礎調査の実施** **２　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・見直し** **３　警戒避難体制の整備** **４　特定開発行為の制限等** **５　がけ崩れ対策** **■　対　策** **１　基礎調査の実施----------【県】** 県は、国土交通大臣が策定する「土砂災害対策基本指針（平成 13 年７月９日国土交通省告示第 1119 号）」に基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水の状況等に関する調査を行う。 **２　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・見直し----------【県】** 県は、急傾斜地の崩落等が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、土砂災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき区域として、政令で定める基準に該当するものを所定の手続に従って「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という。）として指定する。 また、県は、警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物等に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められ、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制を加える区域として、政令で定める基準に該当するものを所定の手続きに従って「土砂災害特別警戒区域」として指定する。 なお、県は、指定を行うに当たって、あらかじめ関係市町村長の意見を聴くとともに、政令で定める事項を公示する。また、対策工事が完了した箇所の区域縮小等、地形や土地利用の変化に合わせた区域の見直し作業を計画的に行っていくものとする。 なお、本市においては、県により、５箇所の警戒区域等が指定されている。 ・土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれがある区域 ・土砂災害特別警戒区域：建築物の損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域	**第３　土砂災害防止計画** **■　基本事項** **１　趣　旨** 土砂災害がもたらす被害を防止、軽減するため、県及び防災関係機関と協力し、的確な活動に努める。 **２　対策項目** **１　基礎調査の実施** **２　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・見直し** **３　警戒避難体制の整備** **４　特定開発行為の制限等** **５　がけ崩れ対策** **■　対　策** **１　基礎調査の実施----------【県】** 県は、国土交通大臣が策定する「土砂災害対策基本指針（平成 13 年７月９日国土交通省告示第 1119 号）」に基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水の状況等に関する調査を行う。 **２　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・見直し----------【県】** 県は、急傾斜地の崩落等が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、土砂災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき区域として、政令で定める基準に該当するものを所定の手続に従って「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という。）として指定する。 また、県は、警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物等に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められ、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制を加える区域として、政令で定める基準に該当するものを所定の手続きに従って「土砂災害特別警戒区域」として指定する。 なお、県は、指定を行うに当たって、あらかじめ関係市町村長の意見を聴くとともに、政令で定める事項を公示する。また、対策工事が完了した箇所の区域縮小等、地形や土地利用の変化に合わせた区域の見直し作業を計画的に行っていくものとする。 なお、本市においては、県により、５箇所の警戒区域等が指定されている。 ・土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれがある区域 ・土砂災害特別警戒区域：建築物の損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
3　警戒避難体制の整備----------【市（総務部）】 **(1) 地域防災計画への記載** 市は、警戒区域の指定があった時は、地域防災計画において以下の事項について定める。 1）情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項 2）避難場所及び避難経路に関する事項 3）土砂災害に係る避難訓練に関する事項 4）避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項 また、地域防災計画において、警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがある時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地、当該施設の所有者または管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。 **(2) ハザードマップ等の作成** 市長は、上記(1)の事項について市民に周知させるため、これらの事項のうち避難場所や避難経路等必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。 **(3) マニュアルの作成** 市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成する。 また、避難場所、避難経路をあらかじめ指定するとともに、県等と協議して、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努めるものとする。 **(4) 情報提供体制の整備** 気象庁、県及び市は、防災関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。 また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。 **4　特定開発行為の制限等----------【県】** 県は、土砂災害防止法第 10 条に定める特定開発行為に関する事項その他同法の規定に基づき、土砂災害の防止に関し必要な対策を講ずる。	**3　警戒避難体制の整備----------【市（総務部）】** **(1) 地域防災計画への記載** 市は、警戒区域の指定があった時は、地域防災計画において以下の事項について定める。 1）情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項 2）避難場所及び避難経路に関する事項 3）土砂災害に係る避難訓練に関する事項 4）避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項 また、地域防災計画において、警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがある時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の所有者または管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。 **(2) ハザードマップ等の作成** 市長は、上記(1)の事項について市民に周知させるため、これらの事項のうち避難場所や避難経路等必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。 **(3) マニュアルの作成** 市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成する。 また、避難場所、避難経路をあらかじめ指定するとともに、県等と協議して、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努めるものとする。 **(4) 情報提供体制の整備** 気象庁、県及び市は、防災関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。 また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。 **4　特定開発行為の制限等----------【県】** 県は、土砂災害防止法第 10 条に定める特定開発行為に関する事項その他同法の規定に基づき、土砂災害の防止に関し必要な対策を講ずる。	文章の適切化

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
５　がけ崩れ対策----------【県、市（総務部、建設部）】 **(1) 危険箇所のパトロール** 県は、がけ崩れ災害の発生が予想される箇所を調査し、地形、地質、地下水、立ち木、排水施設、擁壁の状態及びがけ崩れ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等、実態の把握に努める。 市は、その情報を基に、定期的に防災パトロール等を実施するほか、大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施し、災害発生時の被害縮小に努める。また、その他防災に必要な事項について、地域防災計画に定めておく。 **(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定** 県は、市と協議の上、がけ崩れ災害の発生が予想される箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の第３条の規定により危険区域の指定を行い、対策工事を実施するとともに、がけに対する有害な行為を規制し、民生の安定と国土の保全をはかる。 本市では、急傾斜地崩壊危険区域が３箇所、急傾斜地危険箇所が５箇所指定されている。 **(3) 所有者等に対する防災措置の指導** 市は、(1)の危険箇所のパトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者または占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう、調整する。 **■　資料編　「急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所及び土砂災害警戒区域等の指定」**	**５　がけ崩れ対策----------【県、市（総務部、建設部）】** **(1) 危険箇所のパトロール** 県は、がけ崩れ災害の発生が予想される箇所を調査し、地形、地質、地下水、立ち木、排水施設、擁壁の状態及びがけ崩れ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等、実態の把握に努める。 市は、その情報を基に、定期的に防災パトロール等を実施するほか、大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施し、災害発生時の被害縮小に努める。また、その他防災に必要な事項について、地域防災計画に定めておく。 **(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定** 県は、市と協議の上、がけ崩れ災害の発生が予想される箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の第３条の規定により危険区域の指定を行い、対策工事を実施するとともに、がけに対する有害な行為を規制し、民生の安定と国土の保全をはかる。 本市では、急傾斜地崩壊危険区域が３箇所、急傾斜地危険箇所が５箇所指定されている。 **(3) 所有者等に対する防災措置の指導** 市は、(1)の危険箇所のパトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者または占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう、調整する。 **■　資料編　「５－２急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所及び土砂災害警戒区域等の指定」**	
第４　土砂災害警戒情報の発表 **■　基本事項** **１　趣　旨** 県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市の防災活動や市民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。 なお、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引下げを実施するものとする。 **２　対策項目** １　発表対象地域 ２　発表及び解除	~~**第４　土砂災害警戒情報の発表**~~ ~~**■　基本事項**~~ ~~**１　趣　旨**~~ ~~県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市の防災活動や市民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。~~ ~~なお、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引下げを実施するものとする。~~ ~~**２　対策項目**~~ ~~１　発表対象地域~~ ~~２　発表及び解除~~	新たな「防災気象情報」に包含されるため削除

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
3　伝達体制 4　土砂災害警戒情報の活用	~~3　伝達体制~~ ~~4　土砂災害警戒情報の活用~~	新たな「防災気象情報」に包含されるため削除
■　対　策 1　発表対象地域----------【県、水戸地方気象台】 土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、県内においては、警戒区域を有する 40 市町村を発表対象とする。 2　発表及び解除----------【県、水戸地方気象台】 発表：大雨警報発表中に、予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を上回ると予測される時 解除：予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予測される時 3　伝達体制----------【県、水戸地方気象台】 土砂災害警戒情報の発表・解除があった時は、県はＦＡＸにより市町村へ伝達するとともに、防災情報ネットワークシステムにより、注意報・警報と同じ防災関係機関及び市町村等へ伝達する。 4　土砂災害警戒情報の活用----------【市（各部）】 市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、国（国土交通省）及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。	~~■　対　策~~ ~~1　発表対象地域----------【県、水戸地方気象台】~~ ~~土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、県内においては、警戒区域を有する 40 市町村を発表対象とする。~~ ~~2　発表及び解除----------【県、水戸地方気象台】~~ ~~発表：大雨警報発表中に、予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を上回ると予測される時~~ ~~解除：予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予測される時~~ ~~3　伝達体制----------【県、水戸地方気象台】~~ ~~土砂災害警戒情報の発表・解除があった時は、県はＦＡＸにより市町村へ伝達するとともに、防災情報ネットワークシステムにより、注意報・警報と同じ防災関係機関及び市町村等へ伝達する。~~ ~~4　土砂災害警戒情報の活用----------【市（各部）】~~ ~~市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、国（国土交通省）及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。~~	
	第４　防災気象情報の発表（以下項目内全文新規） **■　基本事項** **１　趣　旨** 令和７年 12 月に気象業務法が改正され、令和８年５月下旬から新たな防災気象情報体系の運用が開始された。新たな防災気象情報は、河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の４種類の災害について、住民が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう、５段階の警戒レベルにあわせて発表されるものである。情報名称そのものにレベルの数字が付されるとともに、警戒レベル４相当の情報として「危険警報」が新設されたことにより、住民が情報から直ちにとるべき行動を判断できる体系に整理された。	新たな「防災気象情報」に基づき新規作成

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	本節では、市域における洪水（河川氾濫）、内水氾濫（大雨による浸水）及び土砂災害の警戒に活用する主要な防災気象情報として、「河川氾濫警報」「大雨警報」「土砂災害警報」の発表・解除・伝達・活用について定める。	新たな「防災気象情報」に基づき新規作成

	河川氾濫	大 雨	土砂災害	高 潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

図　防災気象情報（R8.5）

２　対策項目

１　河川氾濫警報
２　大雨警報
３　土砂災害警報

■　対　策

１　河川氾濫警報----------【水戸地方気象台、国土交通省】

新たな防災気象情報体系において、洪水警報は廃止され、大雨の予報・警報と一体化された。洪水予報河川（鬼怒川・小貝川等）については、水位に基づく氾濫系情報（レベル２氾濫注意報・レベル３氾濫警報・レベル４氾濫危険警報・レベル５氾濫特別警報）が引き続き発表される。

(1) 発表及び解除

【レベル３氾濫警報の発表】

洪水予報河川において、氾濫危険水位に到達することが予測され、高齢者等が避難を開始する必要がある状況となったとき。水戸地方気象台は、国土交通省関東地方整備局下館河川事務所と共同で発表する。

【レベル４氾濫危険警報の発表】

洪水予報河川において、氾濫危険水位に到達し、いつ氾濫が発生してもおかしくない状況となったとき。避難指示の発令判断の参考とする。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	【レベル５氾濫特別警報の発表】 洪水予報河川において、氾濫が発生し、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要がある状況となったとき。河川管理者の氾濫通報を活用して発表される。 **【解　除】** 河川水位が氾濫危険水位を下回り、引き続き水位の上昇が見込まれない状況となったとき。 **(2) 伝達体制** 洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）は、下館河川事務所が県（河川課）に通報し、常総工事事務所を通じて市に伝達する。また、水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか防災関係機関・報道機関に通報する。なお、市への伝達は下館河川事務所からも行われる。 **(3) 情報の活用----------【市（総務部）】** 市は、河川氾濫警報等を活用し、下館河川事務所からの情報・助言を考慮した上で、避難指示等の発令基準に基づき災害対策本部会議等において発令を決定する。上流域に短時間に大量の降雨があり、想定外の急激な水位上昇が見込まれる場合は、発令基準を待つことなく発令することに留意する。 また、夜間や早朝の避難を避けるために、明るい時間帯の発令に努める。 **２　大雨警報----------【水戸地方気象台】** 大雨警報は、大河川以外の河川の氾濫（内水氾濫を含む）や低地の浸水に対応する情報として位置づけられ、新たな体系ではレベル２大雨注意報・レベル３大雨警報・レベル４大雨危険警報・レベル５大雨特別警報が発表される。「大雨キキクル」は、大河川以外の河川の氾濫と浸水の危険度を重ねて表示するもので、大雨に関する情報に対応している。 **(1) 発表及び解除** **【レベル３大雨警報の発表】** 大河川以外の河川の氾濫や低地の浸水により、重大な災害が発生するおそれがあるとき。高齢者等避難の発令判断の参考とする。 **【レベル４大雨危険警報の発表】** 大雨による洪水・浸水被害の危険度がさらに高まり、命に危険を及ぼす災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき。避難指示の発令判断の参考とする。	新たな「防災気象情報」に基づき新規作成

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	【レベル５大雨特別警報の発表】 台風や集中豪雨等により、浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合に発表される。なお、今回の改正により、大雨特別警報は土砂崩れ（土砂災害）の特別警報とは切り離され、大雨による浸水害を対象として独立して運用されることとなった。本情報が発表された場合は、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要がある状況であり、緊急安全確保の発令を検討する。 **【解　除】** 降雨が収まり、浸水・氾濫の危険度が低下したと判断されるとき。 **(2) 伝達体制** 大雨警報（レベル３・レベル４・レベル５）の発表・解除があったときは、水戸地方気象台から防災情報ネットワークシステムにより、防災関係機関及び市町村等へ伝達される。市は、伝達を受けた情報を防災行政無線、緊急速報メール等を活用して速やかに市民へ周知する。 **(3) 情報の活用----------【市（総務部）】** 市は、レベル４大雨危険警報が発表された場合には、大雨キキクルにより危険度が高まっている地域を確認し、内水氾濫・浸水被害が発生するおそれのある地域に対して避難指示の発令を検討する。なお、レベル３大雨警報が発表された場合には、高齢者等避難の発令を視野に入れた早期の対応を行うものとする。 **３　土砂災害警報----------【県、水戸地方気象台】** 土砂災害に関する防災気象情報は、従来の「土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当）」が「レベル４土砂災害危険警報」に変更されるとともに、警戒レベル３相当の「レベル３土砂災害警報」の発表が大幅に絞り込まれた。レベル３土砂災害警報が発表されるときは、まもなくレベル４土砂災害危険警報が発表される可能性が大きいことを示す情報となっている。 **(1) 発表及び解除** **【レベル３土砂災害警報の発表】** まもなくレベル４土砂災害危険警報を発表する可能性が大きいと判断されるとき。県と水戸地方気象台が共同で発表する。 **【レベル４土砂災害危険警報の発表】** 大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき（危険降雨量に達したとき）。県と水戸地方気象台が共同で発表する。	新たな「防災気象情報」に基づき新規作成

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	【レベル５土砂災害特別警報の発表】 台風や集中豪雨等により、土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合に発表される。なお、今回の改正により、土砂災害特別警報は大雨特別警報から切り離され、独立した特別警報として運用されることとなった。本情報が発表された場合は、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要がある状況であり、緊急安全確保の発令を検討する。 **【解　除】** 実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予測されるとき。なお、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて発表基準の引下げを実施するものとする。 **(2) 伝達体制** レベル４土砂災害危険警報及びレベル３土砂災害警報の発表・解除があったときは、県はＦＡＸにより市町村へ伝達するとともに、防災情報ネットワークシステムにより、注意報・警報と同じ防災関係機関及び市町村等へ伝達する。 **(3) 情報の活用**----------**【市（総務部）】** 市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、レベル４土砂災害危険警報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。また、国（国土交通省）及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）及び土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての警戒区域等に絞り込んで避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。 なお、レベル３土砂災害警報が発表された場合には、まもなくレベル４土砂災害危険警報が発表される可能性が大きいことを踏まえ、高齢者等避難（警戒レベル３）の発令を視野に入れた早期の対応を行うものとする。	新たな「防災気象情報」に基づき新規作成

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第５　交通計画 **■　基本事項** **１　趣　旨** 水害等に備えての道路の災害予防及び維持補修に努める。 **２　対策項目** **１　道路** **■　対　策** **１　道　路** **(1) 道路建設上配慮すべき事項** 1）平面線形は、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。 2）縦断線形は、平たん地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さを確保する。 3）横断こう配は、路面水を速やかに側溝に流下させるために、必要なこう配を確保する。 4）路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩土おそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等には、コンクリート擁壁、間知石積を設置し、法面の保護を図る。 5）横断排水構造物は、洪水時に十分な排出のできる通水断面とする。 6）排水側溝は、路面水を速やかに排水路に導くよう、地下水が高く路面排水困難な所は暗渠等を設置する。 **(2) 路面冠水箇所、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間** 本市には、県による路面冠水箇所、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間は指定されていない。 **(3) 道路防災事業計画----------【市（建設部）】** 災害防除事業等により、災害の発生するおそれのある危険箇所を緊急度の高い箇所から逐次解消を図る。	**第５　~~交通計画~~道路の安全対策** **■　基本事項** **１　趣　旨** 水害等に備えての道路の災害予防及び維持補修に努める。 **２　対策項目** **１　道路** **■　対　策** **１　道　路** **(1) 道路建設上配慮すべき事項** 1）平面線形は、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。 2）縦断線形は、平たん地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さを確保する。 3）横断こう配は、路面水を速やかに側溝に流下させるために、必要なこう配を確保する。 4）路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩土おそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等には、コンクリート擁壁、間知石積を設置し、法面の保護を図る。 5）横断排水構造物は、洪水時に十分な排出のできる通水断面とする。 6）排水側溝は、路面水を速やかに排水路に導くよう、地下水が高く路面排水困難な所は暗渠等を設置する。 **(2) 路面冠水箇所、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間** 本市には、県による路面冠水箇所、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間は指定されていない。 **(3) 道路防災事業計画----------【市（建設部）】** 災害防除事業等により、災害の発生するおそれのある危険箇所を緊急度の高い箇所から逐次解消を図る。 **(4) 道路流失対策----------【市（建設部）】** 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。	県計画との整合 県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第６　文教計画 **■　基本事項** **１　趣　旨** 市教育委員会は、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずるとともに、私立学校設置者等に対し、指導・助言を行うものとする。 **２　対策項目** **１　防災上必要な教育の実施** **２　防災上必要な訓練の実施** **３　消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備** **４　学校等施設・設備の災害予防措置** **５　文化財保護** **■　対　策** **１　防災上必要な教育の実施----------【学校等】** (1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。 (2) 市教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上に努める。 (3) 市教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。 **２　防災上必要な訓練の実施----------【学校等】** (1) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。 (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。 (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。 **３　消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備-【市（総務部、教育部）、学校等】** 学校等は、災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。	**第６　~~文教計画~~学校等の安全対策・文化財の保護** **■　基本事項** **１　趣　旨** 市教育委員会は、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずるとともに、私立学校設置者等に対し、指導・助言を行うものとする。 **２　対策項目** **１　防災上必要な教育の実施** **２　防災上必要な訓練の実施** **３　消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備** **４　学校等施設・設備の災害予防措置** **５　文化財保護** **■　対　策** **１　防災上必要な教育の実施----------【学校等】** (1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。 (2) 市教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上に努める。 (3) 市教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。 **２　防災上必要な訓練の実施----------【学校等】** (1) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。 (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。 (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。 **３　消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備-【市（総務部、教育部）、学校等】** 学校等は、災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
４　学校等施設・設備の災害予防措置----------【市（総務部、教育部）、学校等】 災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。 (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。 (2) 校地等の選定・造成をする場合は、崖崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。 (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。 **５　文化財保護----------【市（教育部）】** 防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備の促進を図る。 なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。	**４　学校等施設・設備の災害予防措置----------【市（総務部、教育部）、学校等】** 災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。 (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。 (2) 校地等の選定・造成をする場合は、崖崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。 (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。 **５　文化財保護----------【市（教育部）】** 防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備の促進を図る。 なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第７　農地・農業計画	**第７　農地・農業~~計画~~の安全対策**	県計画との整合
■　基本事項 **１　趣　旨** 農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、老朽化した農業用ため池の改修や農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。	**■　基本事項** **１　趣　旨** 農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、老朽化した農業用ため池の改修や農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。 また、市は、大雨による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等により適切な情報提供に努めるものとする。	県計画との整合
２　対策項目 １　農地計画 ２　農業計画	**２　対策項目** １　農地計画 ２　農業計画	
■　対　策 **１　農地計画----------【市（経済部）】** **(1) ため池等整備事業** 市は、築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修または当該施設に代わる農業用用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設または改修を行なう。 **(2) 湛水防除事業** 市は、既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設または改修を行なう。 **(3) 水質障害対策事業** 市は、農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用水路・排水路の新設、改修または水質浄化施設の整備を行う。 **(4) 地盤沈下対策事業** 市は、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設または改修を行なう。	**■　対　策** **１　農地計画----------【市（経済部）】** **(1) ため池等整備事業** 市は、築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修または当該施設に代わる農業用用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設または改修を行なう。 **(2) 湛水防除事業** 市は、既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設または改修を行なう。 **(3) 水質障害対策事業** 市は、農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用水路・排水路の新設、改修または水質浄化施設の整備を行う。 **(4) 地盤沈下対策事業** 市は、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設または改修を行なう。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
２　農業計画----------【市（経済部）、農業従事者】 (1) 災害の未然防止対策 1) 気象情報等の情報の伝達体制の確立 災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。 2) 農業共済加入率の向上 農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進する。 (2) 農林漁業災害対策委員会の設置 長期的な異常気象などにより、農作物への影響が予測される場合や、台風等の災害により被害が生じた場合には、必要に応じて対策委員会を設置し、被害農家の救済対策、災害による農作物被害の軽減及び未然防止対策等について検討する。 (3) 資材の確保 1) 防除器具の整備 市等の病害虫防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。 2) 薬剤等 災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう、常総ひかり農業協同組合等を通じて必要量の備蓄を行う。	２　農業計画----------【市（経済部）、農業従事者】 (1) 災害の未然防止対策 1) 気象情報等の情報の伝達体制の確立 災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。 2) 農業~~共済加入率保険~~の~~向上~~普及 農作物被害による損失に備えて、~~農業共済~~農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業保険への加入を促進する。 (2) 農林漁業災害対策委員会の設置 長期的な異常気象などにより、農作物への影響が予測される場合や、台風等の災害により被害が生じた場合には、必要に応じて対策委員会を設置し、被害農家の救済対策、災害による農作物被害の軽減及び未然防止対策等について検討する。 (3) 資材の確保 1) 防除器具の整備 市等の病害虫防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。 2) 薬剤等 災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう、常総ひかり農業協同組合等を通じて必要量の備蓄を行う。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

第８　住民の安全確保対策

■　基本事項

１　趣　旨

市は、わかりやすい情報の提供に努め、自主避難・自主防衛に向けた支援対策に努める。

２　対策項目

１　洪水関連情報の提供
２　避難マニュアルの作成
３　情報提供の充実

■　対　策

１　洪水関連情報の提供----------【市（総務部）】

(1) 情報提供の内容

重要水防箇所、過去の浸水実績、洪水浸水想定区域図、洪水予報等の伝達方法、避難場所等

(2) 情報提供の手段

広報紙の配布、講習会の開催、パンフレットやハザードマップの作成等

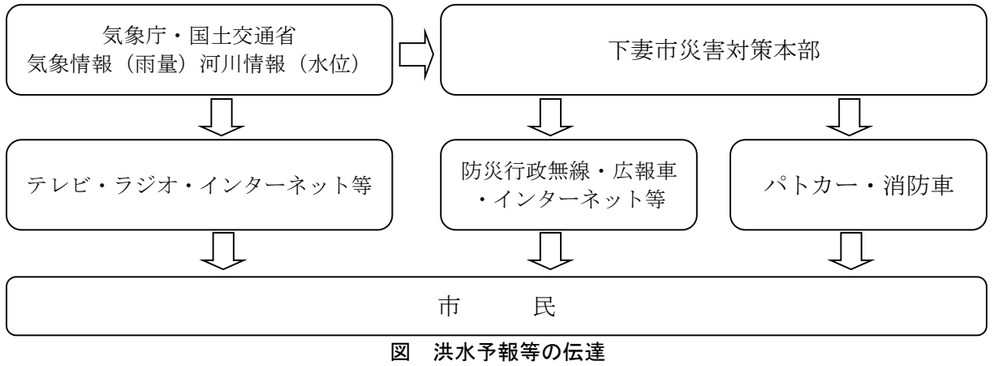

図　洪水予報等の伝達

２　避難マニュアルの作成----------【市（総務部）】

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等の情報について、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成する。

第８　住民の安全確保対策

■　基本事項

１　趣　旨

市は、わかりやすい情報の提供に努め、自主避難・自主防衛に向けた支援対策に努める。

２　対策項目

１　洪水関連情報の提供
２　避難マニュアルの作成
３　情報提供の充実

■　対　策

１　洪水関連情報の提供----------【市（総務部）】

(1) 情報提供の内容

重要水防箇所、過去の浸水実績、洪水浸水想定区域図、洪水予報等の伝達方法、避難場所等

(2) 情報提供の手段

広報紙の配布、講習会の開催、パンフレットやハザードマップの作成等

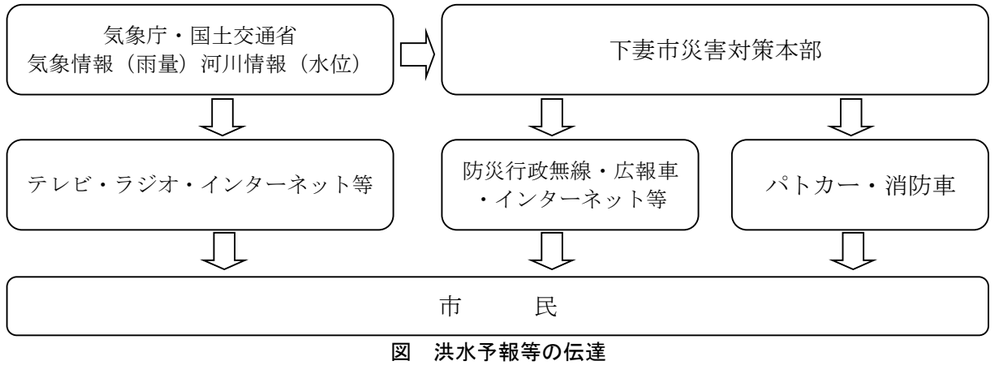

図　洪水予報等の伝達

２　避難マニュアルの作成----------【市（総務部）】

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等の情報について、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成する。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
３　情報提供の充実----------【市（総務部）】 国（国土交通省、気象庁）、県及び市は、防災関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。 また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。	３　情報提供の充実----------【市（総務部）】 国（国土交通省、気象庁）、県及び市は、防災関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。 また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。	
第９　風水害時避難計画 ■　基本事項 １　趣　旨 風水害時の避難を円滑に行うため、体制の整備や情報伝達の方法等の対策について、平常時より推進を図る。 ２　対策項目 １　避難体制の整備 ２　避難施設・避難経路の確保と周知対策 ■　対　策 １　避難体制の整備----------【市（総務部）】 市は、避難、誘導の体制を整備するとともに、市民に対して、避難情報の確実な伝達手段を確立する。 この際、鬼怒川、小貝川の水位等を踏まえた避難情報の発令基準や台風等の接近に伴うタイムラインを作成する。 また、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動に携わる関係者としての消防署、消防団、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治区、自主防災組織、福祉事業者等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要要支援者名簿を提供し、個別避難計画の作成、避難訓練の実施等に努めるものとする。（その他、地震災害対策計画編　第２章　第３節　第５「要配慮者安全確保のための備え」を参照） また、その伝達手段は、市防災行政無線、市及び消防署の広報車、インターネット等及び報道機関への情報提供であるが、特に高齢者など、要配慮者が利用する福祉施設等に対しては、緊急時の避難情報の伝達・周知体制を確立し、迅速かつ安全な避難誘導を図る。	**第９　風水害時避難計画** ■　基本事項 １　趣　旨 風水害時の避難を円滑に行うため、体制の整備や情報伝達の方法等の対策について、平常時より推進を図る。 ２　対策項目 １　避難体制の整備 ２　避難施設・避難経路の確保と周知対策 ■　対　策 １　避難体制の整備----------【市（総務部）】 市は、避難、誘導の体制を整備するとともに、市民に対して、避難情報の確実な伝達手段を確立する。 この際、鬼怒川、小貝川の水位等を踏まえた避難情報の発令基準や台風等の接近に伴うタイムラインを作成する。 また、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動に携わる関係者としての消防署、消防団、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治区、自主防災組織、福祉事業者等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要要支援者名簿を提供し、個別避難計画の作成、避難訓練の実施等に努めるものとする。（その他、地震災害対策計画編　第２章　第３節　第５「要配慮者安全確保のための備え」を参照） また、その伝達手段は、市防災行政無線、市及び消防署の広報車、インターネット等及び報道機関への情報提供であるが、特に高齢者など、要配慮者が利用する福祉施設等に対しては、緊急時の避難情報の伝達・周知体制を確立し、迅速かつ安全な避難誘導を図る。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
２　避難施設・避難経路の確保と周知対策----------【市（総務部）】 **(1) 水害時避難施設、避難経路の整備** 国土交通省による洪水浸水想定区域内に居住する住民に対して、水害発生時における避難施設・避難経路の確保に向け、浸水被害が想定される区域以外の地区において、水害時避難場所を設け、避難者の安全確保と（一時的な）生活の場を整備する。 なお、避難中あるいは避難準備中に、水害時避難場所に到達できない事態を想定し、学校など２階以上の建築物を水害時緊急避難場所として整備し避難誘導を図る。 **(2) 隣接市町との避難施設提供の協定** 河川はん濫による浸水被害に伴う、住民の避難施設確保に向け、隣接市町における避難施設の提供協力を要請し、必要な避難人口に応じた避難施設の確保を図る。 このため、本市に隣接する市町を中心に、避難施設提供に関する相互応援協定の締結を進める。 **(3) 洪水浸水想定区域内の福祉施設の避難対策** 国土交通省が想定する洪水浸水想定区域内に位置し、要配慮者（特に防災上配慮を要する者）が利用する施設において、洪水時に、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、その名称、所在地、連絡方法並びに連絡事務等に関する情報を把握し、市と防災関係機関相互の連携により、迅速な避難対策を図る。	**２　避難施設・避難経路の確保と周知対策----------【市（総務部）】** **(1) 水害時避難施設、避難経路の整備** 国土交通省による洪水浸水想定区域内に居住する住民に対して、水害発生時における避難施設・避難経路の確保に向け、浸水被害が想定される区域以外の地区において、水害時避難場所を設け、避難者の安全確保と（一時的な）生活の場を整備する。 なお、避難中あるいは避難準備中に、水害時避難場所に到達できない事態を想定し、学校など２階以上の建築物を水害時緊急避難場所として整備し避難誘導を図る。 **(2) 隣接市町との避難施設提供の協定** 河川はん濫による浸水被害に伴う、住民の避難施設確保に向け、隣接市町における避難施設の提供協力を要請し、必要な避難人口に応じた避難施設の確保を図る。 このため、本市に隣接する市町を中心に、避難施設提供に関する相互応援協定の締結を進める。 **(3) 洪水浸水想定区域内の福祉施設の避難対策** 国土交通省が想定する洪水浸水想定区域内に位置し、要配慮者（特に防災上配慮を要する者）が利用する施設において、洪水時に、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、その名称、所在地、連絡方法並びに連絡事務等に関する情報を把握し、市と防災関係機関相互の連携により、迅速な避難対策を図る。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第１０　情報通信設備等の整備計画 情報通信設備等の整備については、第１節　第４「情報通信ネットワークの整備」を準用するほか、次により計画するものとする。 **１　通信連絡系統図の作成** 市は、防災関係機関との連絡のため、利用系統を検討し、通信連絡系統図を作成する。なお、この通信連絡系統図は関係先、利用できる通信施設（有・無線）が一目瞭然にわかるようなものとする。 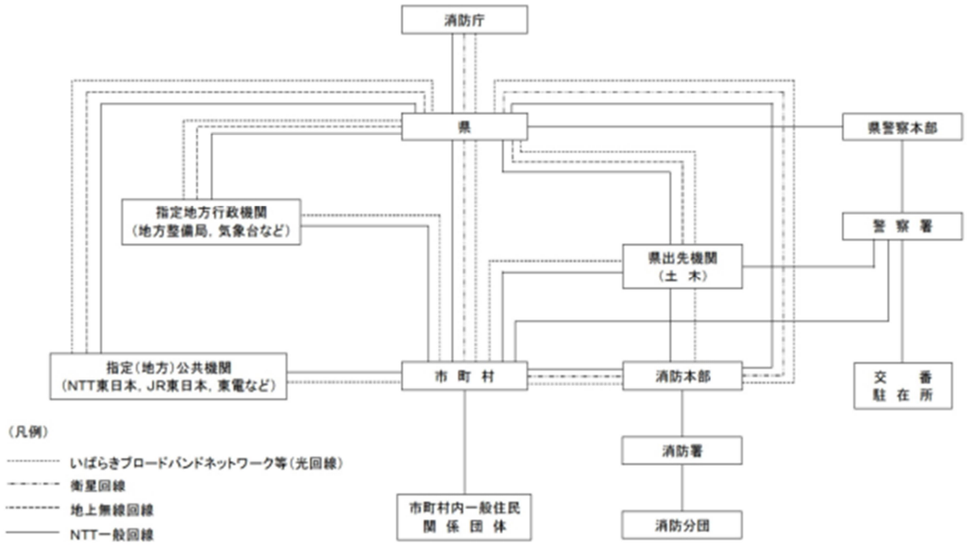 図　通信連絡系統図 **２　情報提供に係る多様な通信手段の活用** 市は、被災者等への情報提供に当たり、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバ運営業者の協力を得るものとする。 また、市民が災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に応えるため、ホームページ、ソーシャルメディア（Twitter、LINE、Yahoo!防災情報）、携帯端末の緊急速報メール機能、Ｌアラート等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。	**第１０　情報通信設備等の整備計画** 情報通信設備等の整備については、第１節　第４「情報通信ネットワークの整備」を準用するほか、次により計画するものとする。 **１　通信連絡系統図の作成**----------【市（総務部）】 市は、防災関係機関との連絡のため、利用系統を検討し、通信連絡系統図を作成する。なお、この通信連絡系統図は関係先、利用できる通信施設（有・無線）が一目瞭然にわかるようなものとする。 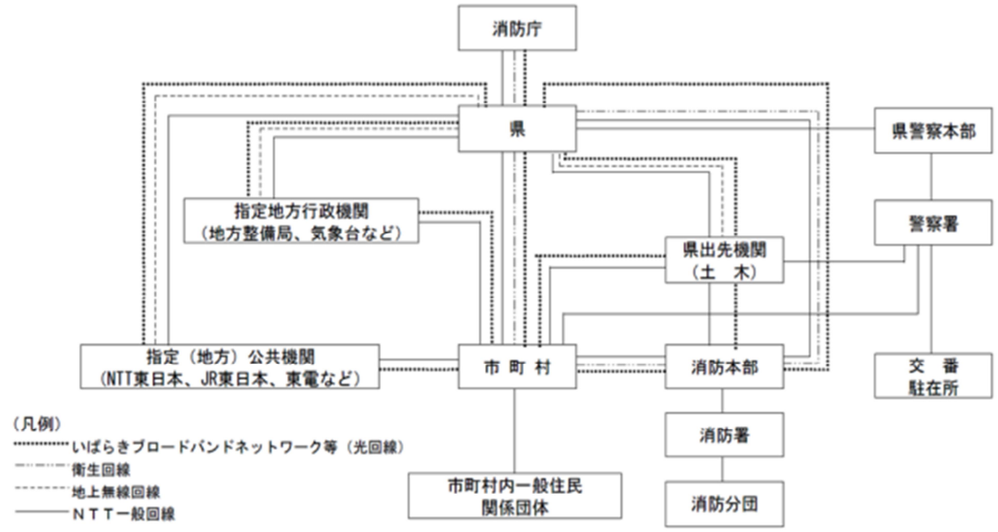 図　通信連絡系統図 **２　情報提供に係る多様な通信手段の活用**----------【市（市長公室、総務部）】 市は、被災者等への情報提供に当たり、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバ運営業者の協力を得るものとする。 また、市民が災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に応えるため、ホームページ、ソーシャルメディア（~~Twitter、~~防災アプリ、X、LINE、Yahoo!防災情報）、携帯端末の緊急速報メール機能、Ｌアラート等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。	担当部の明記 現状の取組みに修正

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第１１　災害用資材・機材等の点検整備計画	**第１１　災害用資材・機材等の点検整備計画**	
１　水防に必要な備蓄資材、器具 市は、水防の必要が予想される区域に水防倉庫、その他の資材等備蓄場を設け、水防に必要な器具、資材等を整備するとともに、その緊急調達の方法について、あらかじめ定める。 なお、救助・救急活動の備えに関することについては、地震対策計画編　第２章第３節　第２「消火活動、救助・救急活動への備え」を参照する。	**１　水防に必要な備蓄資材、器具----------【市（総務部）、下妻消防署】** 市は、水防の必要が予想される区域に水防倉庫、その他の資材等備蓄場を設け、水防に必要な器具、資材等を整備するとともに、その緊急調達の方法について、あらかじめ定める。 なお、救助・救急活動の備えに関することについては、地震対策計画編　第２章第３節　第２「消火活動、救助・救急活動への備え」を参照する。	担当の明記
２　医療、助産に必要な備蓄資材、器具及び薬剤 市は、病院に対して、災害時に必要な医薬品、医療用品等の備蓄を要請するとともに、災害時に必要な医薬品、医療用品等を調達するため、あらかじめ医薬品・医療用品等の販売事業者と協定の締結に努める。	**２　医療、助産に必要な備蓄資材、器具及び薬剤----------【市（総務部、保健福祉部）】** 市は、病院に対して、災害時に必要な医薬品、医療用品等の備蓄を要請するとともに、災害時に必要な医薬品、医療用品等を調達するため、あらかじめ医薬品・医療用品等の販売事業者と協定の締結に努める。	担当の明記
(1) 医薬品、医療用品等の備蓄------【市（保健福祉部）、茨城県赤十字血液センター】 災害時に必要な医薬品、医療用品等の備蓄は、病院等のほか、市役所（防災活動拠点）、防災備蓄倉庫、地区活動拠点となる小・中学校に災害用医薬品セット等として配備、備蓄を図るとともに、医薬品の調達のため、県医薬品卸売業組合と応援協力協定の締結を進める。 また、輸血用血液製剤は、県赤十字血液センターにおいて確保する。	**(1) 医薬品、医療用品等の備蓄----------【市（総務部、保健福祉部）、茨城県赤十字血液センター】** 災害時に必要な医薬品、医療用品等の備蓄は、病院等のほか、市役所（防災活動拠点）、防災備蓄倉庫、地区活動拠点となる小・中学校に災害用医薬品セット等として配備、備蓄を図るとともに、医薬品の調達のため、~~県医薬品卸売業組合~~医薬品事業所等と応援協力協定の締結を進める。 また、輸血用血液製剤は、県赤十字血液センターにおいて確保する。	担当部の追記 現状の取組みとの整合
(2) 真壁医師会、県医薬品卸業組合等との連携----------【市（保健福祉部）】 防災活動拠点、地区活動拠点への災害用医薬品セット等の配備にあたっては、配備する医薬品・医療用品等について、医師会との調整を図り、医療分野の進歩等に応じた更新に努める。また、医師会、県医薬品卸業組合等との協定締結を推進し、それぞれの専門的技術の提供を依頼する。	**(2) 真壁医師会、歯科医師会、薬剤師会、県医薬品卸業組合等との連携----------【市（保健福祉部）】** 防災活動拠点、地区活動拠点への災害用医薬品セット等の配備にあたっては、配備する医薬品・医療用品等について、医師会、歯科医師会との調整を図り、医療分野の進歩等に応じた更新に努める。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会、県医薬品卸業組合、医薬品事業所等との~~協定締結~~連携を推進し、それぞれの専門的技術の提供を依頼する。	現状の取組みとの整合
３　備蓄食料 **(1) 市の体制整備----------【市（総務部、経済部】** 市は、茨城県の計画等を踏まえ、当日を含む３日間の物資需要量を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設またはその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。	**３　備蓄食料** **(1) 市の体制整備----------【市（総務部、経済部】** 市は、茨城県の計画等を踏まえ、当日を含む３日間の物資需要量を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設またはその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施する~~こととする。~~ともに新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 市の備蓄状況については、市のホームページ等により公表するものとするものとする。	県計画との整合 現状の取組みとの整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
備蓄の確保にあたっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な風水害が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努めるものとする。 また、市において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、防災関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。 なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者、障害者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者への配慮、アレルギー及び新型コロナウイルス感染症対策等を考慮するものとする。	備蓄の確保にあたっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な風水害が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努めるものとする。 また、市において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、防災関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。 なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者、障害者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者への配慮、アレルギー及び~~新型コロナウイルス~~感染症対策等を考慮するものとする。	一般表現に変更
(2) 県の体制整備----------【県】 県は、災害救助法が適用されるような一定規模以上の災害や、市町村段階での必要量の確保が困難になった場合に備えて、避難所生活で必要不可欠な食料及び飲料水、生活必需品等の計画的な備蓄・調達体制の整備を行うものとする。 県の備蓄形態は、公的備蓄及び流通在庫備蓄の２形態とし、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む３日間の物資需要量を目標として市町村との協力により食料等の公的備蓄を行うものとする。 なお、４日目以降は、国（非常（緊急）災害対策本部）からの物資支援を受入れるほか、流通在庫備蓄を活用する。 さらに、備蓄数量の設定にあたっては、市町村の備蓄状況等も勘案するとともに、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、備蓄計画を策定するとともに定期的に見直しを図るものとする。	**(2) 県の体制整備----------【県】** 県は、災害救助法が適用されるような一定規模以上の災害や、市町村段階での必要量の確保が困難になった場合に備えて、避難所生活で必要不可欠な食料及び飲料水、生活必需品等の計画的な備蓄・調達体制の整備を行うものとする。 県の備蓄形態は、公的備蓄及び流通在庫備蓄の２形態とし、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む３日間の物資需要量を目標として市町村との協力により食料等の公的備蓄を行う~~ものとする。~~とともに新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 なお、４日目以降は、国（非常（緊急）災害対策本部）からの物資支援を受入れるほか、流通在庫備蓄を活用する。 さらに、備蓄数量の設定にあたっては、市町村の備蓄状況等も勘案するとともに、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、備蓄計画を策定するとともに定期的に見直しを図り、備蓄状況については、年１回、広く住民に公表するものとする。	県計画との整合
1) 公的備蓄 **ア　備蓄品目** **（ア）食料等** パン、アルファ米、クラッカー、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等 **（イ）生活必需品等** 毛布、ビニールシート、簡易トイレ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、トイレットペーパー等 なお、品目については、市町村における備蓄状況、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策等を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。 **イ　備蓄場所** 県は、県有施設等を利用し、備蓄の分散化を図るとともに、県内全域を担う集中備蓄の拠点や各地域の拠点となる備蓄倉庫の整備に努めることにより、確実かつ迅速な物資の配送及びリスクの分散化に努める。	**1) 公的備蓄** **ア　備蓄品目** **（ア）食料等** パン、アルファ米、クラッカー、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等 **（イ）生活必需品等** 毛布、ビニールシート、パーテーションテント、簡易トイレ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、トイレットペーパー、マスク、消毒液、簡易ベッド等 なお、品目については、市町村における備蓄状況、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策、感染症対策等を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。 **イ　備蓄場所** 県は、県有施設等を利用し、備蓄の分散化を図るとともに、県内全域を担う集中備蓄の拠点や各地域の拠点となる備蓄倉庫の整備に努めることにより、確実かつ迅速な物資の配送及びリスクの分散化に努める。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
2）流通在庫備蓄 県は、県内の食品製造業者及び小売業者等の協力を得て、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」の締結等を行うことにより、次の食料及び飲料水、生活必需品等の確保を行うとともに、定期的に備蓄量や担当窓口の確認を行うなど緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。 **○　調達品目** **（ア）食料等** パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等 **（イ）生活必需品等** ・寝具（毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切り等） ・日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレットペーパー、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ等） ・衣料品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴、雨具等） ・炊事用具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等） ・食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等） ・光熱材料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、ＬＰガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等） ・その他（ビニールシート、仮設トイレ、土のう袋等） **（ウ）一般用医療品** なお、品目については、市町村における備蓄状況、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮、アレルギー及び新型コロナウイルス感染症対策等を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。	**2）流通在庫備蓄** 県は、県内の食品製造業者及び小売業者等の協力を得て、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」の締結等を行うことにより、次の食料及び飲料水、生活必需品等の確保を行うとともに、定期的に備蓄量や担当窓口の確認を行うなど緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。 **○　調達品目** **（ア）食料等** パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等 **（イ）生活必需品等** ・寝具（毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切り等） ・日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレットペーパー、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、消毒液、ガムテープ等） ・衣料品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴、雨具等） ・炊事用具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等） ・食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等） ・光熱材料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、ＬＰガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等） ・その他（ビニールシート、仮設トイレ、土のう袋等） なお、仮設トイレは、衛生的で誰もが快適に使用できる仕様のトイレを確保するよう努めるものとする。 **（ウ）一般用医療品** なお、品目については、市町村における備蓄状況、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮、アレルギー及び~~新型コロナウイルス~~感染症対策等を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。	県計画との整合 県計画との整合
3）国・他都道府県からの調達 **ア　政府所有の米穀の調達** 県は、救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、農林水産省政策統括官に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。 また、県及び関東農政局茨城県拠点は、円滑に買い受け・引き渡しが行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておくものとする。	**3）国・他都道府県からの調達** **ア　国が備蓄する物資の調達** 県は、県のみでは十分な物資の調達・供給ができないと認めた時、国が備蓄する物資（段ボールベッド等の簡易ベッドやパーティション、簡易トイレ、入浴資機材やキッチン資機材）について、国へ要請し、必要量を確保する。 **イ　政府所有の米穀の調達** 県は、救助法が適用され応急食料が必要と認める場合、農林水産省農産局長に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。 また、県及び関東農政局茨城県拠点は、円滑に買い受け・引き渡しが行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておくものとする。	県計画との整合 名称変更

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
イ　他都道府県との応援協定 県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めた時は、災害時応援協定を締結している都道府県に対して応援を要請し、必要量を確保する。 また、構成都道府県は、円滑に要請・応援が実施できるよう、担当窓口の把握や通信手段の確保、備蓄量の把握、訓練の実施など連絡体制の整備を図っておくものとする。 （ア）全国都道府県における災害時等の広域応援協定（全国知事会） （イ）１都９県震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会） （ウ）災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定	**ウ　他都道府県との応援協定** 県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めた時は、災害時応援協定を締結している都道府県に対して応援を要請し、必要量を確保する。 また、構成都道府県は、円滑に要請・応援が実施できるよう、担当窓口の把握や通信手段の確保、備蓄量の把握、訓練の実施など連絡体制の整備を図っておくものとする。 （ア）全国都道府県における災害時等の広域応援協定（全国知事会） （イ）１都９県震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会） （~~ウ）災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定~~	県計画との整合
(3) 住民及び地域、事業所等の備蓄----------【住民、事業所】 住民及び地域では、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、前記 1）公的備蓄及び 2）流通在庫備蓄に掲げる品目等、必要な物資を最低３日分、推奨１週間分備蓄するとともに、災害時に非常持出ができるよう努めるものとする。また、事業所等は、発災後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資を概ね３日分備蓄するよう努めるものとする。	**(3) 住民及び地域、事業所等の備蓄----------【住民、事業所】** 住民及び地域では、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、前記 1）公的備蓄及び 2）流通在庫備蓄に掲げる品目等、必要な物資を最低３日分、推奨１週間分備蓄するとともに、災害時に非常持出ができるよう努めるものとする。また、事業所等は、発災後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資を概ね３日分備蓄するよう努めるものとする。	
第１２　火災予防計画 消防力の充実強化を図るとともに、消防思想の普及徹底により、火災から市民の生命、身体及び財産を保護して生活の安全を期する。	**第１２　火災予防計画** 消防力の充実強化を図るとともに、消防思想の普及徹底により、火災から市民の生命、身体及び財産を保護して生活の安全を期する。	
１　消防組織の充実・強化 市は、「消防力の整備指針」に基づく消防組織を整備するとともに、火災予防の徹底を図る。さらに、茨城県広域消防相互応援協定等に基づき、広域防災体制の確立を図るものとする。また、緊急消防援助隊を編成し、国内で発生する大災害時の派遣に備える。	**１　消防組織の充実・強化----------【市（~~市長公室~~、総務部）、下妻消防署】** 茨城西南広域消防本部及び市は、「消防力の整備指針」に基づく消防組織を整備するとともに、火災予防の徹底を図る。さらに、茨城県広域消防相互応援協定等に基づき、広域防災体制の確立を図るものとする。また、緊急消防援助隊を編成し、国内で発生する大災害時の派遣に備える。	担当の明記 消防組織の明記
２　消防施設等の整備・強化 **(1) 施設等の整備** 市は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画を立て、その強化を図るものとする。	**２　消防施設等の整備・強化----------【市（~~市長公室~~、総務部）、下妻消防署】** **(1) 施設等の整備** 茨城西南広域消防本部及び市は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画を立て、その強化を図るものとする。	担当の明記 消防組織の明記
(2) 化学消火薬剤の備蓄 県は、危険物等に起因する大規模な火災に備え、化学消火薬剤を購入し、茨城西南広域消防本部に、その備蓄管理を委託し、科学消防力の強化充実を図っている。	**(2) 化学消火薬剤の備蓄----------【県、下妻消防署】** 県は、危険物等に起因する大規模な火災に備え、化学消火薬剤を購入し、茨城西南広域消防本部に、その備蓄管理を委託し、科学消防力の強化充実を図っている。	担当の明記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
３　火災予防対策の徹底 **(1) 建築同意制度の推進** 市は、消防法第７条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとする。	**３　火災予防対策の徹底** **(1) 建築同意制度の推進**----------**【市（建設部）、下妻消防署】** 市は、消防法第７条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとする。	担当の明記
(2) 防火管理者の育成、指導 市は、学校、病院、工場等消防法第８条及び第８条の２に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう努める。	**(2) 防火管理者の育成、指導**----------**【下妻消防署】** ~~ヰ~~茨城西南広域消防本部は、学校、病院、工場等消防法第８条及び第８条の２に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう努める。	担当の明記 消防組織の明記
(3) 予防査察の強化指導 市は、消防法第４条及び第４条の２に規定する予防査察の実施に当たっては、消防対象物の用途・地域等に応じて、計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導するものとする。	**(3) 予防査察の強化指導**----------**【下妻消防署】** ~~ヰ~~茨城西南広域消防本部は、消防法第４条及び第４条の２に規定する予防査察の実施に当たっては、消防対象物の用途・地域等に応じて、計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導するものとする。	担当の明記 消防組織の明記
(4) 危険物施設等の保安監督の指導 県、または市は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者についてこれらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必要の都度、消防法第 16 条の５の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言または指導をするものとする。	**(4) 危険物施設等の保安監督の指導**----------**【県、下妻消防署】** 県、または~~ヰ~~茨城西南広域消防本部は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者についてこれらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必要の都度、消防法第 16 条の５の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言または指導をするものとする。	担当の明記 消防組織の明記
(5) 防火思想、知識の普及徹底 県及び市は、住民の防火思想を普及徹底するため、防災関係機関並びに団体等と協力して、映画会、講習会等の開催、広報車の巡回、広報紙の配布、新聞、ラジオ等報道機関の利用等を図るものとする。	**(5) 防火思想、知識の普及徹底**----------**【県、市（総務部）、下妻消防署】** 茨城西南広域消防本部、県及び市は、住民の防火思想を普及徹底するため、防災関係機関並びに団体等と協力して、映画会、講習会等の開催、広報車の巡回、広報紙の配布、新聞、ラジオ等報道機関の利用等を図るものとする。	担当の明記 消防組織の明記
４　消防計画の作成と指導強化 市は、国が定める基準に従い消防計画を作成している。しかしながら、近年の広域消防の実施増加に伴い、広域圏内の消防本部、署と消防団との相互活動計画及び隣接消防機関との応援計画等について十分な検討を加えて有機的な消防活動ができるよう、関係市町村において修正するよう努めるものとする。 消防計画の大綱は以下のとおり。 (1) 消防力等の整備 (2) 防災のための調査 (3) 防災教育訓練	**４　消防計画の作成と指導強化**----------**【市（総務部）、下妻消防署】** 茨城西南広域消防本部及び市は、国が定める基準に従い消防計画を作成している。しかしながら、近年の広域消防の実施増加に伴い、広域圏内の消防本部、署と消防団との相互活動計画及び隣接消防機関との応援計画等について十分な検討を加えて有機的な消防活動ができるよう、関係市町村において修正するよう努めるものとする。 消防計画の大綱は以下のとおり。 (1) 消防力等の整備 (2) 防災のための調査 (3) 防災教育訓練	担当の明記 消防組織の明記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
（4）災害予防・警戒及び防ぎょ （5）災害時の避難、救助及び救急 （6）その他災害対策	（4）災害予防・警戒及び防ぎょ （5）災害時の避難、救助及び救急 （6）その他災害対策	
５　消防団員の教育訓練 市は、消防団員に高度の知識及び技術を修得させるため、消防団員を県立消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練の計画を立て、実施するものとする。	**５　消防団員の教育訓練**----------**【市（総務部）】** 市は、消防団員に高度の知識及び技術を修得させるため、消防団員を県立消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練の計画を立て、実施するものとする。	担当部の明記
６　火災原因調査 市は、火災予防対策を推進するため、積極的に火災原因の究明調査をするものとする。	**６　火災原因調査**----------**【下妻消防署】** ~~市~~茨城西南広域消防本部は、火災予防対策を推進するため、積極的に火災原因の究明調査をするものとする。	担当の明記 消防組織に変更
	７　統計及び消防情報----------**【下妻消防署】** 火災については、死者3名以上又は死者及び負傷者の合計が10名以上のほか、焼損額1億円以上、焼損面積3,000㎡以上と推定される建物火災及び焼損面積10ha以上と推定される林野火災が生じた場合は、即時情報を接受し、総務省消防庁に報告するとともに火災に対する予防推進のための資料とする。また、近時、機動化、科学化した各種消防情勢を広報し将来への火災予防対策に万全を期する。	県計画との整合
第１３　防災知識の普及計画 災害による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による公助、個々人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が連携して減災のための社会をつくる市民運動の展開が必要である。このため、県・市、防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。また、災害発生時に市民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、防災教育活動を行うとともに、各地域で実施される防災訓練への参加を促すなど、普及啓発活動を推進するものとする。 その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	**第１３　防災知識の普及計画** 災害による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による公助、個々人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が連携して減災のための社会をつくる市民運動の展開が必要である。このため、県・市、防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。また、災害発生時に市民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、防災教育活動を行うとともに、各地域で実施される防災訓練への参加を促すなど、普及啓発活動を推進するものとする。 その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする</u>。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
また、県、市、防災関係機関は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。 なお、市の防災対策に係る要員は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。	また、県、市、防災関係機関は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。 なお、市の防災対策に係る要員は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。	
1　一般市民向けの防災教育	**1　一般市民向けの防災教育**----------【市（総務部、各部）防災関係機関】	担当の明記
(1) 普及すべき防災知識の内容	**(1) 普及すべき防災知識の内容**	
1）風水害時の危険性	1）風水害時の危険性	
2）家庭での予防・安全対策（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）	2）家庭での予防・安全対策（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）	
3）特別警報、警報、注意報の内容と発表時にとるべき行動	3）特別警報、危険警報、警報、注意報の内容と発表時にとるべき行動	新たな「防災気象情報」による修正
4）避難場所及び避難所の位置、避難時や避難場所での行動	4）避難場所及び避難所の位置、避難時や避難場所での行動	
5）高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容と５段階の警戒レベルの意味	5）高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容と５段階の警戒レベルの意味	
6）「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性	6）「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性	
	7）避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準とした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な行動	県計画との整合
7）河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄	8）河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄	
8）保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え	9）保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え	
9）自主防災組織等の地域での防災活動	10）自主防災組織等の地域での防災活動	
10）要配慮者への支援協力	11）要配慮者への支援協力	
11）帰宅困難者対策（地震災害対策計画編に準じる。）	12）帰宅困難者対策（地震災害対策計画編に準じる。）	
12）飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等	13）飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等	
	14）広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方	県計画との整合
	15）家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動	県計画との整合
13）その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報	16）その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報	
(2) 広報紙、パンフレットの配布 県、市、防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。	**(2) 広報紙、パンフレットの配布** 県、市、防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４までに必ず避難すること等の避難情報等の意味の理解促進に努めるものとする。	なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４~~までに必ず避難する~~で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難情報等の意味の理解促進に努めるものとする。	県計画との整合
(3) 講習会や住民参加型ワークショップ等の開催 防災をテーマとした講演会、マイマップ、マイ・タイムラインや災害・避難カードの作成などの住民参加型ワークショップ等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。	**(3) 講習会や住民参加型ワークショップ等の開催** 防災をテーマとした講演会、自主防災会や自治区の長に対する防災事業説明会、マイマップ、マイ・タイムラインや災害・避難カードの作成などの住民参加型ワークショップ等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。	現状の取組みとの整合
(4) その他メディアの活用 1) テレビ・ラジオ局、ＣＡＴＶ局の番組の活用 2) ビデオ、ＤＶＤ、フィルムの製作、貸出し 3) 文字放送の活用 4) インターネットの活用（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、ツイッター等） 5) 地震体験車等の教育設備の貸出し	**(4) その他メディアの活用** 1) テレビ・ラジオ局、ＣＡＴＶ局の番組の活用 2) ビデオ、ＤＶＤ、フィルムの製作、貸出し 3) 文字放送の活用 4) インターネットの活用（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、ツイッター等） ~~5) 地震体験車等の教育設備の貸出し~~	県計画との整合
２　児童生徒等に対する防災教育 **(1) 児童生徒等に対する防災教育** 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校においては、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。 指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害　時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などが挙げられ、これらの教育に当たっては、マイ・タイムラインの作成やハザードマップ等の活用など主体的な学習を重視することとする。 また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。	**２　児童生徒等に対する防災教育** **(1) 児童生徒等に対する防災教育----------【市（教育部）、学校等】** 1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校においては、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。 2) ~~指導~~内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などが挙げられ、これらの教育に当たっては、マイ・タイムラインの作成やハザードマップ等の活用など主体的な学習を重視することとする。 ~~また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。~~ 3) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきか等を自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営等を行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。 実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。 4) 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）による危険を理解するため、避難訓練等を通して必要な知識の習得に努める。	担当の明記 県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(2) 指導者に対する防災教育 指導者のための手引書等の作成・配布及び防災に関する指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。	**(2) 指導者に対する防災教育**----------【市（教育部）、学校等】 指導者のための手引書等の作成・配布及び防災に関する指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。	担当の明記
３　防災対策要員に対する防災教育 応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修の実施に努める。	**３　防災対策要員に対する防災教育** 応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修の実施に努める。	
(1) 応急対策活動の習熟 被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災対策要員に対しては、現場の活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。	**(1) 応急対策活動の習熟**----------【市（各部）】 被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災対策要員に対しては、現場の活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。 また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から市民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。	担当の明記 県計画との整合
(2) 研修会及び講演会の開催 災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の防災担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。	**(2) 研修会及び講演会の開催**----------【市（総務部）、下妻消防署】 災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の防災担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。	担当の明記 県計画との整合
第１４　防災訓練計画 災害時において迅速かつ的確な行動をとるためには、日頃からの訓練が重要である。このため、市及び関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	**第１４　防災訓練計画** 災害時において迅速かつ的確な行動をとるためには、日頃からの訓練が重要である。このため、市及び関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるとともに、物資の備蓄状況や運送手段の確認、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。	県計画との整合
１　総合防災訓練 **(1) 訓練種目** 訓練種目の選定にあたり、以下を参考とする。 1）災害対策本部設置、運営 2）交通規制及び交通整理 3）避難準備及び避難誘導、避難所の運営 4）救出・救助、救護・応急医療	**１　総合防災訓練** **(1) 訓練種目** 訓練種目の選定にあたり、以下を参考とする。 1）災害対策本部設置、運営 2）交通規制及び交通整理 3）避難準備及び避難誘導、避難所の運営 4）救出・救助、救護・応急医療	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
5）ライフライン復旧 6）各種火災消火 7）道路復旧、障害物排除 8）緊急物資輸送 9）無線による被害情報収集伝達	5）ライフライン復旧 6）各種火災消火 7）道路復旧、障害物排除 8）緊急物資輸送 9）無線による被害情報収集伝達	
(2) 訓練参加機関 防災関係機関、自治区・自主防災組織、災害応援協定締結機関、事業所、避難行動要支援者、ボランティア組織及び一般市民等の参加を広く呼びかける。	**(2) 訓練参加機関** 防災関係機関、自治区・自主防災組織等、災害応援協定締結機関、事業所、避難行動要支援者、ボランティア組織及び一般市民等の参加を広く呼びかける。	自治区等を含むため
(3) 防災訓練時の交通規制 市及び市域に係る防災関係機関は、防災訓練を実施するにあたって交通規制が必要であると認めた場合、警察にその旨申し出る。 警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認める時は、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止または制限するものとする。	**(3) 防災訓練時の交通規制----------【市（総務部）、下妻警察署】** 市及び市域に係る防災関係機関は、防災訓練を実施するにあたって交通規制が必要であると認めた場合、警察にその旨申し出る。 警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認める時は、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止または制限するものとする。	担当の明記
２　市及び防災関係機関等が実施する訓練 **(1) 避難訓練** **1）市による避難訓練** 市は、災害時における避難指示及び立ち退き等の円滑、迅速、確実な実施を期するため、警察、消防及びその他の防災関係機関の参加のもと、事業者、自主防災組織、要配慮者も含めた住民の協力を得て避難訓練を実施するものとする。	**２　市及び防災関係機関等が実施する訓練** **(1) 避難訓練** **1）市による避難訓練----------【市（総務部）】** 市は、災害時における避難指示及び立ち退き等の円滑、迅速、確実な実施を期するため、警察、消防及びその他の防災関係機関の参加のもと、事業者、自主防災組織、要配慮者も含めた住民の協力を得て避難訓練を実施するものとする。	担当部の明記
	2）市による図上訓練----------【市（総務部）】 市は、災害対策要員に対して、災害時における災害対策本部設置、情報収集・共有、関係機関との連携による災害対応等について、努めて実際的な想定の下、図上訓練を実施し、災害対応のイメージアップや具体的な対策案の案出、計画やマニュアル等の理解を促進するなど、その対応能力の向上を図るとともに、計画、マニュアル等の見直しの資を得るものとする。	現状の取組みとの整合
2）幼稚園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、病院及び社会福祉施設等における訓練 市は、幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。	**3）幼稚園、保育所、小学校、中学校、~~義務教育学校、~~病院及び社会福祉施設等における訓練--------【市（各部）、学校等】** 市は、幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。	担当の明記
	4）学校と地域が連携した訓練の実施----------【市（総務部、教育部）、学校等】】 市は学校と連携し、児童、生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(2) 非常参集訓練 各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も合わせて実施する。	(2) 非常参集訓練----------【市（総務部）、防災関連機関】 市及び各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も合わせて実施するよう努める。	担当の明記 県計画との整合 現状の取組みとの整合
(3) 通信訓練 市は、災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。 また、有線及び県防災行政無線が使用不能になった時に備え、茨城地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。	(3) 通信訓練----------【市（各部）、茨城地区非常通信協議会】 市は、災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。 また、有線及び県防災行政無線が使用不能になった時に備え、茨城地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。	担当の明記
(4) 水防訓練 水防管理団体は、水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで河川危険箇所等洪水のおそれのある地域で実施する。 実施については、防災関係機関と緊密な連絡をとるものとし、また、必要と認める場合は他の関連する訓練と合わせて実施する。	(4) 水防訓練----------【市（総務部）、防災関連機関】 水防管理団体は、水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで河川危険箇所等洪水のおそれのある地域で実施する。 実施については、防災関係機関と緊密な連絡をとるものとし、また、必要と認める場合は他の関連する訓練と合わせて実施する。	担当の明記
3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	3 事業所、自主防災組織等及び住民等の訓練	自治区等を含むため
(1) 事業所（防火管理者）における訓練 学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき消火活動や避難等の訓練を定期的に実施する。また、地域の一員として、市、茨城西南広域消防本部及び地域の防災関係機関等の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。	(1) 事業所（防火管理者）における訓練----------【事業所】 学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき消火活動や避難等の訓練を定期的に実施する。また、地域の一員として、市、茨城西南広域消防本部及び地域の防災関係機関等の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。	担当の明記
(2) 自主防災組織等における訓練 各自主防災組織等は、地域住民の防災意識の向上、防災行動力の強化、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び茨城西南広域消防本部の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年１回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。 訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・障害者等安全確保訓練等を主として行う。 また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。	(2) 自主防災組織等における訓練----------【自主防災組織等】 各自主防災組織等は、地域住民の防災意識の向上、防災行動力の強化、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び茨城西南広域消防本部の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年１回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。 訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・障害者等安全確保訓練等を主として行う。 また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。	自治区等を含むため
(3) 一般市民の訓練 市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市をはじめとする防災関係機関は、防災訓練に際して、広く要配慮者も含めた住民の参加を求め、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。	(3) 一般市民の訓練----------【住民】 市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市をはじめとする防災関係機関は、防災訓練に際して、広く要配慮者も含めた住民の参加を求め、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。	担当の明記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災施設での災害体験、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。	また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災施設での災害体験、避難経路の確認、家庭での防災会議、話し合いの実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。	県計画との整合
第１５　自主防災組織等の活動体制整備計画	**第１５　自主防災組織等の活動体制整備計画**	
自主防災組織等の活動体制整備については、第１節　第３「自主防災組織等の活動体制の整備」を準用するほか、次により計画するものとする。	自主防災組織等の活動体制整備については、第１節　第３「自主防災組織等の活動体制の整備」を準用するほか、次により計画するものとする。	
１　企業防災の促進 **(1) 企業の責務** 企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況である時に従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。	**１　企業防災の促進----------【市（各部）、企業等】** **(1) 企業の責務** 企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況である時に従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。	担当の明記 県計画との整合
(2) 大規模工場等 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。	**(2) 大規模工場等** 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。	
第１６　要配慮者支援計画	**第１６　要配慮者支援計画**	
近年の災害では、要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。 このため、県、市及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）は、風水害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。	近年の災害では、要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。 このため、県、市及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）は、風水害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
また、市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとし、市地域防災計画に基づいて、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。 なお、詳細は地震災害対策計画編に準じるものとする。 また、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。	また、市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとし、市地域防災計画に基づいて、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。 なお、詳細は地震災害対策計画編に準じるものとする。 また、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。	
1　要配慮者利用施設の安全体制の確保 **(1) 防災組織体制の整備** 施設等管理者は、災害時に備え、あらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等の整備を図る。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。 市は、要配慮者利用施設における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図る。	**1　要配慮者利用施設の安全体制の確保** **(1) 防災組織体制の整備**----------**【市（各部）、各施設等管理者】** 施設等管理者は、災害時に備え、あらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等の整備を図る。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。 市は、要配慮者利用施設における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図る。	担当の明記
(2) 緊急応援連絡体制の整備 施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結、地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。 市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。	**(2) 緊急応援連絡体制の整備**----------**【市（各部）、各施設等管理者】** 施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結、地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。 市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。	担当の明記
(3) 防災資機材の整備、食料等の備蓄 施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。 市は、要配慮者向けの避難所となる要配慮者利用施設に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。	**(3) 防災資機材の整備、食料等の備蓄**----------**【市（各部）、各施設等管理者】** 施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。 市は、要配慮者向けの避難所となる要配慮者利用施設に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。	担当の明記
(4) 防災教育、防災訓練の実施 施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。 市は、施設管理者に対し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を図るとともに、防災関係機関、地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。	**(4) 防災教育、防災訓練の実施**----------**【市（各部）、各施設等管理者】** 施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。 市は、施設管理者に対し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を図るとともに、防災関係機関、地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。	担当の明記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(5) 避難確保計画の策定等 浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、防災関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。 また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等については、市長に報告するものとする。市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。	(5) 避難確保計画の策定等----------【市（総務部）、各施設等管理者】 浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、防災関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。 また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等については、市長に報告するものとする。市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。	担当の明記 県計画との整合
2　要配慮者の支援体制の確保 (1) 避難行動要支援者状況把握----------【市（保健福祉部）】 市は、要配慮者のうち自ら避難することが困難な避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、地域防災計画に基づき、総務部と保健福祉部との連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。	2　要配慮者の支援体制の確保 (1) 避難行動要支援者状況把握----------【市（総務部、保健福祉部）】 市は、要配慮者のうち自ら避難することが困難な避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、地域防災計画に基づき、総務部と保健福祉部との連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 市は、地域防災計画に基づき、総務部や保健福祉部の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、 名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、 個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 市は、被災者支援事業の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。	担当の明記 現状の取組み、県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
市は、避難支援等に携わる関係者としての消防署、消防団、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治区、自主防災組織、福祉事業者等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。	市は、避難支援等に携わる関係者としての消防署、消防団、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治区、自主防災組織、福祉事業者等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 市は総務部と保健福祉部との連携の下、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意のもと、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。	現状の取組み、県計画との整合
1）**避難支援等関係者となる者** ・下妻消防署 ・下妻市消防団 ・下妻警察署 ・民生委員・児童委員 ・下妻市社会福祉協議会 ・自治区 ・自主防災組織 ・福祉事業者 ・その他市長が必要と認める者 2）**避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲** 生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者 ①75 歳以上の高齢者のみで構成する世帯に属する者 ②介護保険要介護３～５を受けている者	1）**避難支援等関係者となる者** ・下妻消防署 ・下妻市消防団 ・下妻警察署 ・民生委員・児童委員 ・下妻市社会福祉協議会 ・自治区 ・自主防災組織 ・福祉事業者 ・その他市長が必要と認める者 2）**避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲** 生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者 ~~①75 歳以上の高齢者のみで構成する世帯に属する者~~ ①介護保険要介護３～５を受けている者	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
③身体障害者手帳（１、２級）または旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第１種身体障害者 ④療育手帳（Ⓐ、A）を受けている者 ⑤精神福祉保健手帳（１、２級）を受けている者 ⑥上記以外で市が支援の必要を認めた方 ※社会福祉施設等への長期入所者等は除く。 **3）名簿作成に必要な個人情報とその入手方法** **【個人情報】** ・要支援者の氏名 ・要支援者の生年月日 ・要支援者の性別 ・要支援者の住所または居所 ・要支援者の電話番号その他の連絡先 ・要支援者が避難支援等を必要とする事由 ・上記のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 **【入手方法】** ・ 2）の①～⑤は、市が対象者に通知をし、平常時における名簿提供の可否を確認する。 ・ 2）の⑥は市のホームページ等によりお知らせし、随時受付をする。 ・名簿の提供に同意した方については、民生委員・児童委員等が対象者宅を訪問し、必要な個人情報を入手する。 **4）名簿の更新に関する事項** ・転入した該当者、あらたに該当した者を名簿に追加 ・平常時における名簿提供の可否を確認 ・転居、死亡、社会福祉施設等への長期入所者は名簿から削除する。 ・民生委員・児童委員等が、名簿提供に同意した新規申請者宅を訪問する。	②身体障害者手帳（１、２級）または旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第１種身体障害者 ③療育手帳（Ⓐ、A）を受けている者 ④精神福祉保健手帳（１~~、２~~級）を受けている者 ⑤上記以外で市が支援の必要を認めた方 ※社会福祉施設等への長期入所者等は除く。 **3）名簿作成に必要な個人情報とその入手方法** **【個人情報】** ・要支援者の氏名 ・要支援者の生年月日 ・要支援者の性別 ・要支援者の住所または居所 ・要支援者の電話番号その他の連絡先 ・要支援者が避難支援等を必要とする事由 ・上記のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 **【入手方法】** ・ 2）の①～④は、市が対象者に通知をし、平常時における名簿提供の可否を確認する。 ・ 2）の⑤は市のホームページ等によりお知らせし、随時受付をする。 ・名簿の提供に同意した方については、民生委員・児童委員等が対象者宅を訪問し、必要な個人情報を入手する。 **4）名簿の更新に関する事項** ・転入した該当者、あらたに該当した者を名簿に追加 ・平常時における名簿提供の可否を確認 ・転居、死亡、社会福祉施設等への長期入所者は名簿から削除する。 ・民生委員・児童委員等が、名簿提供に同意した新規申請者宅を訪問する。 **5）個別避難計画の作成等に関する事項** **【作成対象】** 避難行動要支援者名簿への記載に同意され、個別避難計画の作成に同意された方 【作成方法】 福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して作成する。 【計画内容】 避難者に関する内容、避難支援者に関する内容、避難先に関する内容等 【計画の更新】 対象者やその家族等は計画内容に変更が生じた場合に市に連絡し、市はこれを更新する。	現状の取組みとの整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
5）名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置 **【市が求める措置】** ・名簿の取扱いは情報漏えいに注意し、避難支援の目的以外には使用しない。 ・名簿は、施錠できる場所で保管する。 ・必要の無い複製は行わない。 ・避難支援等関係者には法律に基づく秘密保持義務があり、関係者でなくなった後も同様である。 **【市が講じる措置】** ・個人情報漏えい防止のため、市は避難支援等関係者に対し名簿の取扱いに関する所要の説明を実施するとともに、「誓約書」の提出を求めるものとする。 **6）要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮** 第３章　第５節　第２「避難指示・誘導」を準用する。 **7）避難支援等関係者の安全確保** ・市は、避難行動要支援者に対し、名簿提供の同意を得る段階で、市からの通知・警告により適切に避難すること、避難支援等関係者は全力で支援しようとするが、助けられない可能性もあることなどへの理解を得る。 ・避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合ってルール・計画を作り、周知する。 **(2) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備----------【市（保健福祉部）】** 市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ＦＡＸなど通信装置の給付や障害者団体との連携により情報伝達体制の確立に努める。 特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、総務部と保健福祉部との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係団体と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルを策定するとともに、情報伝達体制の整備に努める。 また、市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。 **(3) 相互協力体制の整備----------【市（保健福祉部）】** 市は、民生委員・児童委員を中心として、要配慮者の地域住民（自主防災組織や地域防災協力員）、要配慮者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。	**6）名簿・計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置** **【市が求める措置】** ・名簿・計画の取扱いは情報漏えいに注意し、避難支援の目的以外には使用しない。 ・名簿・計画は、施錠できる場所で保管する。 ・必要の無い複製は行わない。 ・避難支援等関係者には法律に基づく秘密保持義務があり、関係者でなくなった後も同様である。 **【市が講じる措置】** ・個人情報漏えい防止のため、市は避難支援等関係者に対し名簿・計画の取扱いに関する所要の説明を実施するとともに、「誓約書」の提出を求めるものとする。 **7）要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮** 第３章　第５節　第２「避難指示・誘導」を準用する。 **8）避難支援等関係者の安全確保** ・市は、避難行動要支援者に対し、名簿提供の同意を得る段階で、市からの通知・警告により適切に避難すること、避難支援等関係者は全力で支援しようとするが、助けられない可能性もあることなどへの理解を得る。 ・避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合ってルール・計画を作り、周知する。 **(2) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備----------【市（保健福祉部）】** 市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ＦＡＸなど通信装置の給付や障害者団体との連携により情報伝達体制の確立に努める。 特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、総務部と保健福祉部との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係団体と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルを策定するとともに、情報伝達体制の整備に努める。 また、市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。 **(3) 相互協力体制の整備----------【市（保健福祉部）】** 市は、民生委員・児童委員を中心として、要配慮者の地域住民（自主防災組織や地域防災協力員）、要配慮者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。	「個別避難計画」を「計画」として追記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、総務部と保健福祉部との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係団体と協力して、避難支援計画を策定するとともに、避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の事前配布等、避難支援体制の整備に努める。	特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、総務部と保健福祉部との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係団体と協力して、避難支援計画を策定するとともに、避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の事前配布等、避難支援体制の整備に努める。	
(4) 防災知識の普及啓発、防災訓練の実施----------【市（総務部）、自主防災組織、在宅ケアチーム】 市は、地域住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。 また、避難行動要支援者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災対策に関する普及啓発を図る。	**(4) 防災知識の普及啓発、防災訓練の実施----------【市（総務部）、自主防災組織、在宅ケアチーム】** 市は、地域住民（自主防災組織等）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。 また、避難行動要支援者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災対策に関する普及啓発を図る。	自治区等を含むため
	3　要配慮者の避難所等における支援体制の確保 **(1) 災害派遣福祉チーム（以下「ＤＷＡＴ」という。）の研修----------【県、市（保健福祉部）】** 県及び市は、避難所等で福祉的支援を行うＤＷＡＴが災害発生時に迅速な派遣及び受入れが可能となるよう、ＤＷＡＴに参加する福祉専門職、避難所運営の関係者に対する研修を推進するものとする。	県計画との整合
	(2) 助産師による支援活動　----------【県、市（保健福祉部）】 県は、市の要請等により、一般社団法人茨城県助産師会に助産師の派遣を要請し、避難所等において、妊産婦や乳児に対する応急救護活動及び緊急時の助産、妊産婦や乳児に対する健康管理及び保健指導、心身のケア等に関する相談を行う。	県計画との整合
3　外国人に対する防災対策の充実	**4　外国人に対する防災対策の充実** 市は、外国人支援団体の協力を得て、以下の取組みに努める。	現状の取組みとの整合
(1) 外国人の所在の把握----------【市（市民部）】 市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時における外国人の人数や所在の把握に努める。	**(1) 外国人の所在の把握----------【市（市民部）】** 市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時における外国人の人数や所在の把握に努める。	
(2) 外国人を含めた防災訓練の実施----------【市（総務部）】 市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。	**(2) 外国人を含めた防災訓練の実施----------【市（総務部）】** 市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。	
(3) 防災知識の普及啓発----------【市（総務部）】 市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人雇用事業所や様々な受入れ機関における交流機会などを通じて配布を行い、防災知識の普及啓発に努める。	**(3) 防災知識の普及啓発----------【市（総務部）】** 市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人雇用事業所や様々な受入れ機関における交流機会などを通じて配布を行い、防災知識の普及啓発に努める。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(4) ライフラインカードの携行促進----------【市(市民部)】 市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。	**(4) ~~ライフラインカード~~災害時マニュアルの携行促進----------【市(市民部)】** 市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。	県計画との整合
(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備----------【市(総務部)】 **1) 外国人相談体制の充実** 外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、市は外国人の相談にも配慮していく。 **2) 外国人にやさしいまちづくりの促進** 市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。 また、県と案内板の表示やデザインの統一化について検討を進める。 **3) 外国人への行政情報の提供** 市は、生活情報や防災情報などの行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して、外国語による情報提供を行う。 **4) 外国人と日本人とのネットワークの形成** 市は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。 **5) 語学ボランティアの支援** 市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。	**(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備----------【市(総務部、各部)】** **1) 外国人相談体制の充実** 外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、市は外国人の相談にも配慮していく。 **2) 外国人にやさしいまちづくりの促進** 市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。 また、県と案内板の表示やデザインの統一化について検討を進める。 **3) 外国人への行政情報の提供** 市は、生活情報や防災情報などの行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して、~~外国語~~多言語による情報提供を行う。 **4) 外国人と日本人とのネットワークの形成** 市は、外国人支援団体等との連携のもと、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。 **5) 語学ボランティアの支援** 市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。	担当部の追加 現状の取組みとの整合
第１７　気象業務整備計画（水戸地方気象台の対応等） **■　基本事項** **１　趣　旨** 水戸地方気象台は、気象災害の予防や交通安全の確保のために、様々な対応を計画している。	**第１７　気象業務整備計画（水戸地方気象台の対応等）** **■　基本事項** **１　趣　旨** 水戸地方気象台は、気象災害の予防や交通安全の確保のために、様々な対応を計画している。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
２　対策項目 １　防災気象情報の改善・充実 ２　防災関係機関及び報道機関等への防災気象情報の利用促進 ３　災害に関わる気象等防災知識の普及や広報 ４　市の危機管理体制への協力	２　対策項目 １　防災気象情報の改善・充実 ２　防災関係機関及び報道機関等への防災気象情報の利用促進 ３　災害に関わる気象等防災知識の普及や広報 ４　市の危機管理体制への協力	新たな「防災気象情報」により削除と追記 県計画との整合
■　対　策 １　防災気象情報の改善・充実----------【水戸地方気象台】 (1) 土砂災害警戒情報の提供 県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。	■　対　策 １　防災気象情報の改善・充実----------【水戸地方気象台】 ~~(1) 土砂災害警戒情報の提供~~ ~~県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。~~ (1) 防災気象情報の提供 令和７年 12 月に気象業務法が改正され、令和８年５月下旬から新たな防災気象情報体系の運用が開始された。新たな防災気象情報は、河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の４種類の災害について、住民が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう、５段階の警戒レベルにあわせて発表されるものである。情報名称そのものにレベルの数字が付されるとともに、警戒レベル４相当の情報として「危険警報」が新設されたことにより、住民が情報から直ちにとるべき行動を判断できる体系に整理された。 細部については、「第２章第２節第４防災気象情報の発表」による。	
(2) 降雨ナウキャスト・竜巻発生確度ナウキャスト・雷ナウキャストの提供 局地的に発生し急激に発達する雨雲や激しい突風、雷による災害の防止・軽減に向けて、降水の強さや竜巻等の発生確度、雷の激しさを予測する。	(2) ~~降雨ナウキャスト~~キキクル・竜巻発生確度ナウキャスト・雷ナウキャストの提供 ~~局地的に発生し急激に発達する雨雲や激しい突風、雷による災害の防止・軽減に向けて、降水の強さや竜巻等の発生確度、雷の激しさを予測する。~~ 土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所を予測する。	
２　防災関係機関及び報道機関等への防災気象情報の利用促進----------【水戸地方気象台】 (1) 様々な機会を通じ、住民に対して気候特性や気象情報に関わる理解の促進、啓蒙を図る。 (2) 市町村など防災関係機関が主催する講演会等へ講師を派遣し、防災気象情報の種類・内容などについて周知徹底し、利用を促進する。 (3) 報道機関における防災気象情報の迅速な伝達を徹底するため、注意報の内容や運用に関わる事項について意見交換を行い、理解の促進に努める。 (4) 台風の接近などの甚大な災害をもたらすことが予想される場合に、防災関係機関や報道機関を対象に説明会等を開催し、災害の予防に寄与する。 (5) 大雨や暴風等によって人的な被害を伴う災害が発生した場合には防災関係機関等と現地調査を実施し、適宜調査結果を公表する。	２　防災関係機関及び報道機関等への防災気象情報の利用促進----------【水戸地方気象台】 (1) 様々な機会を通じ、住民に対して気候特性や気象情報に関わる理解の促進、啓蒙を図る。 (2) 市町村など防災関係機関が主催する講演会等へ講師を派遣し、防災気象情報の種類・内容などについて周知徹底し、利用を促進する。 (3) 報道機関における防災気象情報の迅速な伝達を徹底するため、注意報の内容や運用に関わる事項について意見交換を行い、理解の促進に努める。 (4) 台風の接近などの甚大な災害をもたらすことが予想される場合に、防災関係機関や報道機関を対象に説明会等を開催し、災害の予防に寄与する。 (5) 大雨や暴風等によって人的な被害を伴う災害が発生した場合には防災関係機関等と現地調査を実施し、適宜調査結果を公表する。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
3　災害に関わる気象等防災知識の普及や広報----------【水戸地方気象台】 (1) 様々な機会を通じ、住民に対して気候特性や気象情報に関わる理解の促進、啓蒙を図る。 (2) 気象教室や防災気象講演会等を広く開催する。また、防災や気象・気候情報に係る講演会等へ講師を派遣する。 (3) 水戸地方気象台や東京管区気象台のホームページの一層の充実を図り、インターネットを活用した情報提供、知識の普及、広報を行う。 (4) 県や市等が作成する広報資料や防災に関わる資料の作成に対し、助言や協力を行う。	3　災害に関わる気象等防災知識の普及や広報----------【水戸地方気象台】 (1) 様々な機会を通じ、住民に対して気候特性や気象情報に関わる理解の促進、啓蒙を図る。 (2) 気象教室や防災気象講演会等を広く開催する。また、防災や気象・気候情報に係る講演会等へ講師を派遣する。 (3) 水戸地方気象台や東京管区気象台のホームページの一層の充実を図り、インターネットを活用した情報提供、知識の普及、広報を行う。 (4) 県や市等が作成する広報資料や防災に関わる資料の作成に対し、助言や協力を行う。	
4　市の危機管理体制への協力----------【水戸地方気象台】 (1) 危機管理に係る各種会議に積極的に出席、参加する。 (2) 市が実施する災害時に備えた防災訓練、水防訓練等に積極的に協力する。 (3) 災害の発生状況により、市への情報提供を行う。また、要請に応じ専門家の派遣等を適宜行う。	4　市の危機管理体制への協力----------【水戸地方気象台】 (1) 危機管理に係る各種会議に積極的に出席、参加する。 (2) 市が実施する災害時に備えた防災訓練、水防訓練等に積極的に協力する。 (3) 災害の発生状況により、市への情報提供を行う。また、要請に応じ専門家の派遣等を適宜行う。	
第１８　災害に関する調査研究	**第１８　災害に関する調査研究**	
■　基本事項 １　趣　旨 風水害等の様態は複雑多様である。人命、財産に直接被害を与える洪水をはじめ、がけ崩れ、暴風などによる被害も甚大である。 各種の被害とその対策を総合的、科学的に把握するため、研究機関との連携を進めるとともに、集中豪雨被害などの異常気象災害等に関する研究調査資料の収集に努める。 また、それらの成果を利用して、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施し、防災マップ等の作成、配布により、市民への周知に努める。	■　基本事項 １　趣　旨 風水害等の様態は複雑多様である。人命、財産に直接被害を与える洪水をはじめ、がけ崩れ、暴風などによる被害も甚大である。 各種の被害とその対策を総合的、科学的に把握するため、研究機関との連携を進めるとともに、集中豪雨被害などの異常気象災害等に関する研究調査資料の収集に努める。 また、それらの成果を利用して、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施し、防災マップ等の作成、配布により、市民への周知に努める。	
２　対策項目 １　風水害対策調査の実施 ２　災害危険地域の調査研究の推進	２　対策項目 １　風水害対策調査の実施 ２　災害危険地域の調査研究の推進	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
■　対　策 １　風水害対策調査の実施----------【市（総務部）】 風水害対策に関する調査については、国土交通省による洪水浸水想定区域調査、県が実施する土砂災害防止法にもとづく土砂災害危険箇所調査等の結果に留意し、災害防止対策を検討する。 また、研究調査結果を有効的に活用し、実践的な防災対策を図るために、民間企業、教育・研究機関、官公庁の連携に努める。 ２　災害危険地域の調査研究の推進 (1) 洪水浸水想定区域調査結果の把握と市民への周知----------【市（総務部）】 市は、浸水実績、国土交通省が公表する洪水浸水想定区域等を基に、洪水等による災害発生の可能性のある地域の適切な土地利用を誘導する。 また、洪水ハザードマップは、避難等に役立てるために、定期的なデータの見直しに努める。 (2) 土砂災害危険箇所の調査把握----------【市（総務部）】 土砂災害危険箇所を事前に把握することにより、防災工事の実施、土地利用の適正化等の指導を進めるとともに、防災パトロールを行うなど土砂災害危険箇所の現状把握に努める。 また、土砂災害ハザードマップ等により市民への周知に努める。	■　対　策 １　風水害対策調査の実施----------【市（総務部）】 風水害対策に関する調査については、国土交通省による洪水浸水想定区域調査、県が実施する土砂災害防止法にもとづく土砂災害危険箇所調査等の結果に留意し、災害防止対策を検討する。 また、研究調査結果を有効的に活用し、実践的な防災対策を図るために、民間企業、教育・研究機関、官公庁の連携に努める。 ２　災害危険地域の調査研究の推進 (1) 洪水浸水想定区域調査結果の把握と市民への周知----------【市（総務部）】 市は、浸水実績、国土交通省が公表する洪水浸水想定区域等を基に、洪水等による災害発生の可能性のある地域の適切な土地利用を誘導する。 また、洪水ハザードマップは、避難等に役立てるために、定期的なデータの見直しに努める。 (2) 土砂災害危険箇所の調査把握----------【市（総務部）】 土砂災害危険箇所を事前に把握することにより、防災工事の実施、土地利用の適正化等の指導を進めるとともに、防災パトロールを行うなど土砂災害危険箇所の現状把握に努める。 また、土砂災害ハザードマップ等により市民への周知に努める。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
下妻市地域防災計画（風水害対策計画編） # 第３章　災害応急対策計画	*下妻市地域防災計画（風水害対策計画編）* # 第３章　災害応急対策計画	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第３章　災害応急対策計画 **第１節　対応体制** **第１　職員参集・動員** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害応急対策活動に必要な人員を把握し、災害応急対策活動を確実にする。 **２　対策項目** **１　職員の動員配備体制区分の基準及び内容** **■　活動内容** **１　職員の動員配備体制区分の基準及び内容** 職員の動員配備は、市に係る気象情報、河川水位の情報、災害の状況等により、次のとおり決定する。 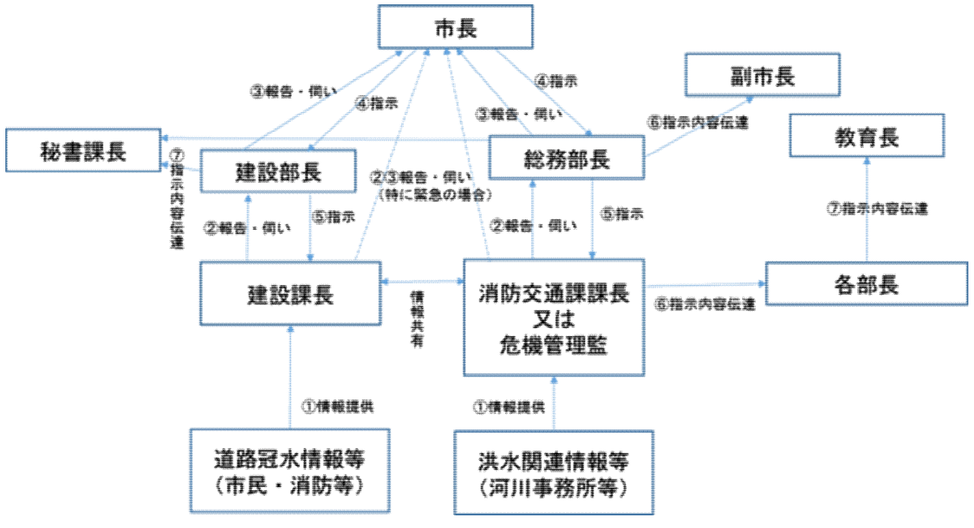 図　動員の伝達系統	第３章　災害応急対策計画 **第１節　対応体制** **第１　職員参集・動員** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害応急対策活動に必要な人員を把握し、災害応急対策活動を確実にする。 **２　対策項目** **１　職員の動員配備体制区分の基準及び内容** **■　活動内容** **１　職員の動員配備体制区分の基準及び内容** 職員の動員配備は、市に係る気象情報、河川水位の情報、災害の状況等により、次のとおり決定する。 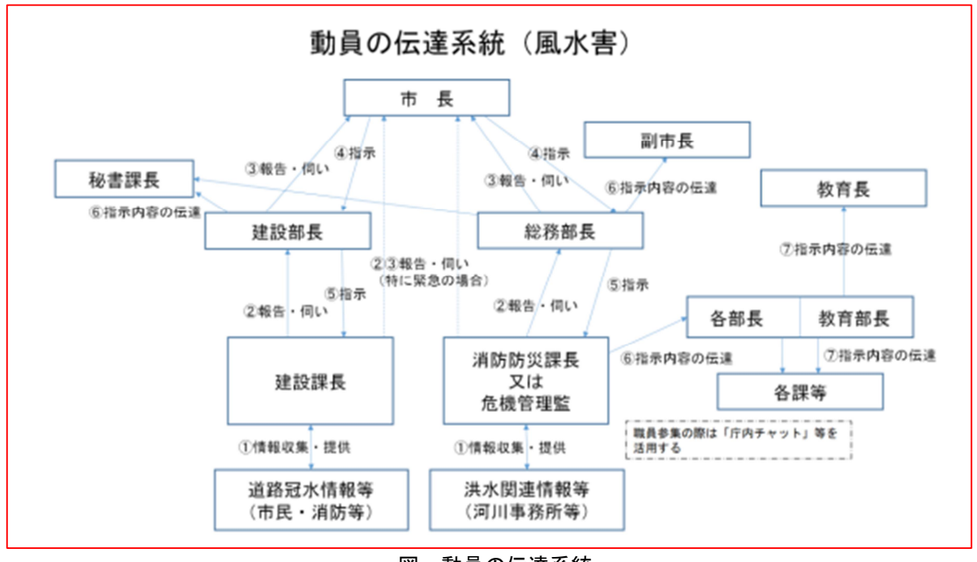 図　動員の伝達系統	組織名の変更

現行計画（R4.3）

【動員配備体制区分】

体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の変更
連絡配備	○大雨、洪水、暴風警報のいずれかが市域に発表された時 ○小貝川もしくは鬼怒川の水位が、水防団待機水位に達すると判断した時 ○その他市長が必要と認めた時	防災関係課において連絡調整を行うために必要な人員体制	
警戒体制（事前配備）	○災害の発生が予想される時 ○小貝川もしくは鬼怒川の水位が、避難判断水位に達すると判断した時 ○その他市長が必要と認めた時	各部課において情報収集、連絡活動等が円滑に行える人員を配し、状況により速やかに高次の配備体制に移行できる体制	「警戒本部」を設置
非常体制	○大規模な災害の発生が予想される時 ○災害が発生した時 ○小貝川もしくは鬼怒川の水位が、氾濫危険水位に達すると判断した時 ○その他市長が必要と認めた時	全職員をもって、大規模な災害に対し災害応急対策にあたる体制	「災害対策本部」を設置

※連絡配備の配備人員：消防交通課職員
※警戒体制の配備人員：防災関係部課の課長以上及び課長が指示した職員
※非常体制の配備人員：全職員

【基準観測所水位（令和３年度）】

河川名	観測所名	所在地		水位（m）			
		市	大字	水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
鬼怒川	石　井	栃木県宇都宮市	石井	1.00	1.50	2.60	3.30
	川　島	筑西市	下川島	0.00	1.10	1.90	2.90
	鬼怒川水海道	常総市	本町	1.50	3.50	5.60	6.30
小貝川	三谷	栃木県真岡市	高田	1.40	1.80	2.90	3.20
	黒子	筑西市	西保未	2.50	3.80	5.10	5.80
	上郷	常総市	本豊田	3.00	3.60	4.80	5.20

※石井観測所の追加、水位の変更（令和３年８月１日～）

修正案

【動員配備体制区分】

◆河川水位上昇の場合（鬼怒川（川島）、小貝川（黒子）の水位）

水防団待機水位に達し、引き続き氾濫注意水位に達すると予測されたとき 川島：0.00m 黒子：2.50m	〈連絡体制〉 消防防災課（数名）参集
避難判断水位に達すると予測されたとき 川島：3.40m 黒子：5.10m	〈警戒体制〉 １次動員：３役、部長、防災関係課長及び所要の職員※ 「警戒本部」又は「災害対策本部」検討
氾濫危険水位に達すると予測されたとき 川島：4.40m 黒子：5.80m	〈緊急体制〉 ２次動員：１次動員＋防災関係課の増員＋全課長補佐級以上の職員※ 「災害対策本部」検討
「避難指示」を発令するとき	〈非常体制〉 全職員参集 「災害対策本部」設置

◆気象警報が市域に発表された場合

レベル３　警報（大雨、河川氾濫、土砂災害） 、暴風警報、大雪警報	〈連絡体制〉 消防防災課（数名）参集
レベル４　危険警報（大雨、河川氾濫、土砂災害）	〈警戒体制〉 １次動員：３役、部長、防災関係課長及び所要の職員※ 「警戒本部」又は「災害対策本部」検討
レベル５　特別警報（大雨、河川氾濫、土砂災害）、暴風特別警報、大雪特別警報	〈緊急体制〉 ２次動員：１次動員＋防災関係課の増員＋全課長補佐級以上の職員※「災害対策本部」検討

※連絡体制の配備人員（基準）：消防防災課職員
※警戒体制の配備人員（基準）：【１次動員】防災関係部課の課長級以上及び課長が指示した職員
※緊急体制の配備人員（基準）：【２次動員】全課長補佐級以上及び課長が指示した職員
※非常体制の配備人員（基準）：全職員

【基準観測所水位（令和８年７月現在）】

河川名	観測所名	所在地		水位（m）			
		市	大字	水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
鬼怒川	石　井	栃木県宇都宮市	石井	1.00	1.50	2.60	3.30
	川　島	筑西市	下川島	0.00	1.10	3.40	4.40
	~~鬼怒川水海道~~	~~常総市~~	~~本町~~	~~1.50~~	~~3.50~~	~~5.60~~	~~6.30~~
小貝川	三谷	栃木県真岡市	高田	1.40	1.80	2.90	3.20
	黒子	筑西市	西保未	2.50	3.80	5.10	5.80
	~~上郷~~	~~常総市~~	~~本豊田~~	~~3.00~~	~~3.60~~	~~4.80~~	~~5.20~~

~~※石井観測所の追加、水位の変更（令和３年８月１日～）~~

修正理由等

現状の取組みとの整合

現状の基準水位に修正

常総市の観測所は削除

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

第２　警戒本部

■　基本事項

１　趣　旨

市及び防災関係機関は、市内の地域において災害が発生した場合、民間団体及び住民等も含め、一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめなければならない。このため市及び防災関係機関は、防災対策の中枢機関として、それぞれ災害警戒本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

２　対策項目

１　県の警戒体制
２　市における警戒本部の設置

■　活動内容

１　県の警戒体制----------【県】

県の警戒体制、配備基準、配備人員等については、茨城県地域防災計画を参照のこと

２　市における警戒本部の設置

(1) 設置及び廃止の基準

【設置基準】

①災害の発生が予想される時
②小貝川もしくは鬼怒川の水位が、避難判断水位に達すると判断した時
③その他市長が必要と認めた時

(2) 動員配備基準との関係

警戒本部の設置基準と動員配備基準との関係は、第３章　第１節　第１「職員参集・動員」に示したとおりである。

(3) 組　織

【警戒本部の概要】

組　　織	本部長	市長
	副本部長	副市長 教育長
	本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長

第２　警戒本部

■　基本事項

１　趣　旨

市及び防災関係機関は、市内の地域において災害が発生した場合、民間団体及び住民等も含め、一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめなければならない。このため市及び防災関係機関は、防災対策の中枢機関として、それぞれ災害警戒本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

２　対策項目

１　県の警戒体制
２　市における警戒本部の設置

■　活動内容

１　県の警戒体制----------【県】

県の警戒体制、配備基準、配備人員等については、茨城県地域防災計画を参照のこと

２　市における警戒本部の設置

(1) 設置及び廃止の基準

【設置基準】

①災害の発生が予想される時
②小貝川もしくは鬼怒川の水位が、避難判断水位に達すると判断した時
③その他市長が必要と認めた時

(2) 動員配備基準との関係

警戒本部の設置基準と動員配備基準との関係は、第３章　第１節　第１「職員参集・動員」に示したとおりである。

(3) 組　織

【警戒本部の概要】

組　　織	本部長	市長
	副本部長	副市長 教育長
	本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

組　　織	本部員	建設部長 議会事務局長 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者（防災関係機関職員等）
所掌事務	①災害対策本部を設置するにいたるまでの措置 ②災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を迅速かつ的確に行う。	
庶務担当	総務部消防交通課	

【警戒本部の各部の所掌事務】

部　名	所　掌　事　務	担当職員
総務部	・各部の連絡調整 ・県本部との連絡調整 ・本部内の事務 ・災害対策活動に関する物資（無線機、雨具、懐中電灯等）の準備 ・被害状況の調査 ・発生速報の提供	部長及びあらかじめ定められた職員
建設部	・応急処置の実施 ・危険箇所の点検及び情報収集	部長及びあらかじめ定められた職員
消防署	・危険箇所の点検 ・市内巡回による情報収集	消防署長
上記以外の全ての部局等	・所管する施設及び人的被害等の発生情報収集 ・他部からの要請等に基づく応援	部長及びあらかじめ定められた職員

(4)　設置の決定----------【市（総務部）】

警戒本部の設置は、気象情報及び被害情報等に関する総務部長の報告をもとに市長が決定する。

市長不在の場合には、副市長、次いで教育長がその決定を代行する。

第３　災害対策本部

■　基本事項

１　趣　旨

市及び防災関係機関は、市内の地域において風水害が発生した場合、民間団体及び住民等も含め、一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめなければならない。このため市及び防災関係機関は、防災対策の中枢機関として、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

組　　織	本部員	建設部長 議会事務局長 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者（防災関係機関職員等）
所掌事務	①災害対策本部を設置するにいたるまでの措置 ②災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を迅速かつ的確に行う。	
庶務担当	総務部消防防災課	

【警戒本部の各部の所掌事務】

部　名	所　掌　事　務	担当職員
総務部	・各部の連絡調整 ・県本部との連絡調整 ・本部内の事務 ・災害対策活動に関する物資（無線機、雨具、懐中電灯等）の準備 ・被害状況の調査 ・発生速報の提供	部長及びあらかじめ定められた職員
建設部	・応急処置の実施 ・危険箇所の点検及び情報収集	部長及びあらかじめ定められた職員
消防署	・危険箇所の点検 ・市内巡回による情報収集	消防署長
上記以外の全ての部局等	・所管する施設及び人的被害等の発生情報収集 ・他部からの要請等に基づく応援	部長及びあらかじめ定められた職員

(4)　設置の決定----------【市（総務部）】

警戒本部の設置は、気象情報及び被害情報等に関する総務部長の報告をもとに市長が決定する。

市長不在の場合には、副市長、次いで教育長がその決定を代行する。

第３　災害対策本部

■　基本事項

１　趣　旨

市及び防災関係機関は、市内の地域において風水害が発生した場合、民間団体及び住民等も含め、一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめなければならない。このため市及び防災関係機関は、防災対策の中枢機関として、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

組織名の変更

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

2　対策項目

1　県の災害対策本部
2　市における災害対策本部の設置
3　県の現地対策本部との連携

■　対　策

1　県の災害対策本部----------【県】

茨城県の災害対策本部の設置、組織動員体制等については、茨城県地域防災計画を参照のこと

2　市における災害対策本部の設置

(1) 市災害対策本部の役割----------【市（災害対策本部）】

市災害対策本部は、本市の地域に係る総合防災体制の中核として防災関係機関等との連絡調整をはかり、総合的、効果的災害応急対策の実施を推進する。

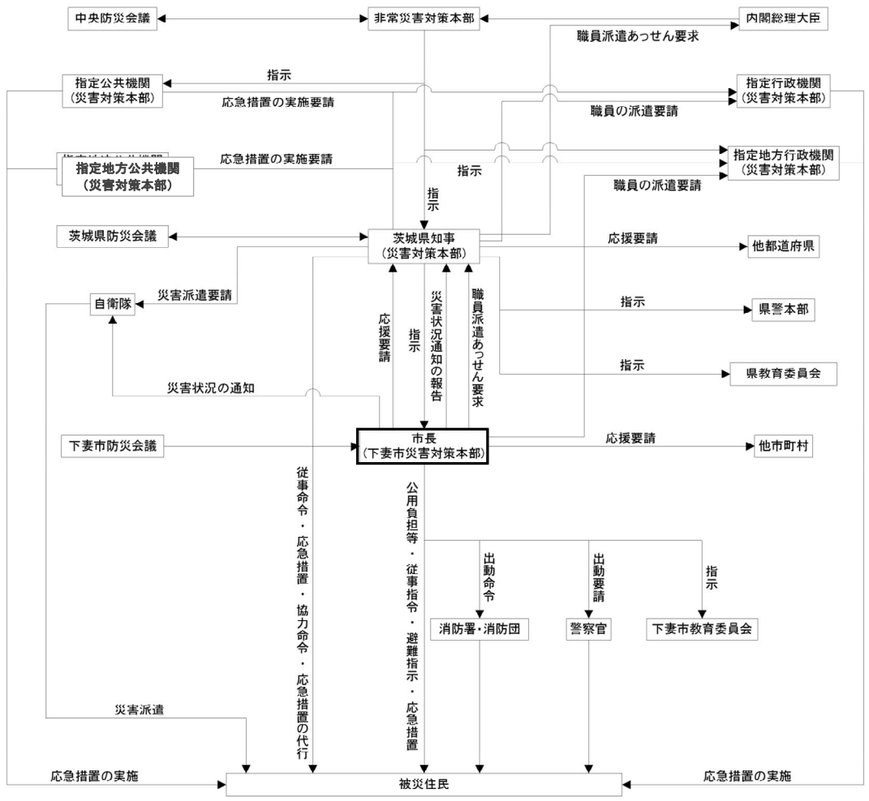

図　市に係る総合防災体制

2　対策項目

1　県の災害対策本部
2　市における災害対策本部の設置
3　県の現地対策本部との連携

■　対　策

1　県の災害対策本部----------【県】

茨城県の災害対策本部の設置、組織動員体制等については、茨城県地域防災計画を参照のこと

2　市における災害対策本部の設置

(1) 市災害対策本部の役割----------【市（災害対策本部）】

市災害対策本部は、本市の地域に係る総合防災体制の中核として防災関係機関等との連絡調整をはかり、総合的、効果的災害応急対策の実施を推進する。

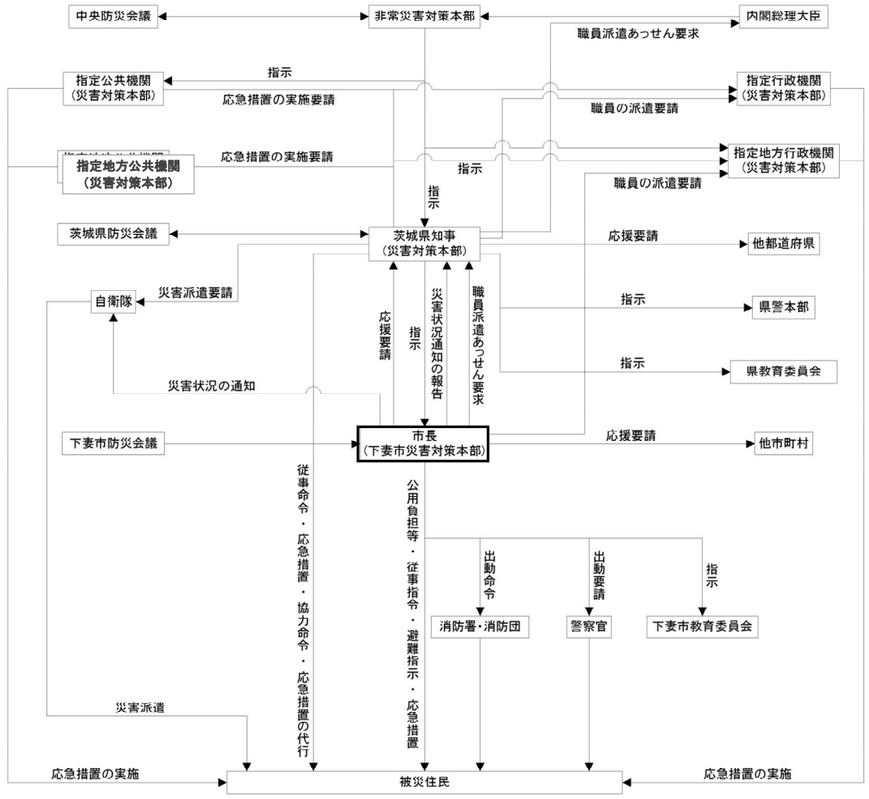

図　市に係る総合防災体制

<table>
<tr><th>現行計画（R4.3）</th><th>修正案</th><th>修正理由等</th></tr>
<tr>
<td>

(2) 設置及び廃止の基準

【設置基準】

①大規模な災害の発生が予想される時
②災害が発生した時
③小貝川もしくは鬼怒川の水位が、氾濫危険水位に達すると判断した時
④その他市長が必要と認めた時

【廃止基準】

①災害応急対策が概ね完了した時
②その他市長が必要なしと認めた時

(3) 動員配備基準との関係

第３章　第１節　第１「職員参集・動員」を参照

(4) 組　織

災害対策本部は以下の者をもってあてる。

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長 建設部長 議会事務局長 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者（防災関係機関職員等）

なお、本部長に事故がある時、または本部長が欠けた時は、市長の職務代理の順序により、副市長、次いで教育長がその職務を代理する。

</td>
<td>

(2) 設置及び廃止の基準

【設置基準】

①大規模な災害の発生が予想され避難指示を発令する時
②災害が発生した時
③小貝川もしくは鬼怒川の水位が、氾濫危険水位に達すると判断した時
④その他市長が必要と認めた時

【廃止基準】

①災害応急対策が概ね完了した時
②その他市長が必要なしと認めた時

(3) 動員配備基準との関係

第３章　第１節　第１「職員参集・動員」を参照

(4) 組　織

災害対策本部は以下の者をもってあてる。

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長 建設部長 議会事務局長 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者（防災関係機関職員等）

なお、本部長に事故がある時、または本部長が欠けた時は、市長の職務代理の順序により、副市長、次いで教育長がその職務を代理する。

</td>
<td>現状の取組みとの整合</td>
</tr>
</table>

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

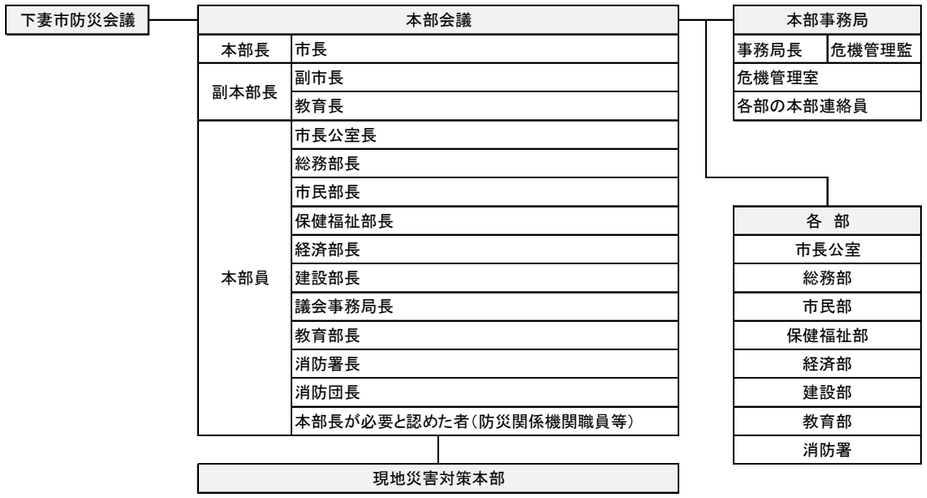

図　災害対策本部組織図

(5) 設置の決定----------【市（総務部）】

災害対策本部の設置は、気象情報及び被害情報等に関する総務部長の報告をもとに市長が決定する。

市長不在の場合には、副市長、次いで教育長がその決定を代行する。

(6) 本部の設置----------【市（本部事務局、各部）】

1) 設置に関する指示及び伝達

①本部員及び関係機関等への連絡

総務部長は、本部設置及び動員配備体制について市長の指示を受けた時は、災害対策本部事務局長を通じ本部員及び関係機関等に連絡する。

②本部設置に関する指示

本部設置に関する指示の流れは、以下のとおり。

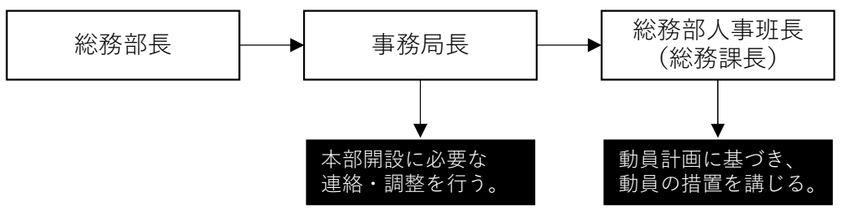

2) 災害対策本部室の設営

災害対策本部室は、市役所第２庁舎会議室とする。

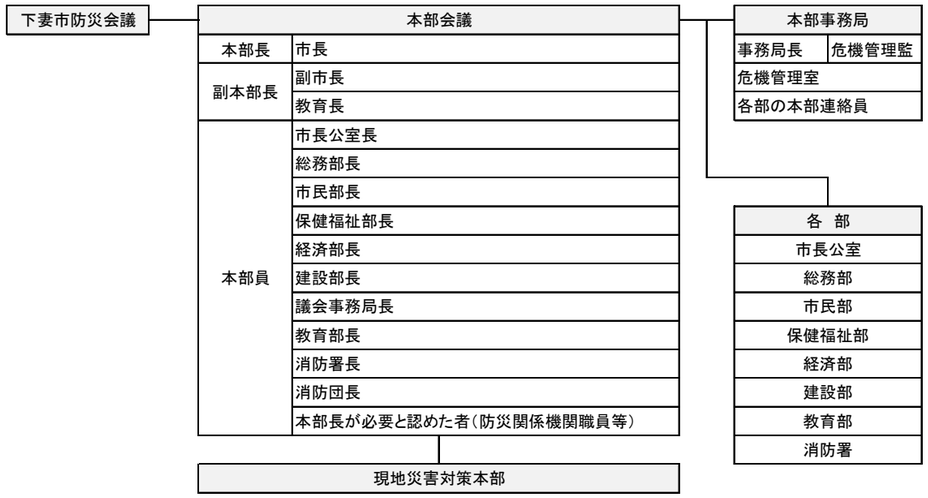

図　災害対策本部組織図

(5) 設置の決定----------【市（総務部）】

災害対策本部の設置は、気象情報及び被害情報等に関する総務部長の報告をもとに市長が決定する。

市長不在の場合には、副市長、次いで教育長がその決定を代行する。

(6) 本部の設置----------【市（本部事務局、各部）】

1) 設置に関する指示及び伝達

①本部員及び関係機関等への連絡

総務部長は、本部設置及び動員配備体制について市長の指示を受けた時は、災害対策本部事務局長を通じ本部員及び関係機関等に連絡する。

②本部設置に関する指示

本部設置に関する指示の流れは、以下のとおり。



2) 災害対策本部室の設営

災害対策本部室は、市役所~~第２庁舎会議室~~３階災害対策室とする。

現状との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
3）現地災害対策本部の設置 災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じた時は、災対法第23条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。 **①現地災害対策本部の組織** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。 **②現地災害対策本部の設置基準** ア　災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合 イ　被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合 **③現地災害対策本部の分掌事務** ア　現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること イ　現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること	**3）現地災害対策本部の設置** 災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じ~~た時は~~、現地における指揮・調整等を行う必要がある場合は、災対法第23条の２の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。 組織、編成等は、当時の状況により決定するものとする。 ~~**①現地災害対策本部の組織**~~ ~~現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。~~ ~~**②現地災害対策本部の設置基準**~~ ~~ア　災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合~~ ~~イ　被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合~~ ~~**③現地災害対策本部の分掌事務**~~ ~~ア　現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること~~ ~~イ　現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること~~	県計画との整合 組織、編成に関する柔軟性の確保
(7) 本部員の動員----------【市（総務部）】 第３章　第１節　第１「職員参集・動員」を参照	**(7) 本部員の動員----------【市（総務部）】** 第３章　第１節　第１「職員参集・動員」を参照	
(8) 本部の運営----------【市（本部事務局、各部）】 **1）本部会議** **ア　組織及び協議事項** 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、概ね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。 各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況、その他必要な事項について、随時、本部会議に報告する。 会議の庶務は、本部事務局が担当する。 ①災害救助法の適用に関すること ②災害対策本部の設置及び廃止に関すること ③現地災害対策本部の設置及び廃止に関すること ④災害応急対策の実施及び調整に関すること ⑤応援・受援に関すること ⑥自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る調整に関すること ⑦災害広報に関すること ⑧県に対する要望に関すること ⑨その他重要な事項に関すること	**(8) 本部の運営----------【市（本部事務局、各部）】** **1）本部会議** **ア　組織及び協議事項** 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、概ね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。 各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況、その他必要な事項について、随時、本部会議に報告する。 会議の庶務は、本部事務局が担当する。 ①災害救助法の適用に関すること ②災害対策本部の設置及び廃止に関すること ③現地災害対策本部の設置及び廃止に関すること ④災害応急対策の実施及び調整に関すること ⑤応援・受援に関すること ⑥自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る調整に関すること ⑦災害広報に関すること ⑧県に対する要望に関すること ⑨その他重要な事項に関すること	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

イ　招　集

・本部長が必要の都度招集する。
・招集の伝達は、本部事務局長が、庁内放送及び電話等により行う。

・本部長が必要の都度招集する。
・招集の伝達は、本部事務局長が、庁内放送~~及び~~、電話及び庁内チャット等により行う。

現状の取組みとの整合

2）本部設置等の通知及び公表

本部を設置または廃止した時は、担当する各班が、庁内、市民及び防災関係機関に対し速やかに通知及び公表する。

通知及び公表先	方　法	担　当	備　考
県　庁	電話、県防災情報システム、衛星電話	総務班	左記の通信手段の使用が不能となった場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、ＮＨＫ及び茨城放送を通じて公表を行う。（報道機関を除く。） １　ＮＨＫ水戸ＦＭ（83.2MHz） ２　茨城放送水戸放送局（1197KHz） 茨城放送土浦放送局（1458KHz） ３　ＮＨＫ－ＴＶ（総合） ４　ＮＨＫラジオ第１放送（594KHz）
下妻消防署	電話、口頭、消防防災無線	総務班	
下妻警察署	電話	総務班	
報道機関	口頭または文面、電話	情報班	
市　民	防災行政無線 広報車 ＮＨＫ水戸放送局放送部 （TEL 029-232-9830） （防 TEL 8-855-8400） （防 FAX 8-855-8450） 茨城放送 （TEL 029-244-3991） （防 TEL 8-873-8400） （防 FAX 8-873-8450）	情報班	
災害及び対策の状況に応じ必要と認める機関	電話、口頭または文面	総務班	

通知及び公表先	方　法	担　当	備　考
県　庁	電話、県防災情報システム、衛星電話	総務班	左記の通信手段の使用が不能となった場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、ＮＨＫ及びLuckyFM茨城放送を通じて公表を行う。（報道機関を除く。） １　ＮＨＫ水戸ＦＭ（83.2MHz） ~~２　茨城放送水戸放送局（1197KHz）~~ ~~茨城放送土浦放送局（1458KHz）~~ ２ LuckyFM茨城放送FM 水戸局（94.6MHz） LuckyFM茨城放送FM つくば局（88.1MHz） ３　ＮＨＫ－ＴＶ（総合） ４　ＮＨＫラジオ第１放送（594KHz）
下妻消防署	電話、口頭、消防防災無線	総務班	
下妻警察署	電話	総務班	
報道機関	口頭または文面、電話	情報班	
市　民	防災行政無線 広報車 ＮＨＫ水戸放送局放送部 （TEL 029-232-9830） （防 TEL 8-855-8400） （防 FAX 8-855-8450） LuckyFM茨城放送 （TEL 029-244-3991） （防 TEL 8-873-8400） （防 FAX 8-873-8450）	情報班	
災害及び対策の状況に応じ必要と認める機関	電話、口頭または文面	総務班	

組織名の変更

組織名の変更

3）防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及災害応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な災害応急対策を実施するために必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた防災関係機関は、速やかに連絡員を派遣する。この際、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための、無線機等を携行させるよう配慮する。

4）職員の健康管理及び給食等

本部事務局長は、本部勤務職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等を常に配慮し、適切な措置をとるものとする。

5）関係者以外の立入り制限

本部室は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
３　県の現地対策本部との連携----------【市（本部事務局、各部）】 市は、県の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。	**３ 合同調整所の設置----------【市、警察、消防、自衛隊等】** 災害現場で活動する警察・消防・自衛隊等の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。市は、合同調整所の設置場所について調整を行うとともに、所要の連絡員等を派遣するものとする。 **４　県の現地対策本部との連携----------【市（本部事務局、各部）】** 市は、県の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第３章　災害応急対策計画 **第２節　避難対策**	第３章　災害応急対策計画 **第２節　避難対策**	
第１　避難行動の原則 風水害に際して、市が発令する避難指示等の避難情報の対象とする避難行動については、「自らの命は自らが守る」という考えのもと、以下の行動を避難行動としている。なお、立ち退き避難にあたっては、移動時間を考慮して避難開始のタイミングを考えておく必要がある。 **１　立退き避難** 「避難所（「自主避難所」を含む。）」、「安全な親戚、知人宅や宿泊施設」、「安全な場所・建物等」への立ち退き避難 **２　屋内安全確保** 「建物内の安全な場所」で安全を確保する。（「垂直避難」など）	**第１　避難行動の原則** 風水害に際して、市が発令する避難指示等の避難情報の対象とする避難行動については、「自らの命は自らが守る」という考えのもと、以下の行動を避難行動としている。なお、立ち退き避難にあたっては、移動時間を考慮して避難開始のタイミングを考えておく必要がある。 **１　立退き避難** 「避難所（「自主避難所」を含む。）」、「安全な親戚、知人宅や宿泊施設」、「安全な場所・建物等」への立ち退き避難 **２　屋内安全確保** 「建物内の安全な場所」で安全を確保する。（「垂直避難」など）	
第２　避難所等の開設・運営	**第２　避難所等の開設・運営** 以下による他は、地震災害対策計画編　第３章　第５節　第２「避難生活の確保、健康管理」を参照）	
１　避難所の開設 市は、気象情報、水位情報等から避難情報の発令の可能性が高い場合は、避難者が安全に避難するため、天候が悪化する前に避難所を開設する。	**１　避難所の開設----------【市（総務部、保健福祉部、教育部）】** 市は、気象情報、水位情報等から避難情報の発令の可能性が高い場合は、避難者が安全に避難するため、天候が悪化する前の努めて明るい時間帯に避難所を開設する。 また必要に応じて、要配慮者のための福祉避難所を開設する。	担当部の追加 県計画との整合
２　避難所の運営 基本的に災害発生前の市民等の「避難行動」としての避難所の運営については、市が行う。 災害等が発生し、市民等が自宅に戻ることができずに「避難生活」を続けることになった場合については、市職員、近隣の自治区、自主防災組織やボランティアなどの協力により、避難者自らが運営・実施する体制に移行するよう努める。	**２　避難所の運営----------【市（総務部、保健福祉部、教育部）】** 基本的に災害発生前の市民等の「避難行動」としての避難所の運営については、市が行う。 災害等が発生し、市民等が自宅に戻ることができずに「避難生活」を続けることになった場合については、市職員、施設管理者、近隣の自治区、自主防災組織やボランティアなどの協力により、避難者自らが運営・実施する体制に移行するよう努める。	担当部の追加 県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
３　近隣市町の避難所開設（広域避難） 鬼怒川や小貝川に洪水のおそれがある場合など、大規模水害の発生のおそれがあり、または発生した場合において、市内の避難施設のみでは、避難者の受け入れが困難になると判断した場合には、「大規模水害時の広域避難に関する協定」に基づき、近隣市町に避難所を開設し、市民等の受け入れを行う。 避難所の円滑な開設、受入れを実施するため、努めて協定市町等との早期からの調整を行う。	**３　近隣市町の避難所開設（広域避難）**----------【市（総務部）】 鬼怒川や小貝川に洪水のおそれがある場合など、大規模水害の発生のおそれがあり、または発生した場合において、市内の避難施設のみでは、避難者の受け入れが困難になると判断した場合には、「大規模水害時の広域避難に関する協定」に基づき、近隣市町に避難所を開設し、市民等の受け入れを行う。 避難所の円滑な開設、受入れを実施するため、努めて協定市町等との早期からの調整を行う。	担当部の追加
４　自主避難への対応 市が避難情報を発令していない場合でも、自主的に避難することを希望する市民等が見込まれる場合の自主避難の対応については、以下による。	**４　自主避難への対応** 市が避難情報を発令していない場合でも、自主的に避難することを希望する市民等が見込まれる場合の自主避難の対応については、以下による。	
(1) 市の指定避難所のうち地区が管理する施設への自主避難 避難を希望する方が、地区の自治区長や施設管理者との連携の上、避難するもので、地域の共助としての対応とする。	**(1) 市の指定避難所のうち地区が管理する施設への自主避難** 避難を希望する方が、地区の自治区長や施設管理者との連携の上、避難するもので、地域の共助としての対応とする。	
(2) 市が開設する自主避難所への自主避難 市は、自主避難を希望する市民が見込まれる場合の避難先の選択肢の一つとして、「自主避難所」を開設・運営する。 自主避難所開設後に、市が避難情報を発令する場合については、「自主避難所」を「避難所」と改名し、避難者の受け入れを継続する。	**(2) 市が開設する自主避難所への自主避難**----------【市（総務部、教育部）】 市は、自主避難を希望する市民が見込まれる場合の避難先の選択肢の一つとして、「自主避難所」を開設・運営する。 自主避難所開設後に、市が避難情報を発令する場合については、「自主避難所」を「避難所」と改名し、避難者の受け入れを継続する。	担当部の追加
第３　避難情報の発令	**第３　避難情報の発令**	
１　積極的な情報収集 市は、気象情報や河川状況、市内や周辺市町の状況等、避難情報の発令に必要な情報を積極的に収集する。この際、下館河川事務所や水戸地方気象台等とのホットラインの活用に留意する。	**１　積極的な情報収集**----------【市（総務部）】 市は、気象情報や河川状況、市内や周辺市町の状況等、避難情報の発令に必要な情報を積極的に収集する。この際、下館河川事務所や水戸地方気象台等とのホットラインの活用に留意する。	担当部の追加
２　市民等や要配慮者利用施設等への情報提供 市は、円滑かつ安全な避難に資するため、市民等や要配慮者利用施設に対し、収集した情報のうち必要な情報を適時・適切に提供する。	**２　市民等や要配慮者利用施設等への情報提供**----------【市（各部）】 市は、円滑かつ安全な避難に資するため、市民等や要配慮者利用施設に対し、収集した情報のうち必要な情報を適時・適切に提供する。	担当部の追加
３　防災関係機関等との連携 円滑な避難を行うため、避難に係る防災関係機関との連携が必要であり、消防、警察、自治区長や市内業者等との情報共有や避難に関する協力依頼など、先行的な調整を行うことに留意する。	**３　防災関係機関等との連携**----------【市（各部）】 円滑な避難を行うため、避難に係る防災関係機関との連携が必要であり、消防、警察、自治区長や市内業者等との情報共有や避難に関する協力依頼など、先行的な調整を行うことに留意する。	担当部の追加

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

4　避難情報発令

(1) 避難指示等の権限者

実　施 責任者	災害の 種　類	要件	根拠法令
市　長 （指示）	災害全般	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める時	災対法第 60 条
知　事 （指示）	災害全般	市長がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認める時	災対法第 60 条
警察官 （指示）	災害全般	①市長が避難のための立退きを指示することができないと認める時、または市長から要求があった時	災対法第 61 条
		②人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第 4 条
知事、その命を受けた職員 （指示）	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる時	地すべり等防止法第 25 条
自衛官 （指示）	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第 94 条

(2) 避難情報の区分

以下の避難情報のうち、市はレベル３以上を発令する。（レベル１及び２は気象庁）

警　戒 レベル	避難情報等	住民が取るべき行動	参考となる水位情報
5	緊急安全確保	命の危険　直ちに安全確保！	氾濫発生情報
4	避難指示	危険な場所から全員避難	氾濫危険情報
3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難	氾濫警戒情報
2	大雨・洪水注意報	自らの避難行動を確認	氾濫注意情報
1	早期注意情報	災害への心構えを高める	－

(3) 避難情報発令の決定

市は、あらかじめ定めておいた避難情報発令基準や台風等接近に伴うタイムラインを参考とし、収集した情報や防災関係機関等からの意見等を総合的に判断して、避難情報の発令を決定する。

4　避難情報発令

(1) 避難指示等の権限者

実　施 責任者	災害の 種　類	要件	根拠法令
市　長 （指示）	災害全般	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める時	災対法第 60 条
知　事 （指示）	災害全般	市長がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認める時	災対法第 60 条
警察官 （指示）	災害全般	①市長が避難のための立退きを指示することができないと認める時、または市長から要求があった時	災対法第 61 条
		②人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第 4 条
知事、その命を受けた職員 （指示）	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる時	地すべり等防止法第 25 条
自衛官 （指示）	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第 94 条

(2) 避難情報の区分

以下の避難情報のうち、市はレベル３以上を発令する。（レベル１及び２は気象庁）

警　戒 レベル	避難情報等	住民が取るべき行動	~~参考となる水位情報~~
5	緊急安全確保	命の危険　直ちに安全確保	~~氾濫発生情報~~
4	避難指示	危険な場所から全員避難	~~氾濫危険情報~~
3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難	~~氾濫警戒情報~~
2	注意報（大雨・氾濫等）	自らの避難行動を確認	~~氾濫注意情報~~
1	早期注意情報	災害への心構えを高める	~~－~~

新たな「防災気象情報」の運用に伴い混乱を回避するために削除

(3) 避難情報発令の決定----------【市（災害対策本部等）】

担当部の追加

市は、あらかじめ定めておいた避難情報発令基準や台風等接近に伴うタイムラインを参考とし、収集した情報や防災関係機関等からの意見等を総合的に判断して、避難情報の発令を決定する。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(4) 屋内退避等の指示 市は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、立ち退き避難を行うことにより、かえって人の生命や身体に危険を及ぼすおそれがあると認める時は、必要と認める地域の居住者に対し、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。	(4) ~~屋内退避等~~緊急安全確保の指示----------【市】 市は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、立ち退き避難を行うことにより、かえって人の生命や身体に危険を及ぼすおそれがあると認める時は、必要と認める地域の居住者に対し、~~屋内での退避その他の屋内における避難のための~~緊急安全確保に関する措置を指示する。	名称変更 担当の明記
第４　避難情報の周知	**第４　避難情報の周知**	
１　市民等への周知 市は、防災行政無線、エリアメール、防災アプリ、公式ホームページ、Ｌアラート、ＳＮＳ、広報車等の可能な手段を最大限に活用し、また状況に応じて報道機関等を通じて、避難情報を市民等に周知する。	１　市民等への周知----------【市（各部）】 市は、防災行政無線、エリアメール、防災アプリ、公式ホームページ、Ｌアラート、ＳＮＳ、広報車等の可能な手段を最大限に活用し、また状況に応じて報道機関等を通じて、避難情報を市民等に周知する。	担当部の明記
２　要配慮者利用施設への周知 市は、要配慮者利用施設に、電話等により速やかに発令した避難情報を伝達する。	２　要配慮者利用施設への周知----------【市（各部）】 市は、要配慮者利用施設に、電話等により速やかに発令した避難情報を伝達する。	担当部の明記
３　県への報告、防災関係機関等への伝達等 市は、避難情報を発令した時は、電話、県防災情報ネットワークシステム等の手段により、速やかに県に報告する。 また、近隣市町との情報共有に努めるとともに、警察・消防及び自衛隊等関係機関に伝達する。	３　県への報告、防災関係機関等への伝達等----------【市（総務部）】 市は、避難情報を発令した時は、電話、県防災情報ネットワークシステム等の手段により、速やかに県に報告する。 また、近隣市町との情報共有に努めるとともに、警察・消防及び自衛隊等関係機関に伝達する。	担当部の明記
第５　警戒区域の設定	**第５　警戒区域の設定**	
１　市長の警戒区域設定権 市長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める時は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。	１　市長の警戒区域設定権 市長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める時は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。	
２　警察官、災害派遣を命ぜられた自衛官の権限 警察官、災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長もしくは、市職員が現場にいない時、またはこれらの者から要求があった時は、１の市長の職権を行うことができる。職権を行った場合は、ただちにその旨を市長に通知しなければならない。	２　警察官、災害派遣を命ぜられた自衛官及び消防関係者等の権限 警察官~~、災害派遣を命ぜられた自衛官~~は、市長もしくは、市職員が現場にいない時、またはこれらの者から要求があった時は、１の市長の職権を行うことができる。職権を行った場合は、ただちにその旨を市長に通知しなければならない。 災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長もしくは市職員、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。 消防関係者等は、消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないようすることができる。（消防法第28条、水防法第21条）	県計画との整合 県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第６　避難誘導 **１　避難所までの移動** 市は、避難情報の発令に際して、市民等に開設する避難所を明示する。避難所までの移動は、基本的に市民等自らまたは自治区や近隣住民との協力により行う。 **２　避難行動要支援者の避難** 個別避難計画が作成されている避難者は、これに基づき避難するものとする。 市は、個別計画が作成されていない避難行動要支援者に対して、消防署、消防団、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治区、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得て、避難支援を行う。この際、避難行動要支援者名簿を活用することができる。 **３　避難経路上の安全対策** 警察、消防、消防団、自治区等は避難誘導にあたり、自らの安全を確保しつつ、以下の安全対策を行うよう努める。 (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生が予想される場所を避け、緊急輸送道路等を含む安全な経路を選定する。 (2) 危険な地点には表示・綱張り等を設置し安全を確保する。	第６　避難誘導 **１　避難所までの移動**----------**【市（総務部）】** 市は、避難情報の発令に際して、市民等に開設する避難所を明示する。避難所までの移動は、基本的に市民等自らまたは自治区、自主防災組織や近隣住民との協力により行う。 **２　避難行動要支援者の避難**----------**【市（総務部、保健福祉部）】** 個別避難計画が作成されている避難者は、これに基づき避難するものとする。 市は、個別計画が作成されていない避難行動要支援者に対して、消防署、消防団、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治区、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得て、避難支援を行う。この際、避難行動要支援者名簿を活用することができる。 **３　避難経路上の安全対策** 警察、消防、消防団、自治区等は避難誘導にあたり、自らの安全を確保しつつ、以下の安全対策を行うよう努める。 (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生が予想される場所を避け、緊急輸送道路等を含む安全な経路を選定する。 (2) 危険な地点には表示・綱張り等を設置し安全を確保する。	担当部の明記 現状の取組みとの整合 担当部の明記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第３章　災害応急対策計画 **第３節　災害情報の収集・伝達** **第１　通信手段の確保（通信計画）** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害発生後における迅速な災害応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。 **２　留意事項** **(1) 優先度の高い情報伝達のための通信手段の確保** 大規模な災害が発生した場合には、無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も生ずると考えられる。このため、市及び防災関係機関間の協力を密にし、優先度の高い情報を伝達するための通信設備を確保・運用することが重要である。 **(2) 情報通信手段の機能確認** 市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。 **(3) 緊急情報連絡用回線の設定** 市及び電気通信事業者は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用回線の設定に努める。 **３　対策項目** **１　専用通信設備の運用** **２　代替通信機能の確保** **３　アマチュア無線ボランティアの活用** **■　対　策** **１　専用通信設備の運用----------【県、市（各部）、防災関係機関】** 専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。 ＮＴＴ等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、他の防災関係機関に依頼してその旨を総務省に連絡し、代替通信手段の確保を依頼する。	第３章　災害応急対策計画 **第３節　災害情報の収集・伝達** **第１　通信手段の確保（通信計画）** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害発生後における迅速な災害応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。 **２　留意事項** **(1) 優先度の高い情報伝達のための通信手段の確保** 大規模な災害が発生した場合には、無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も生ずると考えられる。このため、市及び防災関係機関間の協力を密にし、優先度の高い情報を伝達するための通信設備を確保・運用することが重要である。 **(2) 情報通信手段の機能確認** 市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。 **(3) 緊急情報連絡用回線の設定** 市及び電気通信事業者は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用回線の設定に努める。 **３　対策項目** **１　専用通信設備の運用** **２　代替通信機能の確保** **３　アマチュア無線ボランティアの活用** **■　対　策** **１　専用通信設備の運用----------【県、市（各部）、防災関係機関】** 専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。 ＮＴＴ等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、他の防災関係機関に依頼してその旨を総務省に連絡し、代替通信手段の確保を依頼する。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情報的に孤立している他の防災関係機関の行う情報連絡を積極的に支援する。 **２　代替通信機能の確保----------【県、市（各部）、防災関係機関】** 災害応急対策実施上必要な情報通信手段の使用が著しく困難で対策の実施に支障が生じる場合は、次の様な代替手段を用いる。 **(1) ＮＴＴの災害時優先通信等の利用** ＮＴＴの災害時優先通信等は、災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係機関等に対し、提供しているサービスである。 **1) 災害時優先電話の指定** 防災関係機関は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として、ＮＴＴ東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする。（事前対策） **2) 災害時優先電話の利用** 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的かかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。 なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。 **3) 非常・緊急電報の利用** ①非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「１１５番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込むこととする。 （※受付時間：８時から 19 時まで） ・非常扱い電報または緊急扱い電報の申込みであること ・発信電話番号と機関名称等 ・電報の宛先住所と機関名称等 ・通信文と発信人名 なお、電報が著しく輻輳する時は、受付を制限する場合がある。 ②非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料編「非常・緊急電報の内容等」のとおりである。 **(2) 非常通信の実施** 市長及び防災関係機関は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、またはこれを利用することが著しく困難である時に、災害応急対策等のため必要と認める時は、電波法第 52 条第４項の規定による非常通信を利用する。 なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険または緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上行う。	自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情報的に孤立している他の防災関係機関の行う情報連絡を積極的に支援する。 **２　代替通信機能の確保----------【県、市（各部）、防災関係機関】** 災害応急対策実施上必要な情報通信手段の使用が著しく困難で対策の実施に支障が生じる場合は、次の様な代替手段を用いる。 **(1) ＮＴＴの災害時優先通信等の利用** ＮＴＴの災害時優先通信等は、災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係機関等に対し、提供しているサービスである。 **1) 災害時優先電話の指定** 防災関係機関は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として、ＮＴＴ東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする。（事前対策） **2) 災害時優先電話の利用** 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的かかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。 なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。 **3) 非常・緊急電報の利用** ①非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「１１５番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込むこととする。 （※受付時間：８時から 19 時まで） ・非常扱い電報または緊急扱い電報の申込みであること ・発信電話番号と機関名称等 ・電報の宛先住所と機関名称等 ・通信文と発信人名 なお、電報が著しく輻輳する時は、受付を制限する場合がある。 ②非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料編「３－１非常・緊急電報の内容等」のとおりである。 **(2) 非常通信の実施** 市長及び防災関係機関は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、またはこれを利用することが著しく困難である時に、災害応急対策等のため必要と認める時は、電波法第 52 条第４項の規定による非常通信を利用する。 なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険または緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上行う。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
1）通信の内容 非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずる。 ①人命の救助に関するもの ②天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの ③緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 ④電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令 ⑤非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの ⑥暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの ⑦非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの ⑧遭難者救護に関するもの ⑨非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの ⑩鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの ⑪中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの ⑫災害救助法第７条及び災対法第 71 条第１項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの **2）取扱い無線局** 官公庁、会社、船舶等の総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができる。 ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくことが必要である。 なお、機関名は、資料編「非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関」のとおりである。 **3）発信の手続き** 非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で、電報発信紙（無ければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）または平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。 ①あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号 ②本文はできる限り簡潔に記載し、字数は 200 字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。 ③本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のマスを空けない。 ④応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目を記入する。（例えば「自衛隊 100 名派遣」、「毛布 1,000 枚を送られたい。」など） ⑤用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。	**1）通信の内容** 非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずる。 ①人命の救助に関するもの ②天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの ③緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 ④電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令 ⑤非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの ⑥暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの ⑦非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの ⑧遭難者救護に関するもの ⑨非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの ⑩鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの ⑪中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの ⑫災害救助法第７条及び災対法第 71 条第１項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの **2）取扱い無線局** 官公庁、会社、船舶等の総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができる。 ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくことが必要である。 なお、機関名は、資料編「３－２非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関」のとおりである。 **3）発信の手続き** 非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で、電報発信紙（無ければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）または平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。 ①あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号 ②本文はできる限り簡潔に記載し、字数は 200 字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。 ③本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のマスを空けない。 ④応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目を記入する。（例えば「自衛隊 100 名派遣」、「毛布 1,000 枚を送られたい。」など） ⑤用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(3) 他機関の通信設備の利用 県知事及び市長は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要がある時は、次の者が設置する有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる（災対法第 55～57 条）。 また、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または県知事もしくは市長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要がある時は、次の者が設置する有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる（災対法第 79 条）。 **1) 使用または利用できる通信設備** ・警察通信設備　・航空通信設備　・鉄道通信設備　・消防通信設備　・電力通信設備 ・水防通信設備　・気象通信設備　・自衛隊通信設備 **2) 事前協議** ①市長は、災対法第 57 条（警報の伝達等のための通信設備の優先利用等）に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。（事前対策） ②災対法第 79 条（通信設備の優先使用権）に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。 **3) 警察通信設備の使用** 市が警察通信設備を使用する場合は、資料編「警察通信設備の使用手続き」に示す手続きによって行う。	**(3) 他機関の通信設備の利用** 県知事及び市長は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要がある時は、次の者が設置する有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる（災対法第 55～57 条）。 また、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または県知事もしくは市長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要がある時は、次の者が設置する有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる（災対法第 79 条）。 **1) 使用または利用できる通信設備** ・警察通信設備　・航空通信設備　・鉄道通信設備　・消防通信設備　・電力通信設備 ・水防通信設備　・気象通信設備　・自衛隊通信設備 **2) 事前協議** ①市長は、災対法第 57 条（警報の伝達等のための通信設備の優先利用等）に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。（事前対策） ②災対法第 79 条（通信設備の優先使用権）に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。 **3) 警察通信設備の使用** 市が警察通信設備を使用する場合は、資料編「３－３警察通信設備の使用手続き」に示す手続きによって行う。	
(4) 放送機能の利用 市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、または、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をＮＨＫ水戸放送局及び㈱茨城放送に要請する。 なお、市長の放送要請は県知事を通じて行うものとする。	**(4) 放送機能の利用** 市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、または、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をＮＨＫ水戸放送局及び㈱LuckyFM**茨城放送**に要請する。 なお、市長の放送要請は県知事を通じて行うものとする。	組織名の変更
(5) 防災相互通信用無線電話の利用 災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。	**(5) 防災相互通信用無線電話の利用** 災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。	
(6) 使送による通信連絡の確保 有線通信及び無線通信が利用不能もしくは困難な場合、各防災関係機関は使送（自動車・バイク・自転車等を利用し、または徒歩により通信文を発信依頼先に直接届けること）により通信を確保する。	**(6) 使送による通信連絡の確保** 有線通信及び無線通信が利用不能もしくは困難な場合、各防災関係機関は使送（自動車・バイク・自転車等を利用し、または徒歩により通信文を発信依頼先に直接届けること）により通信を確保する。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(7) 自衛隊の通信支援 市及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じた時は、第３章　第４節　第１「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続きを行う。 ３　アマチュア無線ボランティアの活用 (1) アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力--------【市（総務部）】 市は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、県・市内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。 (2) アマチュア無線ボランティアの活動内容 1) 非常通信 2) その他の情報収集活動 ■　資料編　「非常・緊急電報の内容等」 ■　資料編　「非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関」 ■　資料編　「警察通信設備の使用手続き」 ■　資料編　「防災相互通信用無線局一覧」	(7) 自衛隊の通信支援 市及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じた時は、第３章　第４節　第１「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続きを行う。 ３　アマチュア無線ボランティアの活用 (1) アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力--------【市（総務部）】 市は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、県・市内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。 (2) アマチュア無線ボランティアの活動内容 1) 非常通信 2) その他の情報収集活動 ■　資料編　「３－１非常・緊急電報の内容等」 ■　資料編　「３－２非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関」 ■　資料編　「３－３警察通信設備の使用手続き」 ■　資料編　「３－４防災相互通信用無線局一覧」	
第２　気象情報等計画 ■　基本事項 １　趣　旨 気象及び水防に関する警報及び注意報の伝達、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速、確実に実施する。 ２　対策項目 １　特別警報・警報・注意報 ２　鬼怒川・小貝川の洪水予報 ３　土砂災害警戒情報 ４　火災気象通報 ５　異常現象発見者の通報義務等	第２　気象情報等計画 ■　基本事項 １　趣　旨 気象及び水防に関する警報及び注意報の伝達、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速、確実に実施する。 ２　対策項目 １　警戒レベルを用いた防災気象情報の提供 ２　特別警報・危険警報・警報・注意報 ３　鬼怒川・小貝川の洪水予報 ４　火災気象通報 ５　災害時気象支援資料 ６　異常現象発見者の通報義務等	新規項目の追記 県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
■　対　策	■　対　策 １　警戒レベルを用いた防災気象情報の提供----------【水戸地方気象台】 　警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。 　なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。	新たな「防災気象情報」に関する内容を追記
１　特別警報・警報・注意報 (1) 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準----------【水戸地方気象台】 　水戸地方気象台が茨城県を対象にして行っている特別警報・警報・注意報の種類とその発表基準は、資料編「特別警報発表基準」及び「警報・注意報基準」のとおりである。 　大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。 　また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・はん濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。 　なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。	２　特別警報・危険警報・警報・注意報 (1) 特別警報・危険警報・警報・注意報の種類と発表基準---------【水戸地方気象台】 　水戸地方気象台が茨城県を対象にして行っている特別警報・危険警報・警報・注意報の種類とその発表基準は、資料編「５－４特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表」のとおりである。 　大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが大きい場合には「危険警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。 　また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・はん濫、竜巻等による激しい突風、落雷等~~については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等~~により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。 　なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、~~これまでどおり~~市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。	新たな「防災気象情報」に関する内容との整合 県計画との整合 県計画との整合
(2) 警報・注意報の細分区域 　本市の警報・注意報の細分区域は、茨城県南部県西地域である。	(2) 警報・注意報の細分区域 ~~本市の警報・注意報の細分区域は、茨城県南部県西地域である。~~ 一次細分区域：南部　（天気予報などで「茨城県南部」として使われる区域） 市町村等をまとめた地域：県西地域　（災害特性などでまとめた地域） 二次細分区域：下妻市　（実際の警報・注意報が発表される最小単位	県計画との整合

<table>
<tr><th>現行計画（R4.3）</th><th>修正案</th><th>修正理由等</th></tr>
<tr>
<td>(3) その他の気象情報の運用----------【水戸地方気象台】
水戸地方気象台（気象庁）は、特別警報・警報・注意報とは別に気象現象の推移や防災上の注意を報じるため気象情報を発表する。
気象情報には、数日後に災害が予想される場合に予告的な発表をするものと、警報・注意報を補完するために発表するものとがある。</td>
<td>(3) その他の気象情報の運用----------【水戸地方気象台】
水戸地方気象台（気象庁）は、特別警報・危険警報・警報・注意報とは別に気象現象の推移や防災上の注意を報じるため気象情報を発表する。
気象情報には、数日後に災害が予想される場合に予告的な発表をするものと、警報・注意報を補完するために発表するものとがある。
1） キキクル（土砂災害、浸水害、洪水災害の危険度分布）等
キキクル等の種類と概要
<table>
<tr><th>種　　類</th><th>概　　要</th></tr>
<tr><td>土砂キキクル（土砂災害発生の危険度分布）</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、土砂災害警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
・「危険」（紫）：危険な場所から、避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から、避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。</td></tr>
<tr><td>浸水キキクル（短時間強雨による浸水害の危険度分布）</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
・「危険」（紫）：危険な場所から、避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から、避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。</td></tr>
<tr><td>洪水キキクル（中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水の危険度分布）</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、河川氾濫警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
・「危険」（紫）：危険な場所から、避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から、避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。</td></tr>
</table>
</td>
<td>新たな「防災気象情報」との整合

県計画との整合</td>
</tr>
</table>

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	流域雨量指数の予測値 / 各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、大雨警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。	県計画との整合
	2）早期注意情報（警報級の可能性） ５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（茨城県）で発表される。大雨、高潮に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。	県計画との整合
1）全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報、台風情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。	**3）全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報~~、台風情報~~** 気象の予報等について、特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・危険警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。	
2）記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・はん濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。	**4）記録的短時間大雨情報** ~~県内で~~大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な~~短時間の大~~雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現したときに、~~府県気象情報の一種として発表する、~~気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・はん濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、~~警報の「危険度分布」~~キキクルで確認する必要がある。	県計画との整合
	5）顕著な大雨に関する気象情報 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報を発表する。	県計画との整合
3）竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、「茨城県北部」・「茨城県南部」で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報で発表される。この情報の有効期間は、発表から１時間である。	**6）竜巻注意情報** 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、~~雷注意報が発表されている状況下において~~竜巻等の激しい突風の発生~~する可能性が高まった~~しやすい気象状況になっている時に、「茨城県北部」・「茨城県南部」で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
4）災害時気象支援資料 水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。	**7）災害時気象支援資料** 水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。	
(4) 特別警報・警報・注意報の伝達----------【水戸地方気象台ほか防災関係機関】 **1）水戸地方気象台関係** 水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する。	**(4) 特別警報・危険警報・警報・注意報の伝達--【水戸地方気象台ほか防災関係機関】** **1）水戸地方気象台関係** 水戸地方気象台が発表した特別警報・危険警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する。	新たな「防災気象情報」との整合
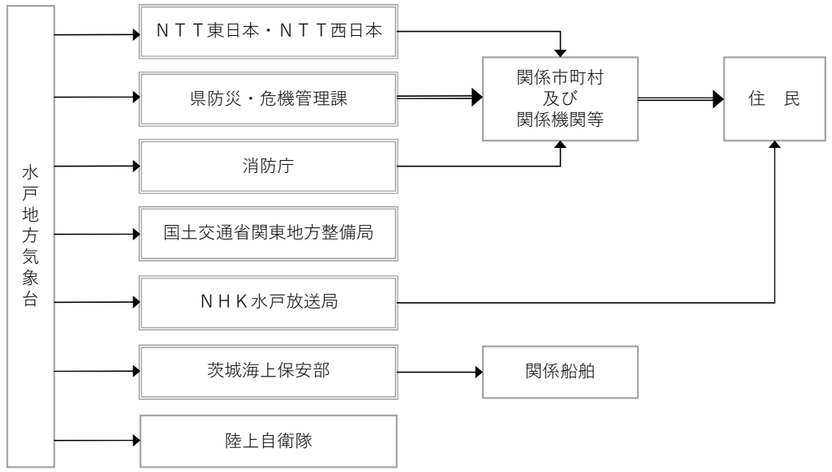 注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先 注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路 **図　特別警報・警報・注意報の伝達系統** **2）県関係** 県は、気象等の特別警報・警報・注意報について、水戸地方気象台から通報を受けた時、または自ら知った時は、直ちに防災情報ネットワークシステム等により市町村及び消防本部に通知する。特に、気象等の特別警報については、確実に情報伝達できるよう、関係市町村には電話連絡するなど、複数の手段を用いて伝達するよう努めるものとする。また、水戸地方気象台から特別警報や警報、その他の気象情報の通報を受けた場合には、ホームページや県防災情報メール、ツイッターなどを活用して、県民に情報を提供するよう努めるものとする。	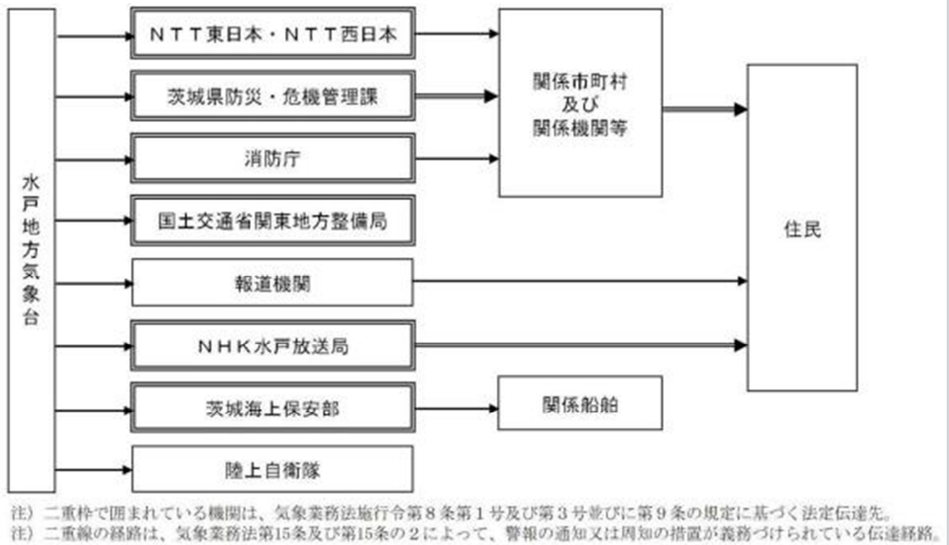 注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号並びに第９条の規定に基づく法定伝達先。 注）二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の２によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。 **図　特別警報・危険警報・警報・注意報の伝達系統** **2）県関係** 県は、気象等の特別警報・危険警報・警報・注意報について、水戸地方気象台から通報を受けた時、または自ら知った時は、直ちに防災情報ネットワークシステム等により市町村及び消防本部に通知する。特に、気象等の特別警報については、確実に情報伝達できるよう、関係市町村には電話連絡するなど、複数の手段を用いて伝達するよう努めるものとする。また、水戸地方気象台から特別警報、危険警報、警報、その他の気象情報の通報を受けた場合には、ホームページや県防災情報メール、~~ツイッター~~Ｘなどを活用して、県民に情報を提供するよう努めるものとする。	新たな「防災気象情報」との整合 新たな「防災気象情報」との整合 名称変更
3）東日本電信電話株式会社関係 水戸地方気象台からＮＴＴ番号情報㈱に通報された特別警報及び警報は、東日本電信電話株式会社の通信系統により市に伝達される。 この場合、警報等の種類だけで内容については伝達されない。	**3）~~東日本電信電話~~ＮＴＴ東日本株式会社関係** 水戸地方気象台からＮＴＴ~~番号情報~~タウンページ㈱に通報された特別警報及び警報は、~~東日本電信電話~~ＮＴＴ東日本株式会社の通信系統により市に伝達される。 この場合、警報等の種類だけで内容については伝達されない。	組織名の変更 組織名の変更

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

特別警報	警　報
暴風特別警報	暴風警報
暴風雪特別警報	暴風雪警報
大雨特別警報	大雨警報
大雪特別警報	大雪警報
波浪特別警報	波浪警報
高潮特別警報	洪水警報
	高潮警報

4）日本放送協会関係

水戸地方気象台からＮＨＫ水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送されることになっており、茨城放送（ＩＢＳ）もこれに準じている。

放送局名	コール・サイン	周波数	備　考
ＮＨＫ東京第１放送	JOAK	594 KHz	300 KW
ＮＨＫ東京デジタルテレビジョン放送（総合）	JOAK-DTV	東京27CH(UHF)	10 KW
ＮＨＫ水戸ＦＭ放送（水戸）	JOEP-FM	83.2 MHz	1 KW
ＮＨＫ水戸ＦＭ放送　（日立）	JOEP-FM	84.2 MHz	100 W
ＮＨＫ水戸ＦＭ放送（北茨城）	JOEP-FM	82.9 MHz	100 W
ＮＨＫ水戸ＦＭ放送　（大子）	JOEP-FM	84.8 MHz	10 W
ＮＨＫ水戸デジタルテレビジョン放送（総合）	JOAK-DTV	水戸20CH(UHF) 日立20CH(UHF) 十王47CH(UHF)	300 W 3 W 10 W UHFｻﾃﾗｲﾄ局は他に25局 （R01.7.1現在）
茨城放送水戸放送局	JOYF	1,197 KHz	5 KW
茨城放送土浦放送局	JOYL	1,458 KHz	1 KW
茨城放送水戸（加波山）	FM	94.6 MHz	1 KW
茨城放送日立（高鈴山）	FM	88.1 MHz	0.1 KW
茨城放送守谷	FM	88.1 MHz	0.02 KW

5）県警察本部関係

水戸地方気象台から通報される情報は、県防災・危機管理課を経由して県警察本部（警備課）に通報され、警察の通信系により各警察署に伝達される。

6）その他

このほか、主な官公庁には水戸地方気象台から直接通報している。

特別警報	危険警報	警　報
レベル５氾濫特別警報	レベル４氾濫危険警報	レベル３氾濫警報
レベル５大雨特別警報	レベル４大雨危険警報	レベル３大雨警報
レベル５土砂災害特別警報	レベル４土砂危険特別警報	レベル３土砂災害警報
レベル５高潮特別警報	レベル４高潮危険警報	レベル３高潮警報
暴風特別警報		暴風警報
暴風雪特別警報		暴風雪警報
大雪特別警報		大雪警報
波浪特別警報		波浪警報

4）日本放送協会関係

水戸地方気象台からＮＨＫ水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送されることになっており、LuckyFM茨城放送~~（ＩＢＳ）~~もこれに準じている。

放送局名	コール・サイン	周波数	備　考
ＮＨＫ東京第１放送	JOAK	594 KHz	300 KW
ＮＨＫ東京デジタルテレビジョン放送（総合）	JOAK-DTV	東京27CH(UHF)	10 KW
ＮＨＫ水戸ＦＭ放送（水戸）	JOEP-FM	83.2 MHz	1 KW
ＮＨＫ水戸ＦＭ放送　（日立）	JOEP-FM	84.2 MHz	100 W
ＮＨＫ水戸ＦＭ放送（北茨城）	JOEP-FM	82.9 MHz	100 W
ＮＨＫ水戸ＦＭ放送　（大子）	JOEP-FM	84.8 MHz	10 W
ＮＨＫ水戸デジタルテレビジョン放送（総合）	JOAK-DTV	水戸20CH(UHF) 日立20CH(UHF) 十王47CH(UHF)	300 W 3 W 10 W UHFｻﾃﾗｲﾄ局は他に25局 （R01.7.1現在）
~~茨城放送水戸放送局~~	~~JOYF~~	~~1,197 KHz~~	~~5 KW~~
~~茨城放送土浦放送局~~	~~JOYL~~	~~1,458 KHz~~	~~1 KW~~
~~茨城放送水戸（加波山）~~	~~FM~~	~~94.6 MHz~~	~~1 KW~~
~~茨城放送日立（高鈴山）~~	~~FM~~	~~88.1 MHz~~	~~0.1 KW~~
~~茨城放送守谷~~	~~FM~~	~~88.1 MHz~~	~~0.02 KW~~

5）県警察本部関係

水戸地方気象台から通報される情報は、県防災・危機管理課を経由して県警察本部（警備課）に通報され、警察の通信系により各警察署に伝達される。

6）その他

このほか、主な官公庁には水戸地方気象台から直接通報している。

新たな「防災気象情報」との整合

組織名の変更

当地該当放送局以外は削除

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

(5) 注意報及び気象情報の伝達----------【防災関係機関】

注意報及び気象情報は気象業務法上警報のような定めはないが、情報機関、防災関係機関の協力を求めて公衆に周知させるよう努めることになっている。

2 鬼怒川・小貝川の洪水予報----------【水戸地方気象台ほか防災関係機関】

水戸地方気象台は、国土交通省関東地方整備局下館河川事務所と共同で、鬼怒川・小貝川の洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）を発表する（警戒レベル２～５に相当）。これらの洪水予報は、下館河川事務所が県（河川課）に通報し、常総工事事務所を通じて市に伝達する。また水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか防災関係機関・報道機関に通報する。なお、市への伝達は下館河川事務所からも行われる。

表　洪水予報河川の予報区間

河川名	予報区間
鬼怒川	左岸：栃木県塩谷郡塩谷町大字風見 1201 番 16 地先から利根川合流点まで 右岸：栃木県宇都宮市大字宮山田町カハタニ 1302 番地先から利根川合流点まで
小貝川	左岸：栃木県芳賀郡益子町大字長堤字下田 2435 番地先から茨城県龍ケ崎市大字河原代町 88 番３地先 右岸：栃木県真岡市大字根本 2169 番地先から茨城県取手市宮和田字東正寺裏 524 番２地先
	左岸：茨城県龍ケ崎市大字河原代町 88 番３地先から利根川合流点まで 右岸：茨城県取手市宮和田字東正寺裏 524 番２地先から利根川合流点まで

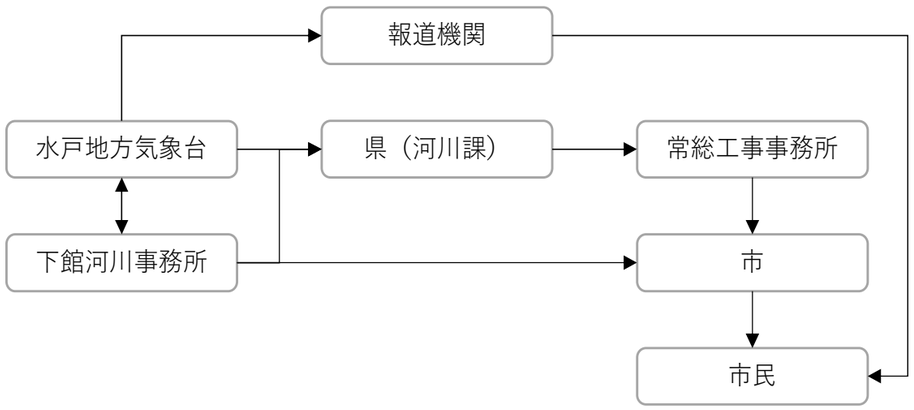

図　洪水予報の伝達

(5) 注意報及び気象情報の伝達----------【防災関係機関】

注意報及び気象情報は気象業務法上警報のような定めはないが、情報機関、防災関係機関の協力を求めて公衆に周知させるよう努めることになっている。

3 鬼怒川・小貝川の洪水予報----------【水戸地方気象台ほか防災関係機関】

水戸地方気象台・宇都宮地方気象台は、国土交通省関東地方整備局下館河川事務所と共同で、鬼怒川・小貝川の洪水予報（レベル２氾濫注意~~情~~報・レベル３氾濫警~~戒情~~報・レベル４氾濫危険~~情~~警報・レベル５氾濫~~発生情~~特別警報）を発表する~~（警戒レベル２～５に相当）~~。これらの洪水予報は、下館河川事務所が県（河川課）に通報し、常総工事事務所を通じて市に伝達する。また水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか防災関係機関・報道機関に通報する。なお、市への伝達は下館河川事務所からも行われる。

表　洪水予報河川の予報区間

河川名	予報区間
鬼怒川	左岸：栃木県塩谷郡塩谷町大字風見 1201 番 16 地先から利根川合流点まで 右岸：栃木県宇都宮市大字宮山田町カハタニ 1302 番地先から利根川合流点まで
小貝川	左岸：栃木県芳賀郡益子町大字長堤字下田 2435 番地先から茨城県龍ケ崎市大字河原代町 88 番３地先 右岸：栃木県真岡市大字根本 2169 番地先から茨城県取手市宮和田字東正寺裏 524 番２地先
	左岸：茨城県龍ケ崎市大字河原代町 88 番３地先から利根川合流点まで 右岸：茨城県取手市宮和田字東正寺裏 524 番２地先から利根川合流点まで

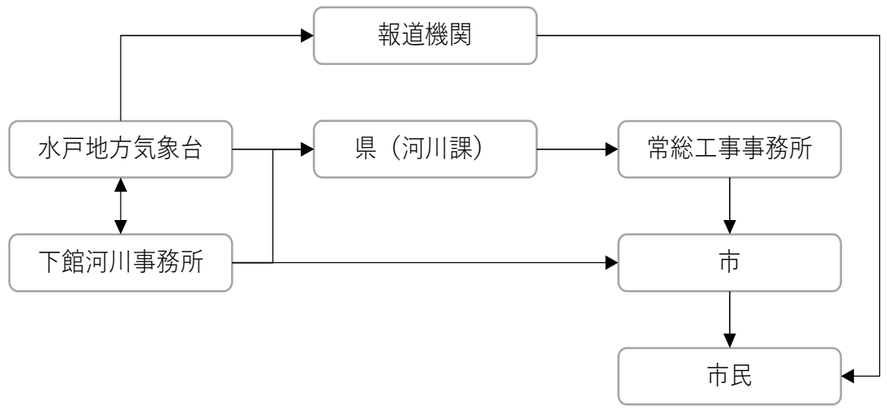

図　洪水予報の伝達

現状の取組みとの整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
3　土砂災害警戒情報----------【県、水戸地方気象台】 土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時に、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と水戸地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる（警戒レベル４に相当）。 発表対象地域や伝達等については、第２章　第２節　第４「土砂災害警戒情報の発表」を参照	~~**3　土砂災害警戒情報----------【県、水戸地方気象台】**~~ ~~土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時に、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と水戸地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる（警戒レベル４に相当）。~~ ~~発表対象地域や伝達等については、第２章　第２節　第４「土砂災害警戒情報の発表」を参照~~	新たな「防災気象情報」に伴い廃止
4　火災気象通報----------【水戸地方気象台】 水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。	**4　火災気象通報----------【水戸地方気象台】** 水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。	
(1) 通報の実施基準 実施官署：水戸地方気象台 実施基準：①実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合 ②平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴う時は通報を行わないこともある。	**(1) 通報の実施基準** 実施官署：水戸地方気象台 実施基準：①実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合 ②平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴う時は通報を行わないこともある。	
(2) 通報の対象地域 茨城県全域を対象とする。地域を限定して発表できる場合は、注意報・警報の細分区域である「北部・南部」、「県北地域・県央地域・鹿行地域・県南地域・県西地域」を用いる。	**(2) 通報の対象地域** ~~茨城県全域を対象とする。地域を限定して発表できる場合は、注意報・警報の細分区域である「北部・南部」、「県北地域・県央地域・鹿行地域・県南地域・県西地域」を用いる。~~ 市町村単位で通報する。	県計画との整合
(3) 通報先及び通報手段 県防災・危機管理部防災・危機管理課とし、通報手段は、防災情報システムとする。	**(3) 通報先及び通報手段** 県防災・危機管理部防災・危機管理課とし、通報手段は、防災情報システムとする。	
(4) 通報文の構成 1）標題 2）発表官署名 3）発表・解除の日時分 4）主文 5）予想値（風向・風速・実効湿度・最小湿度）	**(4) 通報文の構成** 1）標　題 ~~2）発表官署名~~ ~~3）発表・解除の日時分~~ ~~4）主文~~ ~~5）予想値（風向・風速・実効湿度・最小湿度）~~ 2）発表官署名及び発表日時 3）見出し、対象地域・要素・期間及び実況値（風向・風速・実効湿度・最小湿度	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(5) 通報の基準 気象状況が実施基準になると予想された場合は直ちに通報する。	(5) 通報の基準 ~~気象状況が実施基準になると予想された場合は直ちに通報する。~~ 毎朝（５時頃）、向こう２４時間先までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この通報において、火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。また、定時通報後、予想に変化があった場合は、定時通報と同様の形式で通報を行う。	県計画との整合
	５ 災害時気象支援資料----------【水戸地方気象台】 水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。	県計画との整合
５ 異常現象発見者の通報義務等----------【県警察本部】 (1) 災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長または警察官に通報しなければならない。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。 (2) この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は水戸地方気象台、県(防災・危機管理部防災・危機管理課)、その他の防災関係機関に通報しなければならない。	６ 異常現象発見者の通報義務等----------【県警察本部】 (1) 災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長または警察官に通報しなければならない。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。 (2) この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は水戸地方気象台、県(防災・危機管理部防災・危機管理課)、その他の防災関係機関に通報しなければならない。	
■ 資料編 「特別警報発表基準」 ■ 資料編 「警報・注意報基準」 ■ 資料編 「警報・注意報の細分区域」	■ 資料編 「５－４特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表」 ~~■ 資料編 「警報・注意報基準」~~ ■ 資料編 「５－５警報・注意報の細分区域」	
第３ 災害情報の収集・伝達計画	第３ 災害情報の収集・伝達計画	
■ 基本事項 １ 趣 旨 災害時の応急対策を実施していく上で不可欠な気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。	■ 基本事項 １ 趣 旨 災害時の応急対策を実施していく上で不可欠な気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。	
２ 対策項目 １ 被害概況の把握 ２ 被害情報・措置情報の収集・伝達 ３ 国への報告	２ 対策項目 １ 被害概況の把握 ２ 被害情報・措置情報の収集・伝達 ３ 国への報告	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
■　対　策 １　被害概況の把握 (1) 各機関の報告に基づく概況把握----------【県、市(各部)、防災関係機関】 県災害対策本部は、災害発生後直ちに市町村並びに防災関係機関に対して、被害概況の報告を求め、その報告を総括し、県全体の被害概況を把握する。 市、防災関係機関は、災害発生後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。 (2) ヘリコプターによる概況把握----------【県、市(各部)、防災関係機関】 1) 防災ヘリコプター、県警ヘリコプターによる概況把握 県は、防災ヘリコプター、県警ヘリコプターを出動させ、上空からの概況把握を行う。特に、ヘリコプターテレビシステムにより、被害状況を上空から撮影し、県災害対策本部において、映像を受信、被害状況を把握する。 2) 他機関のヘリコプターによる概況把握の要請 県は、市町村、防災関係機関等から被害概況報告、または独自の収集活動により得られた情報に基づき、相当の被害が見込まれる時には、自衛隊、第三管区海上保安本部及びヘリコプター等の航空機を有する機関に対し空中からの被害状況把握を要請する。 3) 他機関のヘリコプターによる概況把握の実施 県災害対策本部からの要請、または独自の収集活動により得られた情報に基づき、保有するヘリコプター等の航空機を用いて被害概況の把握を行うとともに、把握結果については速やかに県、関係市町村、防災関係機関に対して報告する。 4) 民間ヘリコプターによる概況把握の実施 市が協定を締結した民間事業者のヘリコプターによる情報収集を行う。 5) 重点的に把握すべき被害概況 ①浸水の被害状況 ②建築物の被害状況 ③道路、鉄道の被害状況 ④崖崩れの状況 ⑤道路の渋滞状況 (3) 現地調査班の派遣----------【県、市(各部)】 市は、災害発生後直ちに現地調査班を派遣し、被害状況の収集にあたる。災害による被害が相当のものと認められ、市による情報収集活動が十分に行えないおそれがある場合、県は、災害対策本部の職員を派遣して、現地での被害状況調査と連絡員の役割を担うこととする。重点的に調査すべき項目を次に示す。	■　対　策 １　被害概況の把握 (1) 各機関の報告に基づく概況把握----------【県、市(各部)、防災関係機関】 県災害対策本部は、災害発生後直ちに市町村並びに防災関係機関に対して、被害概況の報告を求め、その報告を総括し、県全体の被害概況を把握する。 市、防災関係機関は、災害発生後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。 (2) ヘリコプター等による概況把握----------【県、市(各部)、防災関係機関】 1) 防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等による概況把握 県は、防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、無人航空機を出動させ、上空からの概況把握を行う。特に、ヘリコプターテレビシステムにより、被害状況を上空から撮影し、県災害対策本部において、映像を受信、被害状況を把握する。 市は、無人航空機の活用による情報収集に努める。 2) 他機関のヘリコプターによる概況把握の要請 県は、市町村、防災関係機関等から被害概況報告、または独自の収集活動により得られた情報に基づき、相当の被害が見込まれる時には、自衛隊、第三管区海上保安本部及びヘリコプター等の航空機を有する機関に対し空中からの被害状況把握を要請する。 3) 他機関のヘリコプターによる概況把握の実施 県災害対策本部からの要請、または独自の収集活動により得られた情報に基づき、保有するヘリコプター等の航空機を用いて被害概況の把握を行うとともに、把握結果については速やかに県、関係市町村、防災関係機関に対して報告する。 4) 民間ヘリコプター等による概況把握の実施 市が協定を締結した民間事業者のヘリコプター、無人航空機等による情報収集を行う。 5) 重点的に把握すべき被害概況 ①浸水の被害状況 ②建築物の被害状況 ③道路、鉄道の被害状況 ④崖崩れの状況 ⑤道路の渋滞状況 (3) 現地調査班の派遣----------【県、市(各部)】 市は、災害発生後直ちに現地調査班を派遣し、被害状況の収集にあたる。災害による被害が相当のものと認められ、市による情報収集活動が十分に行えないおそれがある場合、県は、災害対策本部の職員を派遣して、現地での被害状況調査と連絡員の役割を担うこととする。重点的に調査すべき項目を次に示す。	無人航空機の活用を追記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
1）浸水の被害状況 2）建築物の被害状況 3）道路、鉄道の被害状況 4）崖崩れの状況 5）道路の渋滞状況 6）住民の行動、避難状況、要望 7）現地での応急対策活動での問題点	1）浸水の被害状況 2）建築物の被害状況 3）道路、鉄道の被害状況 4）崖崩れの状況 5）道路の渋滞状況 6）住民の行動、避難状況、要望 7）現地での応急対策活動での問題点	
２　被害情報・措置情報の収集・伝達 **(1) 被害情報・措置情報の種類** **1）被害情報** 死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、浸水、火災、道路・鉄道被害、公共施設被害等に関する以下の事項を収集する。 ①被害発生時刻 ②被害地域（場所） ③被害の様相（程度） ④被害の原因	**２　被害情報・措置情報の収集・伝達・報告** **(1) 被害情報・措置情報の種類** **1）被害情報** 死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、浸水、火災、道路・鉄道被害、公共施設~~被害~~等の被害に関する以下の事項を収集する。 ①被害発生時刻 ②被害地域（場所） ③被害の様相（程度） ④被害の原因	県計画との整合 県計画との整合
2）措置情報 ①災害対策本部の設置状況 ②主な応急措置（実施、実施予定） ③応急措置実施上の措置 ④応援の必要性の有無 ⑤災害救助法適用の必要性	**2）措置情報** ①災害対策本部の設置状況 ②主な応急措置（実施、実施予定） ③応急措置実施上の措置 ④応援の必要性の有無 ⑤災害救助法適用の必要性	
(2) 情報収集伝達の方法----------【市（各部）】 被害情報、措置情報の収集伝達は、資料編「被害状況等報告様式（茨城県）」・「市の各種報告様式等」を踏まえ、原則として災害情報共有システムを利用する。 なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。	**(2) ~~情報収集伝達~~被害・措置状況の報告方法----------【市（総務部・各部）】** 被害情報、措置情報の~~収集伝達~~県への報告は、資料編「３－７被害状況等報告様式（茨城県）」・「市の各種報告様式等」を踏まえ、原則として災害情報共有システムを利用する。 なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。	県計画との整合 担当部の明記
1）災害概況即報 2）人的被害状況 3）災害対策本部設置状況 4）事務所状況報告 5）避難所状況 6）避難準備情報・勧告・指示・警戒区域設定状況 7）道路規制情報 8）列車運行状況 9）被害状況報告	~~1）災害概況即報~~ ~~2）人的被害状況~~ ~~3）災害対策本部設置状況~~ ~~4）事務所状況報告~~ ~~5）避難所状況~~ ~~6）避難準備情報・勧告・指示・警戒区域設定状況~~ ~~7）道路規制情報~~ ~~8）列車運行状況~~ ~~9）被害状況報告~~	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	① 被害状況の情報 報告名称、報告状況、登録者、報告日時、報告者、発生日時、被災場所 ② 報告種別 人的、建物、浸水、火災、その他（河川・公共建物等）、避難対策状況、本部設置状況	県計画との整合
(3) 情報伝達の流れ----------【市（総務部、各部）】 災害情報は、把握した防災関係機関から災害情報共有システムを利用して収集し、市災害対策本部において集約する。 なお、市災害対策本部未設置段階では、総務部消防交通課が情報を収集する。	~~(3) 情報伝達の流れ----------【市（総務部、各部）~~ ~~災害情報は、把握した防災関係機関から災害情報共有システムを利用して収集し、市災害対策本部において集約する。~~ ~~なお、市災害対策本部未設置段階では、総務部消防交通課が情報を収集する。~~	現状との相違から削除
(4) 各機関の情報収集・伝達活動----------【県、市、防災関係機関】 1) 市の活動	(3) 各機関の情報収集・伝達活動----------【県、市（総務部・各部）、防災関係機関】 1) 市の活動 ア　被害等の情報は、防災関係機関及び住民等から収集し、市災害対策本部において集約する。なお、市災害対策本部未設置段階では、総務部が情報を収集する。 この際、市民等からの電話が殺到することにより、緊急性の高い情報が市に届けられないことを回避するため、自治区長等に対してスマートフォンを使用した緊急情報の報告要領について、あらかじめ周知しておく。	現状の取組みとの整合
ア　市は市域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、資料編「被害状況等報告様式（茨城県）」に基づき、県災害対策本部、その他必要とする防災関係機関に対して災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告する。 また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後 10 日以内に報告する。 併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り判る範囲内で、その第一報を報告するものとする。 **【情報収集・伝達を行う事態】** ①市災害対策本部が設置された時 ②災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生した時 ③災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがある時 ④災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる時	イ　市は市域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、資料編「３－７被害状況等報告様式（茨城県）」に基づき、県災害対策本部、その他必要とする防災関係機関に対して災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告する。 **【~~情報収集・伝達~~県への報告を行う事態】** ①市災害対策本部が設置された時 ②災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生した時 ③災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがある時 ④災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる時 また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後 10 日以内に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り判る範囲内で、その第一報を報告するものとする。	県計画との整合
イ　県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について県に連絡する。	ウ　県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について県に連絡する。	
ウ　災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。	エ　災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
エ　地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。 **2）県の活動** ア　県災害対策本部は、市町村からの報告を取りまとめ、災害情報共有システム等を利用して防災関係機関との情報の共有化を図るとともに情報の保管を行う。また、状況に応じて、現場写真、航空写真等を撮影して被害状況の収集にあたる。 被害に関する報告のない市町村に対しては確認を行うものとし、被害が甚大であるために情報収集伝達が困難な市町村に対しては、その活動を支援するため、要員を派遣する等の措置をとる。 なお、収集した情報については、指定行政機関等に伝達するものとする。 イ　県各部局は、防災関係機関、出先機関等の組織を通じて所掌する事務に係わる被害及び措置情報を収集し、災害情報共有システム等を利用して県災害対策本部事務局に報告するとともに、同システム等を利用して防災関係機関との情報の共有化を図る。	オ　地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。 **2）県の活動** ア　県災害対策本部は、市町村からの報告を取りまとめ、災害情報共有システム等を利用して防災関係機関との情報の共有化を図るとともに情報の保管を行う。また、必要に応じて当該情報を災害情報共有システムから新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）を通じて、国の関係省庁に連絡する。更に、状況に応じて、現場写真、航空写真等を撮影して被害状況の収集にあたるとともに、収集した画像情報について、防災ＩｏＴシステム等を活用し、関係機関での迅速な共有に努めるものとする。 被害に関する報告のない市町村に対しては確認を行うものとし、被害が甚大であるために情報収集伝達が困難な市町村に対しては、その活動を支援するため、要員を派遣する等の措置をとる。 なお、収集した情報については、指定行政機関等に伝達するものとする。 イ　県各部局は、防災関係機関、出先機関等の組織を通じて所掌する事務に係わる被害及び措置情報を収集し、災害情報共有システム等を利用して県災害対策本部事務局に報告するとともに、同システム等を利用して防災関係機関との情報の共有化を図る。 ウ　人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は都道府県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。 また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。 エ　県は、行方不明者・安否不明者（災害が原因で所在不明となった者）の救出・救助活動を迅速に行うため、所在情報を入手する必要があり、生命の保護のため緊急かつやむを得ないときは、市町村等と連携の上、当該行方不明者・安否不明者の氏名・市町村名を公表するものとする。また、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。 死者の氏名を公表する場合は、遺族の意向を尊重して行うものとする。	県計画との整合 県計画との整合 県計画との整合
3）防災関係機関の活動 指定地方公共機関等は、所掌する事務または業務に係わる被害状況について速やかに市災害対策本部に報告するとともに、必要と認める防災関係機関に伝達するように努める。	**3）防災関係機関の活動** 指定地方公共機関等は、所掌する事務または業務に係わる被害状況について速やかに市災害対策本部に報告するとともに、必要と認める防災関係機関に伝達するように努める。	
(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法----------【防災関係機関】 発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。	**(4) 被害種類別の情報収集・伝達方法----------【防災関係機関】** 発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
1）情報収集・伝達系統❶：人的被害（死者、負傷者）、建物被害、その他の被害 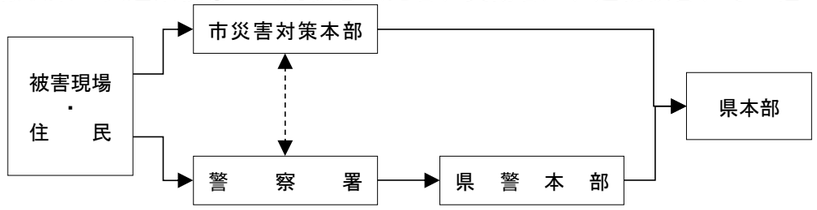 2）情報収集・伝達系統❷：道路・橋梁被害 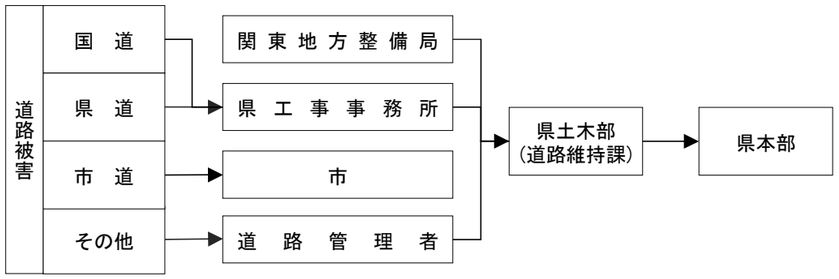 3）情報収集・伝達系統❸：鉄道被害 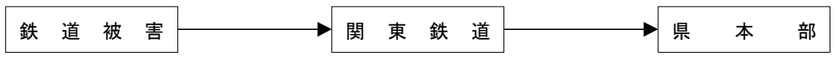 4）情報収集・伝達系統❹：ライフライン被害 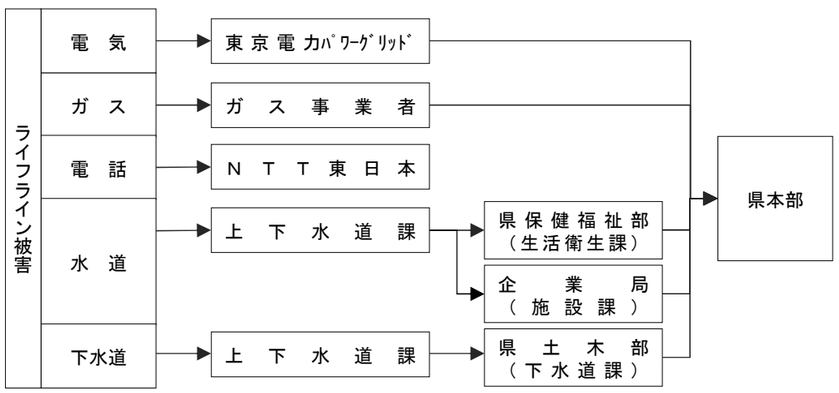	1）情報収集・伝達系統❶：人的被害（死者、負傷者）、建物被害、その他の被害 （下図差替え） 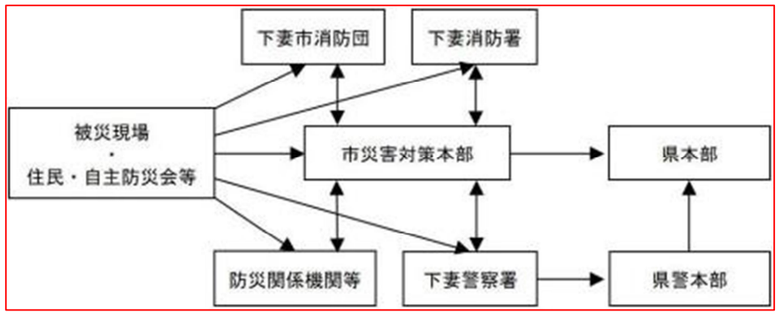 2）情報収集・伝達系統❷：道路・橋梁被害 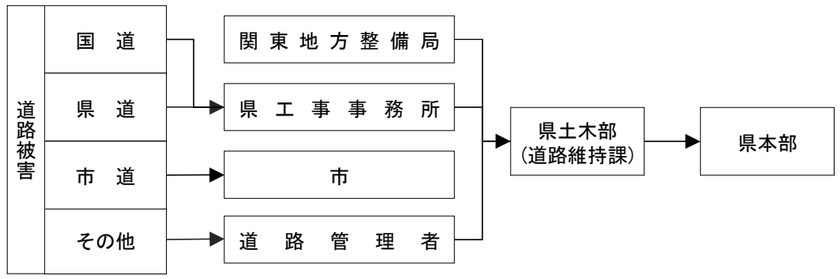 3）情報収集・伝達系統❸：鉄道被害 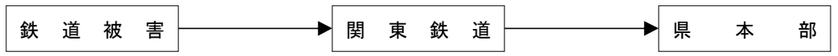 4）情報収集・伝達系統❹：ライフライン被害 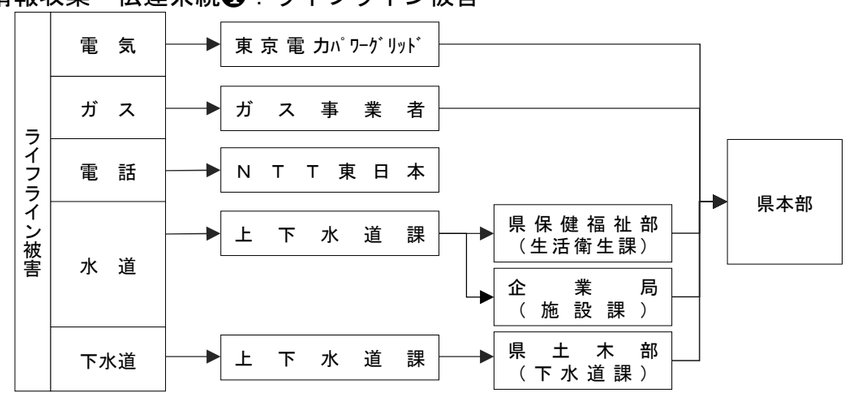	現状の取組みとの整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
5）情報収集・伝達系統❺：河川被害 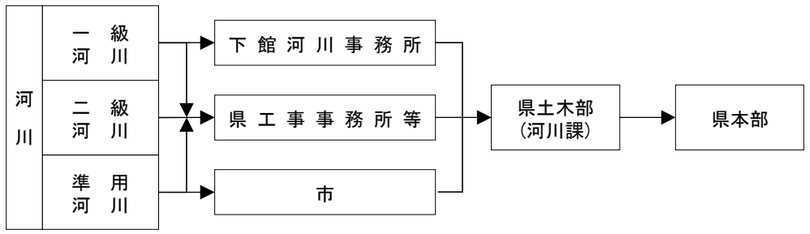 6）情報収集・伝達系統❻：農産物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地被害 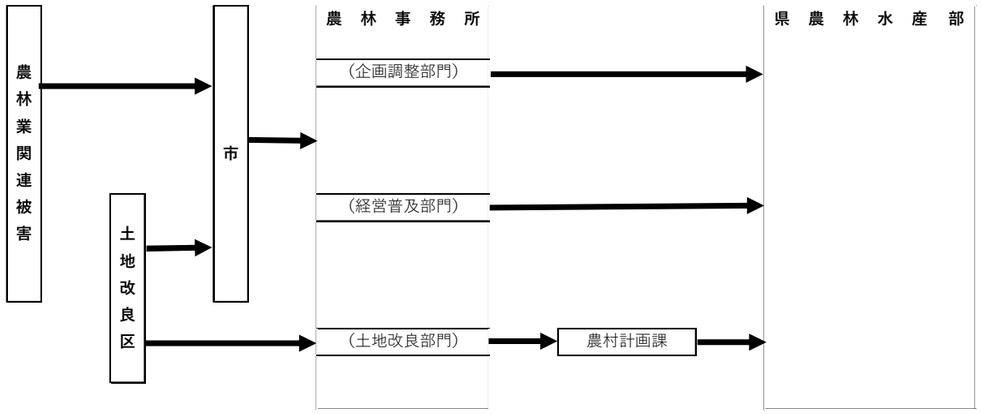 7）情報収集・伝達系統❼：その他公共施設被害 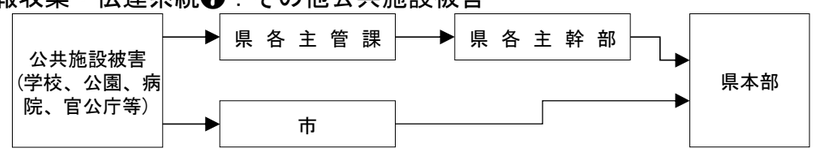 3　国への報告 (1) 消防庁への報告----------【県、市（総務部）】 次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、県は、直ちに被害の状況及び応急対策の推移に応じて、その都度概要を報告するものと定められている。県が報告できない事態が発生した場合は、市が直接国（消防庁）に対して報告し、その後速やかに県への報告を行う。	5）情報収集・伝達系統❺：河川被害 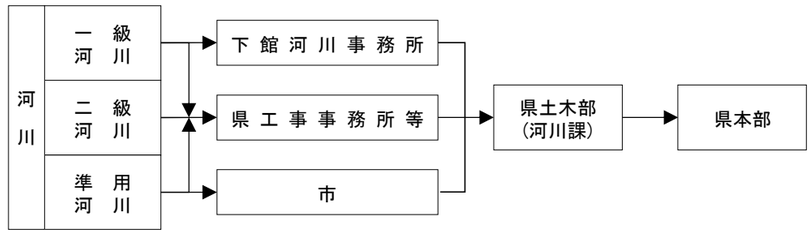 6）情報収集・伝達系統❻：農産物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地被害 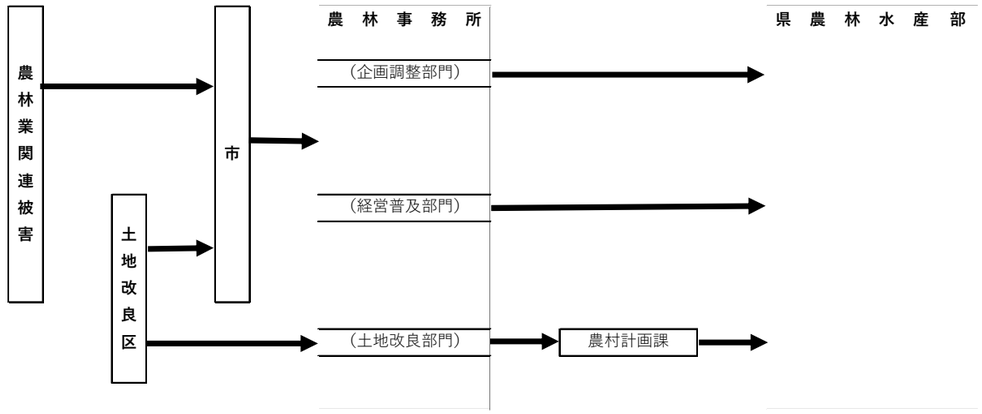 7）情報収集・伝達系統❼：その他公共施設被害 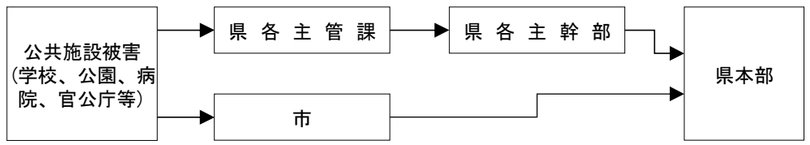 3　国への報告 (1) 消防庁への報告----------【県、市（総務部）】 次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、県は、直ちに被害の状況及び応急対策の推移に応じて、その都度概要を報告するものと定められている。県が報告できない事態が発生した場合は、市が直接国（消防庁）に対して報告し、その後速やかに県への報告を行う。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
【消防庁へ報告を行う事態】 1）県及び市災害対策本部が設置された時 2）災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生した時 3）災害による被害に対して国の特別の財政援助を要する時 4）災害が当初は軽微であっても、以後拡大、発展するおそれがあるもの、または２都道府県以上にまたがるもので、県における被害が軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じている時 5）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる時	【消防庁へ報告を行う事態】 1）県及び市災害対策本部が設置された時 2）災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生した時 3）災害による被害に対して国の特別の財政援助を要する時 4）災害が当初は軽微であっても、以後拡大、発展するおそれがあるもの、または２都道府県以上にまたがるもので、県における被害が軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じている時 5）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる時 通常時（消防庁応急対策室） ＮＴＴ回線 電 話 番 号：03－5253－7527 ＦＡＸ番号：03－5253－7537 消防防災無線 電 話 番 号：14290－49013 ＦＡＸ番号：14290－49033 地域衛星通信ネットワーク 電話番号：9-048-500-90-49013 ＦＡＸ番号：9-048-500-90-49033 夜間・休日時（消防庁宿直室） ＮＴＴ回線 電 話 番 号：03－5253－7777 ＦＡＸ番号：03－5253－7553 消防防災無線 電 話 番 号：14290－49102 ＦＡＸ番号：14290－49036 地域衛星通信ネットワーク 電話番号：9-048-500-90-49102 ＦＡＸ番号：9-048-500-90-49036	県計画との整合
(2) 防災関係機関の報告----------【指定地方行政機関】 指定地方行政機関は、それぞれの防災業務計画に基づいて、上位機関、所轄官庁に対して報告を行うとともに、その内容を県災害対策本部に対して逐次連絡する。県災害対策本部は、必要に応じて市災害対策本部へその内容を伝達する。	(2) 防災関係機関の報告----------【指定地方行政機関】 指定地方行政機関は、それぞれの防災業務計画に基づいて、上位機関、所轄官庁に対して報告を行うとともに、その内容を県災害対策本部に対して逐次連絡する。県災害対策本部は、必要に応じて市災害対策本部へその内容を伝達する。	
第４　広報計画 **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害発生後、速やかに市民及び報道機関等に対して被害状況・気象情報・生活情報等の各種情報を正確、迅速に提供し、市民の適切な行動の促進と人心の安定及び災害応急対策の円滑な推進を図るとともに、異なる情報の同時発信や流言、飛語などの誤った情報流布による混乱の発生を防止するため、市及び防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達を行う。	**第４　広報計画** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害発生後、速やかに市民及び報道機関等に対して被害状況・気象情報・生活情報等の各種情報を正確、迅速に提供し、市民の適切な行動の促進と人心の安定及び災害応急対策の円滑な推進を図るとともに、異なる情報の同時発信や流言、飛語などの誤った情報流布による混乱の発生を防止するため、市及び防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達を行う。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
２　留意事項 **(1) 組織的な対応と情報の一元的な管理** 災害時における広報の適否は、市の災害応急対策に対する内外からの理解と協力を得、その円滑かつ適切な推進に大きな影響を及ぼすものであることから、市災害対策本部は、防災関係機関との連携のもと、組織的な広報体制の確立と情報の一元的な管理により、伝えたい情報の選別と能動的な発信を行うことが必要である。 **(2) 報道機関との連携** 市及び防災関係機関は、報道機関各社と連携を密にし、特に被災住民への情報提供媒体として活躍してもらえるよう、必要な情報の提供を適時適切に行うことが必要である。 **(3) 情報が入手困難な被災者への対応** 市は、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、在日外国人及び訪日外国人等、情報の入手困難な被災者等に対する情報の伝達に配慮するものとする。 **(4) 各種情報伝達手段の住民への周知** 市及び防災関係機関は、災害情報を市民に提供するための各種情報伝達手段について、あらゆる機会を利用して平常時より周知するものとする。 **(5) 各種情報伝達手段を用いた訓練の実施** 市及び防災関係機関は、災害時に使用する各種情報伝達手段を用いた訓練を、平常時より実施するものとする。 **(6) 危機感が伝わる情報提供の実施** 市及び防災関係機関が避難情報等の災害情報を市民に伝達する際は、一人ひとりに確実に事態の危機感が伝わるよう、わかりやすい情報提供、状況に応じた切迫感のある情報の発信に留意する。 **３　対策項目** **１　広報活動** **２　報道機関への対応**	**２　留意事項** **(1) 組織的な対応と情報の一元的な管理** 災害時における広報の適否は、市の災害応急対策に対する内外からの理解と協力を得、その円滑かつ適切な推進に大きな影響を及ぼすものであることから、市災害対策本部は、防災関係機関との連携のもと、組織的な広報体制の確立と情報の一元的な管理により、伝えたい情報の選別と能動的な発信を行うことが必要である。 **(2) 報道機関との連携** 市及び防災関係機関は、報道機関各社と連携を密にし、特に被災住民への情報提供媒体として活躍してもらえるよう、必要な情報の提供を適時適切に行うことが必要である。 **(3) 情報が入手困難な被災者への対応** 市は、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、在日外国人及び訪日外国人等、情報の入手困難な被災者等に対する情報の伝達に配慮するものとする。 **(4) 各種情報伝達手段の住民への周知** 市及び防災関係機関は、災害情報を市民に提供するための各種情報伝達手段について、あらゆる機会を利用して平常時より周知するものとする。 **(5) 各種情報伝達手段を用いた訓練の実施** 市及び防災関係機関は、災害時に使用する各種情報伝達手段を用いた訓練を、平常時より実施するものとする。 **(6) 危機感が伝わる情報提供の実施** 市及び防災関係機関が避難情報等の災害情報を市民に伝達する際は、一人ひとりに確実に事態の危機感が伝わるよう、わかりやすい情報提供、状況に応じた切迫感のある情報の発信に留意する。 **３　対策項目** **１　広報活動** **２　報道機関への対応**	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
■　対　策 １　広報活動 (1) 広報内容----------【市（総務部）、防災関係機関】 1) 被災地の住民に対する広報内容 市及び防災関係機関は、被災者の情報ニーズが時期的に変化することを踏まえつつ、住民の安全・安心と生活再建に関わる以下の情報を優先的に広報する。 また、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。 被災者の中に、配偶者からの暴力等（ＤＶ）を受け加害者から追及されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。 ア　安全・安心に関する情報 ①防災行政無線等による呼びかけ ・通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等 ・避難情報等の出されている地域及びその内容 ・流言、飛語の防止 ・近隣の助け合い、避難誘導等 ・犯罪の防止 ②気象等の情報 ③災害の発生状況 ④市の体制、災害応急対策の状況 ⑤二次災害に関する情報（火災、崖崩れ、建物倒壊） ⑥避難情報の発令状況、避難所の開設状況 ⑦安否情報 ⑧応急救護所、医療機関の開設状況 ⑨道路・交通規制情報 イ　生活の維持に関する情報 ①被災者への相談サービスの開設状況 ②ライフラインの情報（電気、ガス、電話、水道、下水道等の被害状況と復旧見込み） ③食料、物資等の配布の情報 ④風呂、店舗等開業の状況 ⑤鉄道・バス等交通機関の運行、復旧見込みの情報 ⑥道路の情報 ⑦医療機関の活動状況 ⑧治安情報 ⑨廃棄物・し尿処理、衛生に関する情報 ⑩遺体の安置場所、死亡手続き等の情報 ⑪臨時休校等の情報 ⑫家屋・宅地の被害調査に関する情報 ⑬ボランティア組織からの連絡 ⑭全般的な被害状況 ⑮市及び防災関係機関が実施している対策の状況	■　対　策 １　広報活動 (1) 広報内容----------【市（市長公室、総務部、各部）、防災関係機関】 1) 被災地の住民に対する広報内容 市及び防災関係機関は、被災者の情報ニーズが時期的に変化することを踏まえつつ、住民の安全・安心と生活再建に関わる以下の情報を優先的に広報する。 また、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。 被災者の中に、配偶者からの暴力等（ＤＶ）を受け加害者から追及されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。 ア　安全・安心に関する情報 ①防災行政無線等による呼びかけ ・通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等 ・避難情報等の出されている地域及びその内容 ・流言、飛語の防止 ・近隣の助け合い、避難誘導等 ・犯罪の防止 ②気象等の情報 ③災害の発生状況 ④市の体制、災害応急対策の状況 ⑤二次災害に関する情報（火災、崖崩れ、建物倒壊） ⑥避難情報の発令状況、避難所の開設状況 ⑦安否情報 ⑧応急救護所、医療機関の開設状況 ⑨道路・交通規制情報 イ　生活の維持に関する情報 ①被災者への相談サービスの開設状況 ②ライフラインの情報（電気、ガス、電話、水道、下水道等の被害状況と復旧見込み） ③食料、物資等の配布の情報 ④風呂、店舗等開業の状況 ⑤鉄道・バス等交通機関の運行、復旧見込みの情報 ⑥道路の情報 ⑦医療機関の活動状況 ⑧治安情報 ⑨廃棄物・し尿処理、衛生に関する情報 ⑩遺体の安置場所、死亡手続き等の情報 ⑪臨時休校等の情報 ⑫家屋・宅地の被害調査に関する情報 ⑬ボランティア組織からの連絡 ⑭全般的な被害状況 ⑮市及び防災関係機関が実施している対策の状況	総務部から分離したため

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
ウ　生活の再建に関する情報 ①住宅情報（応急仮設住宅、空家あっせん等） ②各種相談窓口の開設情報 ③り災証明書の発行情報 ④税・手数料等の減免措置の状況 ⑤災害援護金等の融資 **2）被災地外の住民に対する広報内容** 市及び防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等による。また、必要に応じて、被災地の住民向けの情報と同様の内容についても広報する。	**ウ　生活の再建に関する情報** ①住宅情報（応急仮設住宅、空家あっせん等） ②各種相談窓口の開設情報 ③り災証明書の発行情報 ④税・手数料等の減免措置の状況 ⑤災害援護金等の融資 **2）被災地外の住民に対する広報内容** 市及び防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等による。また、必要に応じて、被災地の住民向けの情報と同様の内容についても広報する。 **3）住民等からの問合せに関する対応** 県及び市町村は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努めるものとする。 この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとするとともに、安否情報の提供に当たっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。	県計画との整合
(2) 広報手段----------【県、市（総務部）、防災関係機関】 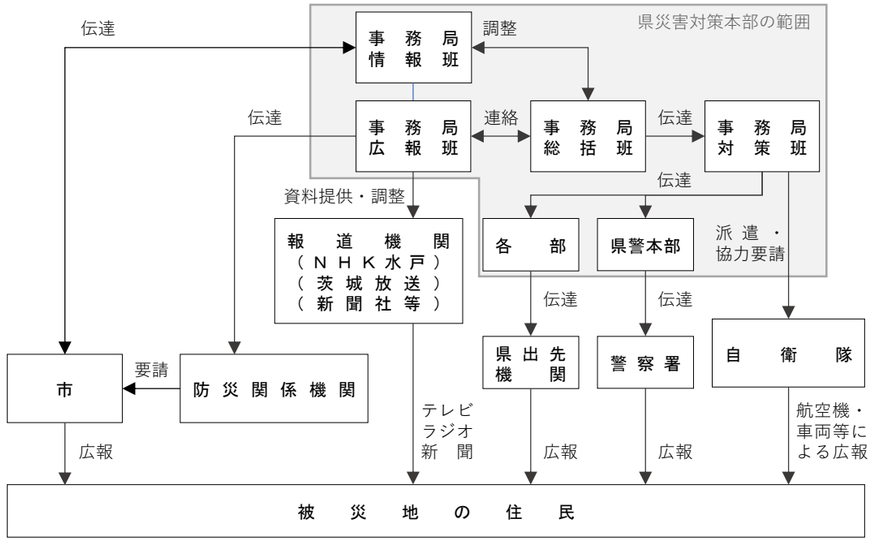 図　広報活動実施系統図	(2) 広報手段----------【県、市（市長公室、総務部、各部）、防災関係機関】 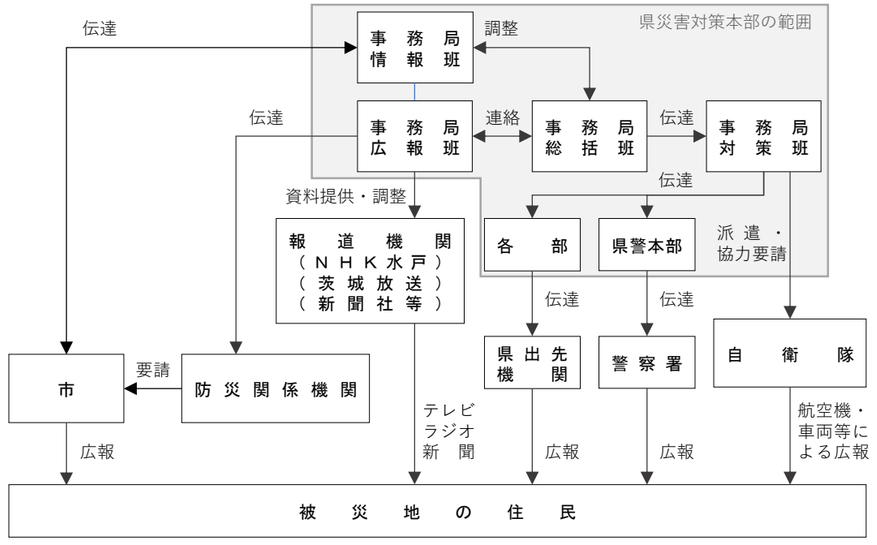 図　広報活動実施系統図	総務部から分離したため

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
1）報道機関への依頼 報道機関（ＮＨＫ水戸放送局、茨城放送等）に対する依頼は、あらかじめ定めた協定に基づき県が行う。 市は、防災関係機関より、報道機関を通じた広報に関する要請を受けた場合、その旨を県に対して伝達し、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。 **2）独自の手段による広報** 県、市及び防災関係機関は、次のような多種多様な手段を活用して住民に対する効果的な広報活動を行う。 ①防災行政無線（同報系） ②防災ヘリコプターによる呼びかけ（県） ③広報車による呼びかけ ④ハンドマイク等による呼びかけ ⑤ビラの配布 ⑥防災アプリ ⑦インターネット（緊急速報メール、ホームページ、防災ポータル、ＳＮＳ） ⑧立看板、掲示板 ⑨広報紙 **3）自衛隊等への広報要請** 市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の実施を依頼する。要請方法の詳細は、第３章　第４節　第１「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」を参照する。 **4）Ｌアラートの活用** 市は、避難情報を発令または解除した場合及び避難所を開設または閉鎖した場合、Ｌアラートに迅速・確実に情報を送信するものとする。 なお、庁舎の被災等、特段の事情により市が上記の情報送信を実施することができない場合は、市に代わって県が実施する。 **5）民間アプリの活用** 市、防災関係機関は、Twitter やLINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用して市民に情報提供するものとする。 また、迅速性・拡散性に優れているTwitter などのＳＮＳについては、市等が発する信頼のおける情報を積極的にリツイートするなどして拡散するとともに、他の公的機関等が発する被災者支援に有益な情報等についても、複数の者で正確性を確認しながら、情報の拡散を行うものとする。 **２　報道機関への対応** **(1) 報道活動への情報提供----------【市（各部）、防災関係機関】** 報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。	**1）報道機関への依頼** 報道機関（ＮＨＫ水戸放送局、LuckyFM茨城放送等）に対する依頼は、あらかじめ定めた協定に基づき県が行う。 市は、防災関係機関より、報道機関を通じた広報に関する要請を受けた場合、その旨を県に対して伝達し、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。 **2）独自の手段による広報** 県、市及び防災関係機関は、次のような多種多様な手段を活用して住民に対する効果的な広報活動を行う。 ①防災行政無線（同報系） ②防災ヘリコプターによる呼びかけ（県） ③広報車による呼びかけ ④ハンドマイク等による呼びかけ ⑤ビラの配布 ⑥防災アプリ ⑦インターネット（ホームページ、緊急速報メール、防災ポータル、ＳＮＳ） ⑧立看板、掲示板 ⑨広報紙 **3）自衛隊等への広報要請** 県及び市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の実施を依頼する。要請方法の詳細は、第３章　第４節　第１「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」を参照する。 **4）Ｌアラートの活用** 市は、避難情報を発令または解除した場合及び避難所を開設または閉鎖した場合、Ｌアラートに迅速・確実に情報を送信するものとする。 なお、庁舎の被災等、特段の事情により市が上記の情報送信を実施することができない場合は、市に代わって県が実施する。 **5）民間アプリの活用** 市、防災関係機関は、~~Twitter~~防災アプリ、Ｘ、LINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用して市民に情報提供するものとする。 また、迅速性・拡散性に優れている~~Twitter~~ＸなどのＳＮＳについては、市等が発する信頼のおける情報を積極的にリツイートするなどして拡散するとともに、他の公的機関等が発する被災者支援に有益な情報等についても、複数の者で正確性を確認しながら、情報の拡散を行うものとする。 **２　報道機関への対応** **(1) 報道活動への情報提供----------【市（各部）、防災関係機関】** 報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。	組織名の変更 県計画との整合 現状の取組みとの整合 名称変更

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(2) 報道機関の取材対応----------【市（総務部）、防災関係機関】 1) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、あらかじめ定めた様式に基づき、速やかに実施するものとする。 2) 発表は、原則として本部長または各部長が行うものとする。なお、発表を行う場合は、あらかじめ総務部情報班長に発表事項及び発表場所等について調整するものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。 3) 指定公共機関、指定地方公共機関及び市内に事業所を有する事業者が災害に関する情報を公表・広報する場合は、原則として総務部情報班と協議の上実施する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。 4) 総務部情報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各部、各班のうち必要と認められる部、班及び防災関係機関に送付する。 5) 報道関係者への対応は、総務部情報班が行うものとし、職員個々の取材対応は禁止する。また、報道関係者の災害対策本部事務局及び各部執務室への立入りは禁止する。 6) 災害対策本部会議は原則非公開とし、状況により会議開始冒頭の取材のみ許可することとする。 会議の内容については、会議終了後に記者会見及び資料提供等により発表する。	(2) 報道機関の取材対応----------【市（市長公室~~総務部~~）、防災関係機関】 1) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、あらかじめ定めた様式に基づき、速やかに実施するものとする。 2) 発表は、原則として本部長または各部長が行うものとする。なお、発表を行う場合は、あらかじめ~~総務部~~市長公室情報班長に発表事項及び発表場所等について調整するものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。 3) 指定公共機関、指定地方公共機関及び市内に事業所を有する事業者が災害に関する情報を公表・広報する場合は、原則として~~総務部~~市長公室情報班と協議の上実施する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。 4) ~~総務部~~市長公室情報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各部、各班のうち必要と認められる部、班及び防災関係機関に送付する。 5) 報道関係者への対応は、~~総務部~~市長公室情報班が行うものとし、職員個々の取材対応は禁止する。また、報道関係者の災害対策本部事務局及び各部執務室への立入りは禁止する。 6) 災害対策本部会議は原則非公開とし、状況により会議開始冒頭の取材のみ許可することとする。 会議の内容については、会議終了後に記者会見及び資料提供等により発表する。	総務部から分離したため 総務部から分離したため 総務部から分離したため 総務部から分離したため 総務部から分離したため

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

第３章　災害応急対策計画

第４節　応援・派遣

第１　自衛隊派遣要請・受入体制の確保

■　基本事項

１　趣　旨

市長は、災害が発生し、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を要求するものとする。

２　留意事項

(1) 被害状況の早期把握

市は自衛隊の災害派遣を必要とする被害が発生しているか否かを、災害発生後できるだけ早期に判断しなければならない。そのためには被害の概要をできるだけ短時間で把握する必要がある。

(2) 自衛隊と県・市との情報連絡体制の確保

自衛隊は独自の情報網により、被害状況を把握するとともに、独自の判断による派遣もできることとなっているが、その場合であっても受入れ側である県・市との連携や、被害状況に鑑みた活動先・活動内容等の調整は不可欠である。そのため県・市及び自衛隊は情報連絡体制の確保に積極的に努めることが必要である。

３　対策項目

１　自衛隊に対する災害派遣要請
２　自衛隊の判断による災害派遣
３　自衛隊の受入体制の確立
４　災害派遣部隊の撤収要請
５　経費の負担

■　対　策

１　自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請の要求----------【市】

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、次の災害派遣判断の要件の範囲に照らして必要があれば直ちに自衛隊の災害派遣を県知事に要求する。

【災害派遣判断の要件】

①公共性：公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること
②緊急性：差し迫った必要性があること
③非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

第３章　災害応急対策計画

第４節　応援・派遣

第１　自衛隊派遣要請・受入体制の確保

■　基本事項

１　趣　旨

市長は、災害が発生し、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を要求するものとする。

２　留意事項

(1) 被害状況の早期把握

市は自衛隊の災害派遣を必要とする被害が発生しているか否かを、災害発生後できるだけ早期に判断しなければならない。そのためには被害の概要をできるだけ短時間で把握する必要がある。

(2) 自衛隊と県・市との情報連絡体制の確保

自衛隊は独自の情報網により、被害状況を把握するとともに、独自の判断による派遣もできることとなっているが、その場合であっても受入れ側である県・市との連携や、被害状況に鑑みた活動先・活動内容等の調整は不可欠である。そのため県・市及び自衛隊は情報連絡体制の確保に積極的に努めることが必要である。

３　対策項目

１　自衛隊に対する災害派遣要請
２　自衛隊の判断による災害派遣
３　自衛隊の受入体制の確立
４　災害派遣部隊の撤収要請
５　経費の負担

■　対　策

１　自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請の要求----------【市】

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、次の災害派遣判断の要件の範囲に照らして必要があれば直ちに自衛隊の災害派遣を県知事に要求する。

【災害派遣判断の要件】

①公共性：公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること
②緊急性：差し迫った必要性があること
③非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

(2) 災害派遣要請の手続き----------【市(総務部)】

1) 市長は、当該地域に係る災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認める時は、資料編「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、県知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

2) 市長は前記 1) の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知し、速やかに県知事に対してその旨を通知するものとする。

(3) 災害派遣の活動範囲----------【自衛隊】

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項　目	内　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行なうが、薬剤等は通常、防災関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行なう。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和 33．総理府令第１号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機に必要なもので、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(2) 災害派遣要請の手続き----------【市(総務部)】

1) 市長は、当該地域に係る災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認める時は、資料編「３－10自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、県知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

2) 市長は前記 1) の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知し、速やかに県知事に対してその旨を通知するものとする。

(3) 災害派遣の活動範囲----------【自衛隊】

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項　目	内　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行なうが、薬剤等は通常、防災関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行なう。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和 33．総理府令第１号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機に必要なもので、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(4) 自衛隊との連絡----------【市（総務部）、自衛隊】 市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）または当該地域を担当する古河・霞ヶ浦分区（第１施設団長、古河駐屯地所在部隊）に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。	**(4) 自衛隊との連絡----------【市（総務部）、自衛隊】** 1）情報の交換等 市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には迅速・的確にその状況を把握し、~~陸上自衛隊施設学校（警備課）または当該地域~~下妻市を担当する古河・霞ヶ浦分区（第１施設団長、古河駐屯地所在部隊）に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。 2）連絡班の派遣依頼 市長は、災害が発生し又は発生するおそれがあり、必要と認める場合は、古河・霞ヶ浦分区（第１施設団長、古河駐屯地所在部隊）に対し、災害対策本部（本部開設前にあっては消防防災課）に連絡班の派遣を依頼し、災害派遣活動の迅速・円滑化を図る。	県計画との整合 県計画との整合
２　自衛隊の判断による災害派遣----------【自衛隊】 自衛隊は、災害が発生または発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。 ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊等を派遣する。 なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。 ①災害に際し、防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること ②災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること ③災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること ④その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること	**２　自衛隊の判断による災害派遣----------【自衛隊】** 自衛隊は、災害が発生または発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。 ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊等を派遣する。 なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。 ①災害に際し、防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること ②災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること ③災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること ④その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること	
３　自衛隊の受入体制の確立 **(1) 受入れのための活動----------【市（総務部）】** 災害派遣要請を要求した市長は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。 **1) 災害派遣部隊到着前** ①応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。 ②連絡職員を指名する。 ③派遣部隊の展開や宿営のための活動拠点等を提供する。 **2) 災害派遣部隊到着後** ①派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の防災関係機関と競合・重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。 ②派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を県に報告する。	**３　自衛隊の受入体制の確立** **(1) 受入れのための活動----------【市（総務部）】** 災害派遣要請を要求した市長は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。 **1) 災害派遣部隊到着前** ①応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。 ②連絡職員を指名する。 ③派遣部隊の展開や宿営のための活動拠点等を提供する。 **2) 災害派遣部隊到着後** ①派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の防災関係機関と競合・重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。 ②派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を県に報告する。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(2) ヘリコプターの受入れ----------【市(総務部)】 市長は、本計画に定める箇所、または他の適切な箇所に下記 1) の基準によりヘリコプター受入れ箇所を選定し、 2) 及び 3) の要領によりヘリポートを設営する。なお、ヘリコプター受入れ箇所は、障害物等を除去し、整備するものとする。 1) ヘリポートの確保 下記基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施する。 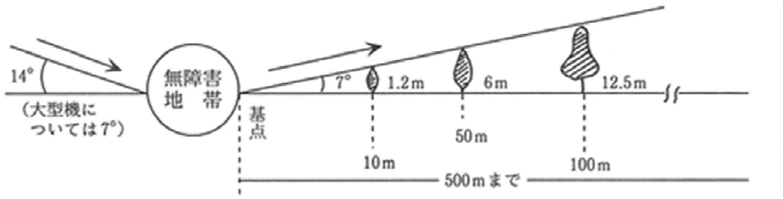 ①離着地点及び無障害地帯の基準は以下のとおり。 ・小型機（ＯＨ－６）の場合 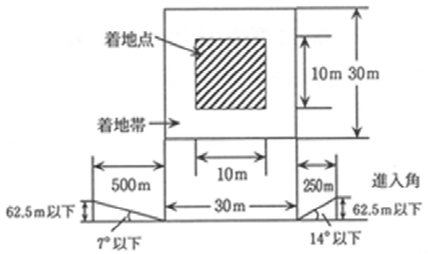 ・中型機（ＵＨ－１(１j)、ＵＨ－60ＪＡ）の場合 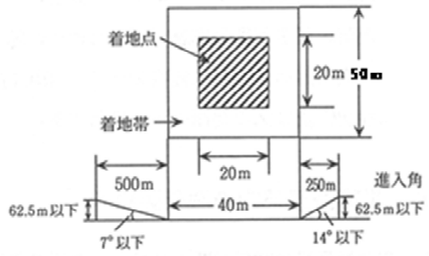 ・大型機（ＣＨ－47）の場合 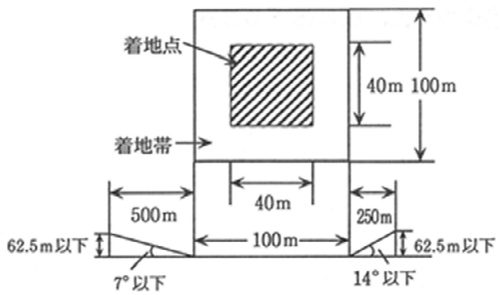 ②離着地点の地盤は堅固で平坦であること	(2) ヘリコプターの受入れ----------【市(総務部)】 市長は、本計画に定める箇所、または他の適切な箇所に下記 1) の基準によりヘリコプター受入れ箇所を選定し、 2) 及び 3) の要領によりヘリポートを設営する。なお、ヘリコプター受入れ箇所は、障害物等を除去し、整備するものとする。 1) ヘリポートの確保 下記基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施する。 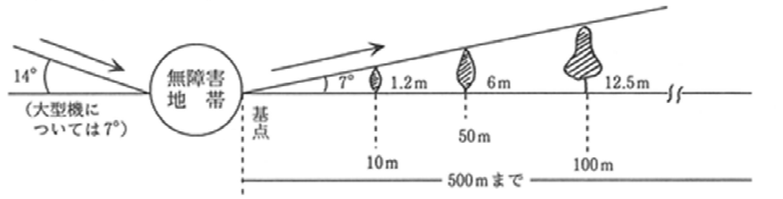 ①離着地点及び無障害地帯の基準は以下のとおり。 ・中型機（ＵＨ－１(１j)、ＵＨ－60ＪＡ）の場合 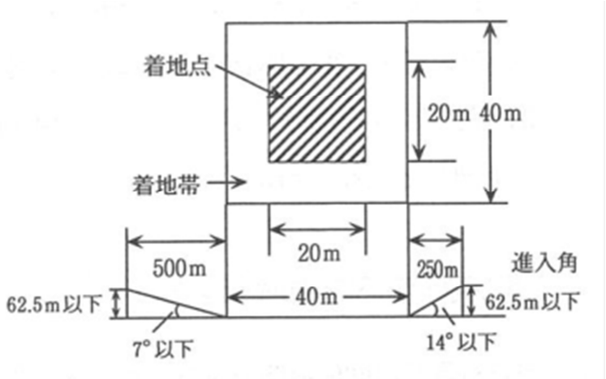 ・大型機（ＣＨ－47）の場合 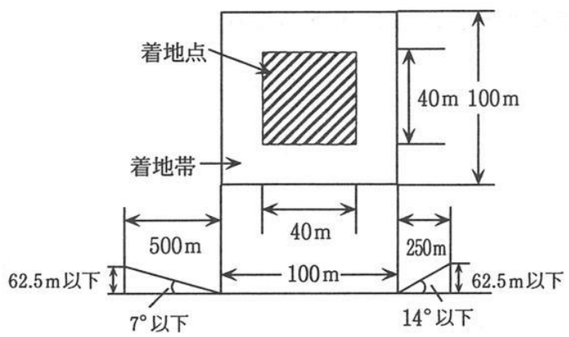 ②離着地点の地盤は堅固で平坦であること	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

2）着陸地点の設置物等

着陸地点には、下記標準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時においては、着陸に必要な灯火施設を設置する。

①H記号の基準

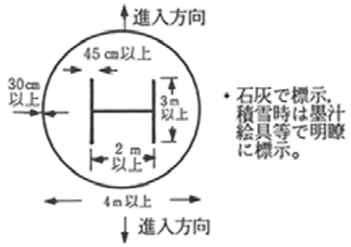

②吹き流しの基準

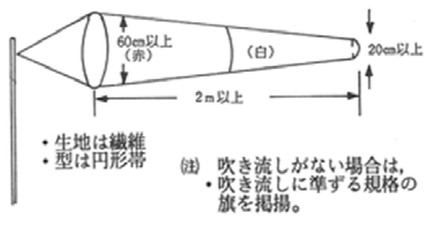

3）危害予防の措置

①離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入りを禁止する。

②防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

4　災害派遣部隊の撤収要請----------【県、市（総務部）】

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成した時は、速やかに県知事に対して撤収要請を依頼する。

5　経費の負担----------【市（総務部）】

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、要求者が負担する経費は概ね次のとおりである。

①派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
②派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
③派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
④派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求者が協議する。

■　資料編　「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」
■　資料編　「自衛隊活動拠点候補地一覧」

2）着陸地点の設置物等

着陸地点には、下記標準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時においては、着陸に必要な灯火施設を設置する。

①H記号の基準

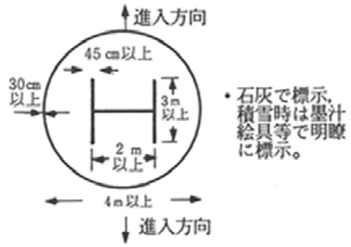

②吹き流しの基準

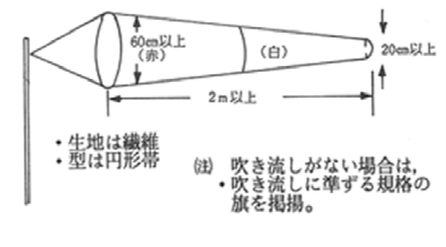

3）危害予防の措置

①離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入りを禁止する。

②防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

4　災害派遣部隊の撤収要請----------【県、市（総務部）】

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成した時は、速やかに県知事に対して撤収要請を依頼する。

5　経費の負担----------【市（総務部）】

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、要求者が負担する経費は概ね次のとおりである。

①派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
②派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
③派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
④派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求者が協議する。

■　資料編　「3－10 自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」
■　資料編　「3－11 自衛隊活動拠点候補地一覧」

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第２　応援要請・受入体制の確保 **■　基本事項** **１　趣　旨** 市は、市内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。 **２　留意事項** **(1) 広域的な相互応援・受援体制の整備** 大規模災害時には、被災地の地方公共団体だけですべて対策を行うことは困難であり、また、隣接する地方公共団体は、同時に大きな被害を受ける可能性もある。このため、市は、近隣の都県及び市町村のみならず、防災関係機関等及び広域的な地方公共団体間の相互応援・受援を円滑に実施するために必要な応援・受援の関する計画・マニュアルの作成、組織の確立及び訓練による習熟に努めることが必要である。 **(2) 密接な情報交換** 災害時の相互応援を効果的に実施するために、市は、平常時より他都道府県・市町村等と応援要請・受入れ体制等についての情報交換を密接に行うことが必要である。 **(3) 応援手続きの迅速化** 市は、応援要請実施の判断等を迅速に行うため、被害の的確な把握を速やかに行うことができるよう被害情報の収集・伝達体制を整備することが必要である。 **３　対策項目** １　県等への応援要請 ２　応援受入体制の確保 ３　消防機関の応援要請・受入体制の確保	**第２　応援要請・受入体制の確保** **■　基本事項** **１　趣　旨** 市は、市内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。 **２　留意事項** **(1) 広域的な相互応援・受援体制の整備** 大規模災害時には、被災地の地方公共団体だけですべて対策を行うことは困難であり、また、隣接する地方公共団体は、同時に大きな被害を受ける可能性もある。このため、市は、近隣の都県及び市町村のみならず、防災関係機関等及び広域的な地方公共団体間の相互応援・受援を円滑に実施するために必要な応援・受援の関する計画・マニュアルの作成、組織の確立及び訓練による習熟に努めることが必要である。 **(2) 密接な情報交換** 災害時の相互応援を効果的に実施するために、市は、平常時より他都道府県・市町村等と応援要請・受入れ体制等についての情報交換を密接に行うことが必要である。 **(3) 応援手続きの迅速化** 市は、応援要請実施の判断等を迅速に行うため、被害の的確な把握を速やかに行うことができるよう被害情報の収集・伝達体制を整備することが必要である。 **(4) 応援受入体制** 市は、感染症対策のため、応援職員等の受入に当たっては、健康管理やマスクの着用等を依頼するものとするとともに、応援職員等に対する適切な空間の提供に配慮する。 また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 **３　対策項目** １　県等への応援要請 ２　応援受入体制の確保 ３　消防機関の応援要請・受入体制の確保	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
■　対　策 １　県等への応援要請 (1) 他市町村への要請----------【市（総務部）、他市町村】 市長は、市域に係る災害について適切な災害応急対策を実施するために支援を受ける必要があると認める時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。 応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。 応援に従事する者は、災害応急対策の実施について市の指揮の下で行動するものとする。 (2) 県への応援要請または職員派遣のあっせん----------【県、市（総務部）】 市長は、県知事（または指定地方行政機関等）に応援または職員派遣のあっせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。 ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない時は、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。 1）応援要請時に記載する事項 ①災害の状況 ②応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥その他必要な事項 2）職員派遣あっせん時に記載する事項 ①派遣のあっせんを求める理由 ②派遣のあっせんを求める職員の職種別人員 ③派遣を必要とする期間 ④その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項 (3) 国の機関に対する職員派遣の要請----------【国、市（総務部）】 市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。	■　対　策 １　県等への応援要請 (1) 他市町村への要請----------【市（総務部）、他市町村】 市長は、市域に係る災害について適切な災害応急対策を実施するために支援を受ける必要があると認める時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。 応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。 応援に従事する者は、災害応急対策の実施について市の指揮の下で行動するものとする。 (2) 県への応援要請または職員派遣のあっせん----------【県、市（総務部）】 市長は、県知事（または指定地方行政機関等）に応援または職員派遣のあっせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。 なお、市は、県に対し、指定地方行政機関等に対する応急措置の実施の要請ができない場合、その旨及び市域における災害の状況を指定行政機関等に通知するものとする。 この場合において、当該通知を受けた指定行政機関等は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、県からの要請を待たないで、応急措置を実施することができる。 ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない時は、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。 1）応援要請時に記載する事項 ①災害の状況 ②応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥その他必要な事項 2）職員派遣あっせん時に記載する事項 ①派遣のあっせんを求める理由 ②派遣のあっせんを求める職員の職種別人員 ③派遣を必要とする期間 ④その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項 (3) 国の機関に対する職員派遣の要請----------【国、市（総務部）】 市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
①派遣を要請する理由 ②派遣を要請する職員の職種別人員 ③派遣を必要とする期間 ④その他職員の派遣について必要な事項	①派遣を要請する理由 ②派遣を要請する職員の職種別人員 ③派遣を必要とする期間 ④その他職員の派遣について必要な事項	
(4) 民間団体等に対する要請----------【市（総務部）、各公共団体】 市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、民間団体等に協力を要請する。	**(4) 民間団体等に対する要請----------【市（総務部）、各公共団体】** 市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、民間団体等に協力を要請する。	
２　応援受入体制の確保 **(1) 連絡体制の確保----------【市（各部）】** 市長は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県・市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。	**２　応援受入体制の確保** **(1) 連絡体制の確保----------【市（各部）】** 市長は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県・市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。	
(2) 受入体制の確保----------【市（総務部）】 **1) 連絡・調整窓口の明確化** 市長は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。また、市災害対策本部内における応援受援に関する連絡・調整を円滑に行うための組織や手順等を周知しておくものとする。 **2) 応援を円滑に受入れ、活動を容易にするための体制の整備** 市長は、国及び関係都道府県・市町村等からの職員及び物資等の応援を円滑に受入れ、業務の実施を容易にするため、あらかじめ応援を受けることが必要な業務の選別、業務の実施要領、資器材及び受入れるための施設等を整備しておくものとする。また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。	**(2) 受入体制の確保----------【市（総務部）】** **1) 連絡・調整窓口の明確化** 市長は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。また、市災害対策本部内における応援受援に関する連絡・調整を円滑に行うための組織や手順等を周知しておくものとする。 **2) 応援を円滑に受入れ、活動を容易にするための体制の整備** 市長は、国及び関係都道府県・市町村等からの職員及び物資等の応援を円滑に受入れ、業務の実施を容易にするため、あらかじめ応援を受けることが必要な業務の選別、業務の実施要領、資器材及び受入れるための施設等を整備しておくものとする。また、~~防災~~災害ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。 なお、他の市町村からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。	名称変更 県計画との整合
3) 海外からの支援の受入れ 市長は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。	**3) 海外からの支援の受入れ** 市長は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。	
(3) 経費の負担----------【市（総務部）】 応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた本市が負担する。 ①職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費 ②応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等 また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従う。	**(3) 経費の負担----------【市（総務部）】** 応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた本市が負担する。 ①職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費 ②応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等 また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従う。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	なお、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。	県計画との整合
３　消防機関の応援要請・受入体制の確保 **(1) 応援要請----------【市（総務部）、下妻消防署、他消防機関】** 市は、消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県内の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。 **【応援派遣要請を必要とする災害規模】** ①大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害 ②災害が拡大し茨城県内の他市町村または茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害 ③多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害 ④特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害 ⑤その他応援派遣要請の必要があると判断される災害	**３　消防機関の応援要請・受入体制の確保** **(1) 応援要請----------【市（総務部）、下妻消防署、他消防機関】** 市は、消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県内の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。 **【応援派遣要請を必要とする災害規模】** ①大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害 ②災害が拡大し茨城県内の他市町村または茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害 ③多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害 ④特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害 ⑤その他応援派遣要請の必要があると判断される災害	
(2) 応援受入体制の確保----------【市（総務部）、下妻消防署】 **1) 受入窓口の明確化** 消防応援の受入窓口は、原則的に市総務部消防交通課または下妻消防署とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部総務部総務班とする。	**(2) 応援受入体制の確保----------【市（総務部）、下妻消防署】** **1) 受入窓口の明確化** 消防応援の受入窓口は、原則的に市総務部消防~~交通~~防災課または下妻消防署とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部総務部総務班とする。	組織名の変更
2) 応援隊等の受入体制の整備 市長は、市外からの応援隊等の応援を速やかに受入れ、消防活動を容易にするため、受援計画等に基づき体制をあらかじめ整備しておくものとする。	**2) 応援隊等の受入体制の整備** 市長は、市外からの応援隊等の応援を速やかに受入れ、消防活動を容易にするため、受援計画等に基づき体制をあらかじめ整備しておくものとする。	
3) 応援隊との連携 指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防活動を行う。 **【応援隊との連携を容易にするための措置事項】** ①災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置） ②応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議） ③部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供（公園等） ④消防活動資機材の調達・提供	**3) 応援隊との連携** 指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防活動を行う。 **【応援隊との連携を容易にするための措置事項】** ①災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置） ②応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議） ③部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供（公園等） ④消防活動資機材の調達・提供	
4) 経費負担 応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた本市が負担する。	**4) 経費負担** 応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた本市が負担する。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第３　他市町村被災時の応援 **■基本事項** **１　趣　旨** 　他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、災害時相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。 **２　留意事項** **(1) 密接な情報交換** 　災害時の他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時より他市町村と応援についての情報交換を密接に行うことが必要である。 **(2) 被害情報の収集・伝達体制の整備** 　応援実施の判断等を迅速に行うためには、他市町村との被害情報の収集・伝達体制の整備が必要である。 **(3) 職員派遣の際の自己完結型体制の整備** 　被災地に職員を派遣する際、派遣先から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自で賄うことができる自己完結型の体制であることが必要である。 **(4) 地域や災害の特性を考慮した派遣職員の選定** 　市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 **３　対策項目** **１　他市町村への応援・派遣** **■　対　策** **１　他市町村への応援・派遣** 　他市町村において災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、自力による応急対策が困難なため応援要請がされた場合は、災対法及び災害時相互応援協定に基づき、他市町村に対し応援を実施する。ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村に応援を実施する。	**第３　他市町村被災時の応援** **■基本事項** **１　趣　旨** 　他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、災害時相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。 **２　留意事項** **(1) 密接な情報交換** 　災害時の他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時より他市町村と応援についての情報交換を密接に行うことが必要である。 **(2) 被害情報の収集・伝達体制の整備** 　応援実施の判断等を迅速に行うためには、他市町村との被害情報の収集・伝達体制の整備が必要である。 **(3) 職員派遣の際の自己完結型体制の整備** 　被災地に職員を派遣する際、派遣先から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自で賄うことができる自己完結型の体制であることが必要である。 **(4) 地域や災害の特性を考慮した派遣職員の選定** 　市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 **３　対策項目** **１　他市町村への応援・派遣** **■　対　策** **１　他市町村への応援・派遣** 　他市町村において災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、自力による応急対策が困難なため応援要請がされた場合は、災対法及び災害時相互応援協定に基づき、他市町村に対し応援を実施する。ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村に応援を実施する。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(1) 支援対策本部の設置----------【市（総務部）】 他市町村において大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。	**(1) 支援対策本部の設置----------【市（総務部）】** 他市町村において大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。	
(2) 被害情報の収集----------【支援対策本部】 支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災都道府県へ職員を派遣するなどし、被害情報の収集を速やかに行うものとする。	**(2) 被害情報の収集----------【支援対策本部】** 支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災~~都道府県~~市町村等へ職員を派遣するなどし、被害情報の収集を速やかに行うものとする。	派遣対象の適正化
(3) 応援の実施----------【支援対策本部】 支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。	**(3) 応援の実施----------【支援対策本部】** 支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。また、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。	県計画との整合
(4) 被災者受入れ施設の提供等----------【支援対策本部】 支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行うものとする。	**(4) 被災者受入れ施設の提供等----------【支援対策本部】** 支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行うものとする。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第３章　災害応急対策計画 **第５節　被害軽減対策** **第１　警備対策** **■　基本事項** **１　趣　旨** 大規模災害が発生した場合には、防災関係機関による応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に推進し、災害から市民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要である。 発災時の市に係る警察事務に関しては、下妻警察署の災害時警備計画に記されており、この計画に沿って警備対策を行う。 **２　留意事項** (1) 初期的段階においては、被害実態を早期に把握するとともに、人命の保護を第一とし、避難誘導、負傷者等の救出救助及び必要な交通規制を行う。 (2) 初期的段階以降は、交通の秩序回復、犯罪の予防等各種地域安全活動、人心の安心を図るための広報及び情報活動にあたる。 (3) 関係機関の行う救援復旧活動及び防災活動に対しては、必要により所要の警備要員または部隊を派遣して協力支援する。 **３　対策項目** **１　警備体制** **２　警備の実施** **３　警備活動に対する援助要請** **■　対　策** **１　警備体制----------【県警察本部、下妻警察署】** **(1) 職員の参集、招集** 別に定める「茨城県警察災害警備計画」及び「下妻警察署災害警備計画」による。 **(2) 警備本部の設置** 大規模な災害が発生した時は、県警察本部に警備本部を、下妻警察署には下妻警察署警備本部を設置し指揮体制を確立する。	第３章　災害応急対策計画 **第５節　被害軽減対策** **第１　警備対策** **■　基本事項** **１　趣　旨** 大規模災害が発生した場合には、防災関係機関による応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に推進し、災害から市民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要である。 発災時の市に係る警察事務に関しては、下妻警察署の災害時警備計画に記されており、この計画に沿って警備対策を行う。 **２　留意事項** (1) 初期的段階においては、被害実態を早期に把握するとともに、人命の保護を第一とし、避難誘導、負傷者等の救出救助及び必要な交通規制を行う。 (2) 初期的段階以降は、交通の秩序回復、犯罪の予防等各種地域安全活動、人心の安心を図るための広報及び情報活動にあたる。 (3) 関係機関の行う救援復旧活動及び防災活動に対しては、必要により所要の警備要員または部隊を派遣して協力支援する。 **３　対策項目** **１　警備体制** **２　警備の実施** **３　警備活動に対する援助要請** **■　対　策** **１　警備体制----------【県警察本部、下妻警察署】** **(1) 職員の参集、招集** 別に定める「茨城県警察災害警備計画」及び「下妻警察署災害警備計画」による。 **(2) 警備本部の設置** 大規模な災害が発生した時は、県警察本部に警備本部を、下妻警察署には下妻警察署警備本部を設置し指揮体制を確立する。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(3) 警備部隊の編成及び配置運用 別に定める「茨城県警察災害警備計画」及び「下妻警察署災害警備計画」による。 **2 警備の実施----------【県警察本部、下妻警察署】** **(1) 被害状況の把握** 被害状況の把握は、次の事項について行う。 **1) 初期的段階における被害状況の把握** 【把握事項】 ①災害の発生状況 ②死傷者等人的被害の発生状況 ③家屋等の倒壊等建物被害の状況 ④住民の避難状況 ⑤主要道路、橋梁及び鉄道の被害状況 ⑥危険物貯蔵所等及び重要施設の被害状況 ⑦電気・上下水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況 ⑧堤防・護岸等の損壊状況 **2) 初期的段階以降における被害状況の把握** 【把握事項】 ①被災者の動向 ②被災地・避難所等の被害状況及び流言飛語の状況 ③被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し ④電気・上下水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し ⑤市町村・日本赤十字社・病院等の救護対策の状況	**(3) 警備部隊の編成及び配置運用** 別に定める「茨城県警察災害警備計画」及び「下妻警察署災害警備計画」による。 **2 警備の実施----------【県警察本部、下妻警察署】** **(1) 被害状況の把握** 被害状況の把握は、次の事項について行う。 **1) 初期的段階における被害状況の把握** 【把握事項】 ①災害の発生状況 ②死傷者等人的被害の発生状況 ③家屋等の倒壊等建物被害の状況 ④住民の避難状況 ⑤主要道路、橋梁及び鉄道の被害状況 ⑥危険物貯蔵所等及び重要施設の被害状況 ⑦電気・上下水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況 ⑧堤防・護岸等の損壊状況 **2) 初期的段階以降における被害状況の把握** 【把握事項】 ①被災者の動向 ②被災地・避難所等の被害状況及び流言飛語の状況 ③被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し ④電気・上下水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し ⑤市町村・日本赤十字社・病院等の救護対策の状況	
(2) 救出救助活動等 大規模な災害発生時等において、速やかに所要の部隊を編成し、人命を最優先とした被災者の救出救助活動及び行方不明者の捜索活動を実施する。 また、災害の種別、規模等に応じて必要があると認める時は、市と連携して被災地域に居住する住民の安否確認活動を実施する。 **(3) 避難誘導等** 避難誘導等は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。 **1) 避難情報発令時の措置** 市長が避難情報を発令した時は、被災地及びその周辺の災害危険箇所等の現状を把握した上で、安全な避難経路を選定し、市及び消防の職員等と連携及び協力の上、避難誘導、広報等を実施する。 また、避難のための立退きを行うことにより、かえって危険を伴う場合は、屋内での安全確保の措置を考慮する。	**(2) 救出救助活動等** 大規模な災害発生時等において、速やかに所要の部隊を編成し、人命を最優先とした被災者の救出救助活動及び行方不明者の捜索活動を実施する。 また、災害の種別、規模等に応じて必要があると認める時は、市と連携して被災地域に居住する住民の安否確認活動を実施する。 **(3) 避難誘導等** 避難誘導等は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。 **1) 避難情報発令時の措置** 市長が避難情報を発令した時は、被災地及びその周辺の災害危険箇所等の現状を把握した上で、安全な避難経路を選定し、市及び消防の職員等と連携及び協力の上、避難誘導、広報等を実施する。 また、避難のための立退きを行うことにより、かえって危険~~を伴う場合は、屋内その安全確保の措置を考慮する~~が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、緊急安全確保に関する措置を考慮すること。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
2）雑踏事故等予想時の措置 大規模な災害発生時等において、鉄道の途絶、道路の寸断等により、駅、大規模集客施設等に帰宅困難者が集中的に滞留し、雑踏事故等の発生が予想される時は、施設等の管理者及び防災関係機関の職員と連携及び協力の上、入場規制、避難所等への誘導、広報等を実施する。 3）災害危険箇所における災害発生時の措置 災害危険箇所等について、災害発生が予想される時は、市災害対策本部に連絡し、避難情報の発令を促す。 4）通報受理時の措置 災害危険箇所等の管理者等から災害発生等の通報を受けた時は、滞在者及び周辺住民の避難誘導、交通規制、立入禁止措置等被害の拡大を防止するための措置を講ずる。 5）危険性切迫時の措置 災害発生の危険性が切迫している時は、法令（警察官職務執行法）に規定する避難等の措置を講ずる。	2）雑踏事故等予想時の措置 大規模な災害発生時等において、鉄道の途絶、道路の寸断等により、駅、大規模集客施設等に帰宅困難者が集中的に滞留し、雑踏事故等の発生が予想される時は、施設等の管理者及び防災関係機関の職員と連携及び協力の上、入場規制、避難所等への誘導、広報等を実施する。 3）災害危険箇所における災害発生時の措置 災害危険箇所等について、災害発生が予想される時は、市災害対策本部に連絡し、避難情報の発令を促す。 4）通報受理時の措置 災害危険箇所等の管理者等から災害発生等の通報を受けた時は、滞在者及び周辺住民の避難誘導、交通規制、立入禁止措置等被害の拡大を防止するための措置を講ずる。 5）危険性切迫時の措置 災害発生の危険性が切迫している時は、法令（警察官職務執行法）に規定する避難等の措置を講ずる。 (4) 二次災害の防止 二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努め、把握した危険場所等については、速やかに市災害対策本部等に連絡し、避難指示等の発令を促す。	県計画との整合
(4) 交通対策 第３章　第５節　第３「緊急輸送」を準用する。 (5) 死体の見分及び検視 大規模な災害発生時等における死体の見分及び検視については、警察及び医師等と協力の上、法令等に基づき、迅速かつ的確な措置に努める。 その他、細部は、第３章　第９節　第５「行方不明者の捜索・遺体の処理・火葬」による。 (6) 地域安全対策 被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗するなどの各種犯罪の予防活動等を次により実施する。 1）犯罪の予防等 ①地域安全情報の収集、提供 被災地における各種犯罪の発生状況及び被災地住民の要望など、各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止等に努める。	(5) 交通対策 第３章　第５節　第３「緊急輸送」を準用する。 (6) 死体の見分及び検視 大規模な災害発生時等における死体の見分及び検視については、警察及び医師等と協力の上、法令等に基づき、迅速かつ的確な措置に努める。 その他、細部は、第３章　第９節　第５「行方不明者の捜索・遺体の処理・火葬」による。 (7) 地域安全対策 被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗するなどの各種犯罪の予防活動等を次により実施する。 1）犯罪の予防等 ①地域安全情報の収集、提供 被災地における各種犯罪の発生状況及び被災地住民の要望など、各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止等に努める。また、その際、インターネット上の偽・誤情報等による社会的混乱を防止するとともに、住民の適切な判断と行動を助けるため、正確かつ的確な情報を伝達する。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
②地域安全活動 ア　被災地及びその周辺における警戒活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難場所、食料、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的な警戒活動を行う。 イ　必要により警察安全相談所を開設し、避難行動要支援者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。 2）行方不明者の調査及び迷子等の保護 ①行方不明者相談所の開設 必要に応じ、警察署及びその他の場所に、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の捜索及び要保護者等の保護に関する相談活動を行う。 ②要保護者等の措置 ア　要保護者を保護した時は、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。 イ　保護した要保護者のうち、保護者等の引取人がない者、及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所、福祉事務所、病院その他の適当な機関もしくは施設に通告し、または引き継ぐ。 ③行方不明者に関する届出を受理したときの措置 ア　行方不明者に関する届出を受理した時は、避難所、病院その他関係機関または施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。 イ　行方不明者が多数に及ぶ時は、必要により部隊を編成し、被災地域を重点とした大規模な捜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。 3）流言飛語に対する措置 災害の発生時には流言飛語が発生して人心の不安を招くほか、各種犯罪を誘発する要因ともなることから、被災地域等の住民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、住民の不安除去に努める。	②地域安全活動 ア　被災地及びその周辺における警戒活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難場所、食料、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的な警戒活動を行う。 イ　必要により警察安全相談所を開設し、避難行動要支援者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。 2）行方不明者の調査及び迷子等の保護 ①行方不明者相談~~所~~窓口の開設 必要に応じ、警察署及びその他の場所に、行方不明者相談~~所~~窓口を開設し、市町村、ボランティア団体等と連携を図りながら行方不明者の捜索及び要保護者等の保護に関する相談活動を行う。 ②要保護者等の措置 ア　要保護者を保護した時は、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。 イ　保護した要保護者のうち、保護者等の引取人がない者、及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所、福祉事務所、病院その他の適当な機関もしくは施設に通告し、または引き継ぐ。 ③行方不明者に関する届出を受理したときの措置 ア　行方不明者に関する届出を受理した時は、避難所、病院その他関係機関または施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。 イ　行方不明者が多数に及ぶ時は、必要により部隊を編成し、被災地域を重点とした大規模な捜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。 3）流言飛語に対する措置 災害の発生時には流言飛語が発生して人心の不安を招くほか、各種犯罪を誘発する要因ともなることから、被災地域等の住民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、住民の不安除去に努める。 4）避難所訪問 避難所における被災者の避難実態、相談・要望の把握等を行うため、女性警察官を中心とした部隊を編成し、避難所訪問による被災者の心情に寄り添った支援活動を推進する。	県計画との整合 県計画との整合
(7) 保安対策	(8) 保安対策 1）猟銃等への対策 水害等が発生し、法令に規定する銃砲刀剣類に対する県公安委員会の緊急措置が講じられる以前においては、所在不明銃の早期発見、避難所等に避難する猟銃等所持者の銃の保管及び銃砲刀剣類の製造販売業者に対する盗難防止等の措置を講ずる。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
1）危険物等への対策 火薬類、高圧ガス、石油類等の貯蔵、または取扱施設において、事故の発生、または発生のおそれがある時は、防災関係機関と連携を図るほか、所要の部隊を派遣して周辺住民の避難、警戒線の設定等の危険予防措置を講ずる。 2）各種犯罪への対策 大規模な災害発生後速やかに、所要の部隊を編成し、被災地の混乱に乗じた各種犯罪の予防、警戒、取締り等を実施する。 (8) 防災関係機関に対する協力 1）消防活動に対する協力 消防自動車の通行の確保、警戒区域（警戒線）の設定等にあたっては、警備要員を派遣して協力する。 2）水防活動に対する協力 堤防、護岸の決壊・亀裂等が発生した場合は、必要な警備要員を派遣し、水防関係車両の優先通行及び警戒区域内の立入り禁止の措置を行うとともに、水防活動に協力する。 3）その他 防災関係機関が行う防疫、緊急物資及び救援物資の輸送、道路の応急復旧、救護等の活動に対しては、必要により所要の警備要員または部隊を派遣して側面から支援する。	2）危険物等への対策 火薬類、高圧ガス、石油類等の貯蔵、または取扱施設において、事故の発生、または発生のおそれがある時は、防災関係機関と連携を図るほか、所要の部隊を派遣して周辺住民の避難、警戒線の設定等の危険予防措置を講ずる。 3）各種犯罪への対策 大規模な災害発生後速やかに、所要の部隊を編成し、被災地の混乱に乗じた各種犯罪の予防、警戒、取締り等を実施する。 (9) 防災関係機関に対する協力 1）消防活動に対する協力 消防自動車の通行の確保、警戒区域（警戒線）の設定等にあたっては、警備要員を派遣して協力する。 2）水防活動に対する協力 堤防、護岸の決壊・亀裂等が発生した場合は、必要な警備要員を派遣し、水防関係車両の優先通行及び警戒区域内の立入り禁止の措置を行うとともに、水防活動に協力する。 3）その他 防災関係機関が行う防疫、緊急物資及び救援物資の輸送、道路の応急復旧、救護等の活動に対しては、必要により所要の警備要員または部隊を派遣して側面から支援する。 (10) 感染防止対策 感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。	県計画との整合
3　警備活動に対する援助要求----------【県警察本部、下妻警察署】 (1) 他の都道府県警に対する援助要求 災害の規模が大きく、被災地域内の警備要員、車両及び資機材をもって対処できない時は、茨城県警察本部を通じて警察庁または他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）の派遣等警察法第 60 条第 1 項の規定による援助要求を行う。 (2) 防災関係機関に対する援助要請 警備実施上必要がある時は、防災関係機関に援助要請を行う。この場合、自衛隊に対しては、県災害対策本部を通じて行い、その他の防災関係機関に対しては当該機関に対し直接行う。	3　警備活動に対する援助要求----------【県警察本部、下妻警察署】 (1) 他の都道府県警に対する援助要求 災害の規模が大きく、被災地域内の警備要員、車両及び資機材をもって対処できない時は、茨城県警察本部を通じて警察庁または他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）の派遣等警察法第 60 条第 1 項の規定による援助要求を行う。 (2) 防災関係機関に対する援助要請 警備実施上必要がある時は、防災関係機関に援助要請を行う。この場合、自衛隊に対しては、県災害対策本部を通じて行い、その他の防災関係機関に対しては当該機関に対し直接行う。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第２　避難指示、誘導 市は、災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画（水害と土砂災害、複数河川のはん濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）に基づき、危険地域の住民等を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図る。また、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地等の既存の建物または野外に設置した仮設物等に受入れ保護する。 特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。 また、市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。さらに、高齢者等の要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努めるものとする。 なお、細部については、地震災害対策計画編　第３章　第４節　第２「避難指示、誘導」を準用する。	**第２　避難指示、誘導** ~~市は、災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画（水害と土砂災害、複数河川のはん濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）に基づき、危険地域の住民等を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図る。また、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地等の既存の建物または野外に設置した仮設物等に受入れ保護する。~~ ~~特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。~~ ~~また、市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。さらに、高齢者等の要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努めるものとする。~~ ~~なお、細部については、地震災害対策計画編　第３章　第４節　第２「避難指示、誘導」を準用~~ **■　基本事項** **１　趣　旨** 市は、災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画（水害と土砂災害、複数河川のはん濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）に基づき、危険地域の住民等を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図る。また、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地等の既存の建物または野外に設置した仮設物等に受入れ保護する。 **２　留意事項** (1) 高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。 (2) 市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	(3) 高齢者等の要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努めるものとする。 **３　対策項目** １　避難指示、誘導の実施機関及び避難所の設置 ２　緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令 ３　避難措置の周知 ４　警戒区域の設定 ５　避難の誘導 ６　災害救助法による避難所の設置 ７　被災者台帳の作成 **■　対　策** **１　避難指示、誘導等の実施機関及び避難所の設置---------【市（災害対策本部、各部）】** **(1) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難** 避難指示等を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市町村長を中心として相互に連携をとり実施するものとする。 なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合、必要に応じて防災関係機関と協議の上、避難指示等の対象地域、対象者、判断時期等について、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言するものとする。 また、国〔国土交通省〕及び県は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。 ア　市町村長（災対法第56条、第60条） イ　警察官又は海上保安官（災対法第61条、警察官職務執行法第４条） ウ　水防管理者「市町村長、市町村水防事務管理者」（水防法第29条） エ　知事又はその命を受けた県職員（災対法第60条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条） オ　災害のために派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官のいない場合に限る。自衛隊法第 94 条） 市長は、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準、伝達方法等を明確にしてあるマニュアルに基づき、発災時に避難指示等を適切に発令するよう努める。 なお、避難指示等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	(2) 避難所の設置 ア 避難所の設置は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に県知事が自ら行うことを妨げない。 イ 市のみで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。 **２ 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令----------【災害対策本部】** 避難指示等を発令する場合は、次の内容を明示して実施するものとする。 (1) 避難が必要な地域 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) 避難の理由 (5) その他必要な事項 **３ 避難措置の周知----------【市（市長公室、総務部、保健福祉部）】** 避難指示等を発令した場合は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。 **(1) 住民への周知徹底** 避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図るものとする。 また、市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、５段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知しておくものとする。 また、住民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、避難指示等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努めるものとする。 なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を行うべきことにも留意するものとする。 また、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。 また、市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	(2) 関係機関相互の連絡 県、県警察本部、市町村、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行ったときは、その内容を相互に連絡するものとする。 なお、市長は避難指示等を発令したときは、速やかに知事に報告しなければならない。 **４ 警戒区域の設定----------市（総務部、各部）、防災関係機関】** **(1) 警戒区域の設定** 市長は、上記のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。 市長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又は、これらの者から要請があった場合、警察官又は海上保安官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。 災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官、海上保安官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。 消防関係者等は、消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないようすることができる、(消防法第28条、水防法第21条) **(2) 警戒区域設定の周知** 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。 **５ 避難の誘導----------【市（総務部、各部）、防災関係機関】** **(1) 避難誘導の方法** 市、警察、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。 特に、要配慮者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。 1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。 2) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。 3) 自主防災組織等、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。 4) 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図ること。 5) 避難誘導は受入れ先での、救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	6）保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めること。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めること。 7）ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保する事ができる場合は、住民自らの判断で「緊急安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについて周知徹底に努めるものとする。 **(2) 住民の避難対応** **1) 避難の優先** 避難にあたっては、病弱者、高齢者、障害者等の避難を優先する。 **2) 携行品の制限** 緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。 **6 災害救助法による避難所の設置----------【市（総務部、保健福祉部、教育部）】** 地震災害対策計画編第３章第５節第２「避難生活の確保、健康管理」に準じて実施するものとする。 **7 被災者台帳の作成----------【市（市民部）】** 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 なお、詳細は地震編に準じるものとする。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第３　緊急輸送 **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。 このため、市は災害時の緊急輸送を効率的に行うため、防災関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、必要に応じて啓開作業を行う。また、人員及び物資の輸送についての調整、輸送車両等の確保及び救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速・的確に実施する。 **２　留意事項** **(1) 迅速な道路被害状況等の収集** 緊急輸送道路の各管理者は、迅速に緊急輸送道路の応急復旧に着手することから、災害発生後、防災関係機関と協力し、また、交通情報提供者、トライアル車等を効果的に活用して、迅速に緊急輸送道路及び沿道の被害状況等を収集することが必要である。	**第３　緊急輸送** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。 このため、市は災害時の緊急輸送を効率的に行うため、防災関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、必要に応じて啓開作業を行う。また、人員及び物資の輸送についての調整、輸送車両等の確保及び救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速・的確に実施する。 **２　留意事項** **(1) 迅速な道路被害状況等の収集** 緊急輸送道路の各管理者は、迅速に緊急輸送道路の応急復旧に着手することから、災害発生後、防災関係機関と協力し、また、交通情報提供者、トライアル車等を効果的に活用して、迅速に緊急輸送道路及び沿道の被害状況等を収集することが必要である。	
	(2) 道路啓開計画の作成等 道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。	計画との整合
(2) 人員及び資機材等の確保のための建設業者等との協力体制の強化 道路管理者等は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案しておくものとする。	**(3) 人員及び資機材等の確保のための建設業者等との協力体制の強化** 道路管理者等は、前号の計画も踏まえて、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。~~また、道路啓開等を迅速に行うため、相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案しておくものとする。~~	県計画との整合
(3) 車両、船舶、ヘリコプターによる総合的な輸送体制の構築 各種災害応急対策を円滑かつ効果的に推進するためには、道路、河川、ヘリポート等を活用し、災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備などによる総合的な輸送体制を構築することが必要である。また、災害時の物流拠点となる施設については、このような輸送手段の連結性を考慮して整備を進めていくことが必要である。	**(4) 車両、船舶、ヘリコプターによる総合的な輸送体制の構築** 各種災害応急対策を円滑かつ効果的に推進するためには、道路、河川、ヘリポート等を活用し、災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備などによる総合的な輸送体制を構築することが必要である。また、災害時の物流拠点となる施設については、このような輸送手段の連結性を考慮して整備を進めていくことが必要である。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(4) 運送事業者等との連携体制の整備 実際の緊急輸送にあたっては、県や市の物資調整業務等への運送事業者等の参加や、運送事業者等との協定などを通じて、物資輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用に努めることが必要である。 **(5) 隣接県警察及び防災関係機関との連携** 緊急交通路における交通規制等が迅速・的確に実施できるよう、隣接県警察、防災関係機関、道路管理者、隣接市町等と平常時から連絡を密にし、有事における協力体制を確立しておくことが必要である。 **(6) 交通規制に関する情報の市民に対する周知措置** 一般車両等の混乱を防止するため、 ①緊急交通路指定路線及び災害発生時の交通規制内容 ②災害発生時における運転者の採るべき措置 等について、各種広報媒体、パンフレット等により、広く市民に知らせることが必要である。 **3　対策項目** **1　緊急輸送の実施** **2　緊急輸送道路の確保** **3　輸送車両、ヘリコプターの確保** **4　緊急輸送状況の把握** **5　交通規制** ■　対　策 **1　緊急輸送の実施** 緊急輸送は次の優先順位に従って行う。 **(1) 総括的に優先されるもの** ①人命の救助、安全の確保 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施 **(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの** **1) 第１段階（災害発生直後の初動期）** ①救助・救急活動、医療活動等人命救助に要する人員、物資 ②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ③被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者 ④自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資	**(5) 運送事業者等との連携体制の整備** 実際の緊急輸送にあたっては、県や市の物資調整業務等への運送事業者等の参加や、運送事業者等との協定などを通じて、物資輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用に努めることが必要である。 **(6) 隣接県警察及び防災関係機関との連携** 緊急交通路における交通規制等が迅速・的確に実施できるよう、隣接県警察、防災関係機関、道路管理者、隣接市町等と平常時から連絡を密にし、有事における協力体制を確立しておくことが必要である。 **(7) 交通規制に関する情報の市民に対する周知措置** 一般車両等の混乱を防止するため、 ①緊急交通路指定路線及び災害発生時の交通規制内容 ②災害発生時における運転者の採るべき措置 等について、各種広報媒体、パンフレット等により、広く市民に知らせることが必要である。 **3　対策項目** **1　緊急輸送の実施** **2　緊急輸送道路の確保** **3　輸送車両、ヘリコプターの確保** **4　緊急輸送状況の把握** **5　交通規制** ■　対　策 **1　緊急輸送の実施** 緊急輸送は次の優先順位に従って行う。 **(1) 総括的に優先されるもの** ①人命の救助、安全の確保 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施 **(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの** **1) 第１段階（災害発生直後の初動期）** ①救助・救急活動、医療活動等人命救助に要する人員、物資 ②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ③被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者 ④自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
2）第２段階（応急対策活動期） ①前記 1）の続行 ②食料、水等生命の維持に必要な物資 ③傷病者及び被災地外へ退去する被災者 ④輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資	2）第２段階（応急対策活動期） ①前記 1）の続行 ②食料、水等生命の維持に必要な物資 ③傷病者及び被災地外へ退去する被災者 ④輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資	
3）第３段階（復旧活動期） ①前記 2）の続行 ②災害復旧に必要な人員、物資 ③生活用品 ④郵便物 ⑤廃棄物の搬出	3）第３段階（復旧活動期） ①前記 2）の続行 ②災害復旧に必要な人員、物資 ③生活用品 ④郵便物 ⑤廃棄物の搬出	
２　緊急輸送道路の確保 (1) 被害状況の把握----------【市（建設部）、道路管理者】 市及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、県防災ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、災害応急対策を実施する防災関係機関に対し調査結果を伝達する。また、防災関係機関に対して把握した道路の被害状況等の情報を提供するよう要請する。	２　緊急輸送道路の確保 (1) 被害状況の把握----------【市（建設部）、道路管理者】 市及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、県防災ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、災害応急対策を実施する防災関係機関に対し調査結果を伝達する。また、防災関係機関に対して把握した道路の被害状況等の情報を提供するよう要請する。	
(2) 緊急輸送道路啓開の実施----------【市（建設部）】 市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木・工事事務所（常総工事事務所）に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、啓開作業を実施する。	(2) 緊急輸送道路啓開の実施----------【市（建設部）】 市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木・工事事務所（常総工事事務所）に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、啓開作業を実施する。	
(3) 放置車両対策----------【市（総務部、建設部）、道路管理者】 市及び各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、防災関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。	(3) 放置車両対策----------【市（総務部、建設部）、道路管理者】 市及び各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、防災関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。	
	(4) 緊急通行車両の通行ルート確保----------【県】 県は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。	県計画との整合
	(5) 緊急通行車両の通行の確保----------【県（警察本部）、下妻警察署】 県公安委員会は、緊急交通路を指定し緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、放置車両や立ち往生車両等の移動の措置について要請するものとする。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(4) 啓開資機材の確保----------【市(建設部)、道路管理者】 市及び各道路管理者は、建設業者等との災害協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。 **3　輸送車両、ヘリコプターの確保** **(1) 車両、ヘリコプターの調達----------【県、市(各部)】** 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認める時は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき物資または資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、必要な物資または資材の運送を要請するものとする。 市は、本計画に基づき、車両等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。 **(2) 輸送車両等の配車----------【市(各部)】** 輸送車両等の配車手続きの流れは、以下のとおり。 **1) 配　車** 各部への車両等の配分は、使用できる車両数及び実施する災害応急対策の緊急度や重要度等を勘案して定める。 **2) 配車手続き** 各部は必要とする車両等の請求を総務部財務班に提出し、総務部財務班は所要車両等を請求部局に引き渡す。 **3) 料金の支払い** 調達した車両等の料金については、総務部会計班において支払い手続きを行う。 **(3) 緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付）-------【県、県警察本部、市(総務部)】** 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送及びその他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く。）について、緊急通行車両としての申請に基づき、緊急通行車両標章及び証明書を以下の手続きにより適正に交付する。 ①緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、県知事または県公安委員会に対し、緊急通行車両確認申請書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。 ②前記により確認した時は、県知事または県公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、災対法施行規則第６条に規定する標章及び証明書を交付する。 ③交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示する。なお、緊急通行車両の標章及び証明書の様式は、資料編「緊急通行車両確認証明書等」のとおりである。	**(6) 啓開資機材の確保----------【市(建設部)、道路管理者】** 市及び各道路管理者は、建設業者等との災害協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。 **3　輸送車両、ヘリコプターの確保** **(1) 車両、ヘリコプターの調達----------【県、市(各部)】** 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認める時は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき物資または資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、必要な物資または資材の運送を要請するものとする。 市は、本計画に基づき、車両等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。 **(2) 輸送車両等の配車----------【市(各部)】** 輸送車両等の配車手続きの流れは、以下のとおり。 **1) 配　車** 各部への車両等の配分は、使用できる車両数及び実施する災害応急対策の緊急度や重要度等を勘案して定める。 **2) 配車手続き** 各部は必要とする車両等の請求を総務部~~財務班~~財政班に提出し、総務部~~財務班~~財政班は所要車両等を請求部局に引き渡す。 **3) 料金の支払い** 調達した車両等の料金については、総務部会計班において支払い手続きを行う。 **(3) 緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付）-------【県、県警察本部、市(総務部)】** 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送及びその他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く。）について、緊急通行車両としての~~申請~~申出に基づき、緊急通行車両標章及び証明書を以下の手続きにより適正に交付する。 ①緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、県知事または県公安委員会に対し、緊急通行車両確認~~申請書~~申出書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。 ②前記により確認した時は、県知事または県公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、災対法施行規則第６条に規定する標章及び証明書を交付する。 ③交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示する。なお、緊急通行車両の標章及び証明書の様式は、資料編「３－12緊急通行車両確認証明書等」のとおりである。	組織名の変更 県計画との整合 県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
④県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に審査し、災害時に速やかに標章等の交付を図るものとする。また、この事前届け出の取扱いについて、災害応急対策に携わる見込みのある者に対し、平常時から周知に努める。	④県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として~~届出~~申出があった場合、事前に~~審査~~確認し、災害時に速やかに標章等の交付を図るものとする。また、この事前~~届け出~~確認の取扱いについて、災害応急対策に携わる見込みのある者に対し、平常時から周知に努める。	県計画との整合
4　緊急輸送状況の把握----------【市（各部）】 市は、緊急輸送道路・緊急交通路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を、県及び関係機関等から入手して取りまとめ、各部で共有するとともに防災関係機関や緊急輸送主体からの問い合わせに対応できるよう努める。	**4　緊急輸送状況の把握----------【市（各部）】** 市は、緊急輸送道路・緊急交通路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を、県及び関係機関等から入手して取りまとめ、各部で共有するとともに防災関係機関や緊急輸送主体からの問い合わせに対応できるよう努める。	
5　交通規制 **(1) 初動期及び応急対策活動期----------【県警察本部、下妻警察署】** **1) 被災地への流入車両の制限** 災害発生直後において、速やかに被災地を中心としたおおむね30㎞地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。	**5　交通規制** **(1) 初動期及び応急対策活動期----------【県警察本部、下妻警察署】** **1) 被災地への流入車両の制限** 災害発生直後において、速やかに被災地を中心としたおおむね30㎞地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。	
2) 緊急交通路の交通規制 災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。同法の規定に基づく標識の様式は、次のとおりである。  	**2) 緊急交通路の交通規制** 災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。同法の規定に基づく標識の様式は、次のとおりである。  	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
備考１　色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。 ２　縁線及び区分線の太さは、１cm とする。 ３　図示の長さの単位は、cm とする。 ４　道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図形の寸法の２倍まで拡大し、または図形の寸法の２分の１まで縮小することができる。 なお、被災想定地区ごとの緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。 **【緊急交通路指定予定路線】** 常磐道、東関道、北関東道、圏央道、東水戸道路、常陸那珂道路、日立有料道路 **3）区域指定による規制** 災害状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。 **4）緊急交通路等における警察官等の措置** 警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は、直ちに立退き・撤去の広報・指示を行う。また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じるものとする。 なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の職務を代行するものとし、自衛隊、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を実施する。 **5）広報活動** 交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ居住者等広く市民に周知する。 **(2) 復旧活動期----------【県警察本部、下妻警察署】** **1）復旧・復興のための輸送路の交通規制** 緊急交通路については、被災地における活動が、災害応急対策から復旧・復興対策に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路(復旧、復興関連物資輸送ルート)として運用する。 この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止または制限する。	備考１　色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。 ２　縁線及び区分線の太さは、１cm とする。 ３　図示の長さの単位は、cm とする。 ４　道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図形の寸法の２倍まで拡大し、または図形の寸法の２分の１まで縮小することができる。 なお、被災想定地区ごとの緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。 **【緊急交通路指定予定路線】** 常磐道、東関道、北関東道、圏央道、東水戸道路、常陸那珂道路、日立有料道路 **3）区域指定による規制** 災害状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。 **4）緊急交通路等における警察官等の措置** 警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は、直ちに立退き・撤去の広報・指示を行う。また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じるものとする。 なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の職務を代行するものとし、自衛隊、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を実施する。 **5）広報活動** 交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ居住者等広く市民に周知する。 **(2) 復旧活動期----------【県警察本部、下妻警察署】** **1）復旧・復興のための輸送路の交通規制** 緊急交通路については、被災地における活動が、災害応急対策から復旧・復興対策に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路(復旧、復興関連物資輸送ルート)として運用する。 この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止または制限する。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
2）応急対策活動期の交通規制の見直し 緊急交通路のほか、応急対策活動期から実施中の交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。 **3）広報活動** 復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて市民への周知を図る。 **(3) 運転者のとるべき措置----------【運転者】** **1）走行中の運転者がとるべき行動** 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。 ①できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること ②停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること ③車両を置いて避難する時は、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと ④駐車する時は、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと **2）車両による避難** 避難のために車両を使用しない。 **3）通行禁止区域等内の運転者がとるべき行動** 災対法に基づく交通規制が行われた時には、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止または制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとる。 ①速やかに、車両を次の場所に移動させること ⑦道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、規制が行われている道路の区間以外の場所 ㋑区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路外の場所 ②速やかな移動が困難な時は、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること ③通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動または駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができなかったりした時は、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。 **■ 資料編 「緊急通行車両確認証明書等」**	**2）応急対策活動期の交通規制の見直し** 緊急交通路のほか、応急対策活動期から実施中の交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。 **3）広報活動** 復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて市民への周知を図る。 **(3) 運転者のとるべき措置----------【運転者】** **1）走行中の運転者がとるべき行動** 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。 ①できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること ②停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること ③車両を置いて避難する時は、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと ④駐車する時は、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと **2）車両による避難** 避難のために車両を使用しない。 **3）通行禁止区域等内の運転者がとるべき行動** 災対法に基づく交通規制が行われた時には、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止または制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとる。 ①速やかに、車両を次の場所に移動させること ⑦道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、規制が行われている道路の区間以外の場所 ㋑区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路外の場所 ②速やかな移動が困難な時は、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること ③通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動または駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができなかったりした時は、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。 **■ 資料編 「3－12 緊急通行車両確認証明書等」**	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第４　水防計画 **■　基本事項** **１　趣　旨** 水防は市長及び県知事の定める水防計画及び本計画の定めるところにより行う。なお、当該区域に係る水防計画の作成及び、水害防御に関しては次に定めるところにより行う。 **２　対策項目** **１　水防の責任** **２　指定水防管理団体** **３　市の水防組織** **■　対　策** **１　水防の責任** **(1) 市の責任（水防法第３条）----------【市（各部）】** 市は、管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備、確立し、その責任を果たさなければならない。 1）水防組織の確立 2）水防団、消防団の整備 3）水防倉庫、資機材の整備 4）通信連絡系統の確立 5）平常時における河川、海岸、堤防、ため池等の巡視 6）水防時における適切な水防活動の実施 (ｱ) 水防に要する費用の確保 (ｲ) 水防団または消防団の出動体制の確保 (ｳ) 通信網の再点検 (ｴ) 水防資機材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保 (ｵ) 雨量、水位観測を的確に行うこと (ｶ) 農業用取水堰及び水閘門、ため池等の操作 (ｷ) 堤防、ため池等決壊及び決壊後の措置を講ずること (ｸ) 水防上緊急に必要あるときの公用負担権限の行使 (ｹ) 住民の水防活動従事の指示 (ｺ) 警察官の出動を要請すること (ｻ) 避難のための立退きの指示 (ｼ) 水防管理団体相互の協力応援 (ｽ) 水防解除の指示 (ｾ) 水防てん末報告書の提出	**第４　水防計画** **■　基本事項** **１　趣　旨** 水防は市長及び県知事の定める水防計画及び本計画の定めるところにより行う。なお、当該区域に係る水防計画の作成及び、水害防御に関しては次に定めるところにより行う。 **２　対策項目** **１　水防の責任** **２　指定水防管理団体** **３　市の水防組織** **■　対　策** **１　水防の責任** **(1) 市の責任（水防法第３条）----------【市（各部）】** 市は、指定水防管理団体として、管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備、確立し、その責任を果たさなければならない。 ~~1）水防組織の確立~~ ~~2）水防団、消防団の整備~~ ~~3）水防倉庫、資機材の整備~~ ~~4）通信連絡系統の確立~~ ~~5）平常時における河川、海岸、堤防、ため池等の巡視~~ ~~6）水防時における適切な水防活動の実施~~ ~~(ｱ) 水防に要する費用の確保~~ ~~(ｲ) 水防団または消防団の出動体制の確保~~ ~~(ｳ) 通信網の再点検~~ ~~(ｴ) 水防資機材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保~~ ~~(ｵ) 雨量、水位観測を的確に行うこと~~ ~~(ｶ) 農業用取水堰及び水閘門、ため池等の操作~~ ~~(ｷ) 堤防、ため池等決壊及び決壊後の措置を講ずること~~ ~~(ｸ) 水防上緊急に必要あるときの公用負担権限の行使~~ ~~(ｹ) 住民の水防活動従事の指示~~ ~~(ｺ) 警察官の出動を要請すること~~ ~~(ｻ) 避難のための立退きの指示~~ ~~(ｼ) 水防管理団体相互の協力応援~~ ~~(ｽ) 水防解除の指示~~ ~~(ｾ) 水防てん末報告書の提出~~ ① 水防団の設置（法第５条） ② 水防団員等の公務災害補償（法第６条の２） ③ 平常時における河川等の巡視（法第９条） ④ 水位の通報（法第12条第１項）	県計画との整合 県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	⑤ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の２第２項） ⑥ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の２） ⑦ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条） ⑧ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の２） ⑨ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の３） ⑩ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の６、法第15条の７、法第15条の８） ⑪ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11） ⑫ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条） ⑬ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第２項） ⑭ 警戒区域の設定（法第21条） ⑮ 警察官の援助の要求（法第22条） ⑯ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条） ⑰ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25 条、法第26条） ⑱ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第３項） ⑲ 避難のための立退きの指示（法第29条） ⑳ 水防訓練の実施（法第32条の２） ㉑ （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第１項及び第３項） ㉒ （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条） ㉓ 水防協力団体の指定・公示（法第36条） ㉔ 水防協力団体に対する監督等（法第39条） ㉕ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条） ㉖ 水防従事者に対する災害補償（法第45条） ㉗ 消防事務との調整（法第50条）	県計画との整合
なお、市は、上記のほかに義務として次の事項を必ず行わなければならない。 ①水防機関の整備をすること ②水防計画を樹立すること ③水防団員数を確保すること ④毎年水防訓練を行うこと	~~なお、市は、上記のほかに義務として次の事項を必ず行わなければならない。~~ ~~①水防機関の整備をすること~~ ~~②水防計画を樹立すること~~ ~~③水防団員数を確保すること~~ ~~④毎年水防訓練を行うこと~~	
(2) 県の責任（水防法第３条の６）----------【県】 県は、水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう水防事務を遂行しなければならない。なお、県の水防事務内容に関しては、茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）を参照のこと	**(2) 県の責任（水防法第３条の６）----------【県】** 県は、水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう水防事務を遂行しなければならない。なお、県の水防事務内容に関しては、茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）及び茨城県水防計画を参照のこと	県計画との整合
２　指定水防管理団体 本市は、水防法第４条に基づき水防上公共の安全に重大な関係があるとして、知事の指定を受けた指定水防管理団体となっている。	**２　指定水防管理団体** 本市は、水防法第４条に基づき水防上公共の安全に重大な関係があるとして、知事の指定を受けた指定水防管理団体となっている。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

3　市の水防組織

次の各号の予報及び警報が発せられた時から洪水の危険が解消されるまでの間、市は水防本部を設置し、水防事務を処理する。なお、水防本部は、市災害対策本部が設置された時は市災害対策本部組織に統合され、引き続き水防事務にあたる。

(1) 水防法第 10 条第１項及び第２項による予報が発せられた時
(2) 水防法第 16 条による水防警報が発せられた時
(3) 気象業務法第 14 条の２による予報及び警報が発せられた時
(4) 市長が水防上必要と認めた時

(1) 災害対策本部

組　織	本部長	市長
	副本部長	副市長 教育長
	本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長 建設部長 議会事務局長 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者（防災関係機関職員等）

(2) 水防団

河川等の洪水に際し、災害を警戒し防御するため水防団を組織し、下妻市消防団員をもって構成する。

第５　救助・救急活動、水防活動

■　基本事項

１　趣　旨

大規模な災害による建物の倒壊、がけ崩れなどの災害による死傷者等をできる限り軽減するため、市及び防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

3　市の水防組織

次の各号の予報及び警報が発せられた時から洪水の危険が解消されるまでの間、市は水防本部を設置し、水防事務を処理する。なお、水防本部は、市災害対策本部が設置された時は市災害対策本部組織に統合され、引き続き水防事務にあたる。

(1) 水防法第 10 条第１項及び第２項による予報が発せられた時
(2) 水防法第 16 条による水防警報が発せられた時
(3) 気象業務法第 14 条の２による予報及び警報が発せられた時
(4) 市長が水防上必要と認めた時

(1) 災害対策本部

組　織	本部長	市長
	副本部長	副市長 教育長
	本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長 建設部長 議会事務局長 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者（防災関係機関職員等）

(2) 水防団

河川等の洪水に際し、災害を警戒し防御するため水防団を組織し、下妻市消防団員をもって構成する。

第５　救助・救急活動、水防活動

■　基本事項

１　趣　旨

大規模な災害による建物の倒壊、がけ崩れなどの災害による死傷者等をできる限り軽減するため、市及び防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
２　留意事項 **(1) 被害情報の早期把握** 通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立し、被害情報を早期に把握する必要がある。 **(2) 災害応急対策活動の優先度を考慮した対応** 大規模な災害では、建物倒壊による救助事案、がけ崩れなどが同時に多発する。特に災害発生初期においては、これらに対処する要員、資機材、車両等の資源は限られるため、活動の優先順位を適切に判断し、それに応じた人的・物的資源の配分を的確にする必要がある。 **(3) 応援隊との連携** 大規模な災害では、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。このため、早期に指揮系統、役割分担や活動地域、情報伝達方法及び連携協力要領などを明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行うことが必要である。 **(4) 活動障害発生を考慮した対応** 発災直後の混乱期には消火栓の水圧低下による使用不能や、道路通行支障による緊急車両の到着遅れなどの、様々な障害が発生することがある。このため、あらかじめ発生が予想される障害への対策を検討しておくとともに、災害時は臨機応変な活動を実施する必要がある。 **(5) 住民及び自主防災組織等による防災行動の呼びかけ** 大規模な災害が発生した際の死傷者の発生を予防し、拡大を防ぐためには、被災地域の住民や自主防災組織等による防災行動が極めて重要である。このため、市及び消防は災害発生後直ちに住民等に対し、安全を確保しつつ、救助・救急等の活動を行い、被害の発生と拡大の防止に努めるよう呼びかける。 **３　対策項目** **１　救助・救急活動** **２　水防活動** **３　危険区域の調査及び被害想定図の作成** **４　消防通信体制の確立** **■　対　策** **１　救助・救急活動** **(1) 消防署、消防団による救助・救急活動----------【下妻消防署】**	**２　留意事項** **(1) 被害情報の早期把握** 通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立し、被害情報を早期に把握する必要がある。 **(2) 災害応急対策活動の優先度を考慮した対応** 大規模な災害では、建物倒壊による救助事案、がけ崩れ、浸水などが同時に多発する。特に災害発生初期においては、これらに対処する要員、資機材、車両等の資源は限られるため、活動の優先順位を適切に判断し、それに応じた応援隊との分担も含めた人的・物的資源の配分を的確にする必要がある。 **(3) 応援隊との連携** 大規模な災害では、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。このため、早期に指揮系統、役割分担や活動地域、情報伝達方法及び連携協力要領などを明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行うことが必要である。 **(4) 活動障害発生を考慮した対応** 発災直後の混乱期には消火栓の水圧低下による使用不能や、道路通行支障による緊急車両の到着遅れなどの、様々な障害が発生することがある。このため、あらかじめ発生が予想される障害への対策を検討しておくとともに、災害時は臨機応変な活動を実施する必要がある。 **(5) 住民及び自主防災組織等による防災行動の呼びかけ** 大規模な災害が発生した際の死傷者の発生を予防し、拡大を防ぐためには、被災地域の住民や自主防災組織等による防災行動が極めて重要である。このため、市及び消防は災害発生後直ちに住民等に対し、安全を確保しつつ、救助・救急等の活動を行い、被害の発生と拡大の防止に努めるよう呼びかける。 **３　対策項目** **１　救助・救急活動** **２　水防活動** **３　危険区域の調査及び被害想定図の作成** **４　消防通信体制の確立** **■　対　策** **１　救助・救急活動** **(1) 消防署、消防団による救助・救急活動----------【下妻消防署】**	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
1）情報収集、伝達 **①被害状況の把握** 119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの被害の状況を総合的に把握し、初動体制を整える。 **②災害状況の報告** 消防署長は、被害の状況を市長及び茨城西南広域消防本部長に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。 **2）救助・救急要請への対応** 発災後、多発すると予想される救助・救急要請に対して、あらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。 ①救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関との連携の上実施する。 ②同時に多数の救助・救急事案が発生した場合は、収集した情報を総合的に判断し緊急度、重症度等を勘案して救助・救急活動を行う。 **3）救助資機材の調達** 家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。 **4）応急救護所の設置** 災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。 **5）後方医療機関への搬送** ①応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。 ②消防署、消防団は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、いばらき消防指令センター等から、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。 ③県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。 **6）応援派遣要請** 下妻消防署は自らの消防力で十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、代表消防本部は、県知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。	**1）情報収集、伝達** **①被害状況の把握** 119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報など被害の状況を総合的に把握し、初動体制を整える。 この際、住民からの電話が殺到することにより自主防災組織等からの緊急情報が入手できなくなることを回避するため、市ではインターネットを活用した報告・要請要領をあらかじめ自主防災組織等の長に周知しておくとともに、入手した情報を下妻消防署・下妻消防団及び下妻警察署等と共有する。 **②災害状況の報告** 消防署長は、被害の状況を市長及び茨城西南広域消防本部長に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。 **2）救助・救急要請への対応** 発災後、多発すると予想される救助・救急要請に対して、あらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。 ①救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関との連携の上実施する。 ②同時に多数の救助・救急事案が発生した場合は、収集した情報を総合的に判断し緊急度、重症度等を勘案して救助・救急活動を行う。 **3）救助資機材の調達** 家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。 **4）応急救護所の設置** 災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織等、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。 **5）後方医療機関への搬送** ①応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。 ②消防署、消防団は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、いばらき消防指令センター等から、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。 ③県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。 **6）応援派遣要請** 下妻消防署は自らの消防力で十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、代表消防本部は、県知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。	県計画との整合 自治区等を含むため

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
7）応援隊の派遣 下妻消防署は、消防相互応援協定及び県知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の救助・救急活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた救助・救急計画等により直ちに出動できる体制を確保する。	**7）応援隊の派遣** 下妻消防署は、消防相互応援協定及び県知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の救助・救急活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた救助・救急計画等により直ちに出動できる体制を確保する。 **(2) 警察のとる措置----------【下妻警察署】** 警察は、市、消防、自衛隊等の関係機関と連携し、負傷者、閉じこめ者等の救出・救助にあたり、応急救護処置を施したのち救護班又は救急隊に引き継ぎを行う。 **(3) 県のとる措置----------【県】** 1）救助・救急情勢の把握 県は、災害時において、県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、消防機関又は市町村長からの情報等により、要救助者、要搬送者の発生状況、消防、警察等の活動状況等の情勢を把握する。 2）市町村長又は消防長に対する指示 知事は、救助・救急活動上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第 43 条及び災対法第 72 条第 1 項の規定に基づき、市町村長又は消防長に対し災害防御の措置に関し次の指示を行う。 ① 災害防御実施方法 ② 他市町村への消防隊員の応援出動 ③ 防御用資機材の輸送その他の応援 3）応援及び協力の要請 知事は、消防の応援について市町村長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講じる。 ① 消防組織法第 44 条の規定に基づき他都道府県の消防力の応援を消防庁長官に対し要請する。 ② 自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講じる。	県計画との整合 県計画との整合
(2) 自主防災組織等による救助・救急活動----------【自主防災組織、住民】 住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各防災関係機関に協力するよう努める。	**(4) 自主防災組織等による救助・救急活動----------【自主防災組織等、住民】** 住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各防災関係機関に協力するよう努める。 **(5) 市による救助・救急活動への支援----------【市（総務部、関係部）】** 市は、道の駅、公園、体育館等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援に努めるものとする。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
３　水防活動 災害時における水防活動は、茨城県地域防災計画及び県水防計画、水防管理者が定める水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。 **(1) 市の措置----------【市（総務部、建設部）】** 災害時には、ため池、河川等の堤防の決壊、または放流による洪水の発生が予想されるので、市長は、水防計画またはその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各防災関係機関及び自主防災組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。 **(2) その他の措置** **1) 施設の管理者----------【市（経済部、建設部）、水防施設管理者】** ため池、堤防、水閘門等の管理者は、洪水などの危険があると判断した時には、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ防災関係機関及び地域住民に連絡するとともに、ダム、水閘門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。 **2) 水防警報----------【県、国】** 国土交通省及び県は、ダムからの事前放流、ダム等が決壊しまたは決壊が予想され、洪水などの危険があると認める時には、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、防災関係機関に伝達し、地域住民に周知させる。 **４　危険区域の調査及び被害想定図の作成----------【市（総務部、建設部）】** 市は、市域内における防災上危険な地域のうち、次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成して消防活動の円滑な実施に努める。 ①住宅密集地帯の火災危険区域 ②がけ崩れ等の危険区域 ③浸水危険区域 ④特殊火災危険区域（高層建築物、地下街、危険物及び放射線関係施設等） **５　消防通信体制の確立----------【県、市（総務部）】** 災害時における市町村間の相互応援が円滑に行われるよう、通信体制の整備を図る。とくに、消防無線通信については、全県共通波の活用を図ることとし、この運用等にあたり県は、必要な指導・助言を行うよう努める。なお、有線通信についても、市は相互に専用線の確保に努める。 **■　資料編　「消防関係施設一覧」** **■　資料編　「消防施設及び資機材」**	**３　水防活動** 災害時における水防活動は、茨城県地域防災計画及び県水防計画、水防管理者が定める水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。 **(1) 市の措置----------【市（総務部、建設部）】** 災害時には、ため池、河川等の堤防の決壊、または放流による洪水の発生が予想されるので、市長は、水防計画またはその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各防災関係機関及び自主防災組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。 **(2) その他の措置** **1) 施設の管理者----------【市（経済部、建設部）、水防施設管理者】** ため池、堤防、水閘門等の管理者は、洪水などの危険があると判断した時には、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ防災関係機関及び地域住民に連絡するとともに、ダム、水閘門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。 **2) 水防警報----------【県、国】** 国土交通省及び県は、ダムからの事前放流、ダム等が決壊しまたは決壊が予想され、洪水などの危険があると認める時には、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、防災関係機関に伝達し、地域住民に周知させる。 **４　危険区域の調査及び被害想定図の作成----------【市（総務部、建設部）】** 市は、市域内における防災上危険な地域のうち、次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成して消防活動の円滑な実施に努める。 ①住宅密集地帯の火災危険区域 ②がけ崩れ等の危険区域 ③浸水危険区域 ④特殊火災危険区域（高層建築物、地下街、危険物及び放射線関係施設等） **５　消防通信体制の確立----------【県、市（総務部）】** 災害時における市町村間の相互応援が円滑に行われるよう、通信体制の整備を図る。とくに、消防無線通信については、全県共通波の活用を図ることとし、この運用等にあたり県は、必要な指導・助言を行うよう努める。なお、有線通信についても、市は相互に専用線の確保に努める。 **■　資料編　「２－11 消防関係施設一覧」** **■　資料編　「２－12 消防施設及び資機材」**	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第６　応急医療 **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携のもとに一刻も早い医療救護活動を行う。 **２　留意事項** **(1) 地域レベルでの災害対策の強化** 被災者に対する医療・助産は市が実施責任者となり、市災害対策本部は、災害派遣医療チームなどの派遣を一般社団法人真壁医師会や県に要請するとともに、連絡調整など災害時医療の維持運営を関係機関の協力を得て実施する。また、医療救護活動が円滑に実施できるよう、市は、真壁医師会及び市内医療機関等の協力を得るために事前の調整を行うとともに、防災訓練を通じ、連絡体制を確立するよう努めていく。	**第６　応急医療** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携のもとに一刻も早い医療救護活動を行う。 **２　留意事項** **(1) 地域レベルでの災害対策の強化** ~~被災者に対する医療・助産は市が実施責任者となり、市災害対策本部は、災害派遣医療チームなどの派遣を一般社団法人真壁医師会や県に要請するとともに、連絡調整など災害時医療の維持運営を関係機関の協力を得て実施する。また、医療救護活動が円滑に実施できるよう、市は、真壁医師会及び市内医療機関等の協力を得るために事前の調整を行うとともに、防災訓練を通じ、連絡体制を確立するよう努めていく。~~ 市は、県、地域の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等と連携し、災害時における各関係機関から情報を収集するとともに、応援要請及び医療救護チームの配置、医療救護所の設置調整を行う必要がある。	県計画との整合
(2) 情報途絶を前提とした医療救護体制の確立 医療施設の被災による医療機能の低下及び情報通信設備の損傷によるアクセス障害を前提とした医療救護体制を構築する必要がある。	**(2) 情報途絶を前提とした医療救護体制の確立** ~~医療施設の被災にまる~~被災地内での医療機能の低下及び情報通信設備の損傷によるアクセス障害を前提とした医療救護体制を構築する必要がある。	県計画との整合
(3) 後方搬送体制の確立 傷病者搬送を円滑に行うため、消防機関と医療機関との間において災害に強い通信手段を確保する。また、消防機関以外の車両等を使った搬送手段の確保やヘリコプターによる広域医療搬送体制を確立する必要がある。	**(3) 後方搬送体制の確立** 傷病者搬送を円滑に行うため、消防機関と医療機関との間において災害に強い通信手段を確保する。また、消防機関以外の車両等を使った搬送手段の確保やヘリコプターによる広域医療搬送体制を確立する必要がある。	
(4) 医療ボランティアの確保 災害における多数の傷病者に対する医療救護活動においては、あらかじめ計画された災害派遣医療チームだけでは十分な対応が困難になることが予想されるため、医療ボランティアを確保し、災害時に迅速に対応できる体制を整備する必要がある。	**(4) 医療ボランティアの確保** 災害における多数の傷病者に対する医療救護活動においては、あらかじめ計画された医療救護班や~~災害派遣医療チーム~~ＤＭＡＴだけでは十分な対応が困難になることが予想されるため、医療ボランティアを確保し、災害時に迅速に対応できる体制を整備する必要がある。	県計画との整合
３　対策項目 **１　応急医療体制の確保** **２　応急医療活動** **３　後方支援活動**	**３　対策項目** **１　応急医療体制の確保** **２　応急医療活動** **３　後方支援活動**	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
■　対　策 1　応急医療体制の確保 (1) 初動体制の確保----------【市（保健福祉部）、県、医療機関】 災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うため、市の災害対策本部は、災害派遣医療チームなどの派遣を一般社団法人真壁医師会や県に要請するとともに、連絡調整など災害時医療の維持運営を関係機関の協力を得て実施する。 1）全体の体制 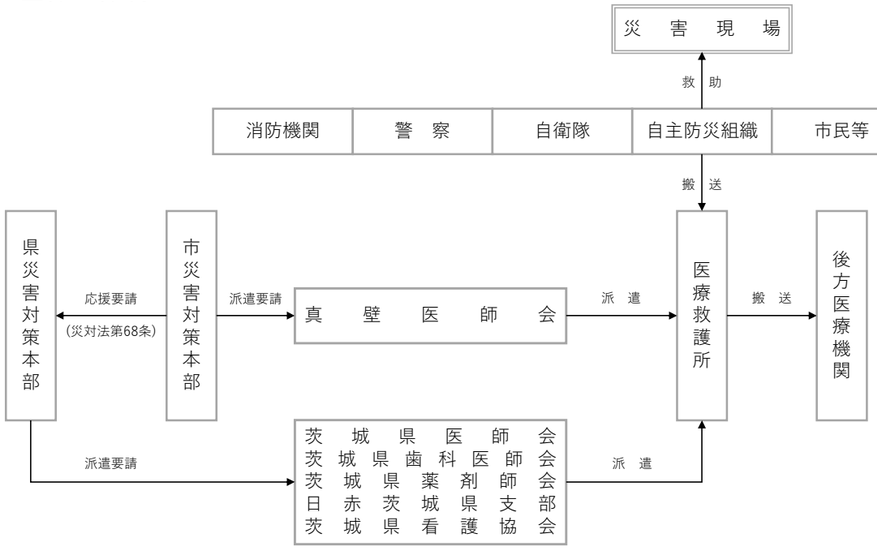 2）情報収集 市医療救護班は、次の項目について情報を収集する。 ①市内の医療機関及び防災協力医療機関の被災状況 医師・看護師等の医療スタッフや建物、医療機器等の施設損壊状況、患者受け入れ状況の情報収集を行う。また、保健所や下妻消防署からも医療機関の被災状況の把握を行う。 ②重傷者等の受け入れ可能な被災地外の病院の把握 クラッシュ症候群等重傷者や人工透析患者等の受け入れ 3）災害派遣医療チーム等の協力要請 市災害対策本部は、災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、一般社団法人真壁医師会へ派遣を要請する。また、災害の程度により、県、自衛隊、日本赤十字社等へ協力を要請し、応急医療体制を確保する。	■　対　策 1　応急医療体制の確保 (1) 初動体制の確保----------【市（保健福祉部）、県、医療機関】 災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うため、市の災害対策本部は、~~災害派遣医療チーム~~医療救護チーム・ＤＭＡＴなどの派遣を一般社団法人真壁医師会や県に要請するとともに、連絡調整など災害時医療の維持運営を関係機関の協力を得て実施する。 1）全体の体制 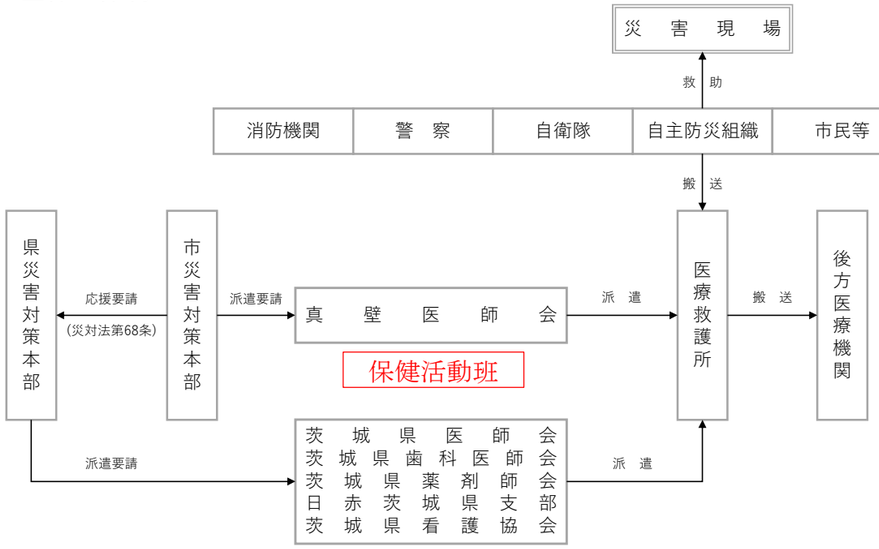 2）情報収集 市医療救護班は、次の項目について情報を収集する。 ①市内の医療機関（医科・歯科・薬局）及び防災協力医療機関の被災状況 医師・看護師等の医療スタッフや建物、医療機器等の施設損壊状況、患者受け入れ状況の情報収集を行う。また、保健所や下妻消防署からも医療機関の被災状況の把握を行う。 ②重傷者等の受け入れ可能な被災地外の病院の把握 クラッシュ症候群等重傷者や人工透析患者等の受け入れ 3）医療救護チーム・~~災害派遣医療チーム~~ＤＭＡＴ等の協力要請 市災害対策本部は、災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、一般社団法人真壁医師会へ医療救護チーム等の派遣を要請する。~~また、~~災害の程度により、被災地において医療救護活動の不足が予測される場合には、県に対して医療救護チーム・ＤＭＡＴの派遣を要請する。~~県、自衛隊、日本赤十字社等へ協力を要請し、応急医療体制を確保する。~~また、避難所における避難生活の長期化が想定される場合には、県に対してＤＰＡＴ、保健師等チームの派遣を要請する。	県計画との整合 県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
4）救護所の設置 多数の負傷者が同時に発生し、市内医療機関が被災した等、混乱が予想される場合、市は医療活動を円滑かつ的確に実施するため、救護所を設置し、対応体制を整える。また、救護所を開設する施設等をあらかじめ調査し、把握しておく。 ２　応急医療活動 (1) 医療施設による医療活動----------【医療機関】 市内の医療機関は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージ（治療における優先順位による患者の振り分け）を効果的に実施する。 (2) 災害派遣医療チームによる医療活動----------【県、市（保健福祉部）、医療機関】 1）医療救護所の活動 ①被災者のスクリーニング（症状判別） ②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供 ③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定 ④防疫対策への支援 ⑤その他状況に応じた処置	4）救護所の設置 多数の負傷者が同時に発生し、市内医療機関が被災した等、混乱が予想される場合、市は医療活動を円滑かつ的確に実施するため、救護所を設置し、対応体制を整える。また、救護所を開設する施設等をあらかじめ調査し、把握しておく。 ２　応急医療活動 (1) 医療施設による医療活動----------【医療機関】 市内の医療機関は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージ（治療における優先順位による患者の振り分け）を効果的に実施する。 (2) ~~災害派遣~~医療救護チーム・ＤＭＡＴ等による医療活動----------【県、市（保健福祉部）、医療機関】 1）医療救護所の活動 【医療救護チームの業務】 ①被災者のスクリーニング（症状判別） ②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供 ③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定 ~~④防疫対策への支援~~ ④死亡の確認 ⑤死体の検案 ⑥その他状況に応じた処置 【ＤＭＡＴ等の業務】 被災地における活動（域内搬送病院内支援、現場活動を含む）及び広域医療搬送を行う。 【巡回相談チーム・ボランティアとの連携】 医療救護チームは、被災者の健康相談を行うために医師、保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。	県計画との整合
2）後方医療機関の活動 ①転送された重傷者の受入れ ②特殊な治療を要する慢性疾患患者に対する後方医療（慢性腎不全のため透析療法を要する患者等の受入れ等）	2）後方医療機関の活動 ①転送された重傷者の受入れ ②特殊な治療を要する慢性疾患患者に対する後方医療（慢性腎不全のため透析療法を要する患者等の受入れ等）	県計画との整合
3）搬送（転送）活動 重傷者等の後方医療機関への搬送（転送）は、原則として下妻消防署が実施する。ただし、救急車両が確保できない場合等については、次による。 ①近距離の場合は、市災害対策本部及び市民等が確保した車両による。 ②遠距離及び道路の破損等の場合は、県もしくは自衛隊等のヘリコプターによる。 ③医療救護活動が円滑に実施できるよう、災害派遣医療チーム及び患者の搬送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。	3）搬送（転送）活動 重傷者等の後方医療機関への搬送（転送）は、原則として下妻消防署が実施する。ただし、救急車両が確保できない場合等については、次による。 ①近距離の場合は、市災害対策本部~~及び~~又は市民等が確保した車両による。 ②遠距離及び道路の破損等の場合は、県もしくは自衛隊等のヘリコプターによる。 ③医療救護活動が円滑に実施できるよう、~~災害派遣医療チーム~~ＤＭＡＴの移動及び患者の搬送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
④災害派遣医療チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された保健医療チーム等との連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。 **(3) 医薬品等の供給** 医薬品及び衛生材料については、医療品販売業者等から必要に応じ調達するものとする。また、県により流通備蓄されている災害用医薬品等の供給を受ける。 また、輸血用血液製剤は、県より茨城県赤十字血液センター及び中央血液センターからの供給を受ける。 **３　後方支援活動** **(1) 患者受入れ先病院の確保----------【県、下妻消防署、医療機関】** **1) 後方医療施設の確保** 医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。この際、下妻消防署は、県全域の救急医療施設の情報を基に、後方医療施設を選定する。 **2) 被災病院等の入院患者の受入れ** 県及び市災害対策本部は、市内病院等が、被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等からの要請に基づき、後方医療施設（精神科病院を含む。）の確保に努める。 **(2) 搬送体制の確保----------【下妻消防署、市（保健福祉部）】** **1) 後方医療施設への搬送** 災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて茨城県救急医療情報コントロールセンターや県保健福祉部対策本部の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。 なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて下妻消防署または市災害対策本部に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。 **2) 搬送手段の確保** 病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車または応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。 ただし、消防機関の救急自動車が確保できない場合、県または市災害対策本部が輸送車両の確保に努める。	④~~災害派遣医療チーム~~ＤＭＡＴは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された保健医療チーム等との連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。 **(3) 医薬品等の供給** 医薬品及び衛生材料については、医療品販売業者等から必要に応じ調達するものとする。また、県により流通備蓄されている災害用医薬品等の供給を受ける。 また、輸血用血液製剤は、県より茨城県赤十字血液センター及び中央血液センターからの供給を受ける。 **３　後方支援活動** **(1) 患者受入れ先病院の確保----------【県、下妻消防署、医療機関】** **1) 後方医療施設の確保** 医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。この際、下妻消防署は、県全域の救急医療施設の情報を基に、後方医療施設を選定する。 **2) 被災病院等の入院患者の受入れ** 県及び市災害対策本部は、市内病院等が、被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等からの要請に基づき、後方医療施設（精神科病院を含む。）の確保に努める。 **(2) 搬送体制の確保----------【下妻消防署、市（保健福祉部）】** **1) 後方医療施設への搬送** 災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて~~茨城県救急医療情報コントロールセンターや県保健福祉部対策本部~~　広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）や保健医療部現地対策班等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。 なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて下妻消防署または市災害対策本部に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。 **2) 搬送手段の確保** 病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車または応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。 ただし、消防機関の救急自動車が確保できない場合、県または市災害対策本部が輸送車両の確保に努める。 **(3) 人工透析の供給等----------【県、市（保健福祉部）医療機関】** **1) 人工透析の供給**	県計画との整合 県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	県及び市町村は、茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める **2）人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等** 市は、県、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。 **3）周産期医療** 市の保健師は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。 患者搬送のコーディネート等については、災害時小児周産期リエゾンを活用する。	県計画との整合
(3) 保健医療チームの活動----------【県、医療機関】 **1）受入れ体制の確保** 災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。 市または保健所は県を通して、保健医療チームの登録状況を把握し、医療救護所または後方医療施設へ振り分ける。 **2）活動内容** 保健医療チームの活動内容は、次のとおりである。 ①医師・看護師 ㋐災害派遣医療チームに加わり、医療救護所で医療活動を行う。 ㋑被災地の医療機関において医療活動を行う。 ㋒後方医療施設において医療活動を行う。 ㋓保健医療チームとして、避難所、在宅避難者に保健活動を行う。 ②薬剤師 ㋐災害派遣医療チームに加わり、医療救護所で調剤業務及び服薬指導を行う。 ㋑被災患者の持参薬識別と必要に応じた医師への代替薬の提案を行う。なお、薬を滅失した被災患者からは、聞き取り情報等により、服用薬の特定を行う。 ㋒医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。 ③保健師 ㋐保健医療チームとして、避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護班に連絡する。 ㋑在宅の要配慮者や在宅避難者への健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握する。	**(4) 保健医療チームの活動----------【県、医療機関】** **1）受入れ体制の確保** 災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。 市または保健所は県を通して、保健医療チームの登録状況を把握し、医療救護所または後方医療施設へ振り分ける。 **2）活動内容** 保健医療チームの活動内容は、次のとおりである。 ①医師・看護師 ㋐~~災害派遣医療チーム~~ＤＭＡＴに加わり、医療救護所で医療活動を行う。 ㋑被災地の医療機関において医療活動を行う。 ㋒後方医療施設において医療活動を行う。 ㋓保健医療チームとして、避難所、在宅避難者に保健活動を行う。 ②薬剤師 ㋐~~災害派遣医療チーム~~ＤＭＡＴに加わり、医療救護所で調剤業務及び服薬指導を行う。 ㋑被災患者の持参薬識別と必要に応じた医師への代替薬の提案を行う。なお、薬を滅失した被災患者からは、聞き取り情報等により、服用薬の特定を行う。 ㋒医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。 ③保健師 ㋐保健医療チームとして、避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護班に連絡する。 ㋑在宅の要配慮者や在宅避難者への健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握する。	県計画との整合 県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
④歯科医師・歯科衛生士 ・避難所等を巡回し、被災者の歯科診療、口腔ケア指導等を行う。 ⑤その他 ■　資料編　「救急告示病院」 ■　資料編　「災害拠点病院」 **第７　交通計画** ■　基本事項 １　趣　旨 災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認められる時、または交通の混乱により応急対策に支障をきたすおそれがある時の交通規制並びにこれに関連した応急の対策は、本計画の定めるところによる。 ２　対策項目 １　規制の種別等 ２　発見者の通知 ３　各機関別実施者 ４　道路、橋梁の応急対策 ５　関東鉄道㈱の迂回計画 ■　対　策 １　規制の種別等 災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。 (1) 道路法に基づく規制（同法第 46 条）----------【市（建設部）、道路管理者】 災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要がある時は、道路管理者が交通を禁止し、または制限（重量制限を含む。）する。 (2) 道路交通法に基づく規制（同法第４条、５条及び６条）----------【県警察本部、公安委員会】 災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる時は、公安委員会、警察署長、警察官（以下「警察関係機関」という。）は、歩行者または車両の通行を禁止し、または制限する。	④歯科医師・歯科衛生士 ・避難所等を巡回し、被災者の歯科診療、口腔ケア指導等を行う。 ⑤その他 ■　資料編　「２－９救急告示病院」 ■　資料編　「２－10災害拠点病院・ＤＭＡＴ指定医療機関」 **第７　交通計画** ■　基本事項 １　趣　旨 災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認められる時、または交通の混乱により応急対策に支障をきたすおそれがある時の交通規制並びにこれに関連した応急の対策は、本計画の定めるところによる。 ２　対策項目 １　規制の種別等 ２　発見者の通知 ３　各機関別実施者 ４　道路、橋梁の応急対策 ５　関東鉄道㈱の迂回計画 ■　対　策 １　規制の種別等 災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。 (1) 道路法に基づく規制（同法第 46 条）----------【市（建設部）、道路管理者】 災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要がある時は、道路管理者が交通を禁止し、または制限（重量制限を含む。）する。 (2) 道路交通法に基づく規制（同法第４条、５条及び６条）----------【県警察本部、公安委員会】 災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる時は、公安委員会、警察署長、警察官（以下「警察関係機関」という。）は、歩行者または車両の通行を禁止し、または制限する。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(3) 災対法に基づく規制（同法第 76 条）----------【公安委員会】 災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められる時は、公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し、または制限する。 **(4) 異常気象時における道路通行規制要綱及び異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領** 豪雨・地震等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。 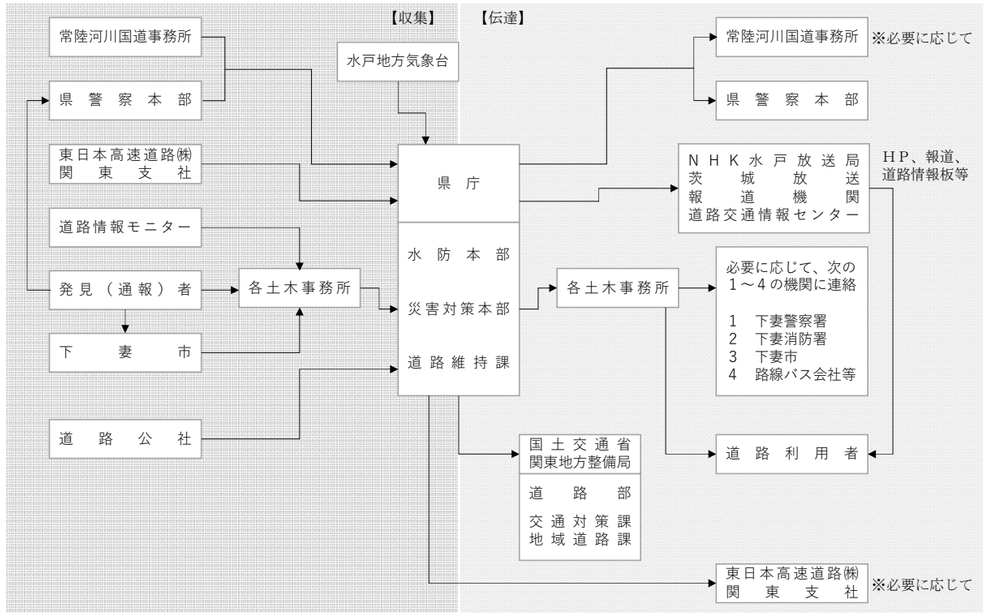 **図　県を中心とした道路情報連絡系統図** **２　発見者の通知----------【県警察本部】** 災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、または極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官または市長に通知する。 通知を受けた警察官または市長は、相互に連絡するものとする。市長はその路線管理機関に速やかに通知するものとする。	**(3) 災対法に基づく規制（同法第 76 条）----------【公安委員会】** 災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められる時は、公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し、または制限する。 **(4) 異常気象時における道路通行規制要綱及び異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領** 豪雨・地震等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。 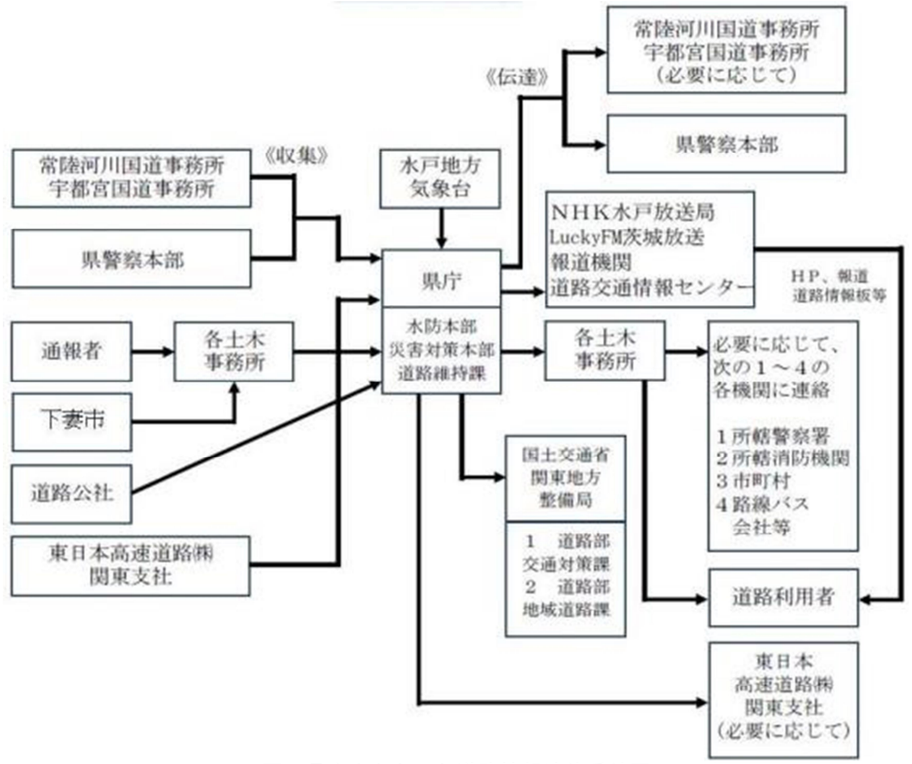 **図　県を中心とした道路情報連絡系統図** **２　発見者の通知----------【県警察本部】** 災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、または極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官または市長に通知する。 通知を受けた警察官または市長は、相互に連絡するものとする。市長はその路線管理機関に速やかに通知するものとする。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
３　各機関別実施者 **(1) 道路管理者----------【市（建設部）、道路管理者、下妻警察署】** 道路施設の被害により危険な状態が予想され、もしくは発見した時、または通報等により承知した時は、速やかに必要な範囲の規制をする。この場合に警察関係機関と緊密に連絡をするものとする。 **(2) 市----------【市（建設部）、下妻警察署】** 市以外のものが管理する道路施設でその管理者に通知して規制をするいとまがない時は、市はただちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、または市長が災対法第 60 条により避難の指示をし、または同法第 63 条により警戒区域を設定し、立入を制限、もしくは禁止、または退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。 **(3) 警察関係機関----------【公安委員会、県警察本部】** 警察関係機関は、道路交通法に基づき、危険防止及び交通の安全と円滑を図り、または災対法第 76 条による緊急輸送を確保するために、一時通行を禁止し、または制限を行う。なお、警察関係機関が行う規制の細則については、茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）を参照のこと **４　道路、橋梁の応急対策----------【市（建設部）、道路管理者】** 道路、橋梁の被害によって、交通が阻害されることは、災害の救助作業、復旧作業等に重大な支障をきたす。従って、道路、橋梁の応急対策を迅速、適切に実施する必要がある。応急対策の基本的な構想は以下のとおり。 (1) 市及び工事事務所の職員により交通制限等の処置をする。 (2) 迂回路を確保し、これを表示する。 (3) 市の管理する交通施設において、被害規模が大きく、市の能力だけでは十分な応急対策ができないと認められる場合は、県に援助を要請する。 (4) 隣接工事事務所または被害の少ない工事事務所から機械、労力の応援を得る。 **５　関東鉄道株式会社の迂回計画----------【関東鉄道】** 発災時において関東鉄道㈱の鉄道施設に被害が生じ、通常の運行ができない場合は、バス等代替機関を用いて速やかに迂回路（手段）を確保する。なお、発災時の迂回計画については、関東鉄道であらかじめ対応計画を作成する。	**３　各機関別実施者** **(1) 道路管理者----------【市（建設部）、道路管理者、下妻警察署】** 道路施設の被害により危険な状態が予想され、もしくは発見した時、または通報等により承知した時は、速やかに必要な範囲の規制をする。この場合に警察関係機関と緊密に連絡をするものとする。 **(2) 市----------【市（建設部）、下妻警察署】** 市以外のものが管理する道路施設でその管理者に通知して規制をするいとまがない時は、市はただちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、または市長が災対法第 60 条により避難の指示をし、または同法第 63 条により警戒区域を設定し、立入を制限、もしくは禁止、または退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。 **(3) 警察関係機関----------【公安委員会、県警察本部】** 警察関係機関は、道路交通法に基づき、危険防止及び交通の安全と円滑を図り、または災対法第 76 条による緊急輸送を確保するために、一時通行を禁止し、または制限を行う。なお、警察関係機関が行う規制の細則については、茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）を参照のこと **４　道路、橋梁の応急対策----------【市（建設部）、道路管理者】** 道路、橋梁の被害によって、交通が阻害されることは、災害の救助作業、復旧作業等に重大な支障をきたす。従って、道路、橋梁の応急対策を迅速、適切に実施する必要がある。応急対策の基本的な構想は以下のとおり。 (1) 市及び工事事務所の職員により交通制限等の処置をする。 (2) 迂回路を確保し、これを表示する。 (3) 市の管理する交通施設において、被害規模が大きく、市の能力だけでは十分な応急対策ができないと認められる場合は、県に援助を要請する。 (4) 隣接工事事務所または被害の少ない工事事務所から機械、労力の応援を得る。 **５　関東鉄道株式会社の迂回計画----------【関東鉄道】** 発災時において関東鉄道㈱の鉄道施設に被害が生じ、通常の運行ができない場合は、バス等代替機関を用いて速やかに迂回路（手段）を確保する。なお、発災時の迂回計画については、関東鉄道であらかじめ対応計画を作成する。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第３章　災害応急対策計画 **第６節　被災者生活支援** **第１　被災状況の把握及び生活再建支援** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害が発生した場合には、迅速かつ的確な災害応急・復旧対策を推進していくことが必要である。特に、避難所の開設・運営、避難者の状況の把握、保健衛生支援、災害救助法の適用、救援物資の供給、応急危険度判定･被害認定調査、り災証明の発行、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金や生活再建支援金の支給など、被災者の避難生活支援や生活再建支援に関わる対策については、被災者の状況を十分に把握するとともに支援体制を確立し、被災者に寄り添った（実情に即した）対策を推進していくことが重要である。	第３章　災害応急対策計画 **第６節　被災者生活支援** **第１　被災状況の把握及び生活再建支援** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害が発生した場合には、迅速かつ的確な災害応急・復旧対策を推進していくことが必要である。特に、避難所の開設・運営、避難者の状況の把握、保健衛生支援、災害救助法の適用、救援物資の供給、応急危険度判定･被害認定調査、り災証明の発行、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金や生活再建支援金の支給など、被災者の避難生活支援や生活再建支援に関わる対策については、被災者の状況を十分に把握するとともに支援体制を確立し、被災者に寄り添った（実情に即した）対策を推進していくことが重要である。 なお、市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。さらに、災害時には、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	県計画との整合
２　留意事項 **(1) 避難者の把握** 避難者の状況を迅速かつ的確に把握するため、避難所に登録窓口を設置するとともに、避難所以外の場所（自宅、車中、テント等）で生活し、食料や水等のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。	**２　留意事項** **(1) 避難者の把握** 避難者の状況を迅速かつ的確に把握するため、避難所に登録窓口を設置するとともに、避難所以外の場所（自宅、車中、テント等）で生活し、食料や水等のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。 また、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。	県計画との整合
(2) 被災状況把握のための調査体制の整備 効率的かつ漏れなく住宅及び宅地等の被害調査ができるよう、調査実施方針、各関係部局の職員、他自治体からの応援職員及びボランティア等からなる調査チームの編成、調査実施要領及び資器材の調達等を網羅した被害認定調査計画を作成するとともに、各調査チームが調査した事項の調査結果を共用化できるようなシステムを構築するなど、あらかじめ調査体制を整備しておくことが必要である。	**(2) 被災状況把握のための調査体制の整備** 効率的かつ漏れなく住宅及び宅地等の被害調査ができるよう、調査実施方針、各関係部局の職員、他自治体からの応援職員及びボランティア等からなる調査チームの編成、調査実施要領及び資器材の調達等を網羅した被害認定調査計画を作成するとともに、各調査チームが調査した事項の調査結果を共用化できるようなシステムを構築するなど、あらかじめ調査体制を整備しておくことが必要である。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(3) 被災者相談窓口の設置及び広報 住民の被災状況の把握を容易にするとともに被災者の生活再建等についての不安を軽減するため、被災者の相談窓口を設置するとともに、市が実施する被害調査並びにり災証明書の発行、住宅あっせん及び給付金等の生活再建支援策について広報を行うことが必要である。 3　対策項目 1　避難所避難者、疎開者、在宅避難者等の把握 2　被災状況把握のための調査 3　り災証明書の交付 ■　対　策 1　避難所避難者、疎開者、在宅避難者等の把握 (1) 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成----------【市（総務部、市民部）】 市は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。登録窓口の設置担当は、総務部とする。また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 2　被災状況把握のための調査----------【県、市（各部）】 (1) 調査体制の整備 市は、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるよう、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（令和２年３月、内閣府）を参考に、あらかじめ調査体制を整備する。	(3) 被災者相談窓口の設置及び広報 住民の被災状況の把握を容易にするとともに被災者の生活再建等についての不安を軽減するため、被災者の相談窓口を設置するとともに、市が実施する被害調査並びにり災証明書の発行、住宅あっせん及び給付金等の生活再建支援策について広報を行うことが必要である。 3　対策項目 1　避難所避難者、疎開者、在宅避難者等の把握 2　被災状況把握のための調査 3　り災証明書の交付 ■　対　策 1　避難所避難者、疎開者、在宅避難者等の把握 (1) 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成----------【市（総務部、市民部）】 市は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。登録窓口の設置担当は、総務部とする。また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 2　被災状況把握のための調査----------【県、市（各部）】 (1) 調査体制の整備 市は、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるよう、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（令和６年5月、内閣府）を参考に、あらかじめ調査体制を整備する。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
【参考】 災害発生から被災者支援施策の実施に至るまでの流れ 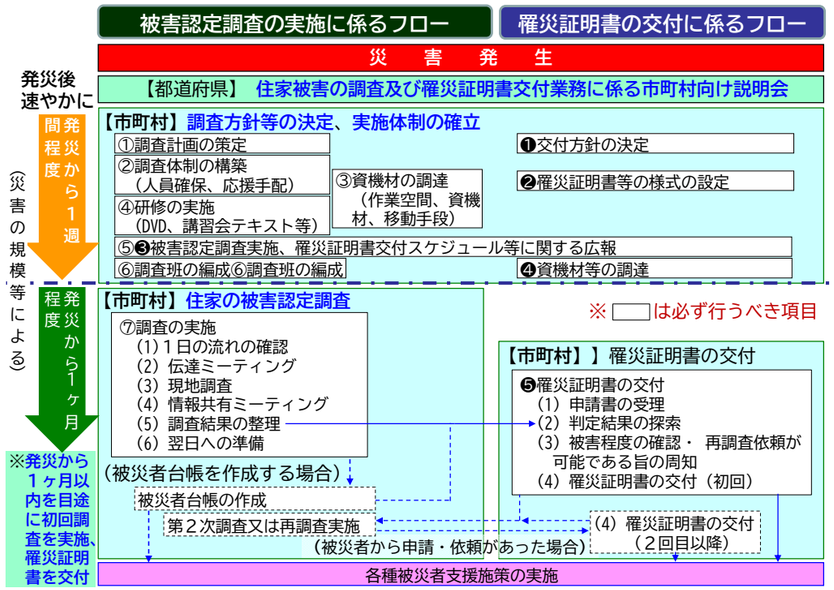 **①調査計画の作成** 効率的かつ漏れなく住宅及び宅地等の被害調査ができるよう、調査実施方針、調査チームの編成、調査実施要領及び資器材の調達等を網羅した被害認定調査計画を作成する。 **②調査チームの編成** 各関係部局の職員、他自治体からの応援職員及びボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。 **③調査・報告方法の確立** 調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についても、あらかじめ定めておくものとする。 **(2) 調査の実施** 市の調査チームは、(1)に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。 **(3) 調査結果の報告** 市の調査チームは、調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について、関係部局及び県に対し調査結果を報告する。	【参考】 災害発生から被災者支援施策の実施に至るまでの流れ 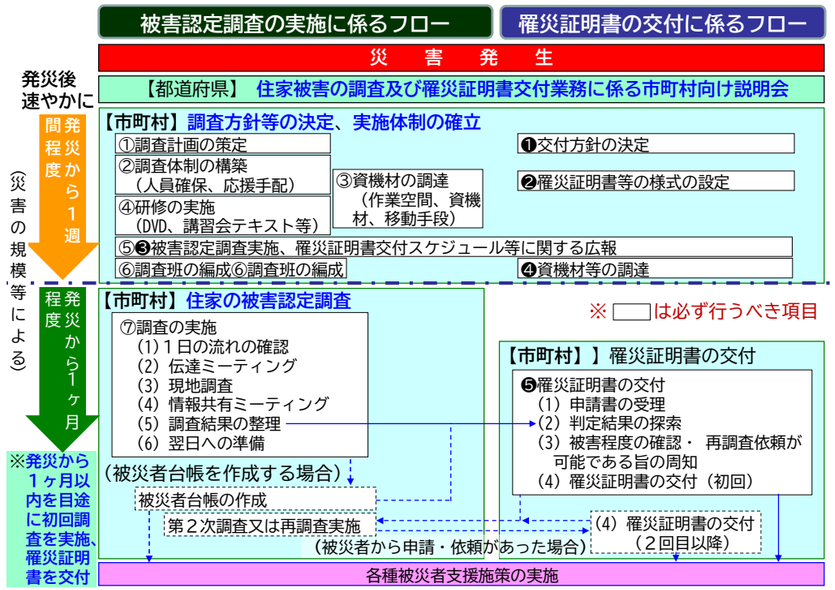 **①調査計画の作成** 効率的かつ漏れなく住宅及び宅地等の被害調査ができるよう、調査実施方針、調査チームの編成、調査実施要領及び資器材の調達等を網羅した被害認定調査計画を作成する。 **②調査チームの編成** 各関係部局の職員、他自治体からの応援職員及びボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。 **③調査・報告方法の確立** 調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についても、あらかじめ定めておくものとする。 **(2) 調査の実施** 市の調査チームは、(1)に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。 **(3) 調査結果の報告** 市の調査チームは、調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について、関係部局及び県に対し調査結果を報告する。 【県への報告先】 ① 災害救助法の適用 →県防災・危機管理部 ② 避難所の開設 →県防災・危機管理部	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	③ 食料、水、生活必需品の供給 →県防災・危機管理部、政策企画部、産業戦略部、農林水産部 ④ 義援金品の配分、災害弔慰金等の支給 →県防災・危機管理部、福祉部 ⑤ 応急仮設住宅入居者の選定 →県土木部	県計画との整合
３　り災証明書の交付----------【県、市（市民部）】 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するものとする。 なお、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するほか、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 また、市では、市民部と建設部等の非常時の情報共有体制について、あらかじめ検討し、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。	**３　り災証明書の交付----------【県、市（市民部）】** 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するものとする。 なお、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するほか、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 また、市では、市民部と建設部等の非常時の情報共有体制について、あらかじめ検討し、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。 県は、住家被害の調査やり災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。	県計画との整合
県は、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付について、被害の規模と比較して市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、必要な支援を行うとともに、定期的に、り災証明の交付に係る業務のノウハウの提供等を実施する。	県は、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付について、被害の規模と比較して市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、必要な支援を行うとともに、定期的に、り災証明の交付に係る業務のノウハウの提供等を実施する。	
第２　避難生活の確保、健康管理	**第２　避難生活の確保、健康管理**	
■　基本事項 **１　趣　旨** 災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に受入れ保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を受入れる場合、感染症や食中毒の発生及びプライバシー保護の困難性からくる精神不安定などの様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。	**■　基本事項** **１　趣　旨** 災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に受入れ保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を受入れる場合、感染症や食中毒の発生及びプライバシー保護の困難性からくる精神不安定などの様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
２　留意事項 **(1) 使用可能施設・設備の把握** 災害時において、避難所として使用可能な施設及び設備を、あらかじめ把握しておく。特に、避難生活に不可欠なトイレ、手洗い場、床の状態等は詳細に把握し、また、これらについては、避難生活時にも常に把握しておくことが必要である。 **(2) 協力体制の確保** 災害が発生した場合、市職員の被災、参集の遅れ及び膨大な災害対応業務の発生などにより、市職員のみでは避難所の開設・運営を行うことが不可能であるため、避難所の開設・運営について、自主防災組織等との協力体制の確保に努めることが必要である。また、避難所に指定されている学校については、任命権者と協議し、負傷した際の補償等を確保した上で、学校長以下教職員の協力体制を確保しておくことが必要である。 **(3) 避難者の状態把握** 避難所を円滑に運営するため、避難者の人数、性別、年齢、疾病の有無等を把握することが必要である。特に、高齢者等の要配慮者については、病状の悪化等に対応するため、その状態を詳細に把握することが必要である。	**２　留意事項** **(1) 使用可能施設・設備の把握** 災害時において、避難所として使用可能な施設及び設備を、あらかじめ把握しておく。特に、避難生活に不可欠なトイレ、手洗い場、床の状態等は詳細に把握し、また、これらについては、避難生活時にも常に把握しておくことが必要である。 **(2) 協力体制の確保** 災害が発生した場合、市職員の被災、参集の遅れ及び膨大な災害対応業務の発生などにより、市職員のみでは避難所の開設・運営を行うことが不可能であるため、避難所の開設・運営について、自主防災組織等との協力体制の確保に努めることが必要である。また、避難所に指定されている学校については、任命権者と協議し、負傷した際の補償等を確保した上で、学校長以下教職員の協力体制を確保しておくことが必要である。 **(3) 避難者の状態把握** 避難所を円滑に運営するため、避難者の人数、性別、年齢、疾病の有無等~~を~~の把握や要介護高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人や性的マイノリティの者のニーズへの適切な対応~~すること~~が必要である。特に、高齢者等の要配慮者については、病状の悪化等に対応するため、その状態を詳細に把握することが必要である。	県計画との整合
３　対策項目 １　避難所の開設・運営 ２　避難所における生活環境の整備 ３　健康管理 ４　精神保健、心のケア対策	**３　対策項目** １　避難所の開設・運営 ２　避難所における生活環境の整備 ３　健康管理 ４　精神保健、心のケア対策	
■　対　策 **１　避難所の開設・運営** **(1) 避難所の開設----------【市（総務部、保健福祉部、教育部）】** 市は、発災時に、必要に応じて、避難所及び要配慮者のための福祉避難所の開設を決定し、市民等に周知徹底を図るものとする。 また、指定された避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。 なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、緊急の避難所を近隣市町村に設けることとする。	**■　対　策** **１　避難所の開設・運営** **(1) 避難所の開設----------【市（総務部、保健福祉部、教育部）】** 市は、発災時に、必要に応じて、避難所及び要配慮者のための福祉避難所の開設を決定し、市民等に周知徹底を図るものとする。併せて、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れることとする。 また、指定された避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。 なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、緊急の避難所を近隣市町村に設けることとする。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地等の活用や旅館・ホテル等を避難所として借り上げ、実質的に福祉避難所として開設するなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。 また、市は、避難所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。 なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。 **1）基本事項** **①対象者** ア　家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ　現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者 ウ　災害によって、現に被害を受けるおそれのある者 **②設置場所** ア　避難所としてあらかじめ指定している施設 イ　広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外収容施設 **③災害救助法による設置費用の範囲及び限度額** **ア　費用の範囲** (ｱ) 賃金職員等雇上費 (ｲ) 消耗器材費 (ｳ) 建物の使用謝金 (ｴ) 器物の使用謝金、借上費又は購入費 (ｵ) 光熱水費 (ｶ) 仮設便所等の設置費 **イ　限度額** (ｱ) 基本額 避難所設置費１人１日あたり 320 円以内 (ｲ) 加算額 ㋐冬季（10 月～ 3 月）については、その都度定める額 ㋑福祉避難所の設置のための費用については、当該地域における通常の実費 **④設置期間** 災害発生の日から７日以内とする。 ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、県知事の事前承認（内閣総理大臣の同意を含む。）を受ける。	さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地等の活用や旅館・ホテル等を避難所として借り上げ、実質的に福祉避難所として開設するなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。 また、市は、避難所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。 なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。 **1）基本事項** **①対象者** ア　家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ　現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者 ウ　災害によって、現に被害を受けるおそれのある者 **②設置場所** ア　避難所としてあらかじめ指定している施設 イ　広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外収容施設 **③災害救助法による設置費用の範囲及び限度額** **ア　費用の範囲** (ｱ) 賃金職員等雇上費 (ｲ) 消耗器材費 (ｳ) 建物の使用謝金 (ｴ) 器物の使用謝金、借上費又は購入費 (ｵ) 光熱水費 (ｶ) 仮設便所等の設置費 **イ　限度額** (ｱ) 基本額 避難所設置費１人１日あたり 320 円以内 (ｲ) 加算額 ㋐冬季（10 月～ 3 月）については、その都度定める額 ㋑福祉避難所の設置のための費用については、当該地域における通常の実費 **④設置期間** 災害発生の日から７日以内とする。 ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、県知事の事前承認（内閣総理大臣の同意を含む。）を受ける。	
2）避難所開設の要請 市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。	**2）避難所~~開設~~不足時の要請** 市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。	内容との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
県は、市から要請があった場合、または市からの報告及び被害状況により必要だと認められる場合は、他市町村に対し避難所開設を指示するとともに、野外収容施設の設置に必要な資材の調達を行う。 **3）避難所開設の報告** 市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。 ①避難所開設の目的 ②箇所数及び収容人員 ③開設期間の見込み	県は、市から要請があった場合、または市からの報告及び被害状況により必要だと認められる場合は、他市町村に対し避難所開設を指示するとともに、野外収容施設の設置に必要な資材の調達を行う。 **3）避難所開設の報告** 市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。 ①避難所開設の目的 ②箇所数及び~~収容~~受入れ人員 ③開設期間の見込み ④全国共通避難所・避難場所ＩＤ	県計画との整合
(2) 避難所の運営管理----------【市（総務部、市民部）】 市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営管理を行う。その際、避難者主体の避難所運営体制の構築及び女性の参画を推進し、以下のような女性の視点を踏まえた運営や避難所の安全性の確保に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空き家などの利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所利用者の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。	**(2) 避難所の運営管理----------【市（総務部、~~教育部市民部~~）】** 市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティア等を各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営管理を行う。その際、避難者主体の避難所運営体制の構築及び女性の参画を推進し、以下のような~~女性~~性によるニーズの違い等、男女等の視点を踏まえた運営や避難所の安全性の確保やこども・若者のニーズに応じた居場所の確保に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空き家などの利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所利用者の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。	分掌事務との整合 県計画との整合
県は、市の要請があった場合、職員を派遣するとともに、他市町に対し職員の派遣を指示する。 **1）女性の視点を踏まえた運営** ①女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等 ②生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配付 **2）避難所の安全性の確保** ①防犯と安全・安心を考慮した施設の配置 ②防犯の呼びかけ、防犯ブザーの配布及び巡回警備	県は、市の要請があった場合、職員を派遣するとともに、他市町に対し職員の派遣を指示する。 **1）~~女性~~男女双方の視点を踏まえた運営** ①女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室や多目的トイレ等の設置等 ②生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配付 **2）避難所の安全性の確保** ①防犯と安全・安心を考慮した施設の配置 ②防犯の呼びかけ、防犯ブザーの配布及び巡回警備 **3）こども・若者の居場所** キッズスペースや学習スペース 4）県への支援職員の派遣要請 市は、市職員のみでは避難所の運営管理が難しいと判断した場合は県に対して支援職員の派遣を要請する。	県計画との整合 県計画との整合 県計画との整
(3) 避難所における住民の心得----------【住民】 避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境の悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、市民に周知を図る。 **【避難所における住民の心得】** ①自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力 ②正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力	**(3) 避難所における住民の心得----------【住民】** 避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境の悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、市民に周知を図る。 **【避難所における住民の心得】** ①自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力 ②正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
③ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守 ④要配慮者への配慮 ⑤プライバシーの保護 ⑥その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項	③ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守 ④要配慮者への配慮 ⑤プライバシーの保護 ⑥その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項	
(4) 福祉避難所の開設・運営----------【市（保健福祉部）】 **1) 福祉避難所の指定** 要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、一般的な避難スペースでは、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩したりしやすいので、市は、必要に応じて福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。 その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすい設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定する。	**(4) 福祉避難所の開設・運営----------【市（保健福祉部）】** **1) 福祉避難所の指定** 要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、一般的な避難スペースでは、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩したりしやすいので、市は、必要に応じて福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。 その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすい設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定する。 特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。	県計画との整合
2) 福祉避難所の周知 市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く市民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接、広報紙を配布するなどして、周知を徹底する。	**2) 福祉避難所の周知** 市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く市民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接、広報紙を配布するなどして、周知を徹底する。 なお、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、受入れ対象者を特定する。	県計画との整合
3) 食料品・生活用品等の備蓄 市は、食料品の備蓄にあたっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。	**3) 食料品・生活用品等の備蓄** 市は、食料品の備蓄にあたっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。	
4) 福祉避難所の開設 市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。	**4) 福祉避難所の開設** 市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。ただし、事前に福祉避難所の対象となる者を把握し、関係者と調整の上、個別避難計画等を作成した要配慮者が、避難が必要となった場合は、福祉避難所へ直接避難することができるよう開設するものとする。	県計画との整合
5) 福祉避難所開設の報告 市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。 ①避難者名簿（名簿は随時更新する。） ②福祉避難所開設の目的 ③箇所名、各対象収容人員（高齢者、障害者等） ④開設期間の見込み	**5) 福祉避難所開設の報告** 市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。 ①避難者名簿（名簿は随時更新する。） ②福祉避難所開設の目的 ③箇所名、各対象収容人員（高齢者、障害者等） ④開設期間の見込み	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
２　避難所における生活環境の整備 **(1) 生活環境の維持----------【市（保健福祉部、市民部、教育部）】** 市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活を維持するために必要な、密集回避を考慮した避難者の収容、各種生活物資及び感染症予防や清潔保持に必要な消毒液・石鹸・うがい薬・マスク・フェースガード等の提供、間仕切りや段ボールベットの設置、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握・改善に努めるなどの、必要な対策を講じるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保や、災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努めるものとする。 避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、季節に応じて扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努めるものとする。 また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。 **(2) 避難者の特性に合わせた場所の確保----------【市（保健福祉部、教育部）】** 市は、避難所の開設にあたり、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者、障害者、体調不良者などの避難者の特性を踏まえて居住場所を割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。 なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて福祉避難所を設置する。 **(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及----------【市（保健福祉部）】** 市は、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。 **３　健康管理** **(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握----------【市（保健福祉部）】** 1）市は、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必要に応じ、県に災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の派遣を要請し、医師及び保健師等で構成する健康管理チームを編成して対応する。	**２　避難所における生活環境の整備** **(1) 生活環境の維持----------【市（保健福祉部、市民部、教育部）】** 市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活を維持するために避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、必要な~~、密集回避を考慮した避難者の収容、~~各種生活物資及び感染症予防や清潔保持に必要な消毒液・石鹸・うがい薬・マスク~~・フェースガード~~等の提供、~~間仕切りや段ボールベットの設置、~~仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握・改善に努めるなどの、必要な対策を講じるものとする。仮設トイレは、衛生的で誰もが快適に使える仕様のトイレを設置するよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保や、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努めるものとする。 避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、季節に応じて扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努めるものとする。 また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。 なお、避難所運営にあたっては、市が策定した「避難所開設・運営マニュアル」や「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル」及び「福祉避難所運営マニュアル」等を参考に運営を図るものとする。 **(2) 避難者の特性に合わせた場所の確保----------【市（保健福祉部、教育部）】** 市は、避難所の開設にあたり、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者、障害者、体調不良者などの避難者の特性を踏まえて居住場所を割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。 なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて福祉避難所を設置する。 **(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及----------【市（保健福祉部）】** 市は、インフルエンザ~~や新型コロナウイルス~~等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。 **３　健康管理** **(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握----------【市（保健福祉部）】** 1）市は、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必要に応じ、県に災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の派遣を要請し、医師及び保健師等で構成する健康管理チームを編成して対応する。	県計画との整合 現状の取組みとの整合 一般表現に変更

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
2）災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、避難所生活等による生活不活発病等の二次的疾病の予防など、災害発生からの保健活動の各フェイズに応じた活動を実施する。 3）災害時保健活動で把握した内容や問題等は、災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるよう努める。 **(2) 避難所の感染症対策----------【市（保健福祉部、教育部）】** 市は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握して、感染症の拡大防止に努める。 **(3) 要配慮者の把握----------【市（保健福祉部）】** 市は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。	2）災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、避難所生活等による生活不活発病等の二次的疾病の予防など、災害発生からの保健活動の各フェイズに応じた活動を実施する。 3）災害時保健活動で把握した内容や問題等は、災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるよう努める。 **(2) 避難所の感染症対策----------【市（保健福祉部、教育部）】** 市は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握して、感染症の拡大防止に努める。 **(3) 要配慮者の把握----------【市（保健福祉部）】** 市は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。 なお、避難所における感染症対策について、避難者の過密抑制や、ホテルや旅館等の活用等を含め、平常時から総務部と保健福祉部が連携して検討するよう努めるものとする。	県計画との整合
(4) 防災関係機関との連携の強化----------【市（保健福祉部）、医療機関】 市は、支援を必要とする高齢者、障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。 **４　精神保健、心のケア対策**	**(4) 防災関係機関との連携の強化----------【市（保健福祉部）、医療機関】** 市は、支援を必要とする高齢者、障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。 **４　精神保健、心のケア対策** 市は、県、精神保健福祉センター、保健所と連携して心のケア活動を実施する。 **(1) 相談窓口----------【県、市（保健福祉部）】** ① 県は、精神保健福祉センター及び保健所に開設された心の健康相談窓口について、各種広報媒体を活用し、広報を図る。 ② 精神保健福祉センターは、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、災害時の心のケアや心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）に関するパンフレット等を作成し、保健所及び市町村を通じ被災者に配布する。 **(2) 精神保健医療体制----------【県、市（保健福祉部）】** ① 県は、ＤＰＡＴ調整本部を障害福祉課内に設置し、原則として、精神科医療機の現状、保健所や市町村が行う心のケア活動の情報収集、関係者への情報提供を一元的に行う。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	また、県及び精神保健福祉センターは、ＤＰＡＴと連絡・調整を行い、被災地の保健・医療の現況等に応じた心のケア活動の方針等を示す。ＤＰＡＴは、保健所、市町村、日赤こころのケアチーム、その他の関係機関との連携を図りながら、精神保健医療の支援にあたる ② 保健所及び市は、連携して次のことを実施する。 ア フェイズ１～２ ・心の健康相談、ＤＰＡＴによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時ＤＰＡＴとの同行訪問 イ フェイズ３（近隣の精神科医療機関による診療再開） ・継続的な対応が必要なケースの把握、対応、ＤＰＡＴへの情報提供 ウ フェイズ４ ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問）	県計画との整合
(1) **精神科救急医療の確保**----------**【県】** 県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入れ可能な医療機関の確認、搬送の手続きなど、入院できるための体制を確保するものとする。こうした病状の悪化した精神障害者を受入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、精神保健福祉センター等に情報の提供を行う。	(3) **精神科救急医療の確保**----------**【県】** 県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入れ可能な医療機関の確認、搬送の手続きなど、入院できるための体制を確保するものとする。こうした病状の悪化した精神障害者を受入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、精神保健福祉センター等に情報の提供を行う。	
(2) **ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請**----------**【県】** 県は、市の要請もしくは必要に応じ、国や医療関係団体へＤＰＡＴの派遣を要請する。ＤＰＡＴは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたるとともに、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアも行う。	(4) **ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請**----------**【県】** 県は、市の要請もしくは必要に応じ、国や医療関係団体へＤＰＡＴの派遣を要請する。ＤＰＡＴは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたるとともに、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアも行う。	
(3) **災害時のこころのケアへの対応**----------**【市（保健福祉部）、県、医療機関】** 1）市は、保健所と連携し、災害直後から、心理サポートや見守りの必要があると思われる市民に対して、十分に配慮するとともに適切なケアを行う。 2）市は、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、保健所と連携し、災害時の心のケアやＰＴＳＤに関する情報を被災者や関係者に周知する。また、保健所に開設される「こころの相談窓口」を明示し、必要な支援が得られるようにする。	(5) **災害時のこころのケアへの対応**----------**【市（保健福祉部）、県、医療機関】** 1）市は、~~保健所と連携し、災害直後から、心理サポートや見守りの必要があると思われる市民に対して、十分に配慮するとともに適切なケアを行う。~~災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害（ＡＳＤ）や心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。 2）ハイリスク者の把握 市は、~~心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、保健所と連携し、災害時の心のケアやＰＴＳＤに関する情報を被災者や関係者に周知する。また、保健所に開設される「こころの相談窓口」を明示し、必要な支援が得られるようにする。~~災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対して、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行う。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	参考：（公財）東京都医学総合研究所のホームページＩＥＳ－Ｒ改定出来事インパクト尺度日本語版 www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_check.pdf	県計画との整合
3）治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、医療が必要と判断される場合は、保健所や精神科医療チーム等から情報を入手するとともに、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげ、その後も継続して支援する。	3）ハイリスク者への対応 治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているＤＰＡＴの医師等に相談する。~~保健所や精神科医療チーム等から情報を入手するとともに、~~また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげ、その後も継続して支援する。	県計画との整合
	■ 心理的応急対応 「サイコロジカル・ファーストエイド（ＰＦＡ）」 災害やテロの直後に子ども、思春期の人、大人、家族の心理的ニーズに対して行うことのできる効果の知られた心理的支援の方法（災害やテロの直後に行う支持的な介入方法）共感と気づかいに満ちた災害救援者からの支援は、初期反応の苦しみをやわらげ、被災者の回復を助けます。各対象の状態に合わせた理解の仕方や具体的な援助方法なども記載されています。 出典：「サイコロジカル・ファーストエイド 実施手引き第２版」 アメリカ国立子どもトラウマティクストレス・ネットワーク（アメリカ国立ＰＴＳＤセンター） ＤＰＡＴ事務局ホームページ http://www.dpat.jp	県計画との整合
■　資料編　「避難所及び緊急避難場所リスト」	■　資料編　「２－１避難所及び緊急避難場所リスト」	
第３　ボランティア活動の支援	**第３　ボランティア活動の支援**	
■　基本事項 **１　趣　旨** 大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。 このため、県及び市は、ボランティアの協力を得ることにより被災者の生活再建を支援する。	**■　基本事項** **１　趣　旨** 大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。 このため、県及び市は、ボランティアの協力を得ることにより被災者の生活再建を支援する。	
２　留意事項 **(1) 被災者ニーズの把握** 災害時には、効果的なボランティア活動が行えるよう、被災者のニーズを十分に把握し、ボランティアの活動内容の検討、調整及び派遣について速やかに判断することが必要である。	**２　留意事項** **(1) 被災者ニーズの把握** 災害時には、効果的なボランティア活動が行えるよう、被災者のニーズを十分に把握し、ボランティアの活動内容の検討、調整及び派遣について速やかに判断することが必要である。	
(2) 被災者ニーズの行政サービスへの反映 ボランティアが被災地で収集した被災者の支援ニーズを災害対策本部各部及び関係機関等と共有・調整し、行政サービスに反映させるようにすることが必要である。	**(2) 被災者ニーズの行政サービスへの反映** ボランティアが被災地で収集した被災者の支援ニーズを災害対策本部各部及び関係機関等と共有・調整し、行政サービスに反映させるようにすることが必要である。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
３　対策項目 １　ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営 ２　ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力	３　対策項目 １　ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営 ２　ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力	
■　対　策 １　ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営 次に記載するボランティアは、一般ボランティアに関する内容であり、医療・語学・アマチュア無線の専門ボランティアについては、次表を参照のこと	■　対　策 １　ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営 次に記載するボランティアは、一般ボランティアに関する内容であり、医療・語学・アマチュア無線の専門ボランティアについては、次表を参照のこと	
区　分 / 項　目 医　療 / 第３章　第５節　第６　応急医療　３　後方支援活動　(4)医療ボランティア活動 語　学 / 第３章　第６節　第６　要配慮者安全確保対策（要配慮者の安全確保計画）　３　外国人に対する安全確保対策 アマチュア無線 / 第３章　第３節　第１　通信手段の確保（通信計画）　３　アマチュア無線ボランティアの活用	区　分 / 項　目 医　療 / 第３章　第５節　第６　応急医療　３　後方支援活動　(4)医療ボランティア活動 語　学 / 第３章　第６節　第６　要配慮者安全確保対策（要配慮者の安全確保計画）　３　外国人に対する安全確保対策 アマチュア無線 / 第３章　第３節　第１　通信手段の確保（通信計画）　３　アマチュア無線ボランティアの活用	
(1) 受入れ体制の確保----------【市（保健福祉部、下妻市社会福祉協議会）】 災害発生後、市社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置するとともに、県社会福祉協議会にボランティア支援本部を設置して、ボランティアの受入れ体制を確保する。	(1) 受入れ体制の確保----------【市（保健福祉部、下妻市社会福祉協議会）】 災害発生後、市社会福祉協議会に災害ボランティア~~現地本部~~センターを設置するとともに、県社会福祉協議会にボランティア支援本部を設置して、ボランティアの受入れ体制を確保する。	名称の変更
(2) 「受入れ窓口」の運営----------【市（保健福祉部、下妻市社会福祉協議会）】 市福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。 ①市及び防災関係機関からの情報収集 ②被災者からのボランティアニーズの把握 ③ボランティア活動用資機材、物資等の確保 ④ボランティアの受付 ⑤ボランティアの調整及び割り振り ⑥防災関係機関へのボランティア活動の情報提供 ⑦必要に応じて、ボランティアコーディネーターの応援要請 ⑧ボランティア保険加入事務 ⑨防災関係機関とのボランティア連絡会議の開催 ⑩その他被災者の生活支援に必要な活動	(2) 「受入れ窓口」の運営----------【市（保健福祉部、下妻市社会福祉協議会）】 市社会福祉協議会が運営する災害ボランティア~~現地本部~~センターにおける主な活動内容は、次に示すとおりである。 ①市及び防災関係機関からの情報収集 ②被災者からのボランティアニーズの把握 ③ボランティア活動用資機材、物資等の確保 ④ボランティアの受付 ⑤ボランティアの調整及び割り振り ⑥防災関係機関へのボランティア活動の情報提供 ⑦必要に応じて、ボランティア~~コーディネーター~~支援本部への応援要請 ⑧ボランティア保険加入事務 ⑨防災関係機関とのボランティア連絡会議の開催 ⑩その他被災者の生活支援に必要な活動	名称の変更 名称の変更
２　ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力 (1) ボランティア現地本部との連携------【市（保健福祉部、下妻市社会福祉協議会）】 市は、災害発生後、保健福祉部に設置されるボランティア「担当窓口」に、コーディネートを担当する職員を配置し、市とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。	２　ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力 (1) 災害ボランティア~~現地本部~~センターとの連携----------【市（保健福祉部、下妻市社会福祉協議会）】 市は、災害発生後、保健福祉部に設置されるボランティア「担当窓口」に、コーディネートを担当する職員を配置し、市と災害ボランティア~~現地本部~~センターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。	名称の変更 名称の変更

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(2) ボランティアに協力依頼する活動内容----------【市（保健福祉部、下妻市社会福祉協議会）】 ボランティアに協力を依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。 ①災害・安否・生活情報の収集・伝達 ②避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等） ③在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介助、食事・飲料水の提供等） ④配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等） ⑤その他被災者の生活支援に必要な活動	**(2) ボランティアに協力依頼する活動内容----------【市（保健福祉部、下妻市社会福祉協議会）】** ボランティアに協力を依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。 ①災害・安否・生活情報の収集・伝達 ②避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等） ③在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介助、食事・飲料水の提供等） ④配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等） ⑤家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）の支援 ⑥その他被災者の生活支援に必要な活動	県計画との整合
(3) 活動拠点の提供----------【市(保健福祉部)】 市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付け、ごみなどの収集・運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。	**(3) 活動拠点の提供----------【市(保健福祉部)】** 市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を~~把握~~関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付け、ごみなどの収集・運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。	県計画との整合
(4) ボランティア保険の加入促進----------【市(保健福祉部)】 市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進するとともに、ボランティア保険の助成に努める。	**(4) ボランティア保険の加入促進----------【市(保健福祉部)】** 市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進するとともに、ボランティア保険の助成に努める。	
第４　被災者のニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供 **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害時に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくため、きめこまやかで適切な情報提供を行う。 また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。	**第４　被災者のニーズの把握・相談窓口の設置・~~生活情報の提供~~被災者への情報伝達** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害時に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくため、きめこまやかで適切な情報提供を行う。 また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
２　留意事項 **(1) 要配慮者への配慮** 高齢者、外国人、障害者等多様な要配慮者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、ボランティア、医療救護班等の協力のもと積極的にコンタクトをとるよう努めることが必要である。 **(2) 防災関係機関・団体との連携** 発災後の被災者の相談内容は、その人の生活すべての問題に係るため、行政のみの体制では十分な対応は困難であることから、日常から防災関係機関・団体との連携を図ることが必要である。 **(3) 的確な情報窓口への振り分け** 様々な形で寄せられる問い合わせに対して、的確な情報窓口への振り分けを行うよう努め、「たらい回し」が発生しないように十分配慮する必要がある。 **３　対策項目** **１　被災者ニーズの把握** **２　相談窓口の設置** **３　被災者への情報伝達** **４　安否情報の提供** **■　対　策** **１　被災者ニーズの把握** **(1) 被災者のニーズの把握----------【市（総務部、保健福祉部、市民部）】** 市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。 さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。 **【予測されるニーズの内容】** ①家族、縁故者等の安否 ②不足している生活物資の補給 ③避難所等の生活環境及び衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）の改善 ④介護サービスやメンタルケアの実施 ⑤家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）の支援 ⑥家屋・宅地の被害調査、生活再建支援に関する情報の提供	**２　留意事項** **(1) 要配慮者への配慮** 高齢者、外国人、障害者等多様な要配慮者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、ボランティア、医療救護班等の協力のもと積極的にコンタクトをとるよう努めることが必要である。 **(2) 防災関係機関・団体との連携** 発災後の被災者の相談内容は、その人の生活すべての問題に係るため、行政のみの体制では十分な対応は困難であることから、日常から防災関係機関・団体との連携を図ることが必要である。 **(3) 的確な情報窓口への振り分け** 様々な形で寄せられる問い合わせに対して、的確な情報窓口への振り分けを行うよう努め、「たらい回し」が発生しないように十分配慮する必要がある。 **３　対策項目** **１　被災者ニーズの把握** **２　相談窓口の設置** **３　被災者への情報伝達** **４　安否情報の提供** **■　対　策** **１　被災者ニーズの把握** **(1) 被災者のニーズの把握----------【市（総務部、保健福祉部、市民部）】** 市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。 さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。 **【予測されるニーズの内容】** ①家族、縁故者等の安否 ②不足している生活物資の補給 ③避難所等の生活環境及び衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）の改善 ④介護サービスやメンタルケアの実施 ⑤家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）の支援 ⑥家屋・宅地の被害調査、生活再建支援に関する情報の提供	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(2) 要配慮者のニーズの把握----------【市（総務部、保健福祉部）】 自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、市職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努める。 **【予測されるニーズの内容】** ①介護サービス（食事、入浴、洗濯等） ②病院通院介助 ③話し相手 ④応急仮設住宅への入居募集 ⑤縁故者への連絡	(2) 要配慮者のニーズの把握----------【市（総務部、保健福祉部）】 自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、市職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努める。 **【予測されるニーズの内容】** ①介護サービス（食事、入浴、洗濯等） ②病院通院介助 ③話し相手 ④応急仮設住宅への入居募集 ⑤縁故者への連絡	
２　相談窓口の設置----------【市（各部）、防災関係機関】 (1) 総合窓口の設置 市は、次の(2) に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を速やかに設置し、市、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問い合わせに対して、適切な相談窓口を紹介する。 この総合窓口は、被害の程度及び原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。	２　相談窓口の設置----------【市（各部）、防災関係機関】 (1) 総合窓口の設置 市は、次の(2) に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を速やかに設置し、市、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問い合わせに対して、適切な相談窓口を紹介する。 この総合窓口は、被害の程度及び原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。 また、関東管区行政評価局（茨城行政監視行政相談センター）は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとし、県、市町村等は当該活動に協力するものとする。	県計画との整合
(2) 各種相談窓口の設置 市は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。 これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。 また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。	(2) 各種相談窓口の設置 市は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。 これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。 また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。	

表　設置する相談窓口・相談内容

No	相 談 窓 口	相　談　内　容
❶	生命保険、損害保険	支払い条件等
❷	家電製品	感電、発火等の二次災害
❸	法律相談	借地借家契約、マンション修復、損害補償等
❹	心の悩み	恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等
❺	外国人	安否確認、災害関連情報等
❻	住 宅	応急危険度判定、被害調査、り災証明書等の発行、仮設住宅・空き家・公営住宅の情報、復旧工事

表　設置する相談窓口・相談内容

No	相 談 窓 口	相　談　内　容	
❶	生命保険、損害保険	支払い条件等	
❷	家電製品	感電、発火等の二次災害	
❸	法律相談	借地借家契約、マンション修復、損害補償等	
❹	心の悩み	恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等	
❺	外国人	安否確認、災害関連情報等	
❻	女性	避難生活での困りごと等	県計画との整合
❼	住 宅	応急危険度判定、被害調査、り災証明書等の発行、仮設住宅・空き家・公営住宅の情報、復旧工事	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

❼	雇用、労働	失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等
❽	消費	物価、必需品の入手
❾	教育	学校
❿	福祉	障害者、高齢者、児童等
⓫	医療・衛生	医療、薬、風呂
⓬	廃棄物	ガレキ、ごみ、産業廃棄物、家屋の解体
⓭	金融	融資、税の減免
⓮	ライフライン	電気、ガス、水道、下水道、電話、交通
⓯	被災時の手続き	り災証明、死亡認定等
⓰	複合災害に関する相談	原発事故に伴う健康・避難・風評被害等

３　被災者への情報伝達

各防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、風水害による被害、気象情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等それぞれに配慮した伝達を行うものとする。

(1) テレビ、ラジオの活用----------【市（総務部）】

テレビ、ラジオ局、ＣＡＴＶ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

(2) インターネットメールの活用----------【市（総務部）】

インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

(3) インターネットの活用----------【市（総務部）】

ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) ＦＡＸの活用----------【市（総務部）】

避難所に対する文書情報の同時提供のため、ＮＴＴ、電器メーカー等の協力を得て、ＦＡＸを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(5) 災害ニュースの発行----------【市（総務部）】

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、災害ニュースとして、避難所、各防災関係機関等に広く配布する。

❽	雇用、労働	失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等
❾	消費	物価、必需品の入手
❿	教育	学校
⓫	福祉	障害者、高齢者、児童等
⓬	医療・衛生	医療、薬、風呂
⓭	廃棄物	ガレキ、ごみ、産業廃棄物、家屋の解体
⓮	金融	融資、税の減免
⓯	ライフライン	電気、ガス、水道、下水道、電話、交通
⓰	被災時の手続き	り災証明、死亡認定等
⓱	複合災害に関する相談	原発事故に伴う健康・避難・風評被害等

３　被災者への情報伝達

各防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、風水害による被害、気象情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者、車中避難者等それぞれに配慮した伝達を行うものとする。

県計画との整合

(1) テレビ、ラジオの活用----------【市（~~総務部~~ 市長公室）】

テレビ、ラジオ局、ＣＡＴＶ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

総務部から分離したため

(2) インターネットメールの活用----------【市（~~総務部~~ 市長公室）】

インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

総務部から分離したため

(3) インターネットの活用----------【市（~~総務部~~ 市長公室）】

ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

総務部から分離したため

(4) ＦＡＸの活用----------【市（~~総務部~~ 市長公室）】

避難所に対する文書情報の同時提供のため、ＮＴＴ、電器メーカー等の協力を得て、ＦＡＸを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

総務部から分離したため

(5) 災害ニュースの発行----------【市（~~総務部~~ 市長公室）】

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、災害ニュースとして、避難所、各防災関係機関等に広く配布する。

総務部から分離したため

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(6) 臨時ＦＭ局の設置、運営----------【市（総務部）、日本放送協会、茨城放送】 平成27年９月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風時にも設置された臨時のＦＭ局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置付け、運営する方法も考えられる。 設置にあたっては、ＮＨＫ他の技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。 **４　安否情報の提供** 市は、被災者の安否情報について照会があった時は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努めるものとする。 安否情報の適切な提供のために必要と認める時は、関係地方公共団体、消防署、消防団、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとし、安否情報の提供にあたっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。 **第５　生活救援物資の供給** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、市民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行うものとする。 **２　留意事項** **(1) 季節及び被災者の状況を踏まえた物資の調達・供給** 物資の供給にあたっては、災害発生時の季節、時間及びライフライン機能の被害状況を地域別に把握し、状況に即した品目を供給するとともに、被災者が求める物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意することが必要である。 夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。 また、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等に対しても物資が提供されるよう努めるものとする。	(6) 臨時~~ＦＭ局~~災害放送局の設置、運営----------【市（総務部）、日本放送協会、LuckyFM茨城放送】 平成27年９月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風時にも設置された臨時の~~ＦＭ~~災害放送局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置付け、運営する方法も考えられる。 設置にあたっては、関東総合通信局及びＮＨＫ他の技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。 **４　安否情報の提供** 市は、被災者の安否情報について照会があった時は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努めるものとする。 安否情報の適切な提供のために必要と認める時は、関係地方公共団体、消防署、消防団、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとし、安否情報の提供にあたっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。 **第５　生活救援物資の供給** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、市民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行うものとする。 **２　留意事項** **(1) 季節及び被災者の状況を踏まえた物資の調達・供給** 物資の供給にあたっては、災害発生時の季節、時間及びライフライン機能の被害状況を地域別に把握し、状況に即した品目を供給するとともに、被災者が求める物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達~~・供給~~や避難所における感染症拡大防止に必要な物資、家庭動物の飼養に関する資材に留意することが必要である。 夏季には冷房機器・扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。 また、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等に対しても物資が提供されるよう努めるものとする。	組織名の変更 県計画との整合 県計画との整合 県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(2) 避難所等における被災者数及び被災者の状況の把握 避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成、健康状態等を把握し、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行うことが必要である。 **(3) 協力体制の確保** 被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、生活救援物資の供給について、地域間の相互応援が必要である。また、広域的な災害においては、都道府県間等広域での相互応援が必要であるため、日頃より、企業との応援協定も含め、窓口の確認など体制を整備しておく必要がある。 **(4) 通信途絶を想定した調達・供給体制の確保** 発災直後は、安否確認等により一般電話回線等の輻輳が予想されるため、代替手段を含めた通信手段の確保や公的備蓄の強化など、通信途絶時の物資の調達・供給体制の整備を図る必要がある。 **(5) 災害時支援物資提供体制の構築** 上記の課題を踏まえ、災害時に、各指定避難所における避難者等のニーズを迅速に把握し、適時、的確に物資を供給するための仕組みを構築する必要がある。	**(2) 避難所等における被災者数及び被災者の状況の把握** 避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成、健康状態等を把握し、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行うことが必要である。 **(3) 協力体制の確保** 被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。 直下型地震など被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、生活救援物資の供給について、地域間の相互応援が必要である。また、広域的な災害においては、都道府県間等広域での相互応援が必要であるため、日頃より、企業との応援協定も含め、窓口の確認など体制を整備しておく必要がある。 **(4) 通信途絶を想定した調達・供給体制の確保** 発災直後は、安否確認等により一般電話回線等の輻輳が予想されるため、代替手段を含めた通信手段の確保や公的備蓄の強化など、通信途絶時の物資の調達・供給体制の整備を図る必要がある。 **(5) 災害時支援物資提供体制の構築** ~~上記の課題を踏まえ、災害時に、各指定避難所における避難者等のニーズを迅速に把握し、適時、的確に物資を供給するための仕組みを構築する必要がある。~~ 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を用いて備蓄状況の確認を行う。また、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。 **(6) 災害対応車両登録制度の活用** 国は、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を平時から登録・データベース化し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための「災害対応車両登録制度」の環境整備を図り、県及び市町村は、必要に応じ本制度を活用するよう努めるものとする。	県計画との整合 計画との整合 県計画との整合
３　対策項目 １　食料、生活必需品等の供給 ２　応急給水の実施	**３　対策項目** １　食料、生活必需品等の供給 ２　応急給水の実施	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
■　対　策 １　食料、生活必需品等の供給	■　対　策 １　食料、生活必需品等の供給	県計画との整合
(1) 食料、生活必需品等の給与----------【県、市（総務部、経済部）、他市町村】 1）炊き出しの実施及び食品、生活必需品等の配分 市は、あらかじめ定めた供給計画に基づき、被災者等に対する食料等の供給を行う。 2）県、近隣市町への協力要請 市は、市域に多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食料、生活必需品等の給与の実施が困難と認めた時は、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき近隣市町に、炊き出し等について協力を要請する。県は、市から食料の給与要請を受けた時は、次により措置を講ずる。 ①日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請 ②集団給食施設への炊飯委託 ③調理不要なパン、おかゆ等の供給 3）供給品目 ア　食　料 パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等 イ　生活必需品等 ①寝具（毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切り） ②日用品雑貨（消毒液、石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、フェースガード、トイレットペーパー、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ） ③衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴、雨具等） ④炊事用具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等） ⑤食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等） ⑥光熱材料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、ＬＰガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等） ⑦その他（ビニールシート、仮設トイレ、土のう袋等）	(1) プッシュ型支援----------【県、市（総務部、経済部）、他市町村】 県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。 (2) 食料、生活必需品等の給与----------【県、市（総務部、経済部）、他市町村】 1）炊き出しの実施及び食品、生活必需品等の配分 市は、あらかじめ定めた供給計画に基づき、被災者等に対する食料等の供給を行う。 2）県、近隣市町への協力要請 市は、市域に多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食料、生活必需品等の給与の実施が困難と認めた時は、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき近隣市町に、炊き出し等について協力を要請する。県は、市から食料の給与要請を受けた時は、次により措置を講ずる。 ①日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請 ②集団給食施設への炊飯委託 ③調理不要なパン、おかゆ等の供給 3）供給品目 ア　食　料 パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等 イ　生活必需品等 ①寝具（毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切り） ②日用品雑貨（~~消毒液、~~石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、~~フェースガード、~~トイレットペーパー、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ） ③衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴、雨具等） ④炊事用具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等） ⑤食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等） ⑥光熱材料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、ＬＰガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等） ⑦その他（ビニールシート、仮設トイレ、土のう袋等） ※要配慮者、女性、こどもにも配慮する。	現状の取組みとの整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(2) 集積地の指定及び管理----------【市(教育部)】 **1) 集積地の指定** 市は、あらかじめ定めた集積地を活用して速やかに地域内輸送拠点を開設し、避難所までの輸送体制を確保して、調達した物資の集配を行う。 **2) 集積地の管理** 市は、物資の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品等の管理の万全を期す。また、効率的な管理を行うため、トラック協会等との災害時応援協定に基づき、フォークリフト、パレット等の資機材や物流専門家等必要な人材を確保するとともに、積込みに際しては、ボランティア等の活用を図る。 **２　応急給水の実施----------【県、市(建設部)】** 市は、給水状況や住民の被害状況など必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき、応急給水を実施する。 ①被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること ②保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと ③市等が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治区等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること ④高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと ⑤継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること ⑥応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること **(1) 応急給水資器材の調達** 市は、あらかじめ定めた給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材（給水タンク、ポリ容器、浄水器等）等の調達を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に調達を要請する。 **(2) 応急給水活動の実施** **1) 給水の手段** 市は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、下妻市の保有車及び調達車両等によって行うものとする。 また、市は、配水池や飲料水兼用耐震貯水槽の水を有効利用し、給水車等により応急給水を実施する。 県は、市から要請があった場合または県が必要と認める場合は、防災関係機関に支援を要請する。 **2) 給水基準** １人１日３リットルを基準とし、次の応急給水目標に基づき給水を行う。	**(2) 集積地の指定及び管理----------【市(経済部 ~~教育部~~)】** **1) 集積地の指定** 市は、あらかじめ定めた集積地を活用して速やかに地域内輸送拠点を開設し、避難所までの輸送体制を確保して、調達した物資の集配を行う。 **2) 集積地の管理** 市は、物資の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品等の管理の万全を期す。また、効率的な管理を行うため、トラック協会等との災害時応援協定に基づき、フォークリフト、パレット等の資機材や物流専門家等必要な人材を確保するとともに、積込みに際しては、ボランティア等の活用を図る。 **２　応急給水の実施----------【県、市(建設部)】** 市は、給水状況や住民の被害状況など必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき、応急給水を実施する。 ①被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること ②保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと ③市等が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治区等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること ④高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと ⑤継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること ⑥応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること **(1) 応急給水資器材の調達** 市は、あらかじめ定めた給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材（給水タンク、ポリ容器、浄水器等）等の調達を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に調達を要請する。 **(2) 応急給水活動の実施** **1) 給水の手段** 市は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、下妻市の保有車及び調達車両等によって行うものとする。 また、市は、配水池や飲料水兼用耐震貯水槽の水を有効利用し、給水車等により応急給水を実施する。 県は、市から要請があった場合または県が必要と認める場合は、防災関係機関に支援を要請する。 **2) 給水基準** １人１日３リットルを基準とし、次の応急給水目標に基づき給水を行う。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

表　応急給水の目標

災害発生からの期間	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
～３日	３ ℓ/人・日	概ね １km 以内	耐震貯水槽、タンク車
～10 日	20 ℓ/人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
～21 日	100 ℓ/人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
～28 日	被災前給水量 250 ℓ/人・日	概ね　10m 以内	仮配管からの各戸給水共用栓

（注）医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、災害発生直後から確保する。

3）給水拠点及び給水能力

資料編「給水拠点」を参照する。

(3) 検査の実施----------【市（建設部）、県】

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請することができる。

県は、市から要請があった場合または県が必要と認める場合は、検査機関に検査を依頼する。

■　資料編　「給水拠点」

表　応急給水の目標

災害発生からの期間	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法	備考（水用途）
～３日	３ ℓ/人・日	概ね １km 以内※１	耐震貯水槽、タンク車	飲料等
~~～10~~ 7 日※２	20～30 ℓ/人・日※３	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓	飲料、水洗トイレ、洗面等
~~～21 日~~	~~100 ℓ/人・日~~	~~概ね 100m 以内~~	~~配水支線上の仮設給水栓~~	
~~～28~~14 日	被災前給水量 250 ℓ/人・日	概ね　10m 以内	~~仮配管からの各戸給水共用栓~~ 宅内給水装置の破損により断水している家屋等において仮設給水栓および共用栓等を設置して仮設給水	

（注１）医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、地震発生直後から確保する。

（注２）目標水量、水運搬距離は、当該地区での井戸水使用等の水確保手段、地形などの条件にできるだけ配慮する。

※１　本例では概ね 1km 以内としているが、住民の水運搬労力の軽減を考慮してできる限り短縮することが望ましい。また、住民等に対して日常から水の備蓄等を呼びかけ、応急給水を確保する必要がある。

※２　７日目以降は必要に応じてさらに仮設給水栓を設置し、市民の水運搬距離を短縮し応急給水を充実する。

※３　目標水量は、飲料、洗面等の使用水量として 20ℓ／人･日とし、これに水洗トイレ(1～2 回/人･日程)の使用水量を見込む場合は 30ℓ／人･日とした。20ℓ／人･日とする場合、水洗トイレの水量は、風呂の貯めおき水や河川水等水道以外で確保する。

3）給水拠点及び給水能力

資料編「３－13 給水拠点」を参照する。

(3) 検査の実施----------【市（建設部）、県】

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請することができる。

県は、市から要請があった場合または県が必要と認める場合は、検査機関に検査を依頼する。

■　資料編　「３－13 給水拠点」

県計画との整合

県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第６　要配慮者安全確保対策（要配慮者の安全確保計画） **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害時には、要配慮者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害から的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。 このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。 **２　留意事項** **(1) 要配慮者への配慮** 市は、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、自宅や避難所等で生活する避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への入居にあたって、要配慮者へ十分配慮するものとする。特に、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への高齢者の優先入居、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努め、情報提供についても十分配慮するものとする。 **(2) 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保** 要配慮者に対する応急救助活動の実施にあたっては、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する必要がある。 **３　対策項目** **１　社会福祉施設入居者等に対する安全確保対策** **２　在宅要配慮者に対する安全確保対策** **３　外国人に対する安全確保対策** **■　対　策** **１　社会福祉施設入居者等に対する安全確保対策** **(1) 救助及び避難誘導----------【市（保健福祉部）、社会福祉施設等管理者】** 施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導する。 市は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。	**第６　要配慮者安全確保対策（要配慮者の安全確保計画）** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害時には、要配慮者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害から的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。 このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。 **２　留意事項** **(1) 要配慮者への配慮** 市は、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、自宅や避難所等で生活する避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への入居にあたって、要配慮者へ十分配慮するものとする。特に、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への高齢者の優先入居、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努め、情報提供についても十分配慮するものとする。 **(2) 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保** 要配慮者に対する応急救助活動の実施にあたっては、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する必要がある。 **３　対策項目** **１　社会福祉施設入居者等に対する安全確保対策** **２　在宅要配慮者に対する安全確保対策** **３　外国人に対する安全確保対策** **■　対　策** **１　社会福祉施設入居者等に対する安全確保対策** **(1) 救助及び避難誘導----------【市（保健福祉部）、社会福祉施設等管理者】** 施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導する。 市は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(2) 搬送及び受入れ先の確保----------【市（保健福祉部）、社会福祉施設等管理者】 施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入れ先の確保を図る。 市は、施設等管理者の要請に基づき、防災関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。 **(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達----【市（総務部、経済部、建設部）、社会福祉施設等管理者】** 施設等管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市に対し応援を要請する。 市は、施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。 **(4) 介護職員等の確保----------【市（保健福祉部）、社会福祉施設等管理者】** 施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び市等に対し応援を要請する。 市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。 **(5) 巡回相談の実施----------【市（保健福祉部）、自主防災組織等】** 市は、被災した施設入所者や他の社会福祉施設等に避難した入所者等に対して、地域住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。 **(6) ライフライン優先復旧----【市（建設部）、東京電力パワーグリッド、ガス事業者】** 電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。 **2　在宅要配慮者に対する安全確保対策** **(1) 安否確認、救助活動----------【市（総務部、保健福祉部）】** 市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、消防団、民生委員・児童委員、地域住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を行う。 特に、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各避難行動要支援者に関する個別計画に基づく適切な避難支援を実施する。	**(2) 搬送及び受入れ先の確保----------【市（保健福祉部）、社会福祉施設等管理者】** 施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入れ先の確保を図る。 市は、施設等管理者の要請に基づき、防災関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。 **(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達----【市（総務部、経済部、建設部）、社会福祉施設等管理者】** 施設等管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市に対し応援を要請する。 市は、施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。 **(4) 介護職員等の確保----------【市（保健福祉部）、社会福祉施設等管理者】** 施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び市等に対し応援を要請する。 市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。 **(5) 巡回相談の実施----------【市（保健福祉部）、自主防災組織等】** 市は、被災した施設入所者や他の社会福祉施設等に避難した入所者等に対して、地域住民（自主防災組織等）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。 **(6) ライフライン優先復旧----【市（建設部）、東京電力パワーグリッド、ガス事業者】** 電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。 **2　在宅要配慮者に対する安全確保対策** **(1) 安否確認、救助活動----------【市（総務部、保健福祉部）】** 市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、消防団、民生委員・児童委員、地域住民（自主防災組織等）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を行う。 特に、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各避難行動要支援者に関する個別避難計画に基づく適切な避難支援を実施する。	自治区等を含むため 新たに計画を追記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(2) 搬送体制の確保----------【市(保健福祉部)、下妻消防署】 市は、要配慮者の搬送手段として、地域住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を確保する。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。	**(2) 搬送体制の確保----------【市(保健福祉部)、下妻消防署】** 市は、要配慮者の搬送手段として、地域住民（自主防災組織等）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車~~を確保する~~により行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。	自治区等を含むため
(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供----------【市(保健福祉部)】 市は、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、自宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。	**(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供----------【市(保健福祉部)】** 市は、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、自宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。	
(4) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮----------【市(総務部、経済部、保健福祉部)】 市は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、市は、福祉避難所の食料品の備蓄にあたっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。	**(4) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮----------【市(~~総務部、~~経済部、保健福祉部)】** 市は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、市は、福祉避難所の食料品の備蓄にあたっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。	分掌事務との整合
(5) 保健・医療・福祉巡回サービス----------【市(保健福祉部)】 市は、医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、自宅や避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。	**(5) 保健・医療・福祉巡回サービス----------【市(保健福祉部)】** 市は、医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、自宅や避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。	
(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設----------【市(保健福祉部)】 市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。	**(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設----------【市(保健福祉部)】** 市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。	
	(7) ＤＷＡＴの派遣要請----------【市(保健福祉部)】 市は、避難所等の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のために必要がある場合、県に対してＤＷＡＴ派遣を要請する。	県計画との整合
３　外国人に対する安全確保対策	**３　外国人に対する安全確保対策**	
(1) 外国人の避難誘導----------【県、市(総務部)、県国際交流協会】 県及び県国際交流協会は、市の要請に基づき、語学ボランティアに協力を要請する。	**(1) 外国人の避難誘導----------【県、市(総務部)、下妻消防署、県国際交流協会】** 県及び県国際交流協会は、市の要請に基づき、語学ボランティアに協力を要請する。	下妻消防を追記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線、インターネット通信などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。	市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線、インターネット通信などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。	
(2) 安否確認、救助活動-【県、市(総務部、市民部)、下妻警察署、語学ボランティア】 市は、警察、地域住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。 県は、各関係団体への連絡担当者を定め、各関係団体の被災状況、外国人の安否等の確認や在住外国人に関する情報の収集など、避難・救助の支援を行う。	**(2) 安否確認、救助活動----------【県、市(総務部~~、市民部~~)、下妻消防署、消防団、下妻警察署、語学ボランティア】** 市は、警察、地域住民（自主防災組織等）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。 県は、各関係団体への連絡担当者を定め、各関係団体の被災状況、外国人の安否等の確認や在住外国人に関する情報の収集など、避難・救助の支援を行う。	下妻消防・消防団を追記 自治区等を含むため
(3) 情報の提供----------【県、市(総務部、市民部)、県国際交流協会】 **1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供** 県、市及び県国際交流協会は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、災害多言語支援センターを設置し、地域国際化協会連絡協議会や、語学ボランティア（県国際交流協会登録者）等の協力も得て、外国人に配慮した継続的な生活・防災・気象情報の提供を行う。また、外部からの語学ボランティアの「受入れ窓口」を設置・運営し、外国人の避難誘導等への支援を行う。 **2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供** 市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。	**(3) 情報の提供----------【県、市(市長公室、総務部~~、市民部~~)、県国際交流協会】** **1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供** 県、市及び県国際交流協会は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、~~災害多言語支援センターを設置し~~既設の「外国人相談窓口」を活用するとともに、地域国際化協会連絡協議会や、語学ボランティア（県国際交流協会登録者）等の協力も得て、外国人に配慮した継続的な生活・防災・気象情報の提供を行う。また、外部からの語学ボランティアの「受入れ窓口」を設置・運営し、外国人の避難誘導等への支援を行う。 **2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供** 市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。	総務部から分離したため
	3) 外国人旅行者に対する情報の提供 県は、外国人旅行者に対して、災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進など、市町村や観光施設・宿泊施設などと連携を図る。	県計画との整合
(4) 外国人相談窓口の開設----------【県、市(総務部、市民部)、県国際交流協会】 県は、県国際交流協会と連携し、語学ボランティアの協力を得て、災害に関する外国人の「相談窓口」を協会内に開設し、総合的な相談に応じる。 市においても速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、県や他市町村との間で「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。なお、外国人相談窓口の設置担当は、市民部（市民課）とする。	**(4) 外国人相談窓口の開設----------【県、市((~~総務部、~~市民部)、県国際交流協会】** 県は、県国際交流協会と連携し、語学ボランティアの協力を得て、災害に関する外国人の「相談窓口」を協会内に開設し、総合的な相談に応じる。 市においても速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、県や他市町村との間で「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。 この際、県や外国人支援団体等と連携し、語学ボランティア等の協力が得られるように努める。 なお、外国人相談窓口の設置担当は、市民部（市民課）とする。	分掌事務との整合 現状の取組みとの整合
■ 資料編 「社会福祉施設一覧」	**■ 資料編 「2－13 社会福祉施設一覧」**	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第７　応急教育（文教対策計画） **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、市教育委員会並びに私立学校設置者は緊密に連携し、防災関係機関の協力を得て児童・生徒等の安全及び教育を確保していくものとする。 **２　留意事項** **(1) 発災時間と応急対策との関連** 災害の発生時間が登校時間、在校時間、あるいは夜間・休日となる場合も考えられ、そうしたすべてのケースにも対応し得るよう、発災時の対応マニュアル、連絡体制等の整備及び訓練の充実等が必要である。 **(2) 想定される災害の種類と対策の対応** 被災地域が局所的となるような災害に対しては、特に地域間の応援協力体制の整備が重要であり、学校間での施設、教職員等に関する相互協力体制の整備が必要である。 **(3) 避難所との共存** 学校等は、教育施設であると同時に避難所となる場合もあることから、学校関係者と地域住民との融和・共存を図ることが必要である。 **(4) 保護者への引き渡し** 市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。 **(5) 保育所等の連携体制の構築** 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市との間及び施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。 **３　対策項目** **１　児童・生徒等の安全確保** **２　応急教育** **３　応急保育**	**第７　応急教育（文教対策計画）** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、市教育委員会並びに私立学校設置者は緊密に連携し、防災関係機関の協力を得て児童・生徒等の安全及び教育を確保していくものとする。 **２　留意事項** **(1) 発災時間と応急対策との関連** 災害の発生時間が登校時間、在校時間、あるいは夜間・休日となる場合も考えられ、そうしたすべてのケースにも対応し得るよう、発災時の対応マニュアル、連絡体制等の整備及び訓練の充実等が必要である。 **(2) 想定される災害の種類と対策の対応** 被災地域が局所的となるような災害に対しては、特に地域間の応援協力体制の整備が重要であり、学校間での施設、教職員等に関する相互協力体制の整備が必要である。 **(3) 避難所との共存** 学校等は、教育施設であると同時に避難所となる場合もあることから、学校関係者と地域住民との融和・共存を図ることが必要である。 **(4) 保護者への引き渡し** 市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。 **(5) 保育所等の連携体制の構築** 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市との間及び施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。 **３　対策項目** **１　児童・生徒等の安全確保** **２　応急教育** **３　応急保育**	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
■　対　策 １　児童・生徒等の安全確保----------【市（教育部）、学校等】 (1) 情報等の収集・伝達 ①市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、学校の長（以下「校長等」という。）に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。 ②校長等は、防災関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮する。 ③校長等は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、または、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市その他防災関係機関に報告する。 ④県、市、各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。 (2) 児童・生徒等の避難等 1) 避難の指示 校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。 2) 避難の誘導 校長等及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。 なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市その他防災関係機関の指示及び協力を得て行う。 3) 下校時の危険防止 校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校、または教員による引率等の措置を講ずる。なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。 4) 校内保護 校長等は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引き渡しの措置を講ずるものとする。なお、この場合、速やかに県や市に対し、児童・生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。 なお、通信網の遮断等を想定し、児童・生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。	■　対　策 １　児童・生徒等の安全確保----------【市（教育部）、学校等】 (1) 情報等の収集・伝達 ①市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、学校の長（以下「校長等」という。）に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。 ②校長等は、防災関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮する。 ③校長等は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、または、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市その他防災関係機関に報告する。 ④県、市、各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。 (2) 児童・生徒等の避難等 1) 避難の指示 校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。 2) 避難の誘導 校長等及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。 なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市その他防災関係機関の指示及び協力を得て行う。 3) 下校時の危険防止 校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校、または教員による引率等の措置を講ずる。なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。 4) 校内保護 校長等は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引き渡しの措置を講ずるものとする。なお、この場合、速やかに県や市に対し、児童・生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。 なお、通信網の遮断等を想定し、児童・生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
5）保健衛生 県、市、各学校は、帰宅できず校内で保護する児童・生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。 また、校長等は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずる。	5）保健衛生 県、市、各学校は、帰宅できず校内で保護する児童・生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。 また、校長等は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずる。	
２　応急教育 (1) 教育施設の確保----------【市（教育部）、学校等】 市教育委員会並びに私立学校設置者は、相互に協力し、教育施設等を確保して、教育活動を早期に展開するため次の措置を講ずる。 ①校舎の被害が軽微な時は、速やかに応急修理をして授業を行う。 ②校舎の被害は相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併または二部授業を行う。 ③学校施設の使用不能または通学が不可能な状態にあるが、短期間に復旧できる場合は、臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。 ④校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、または他の学校の一部を使用し授業を行う。 ⑤施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。 ⑥校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。	２　応急教育 (1) 教育施設の確保----------【市（教育部）、学校等】 市教育委員会並びに私立学校設置者は、相互に協力し、教育施設等を確保して、教育活動を早期に展開するため次の措置を講ずる。 ①校舎の被害が軽微な時は、速やかに応急修理をして授業を行う。 ②校舎の被害は相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併または二部授業を行う。 ③学校施設の使用不能または通学が不可能な状態にあるが、短期間に復旧できる場合は、臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。 ④校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、または他の学校の一部を使用し授業を行う。 ⑤施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。 ⑥校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。	
(2) 教職員の確保----------【市（教育部）、学校等】 市教育委員会並びに私立学校設置者は、災害発生時における教職員の確保のために、次の措置を講じるものとする。 ①災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。 ②教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。	(2) 教職員の確保----------【市（教育部）、学校等】 市教育委員会並びに私立学校設置者は、災害発生時における教職員の確保のために、次の措置を講じるものとする。 ①災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。 ②教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。	
(3) 教科書・学用品等の給与----------【県、市（教育部）、学校等】 ①市は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失または損壊し、就学上支障をきたしている小・中学校の児童生徒等に対して学用品等を給与する。 ②市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する	(3) 教科書・学用品等の給与----------【県、市（教育部）、学校等】 ①市は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失または損壊し、就学上支障をきたしている小・中学校の児童生徒等に対して学用品等を給与する。 ②市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(4) 避難所との共存----------【市（総務部、教育部）、学校等】 学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う総務部、市教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずる。 ①市は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を市教育委員会と協議する。 ②市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。 ③避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。 ④学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童・生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。 ⑤避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。 **３　応急保育** **(1) 保育施設の確保----------【市（保健福祉部）、保育施設等】** 保健福祉部等は、保育施設等を確保する。 **(2) 保育士の確保----------【市（保健福祉部）、保育施設等】** 保健福祉部等は、災害発生時における保育士の確保のために次の措置を講じるものとする。 ①災害の規模、程度に応じた保育士の参集体制を整備する。 ②保育士の不足により、応急保育の実施に支障がある場合は、保育所間における保育士の応援、保育士の臨時採用等必要な職員の確保を図る。 **(3) 幼児の受入れ----------【市（保健福祉部）、保育施設等】** 受入れ可能な幼児は、保育園にて保育する。また、被災により通所できない幼児については、地域ごとに実情を把握する。 **■　資料編　「文教施設一覧」**	**(4) 避難所との共存----------【市（総務部、教育部）、学校等】** 学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う総務部、市教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずる。 ①市は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を市教育委員会と協議する。 ②市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。 ③避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。 ④学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童・生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。 ⑤避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。 **３　応急保育** **(1) 保育施設の確保----------【市（保健福祉部）、保育施設等】** 保健福祉部等は、保育施設等を確保する。 **(2) 保育士の確保----------【市（保健福祉部）、保育施設等】** 保健福祉部等は、災害発生時における保育士の確保のために次の措置を講じるものとする。 ①災害の規模、程度に応じた保育士の参集体制を整備する。 ②保育士の不足により、応急保育の実施に支障がある場合は、保育所間における保育士の応援、保育士の臨時採用等必要な職員の確保を図る。 **(3) 幼児の受入れ----------【市（保健福祉部）、保育施設等】** 受入れ可能な幼児は、保育園にて保育する。また、被災により通所できない幼児については、地域ごとに実情を把握する。 **■　資料編　「２－14 文教施設一覧」**	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

第３章　災害応急対策計画

第７節　農地・農業計画

■　基本事項

１　趣　旨

災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策は本計画の定めるところによる。

２　対策項目

１　農　地
２　農　業

■ 対　策

１　農　地----------【市（経済部）、土地改良区】

(1) 農　地

土地改良区等は、農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は、応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。

(2) 農業用施設

1) 堤　防

土地改良区等は、ため池堤防等の法崩れが発生した場合、腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。

2) 水　路

土地改良区等は、素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

(3) 頭首工

土地改良区等は、頭首工が一部被災の場合は土のう積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

２　農　業----------【市（経済部）、農業従事者】

(1) 農作物の応急措置

農業従事者等は、災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生または拡大の防止を図る。

第３章　災害応急対策計画

第７節　農地・農業計画

■　基本事項

１　趣　旨

災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策は本計画の定めるところによる。

２　対策項目

１　農　地
２　農　業

■ 対　策

１　農　地----------【市（経済部）、土地改良区】

(1) 農　地

土地改良区等は、農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は、応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。

(2) 農業用施設

1) 堤　防

土地改良区等は、ため池堤防等の法崩れが発生した場合、腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。

2) 水　路

土地改良区等は、素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

(3) 頭首工

土地改良区等は、頭首工が一部被災の場合は土のう積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

２　農　業----------【市（経済部）、農業従事者】

(1) 農作物の応急措置

農業従事者等は、災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生または拡大の防止を図る。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(2) 家畜の応急措置 1) 風　害 ①被害畜舎の早期修理、復旧に努めること ②外傷家畜の治療と看護に努めること ③事故畜等の早期処理に努めること 2) 水　害 ①畜舎内浸水汚物の排除清掃を行うこと ②清掃後畜舎内外の消毒を励行すること ③家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷家畜に対する応急手当を受けること ④栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること ⑤必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること	(2) 家畜の応急措置 1) 風　害 ①被害畜舎の早期修理、復旧に努めること ②外傷家畜の治療と看護に努めること ③事故畜等の早期処理に努めること 2) 水　害 ①畜舎内浸水汚物の排除清掃を行うこと ②清掃後畜舎内外の消毒を励行すること ③家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷家畜に対する応急手当を受けること ④栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること ⑤必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

第３章　災害応急対策計画

第８節　災害救助法の適用

■　基本事項

１　趣　旨

市の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

２　留意事項

(1) 被災情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

救助法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。

(2) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施にあたっては、救助毎に帳票の作成義務があるので、災害時に遅滞なく救助業務を実施するため、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておくことが必要である。

３　対策項目

１　被害状況の把握及び認定
２　救助法の適用基準
３　救助法の適用手続き
４　救助法による救助
５　郵便事業に係る特別取扱い

■　対　策

１　被害状況の把握及び認定----------【市（総務部、保健福祉部）】

救助法の適用にあたっては、市が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

(1) 被災世帯の算定

1）住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯については１世帯
2）住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については１/２世帯
3）床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯については１/３世帯

第３章　災害応急対策計画

第８節　災害救助法の適用

■　基本事項

１　趣　旨

市の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

２　留意事項

(1) 被災情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

救助法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。

(2) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施にあたっては、救助毎に帳票の作成義務があるので、災害時に遅滞なく救助業務を実施するため、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておくことが必要である。

３　対策項目

１　被害状況の把握及び認定
２　救助法の適用基準
３　救助法の適用手続き
４　救助法による救助
５　郵便事業に係る特別取扱い

■　対　策

１　被害状況の把握及び認定----------【市（総務部、保健福祉部）】

救助法の適用にあたっては、市が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

(1) 被災世帯の算定

1）住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯については１世帯
2）住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については１/２世帯
3）床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯については１/３世帯

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

(2) 住家の滅失等の算定

1) 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの

2) 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの

3) 住家の床上浸水

1）及び 2）に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 住家及び世帯の単位

1) 住　家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ１住家として取り扱う。

2) 世　帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

２　救助法の適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第１条に定めるところによるが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、県知事が救助を必要と認めた時、市町村単位にその適用地域を指定し実施する。

(1) 市における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の別表第１に示す世帯以上に達した時（救助法施行令第１条　第１項　第１号）

表　施行令　別表第１

市　町　村　の　人　口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 15,000 〃	40 〃
15,000 〃 30,000 〃	50 〃
30,000 〃 50,000 〃	60 〃
50,000 〃 100,000 〃	80 〃
100,000 〃 300,000 〃	100 〃
300,000 〃	150 〃

(2) 住家の滅失等の算定

1) 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの

2) 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの

3) 住家の床上浸水

1）及び 2）に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 住家及び世帯の単位

1) 住　家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ１住家として取り扱う。

2) 世　帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

２　救助法の適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第１条に定めるところによるが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、県知事が救助を必要と認めた時、市町村単位にその適用地域を指定し実施する。

(1) 市における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の別表第１に示す世帯以上に達した時（救助法施行令第１条　第１項　第１号）

表　施行令　別表第１

市　町　村　の　人　口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 15,000 〃	40 〃
15,000 〃 30,000 〃	50 〃
30,000 〃 50,000 〃	60 〃
50,000 〃 100,000 〃	80 〃
100,000 〃 300,000 〃	100 〃
300,000 〃	150 〃

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

(2) 市の区域を包括する県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の別表第２に示す数以上であって、市の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の別表第３以上であること（救助法施行令第１条　第１項　第２号）

表　施行令　別表第２

都道府県の区域内人口				住家滅失世帯数	
		1,000,000	人未満	1,000	世帯
1,000,000	人以上	2,000,000	〃	1,500	〃
2,000,000	〃	3,000,000	〃	2,000	〃
3,000,000	〃			2,500	〃

表　施行令　別表第３

市町村の人口				住家滅失世帯数	
		5,000	人未満	15	世帯
5,000	人以上	15,000	〃	20	〃
15,000	〃	30,000	〃	25	〃
30,000	〃	50,000	〃	30	〃
50,000	〃	100,000	〃	40	〃
100,000	〃	300,000	〃	50	〃
300,000	〃			75	〃

(3) 市の区域を包括する県の被害世帯数が、その人口に応じ次の別表第４に示す数以上であって、市の区域内の被害世帯数が多数あること（救助法施行令第１条第１項　第３号）

表　施行令　別表第４

都道府県の区域内人口				住家滅失世帯数	
		1,000,000	人未満	5,000	世帯
1,000,000	人以上	2,000,000	〃	7,000	〃
2,000,000	〃	3,000,000	〃	9,000	〃
3,000,000	〃			12,000	〃

(4) 市の被害が(1) (2) 及び(3) に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、または多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当した時（救助法施行令第１条第１項　第３号、第４号）

(2) 市の区域を包括する県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の別表第２に示す数以上であって、市の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の別表第３以上であること（救助法施行令第１条　第１項　第２号）

表　施行令　別表第２

都道府県の区域内人口				住家滅失世帯数	
		1,000,000	人未満	1,000	世帯
1,000,000	人以上	2,000,000	〃	1,500	〃
2,000,000	〃	3,000,000	〃	2,000	〃
3,000,000	〃			2,500	〃

表　施行令　別表第３

市町村の人口				住家滅失世帯数	
		5,000	人未満	15	世帯
5,000	人以上	15,000	〃	20	〃
15,000	〃	30,000	〃	25	〃
30,000	〃	50,000	〃	30	〃
50,000	〃	100,000	〃	40	〃
100,000	〃	300,000	〃	50	〃
300,000	〃			75	〃

(3) 市の区域を包括する県の被害世帯数が、その人口に応じ次の別表第４に示す数以上であって、市の区域内の被害世帯数が多数あること（救助法施行令第１条第１項　第３号）

表　施行令　別表第４

都道府県の区域内人口				住家滅失世帯数	
		1,000,000	人未満	5,000	世帯
1,000,000	人以上	2,000,000	〃	7,000	〃
2,000,000	〃	3,000,000	〃	9,000	〃
3,000,000	〃			12,000	〃

(4) 市の被害が(1) (2) 及び(3) に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、または多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当した時（救助法施行令第１条第１項　第３号、第４号）

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
３　救助法の適用手続き **(1) 市の被害状況報告----------【県、市（総務部、保健福祉部）】** 市長は、市域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、資料編「被害状況等報告様式（茨城県）」を用いて県知事に対して報告する。 **(2) 県の被害状況報告及び救助法の適用----------【県】** 県知事は、市長の報告により、救助法を適用する必要があると認める時は、同法に基づく救助の実施について、市長及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。なお、救助法を適用した時は、速やかに告示するものとする。 なお、救助法を適用した時は、速やかに告示するとともに、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。 **４　救助法による救助** 市は、地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。 **(1) 救助の実施機関----------【国、県、市（各部）】** 救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。 ただし、救助活動を迅速に実施するため必要な時は、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。この場合、県は、事務の内容及び期間を市長に通知する。 なお、市長は、救助を実施した時は、速やかにその内容を県知事に報告することとする。 **(2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等----------【市（総務部、保健福祉部）】** 救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、資料編「災害救助法による救助の内容」のとおりである。 **５　郵便事業に係る特別取扱い----------【日本郵便】** **(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付** 救助法が発動された場合、被災１世帯あたり、郵便葉書５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付する。 **(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除** 被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む。）の料金免除を実施する。なお、取扱いは日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。	**３　救助法の適用手続き** **(1) 市の被害状況報告----------【県、市（総務部、保健福祉部）】** 市長は、市域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、資料編「３－７被害状況等報告様式（茨城県）」を用いて県知事に対して報告する。 **(2) 県の被害状況報告及び救助法の適用----------【県】** 県知事は、市長の報告により、救助法を適用する必要があると認める時は、同法に基づく救助の実施について、市長及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。~~なお、救助法を適用した時は、速やかに告示するものとする。~~ なお、救助法を適用した時は、速やかに告示するとともに、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。 **４　救助法による救助** 市は、地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。 **(1) 救助の実施機関----------【国、県、市（各部）】** 救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。 ただし、救助活動を迅速に実施するため必要な時は、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。この場合、県は、事務の内容及び期間を市長に通知する。 なお、市長は、救助を実施した時は、速やかにその内容を県知事に報告することとする。 **(2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等----------【市（総務部、保健福祉部）】** 救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、資料編「３－14災害救助法による救助の内容」のとおりである。 **５　郵便事業に係る特別取扱い----------【日本郵便】** **(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付** 救助法が発動された場合、被災１世帯あたり、郵便葉書５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付する。 **(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除** 被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む。）の料金免除を実施する。なお、取扱いは日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。	内容の重複

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 日本郵便株式会社が、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用または見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。 **(4) 利用の制限及び業務の停止** 重要な郵便物の伝達の確保または交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、または郵便の業務の一部を停止することがある。 **(5) 郵便局窓口業務関係** 災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局において、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱い時間または取扱い日の変更等の措置を構ずる。 **■　資料編　「災害救助法による救助の内容」**	**(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除** 日本郵便株式会社が、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用または見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。 **(4) 利用の制限及び業務の停止** 重要な郵便物の伝達の確保または交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、または郵便の業務の一部を停止することがある。 **(5) 郵便局窓口業務関係** 災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局において、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱い時間または取扱い日の変更等の措置を構ずる。 **■　資料編　「３－14 災害救助法による救助の内容」**	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第３章　災害応急対策計画 **第９節　応急復旧・事後処理** **第１　建築物の応急復旧** **■　基本事項** **１　趣　旨** 風水害の発生により破損した建築物が、その後の災害に対して安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。 また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては、応急仮設住宅を提供し、または、災害のため住家が半壊した者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては、応急修理を行って保護していくものとする。 **２　留意事項** **(1) 想定される災害への対応体制の整備** 本市に被害を及ぼすと想定される災害により発生する建築物の被害に迅速に対応するためには、地域間及び組織間の住宅応急復旧における応援協力体制の整備や、資材輸送のための緊急輸送路の確保が必要である。 **(2) 要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設** 応急仮設住宅の建設にあたっては、避難行動要支援者の実情に応じ、その構造、配置に十分配慮することが必要である。 また、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 **３　対策項目** **１　応急危険度判定** **２　住宅の応急修理** **３　応急仮設住宅の提供** **４　建築物の応急復旧への支援**	第３章　災害応急対策計画 **第９節　応急復旧・事後処理** **第１　建築物の応急復旧** **■　基本事項** **１　趣　旨** 風水害の発生により破損した建築物が、その後の災害に対して安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。 また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては、応急仮設住宅を提供し、または、災害のため住家が半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない~~もた~~者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては、応急修理を行って保護していくものとする。 **２　留意事項** **(1) 想定される災害への対応体制の整備** 本市に被害を及ぼすと想定される災害により発生する建築物の被害に迅速に対応するためには、地域間及び組織間の住宅応急復旧における応援協力体制の整備や、資材輸送のための緊急輸送路の確保が必要である。 **(2) 要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設** 応急仮設住宅の建設にあたっては、避難行動要支援者の実情に応じ、その構造、配置に十分配慮することが必要である。 また、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性やこども・若者、高齢者、障害者の参画を推進し、女性やこども・若者、高齢者、障害者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 **３　対策項目** **１　応急危険度判定** **２　住宅の応急修理** **３　応急仮設住宅の提供** **４　建築物の応急復旧への支援**	県計画との整合 県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
■　対　策 1　応急危険度判定 (1) 判定士等派遣要請・派遣----------【県、市(建設部)】 1) 判定士等派遣要請 市は、二次災害を防止するため、判定士及び被災宅地判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。 2) 判定士等の派遣 県は市の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判定士等の派遣を行うとともに、関係団体と判定士等の派遣について協議する。 (2) 応急危険度判定活動----------【県、市(建設部)、判定士】 1) 判定の基本的事項 ①判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。 ②判定実施時期及び作業日数は、２週間程度で、原則として１人の判定士は３日間を限度に判定作業を行う。 ③判定結果の責任については、市が負う。 2) 判定に関する役割等 ①市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。 ②県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。 3) 判定作業概要 ①判定作業は、市の指示に従い実施する。 ②応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（(一財)日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の３種類の構造種別ごとに行う。 ③判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。 ④判定は、原則として「目視」により行う。 ⑤判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。 ⑥判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。 ⑦被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明を行う。 (3) 被災宅地危険度判定活動----------【県、市(建設部)、判定士】 1) 判定の基本的事項 ①被災宅地危険度判定は、市長が行う。 ②県は、市の要請により、市の区域内における被災宅地の危険度判定活動を支援する。 ③判定結果の責任については、市長が負う。 2) 判定に関する役割等 ①市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。 ②県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う。	■　対　策 1　応急危険度判定 (1) 判定士等派遣要請・派遣----------【県、市(建設部)】 1) 判定士等派遣要請 市は、二次災害を防止するため、判定士及び被災宅地判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。 2) 判定士等の派遣 県は市の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判定士等の派遣を行うとともに、関係団体と判定士等の派遣について協議する。 (2) 応急危険度判定活動----------【県、市(建設部)、判定士】 1) 判定の基本的事項 ①判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。 ②判定実施時期及び作業日数は、~~２週間~~10日間程度を目安とし~~を~~、原則として１人の判定士は３日間を限度に判定作業を行う。 ③判定結果の責任については、市が負う。 2) 判定に関する役割等 ①市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。 ②県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。 3) 判定作業概要 ①判定作業は、市の指示に従い実施する。 ②応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（(一財)日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の３種類の構造種別ごとに行う。 ③判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。 ④判定は、原則として「目視」により行う。 ⑤判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。 ⑥判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。 ⑦被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明を行う。 (3) 被災宅地危険度判定活動----------【県、市(建設部)、判定士】 1) 判定の基本的事項 ①被災宅地危険度判定は、市長が行う。 ②県は、市の要請により、市の区域内における被災宅地の危険度判定活動を支援する。 ③判定結果の責任については、市長が負う。 2) 判定に関する役割等 ①市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。 ②県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
3）判定作業概要 ①判定作業は、市長の指示に従い実施する。 ②被災宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）により行う。 ③判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。 ④判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。 ⑤被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明を行う。	3）判定作業概要 ①判定作業は、市長の指示に従い実施する。 ②被災宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）により行う。 ③判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。 ④判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。 ⑤被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明を行う。	
２　住宅の応急修理 (1) 基本事項----------【市（建設部）】 1）修理対象世帯 応急修理は、市が、災害のため住家が半壊した者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。	２　住宅の応急修理 (1) 基本事項----------【市（建設部）】 1）修理対象世帯 応急修理は、市が、災害のため住家が半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者~~した者~~または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。	県計画との整合
2）修理の範囲 応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。	2）修理の範囲 応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。	
3）修理時期 応急修理は、災害発生から１月以内に完了する。	3）修理時期 応急修理は、災害発生から~~１~~３月以内に完了する。 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては６月以内に完了するものとする。	県計画との整合
(2) 資材調達----------【県、市（建設部）】 市において資材が不足した場合は、県（土木部）に要請し、調達の協力を求めるものとする。	(2) 資材調達----------【県、市（建設部）】 市において資材が不足した場合は、県（土木部）に要請し、調達の協力を求めるものとする。	
３　応急仮設住宅の提供 (1) 基本事項 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から２年以内とする。設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。	３　応急仮設住宅の提供 (1) 基本事項 公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。 また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合など、実情に応じて建設型応急住宅による方法も検討し、設置方法を決定する。 ~~応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から２年以内とする。設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。~~	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(2) 設置基準 応急仮設住宅は、住宅が全壊または流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。	**(2) ~~設置基準~~応急仮設住宅** 応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼または流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。このうち建設型応急住宅の着工は、災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、また、賃貸型応急住宅は災害発生後速やかに提供することとし、その供与期間はいずれも２年以内とする。	県計画との整合
	(3) 賃貸型応急住宅----------【県、市（~~市長公室、~~建設部）】 県は借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報等を市へ提供する。市は必要な民間賃貸住宅の借り上げを行う。	県計画との整合
	(4) 建設型応急住宅	
(3) 設置計画の作成等----------【県、市（総務部）】 市は被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は市からの報告を基に全体計画を作成する。	**1) 設置計画の作成等----------【県、市（~~市長公室、建設部総務部~~）】** 市は被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は市からの報告を基に全体計画を作成する。	分掌事務との整合
(4) 設置場所の提供等----------【国、県、市（総務部）】 **1) 設置場所の提供** 国及び県は、応急仮設住宅の設置計画に応じて、国・県公有地を提供する。 **2) 設置場所** 設置予定場所は、国、県または市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとする。なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮するとともに、飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。 また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。	**2) 設置場所の提供等----------【国、県、市（~~市長公室、建設部総務部~~）】** **① 設置場所の提供** 国及び県は、応急仮設住宅の設置計画に応じて、国・県公有地を提供する。 **② 設置場所** 設置予定場所は、国、県または市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとする。なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮するとともに、~~飲料水が得やすく保健衛生上適当な~~電気、給水、排水等のライフラインが整備されている場所とする。 また、学校の敷地を~~応急仮設住宅の~~用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。	分掌事務との整合 県計画との整合
(5) 建設資材の調達----------【市（総務部）】 応急仮設住宅の建設は、協定締結団体の協力を得て建設する。	**3) 建設資材の調達----------【県、市（~~市長公室、建設部総務部~~）】** ~~応急仮設住宅~~建設型応急住宅の建設は、県が協定締結団体の協力を得て建設する。	分掌事務との整合 県計画との整合
(6) 応急仮設住宅の借り上げ等----------【県、市（総務部）】 県は借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報などを市へ提供する。市は必要な民間賃貸住宅の借り上げを行う。	~~**(6) 応急仮設住宅の借り上げ等----------【県、市（総務部）】**~~ ~~県は借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報などを市へ提供する。市は必要な民間賃貸住宅の借り上げを行う。~~	県計画との整合
(7) 入居者の選定等----------【県、市（総務部）】 県が、市の協力を得て被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定する。	**4) 入居者の選定等----------【県、市（~~市長公室、建設部総務部~~）】** 県が、市の協力を得て被災者の状況を調査の上、~~次の基準に基づき~~必要戸数を決定する。	分掌事務との整合 県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
1）住家が全焼、全壊、または流失した者であること 2）居住する住家がない者であること 3）自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること ①生活保護法の被保護者並びに要保護者 ②特定の資産のない失業者 ③特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、病弱者等 ④特定の資産のない勤労者、中小企業者 ⑤前各号に準ずる経済的弱者 また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、避難行動要支援者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、避難行動要支援者の優先入居に努める。	~~1）住家が全焼、全壊、または流失した者であること~~ ~~2）居住する住家がない者であること~~ ~~3）自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること~~ ~~①生活保護法の被保護者並びに要保護者~~ ~~②特定の資産のない失業者~~ ~~③特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、病弱者等~~ ~~④特定の資産のない勤労者、中小企業者~~ ~~⑤前各号に準ずる経済的弱者~~ また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、~~避難行動要支援者~~入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、~~避難行動要支援者~~要配慮者の優先入居に努めるとしている。	県計画との整合
(8) 応急仮設住宅の管理----------【県、市（総務部）】 応急仮設住宅の管理は、市の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ市に委任することができる。	**5) 応急仮設住宅の管理----------【県、市（~~市長公室、建設部総務部~~）】** 建設型応急仮設住宅の管理は、市の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ市に委任することができる。	分掌事務との整合 県計画との整合
4　建築物の応急復旧への支援 **(1) 災害復旧用材（国有林材）の供給----------【国、県、市（経済部）】** 農林水産省（林野庁）は被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため国有林材の供給を行うこととしている。なお、関東森林管理局への災害復旧用材供給の要請は県が行う。市は、県に対して災害復旧用材供給要請を願い出る。	**4　建築物の応急復旧への支援** **(1) 災害復旧用材（国有林材）の供給----------【国、県、市（経済部）】** 農林水産省（林野庁）は被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため国有林材の供給を行うこととしている。なお、関東森林管理局への災害復旧用材供給の要請は県が行う。市は、県に対して災害復旧用材供給要請を願い出る。	
(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達----------【県、国】 県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、非常災害本部等を通じ、または応急収容資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省）に、直接、あるいは派遣したリエゾンを通じて資機材の調達を要請することとしている。	**(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達----------【県、国】** 県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、非常災害本部等を通じ、または応急収容資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省）に、~~直接、あるいは派遣したリエゾンを通じて~~資機材の調達を要請することとしている。	県計画との整合
第２　土木施設の応急復旧 **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たす。 このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。	**第２　土木施設の応急復旧** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たす。 このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。	

<table>
<tr>
<th>現行計画（R4.3）</th>
<th>修正案</th>
<th>修正理由等</th>
</tr>
<tr>
<td>

２　留意事項

(1) 被害情報の収集・伝達体制の整備

施設の応急対策は、災害後の利用者の安全確保や市民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があるため、災害発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、それに対応した応急対策計画を策定し、実施することが重要である。このため、事前対策として各施設管理者が施設の被害状況の収集・伝達体制の整備を行っておくことが必要である。

(2) 地域間及び事業者間の協力体制の整備

各施設を所管する市及び事業者は、あらかじめ災害時の施設の応急対策に関し、地域間または事業者間の協力体制の整備を行っておくことが必要である。

３　対策項目

１　道路の応急復旧
２　鉄道の応急復旧
３　その他土木施設の応急復旧

■　対　策

１　道路の応急復旧

(1) 情報収集----------【国、県、市（建設部）】

機関名	情報収集等の方針
県（土木部）、市	被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、各工事事務所においてはパトロールカーにより巡視を実施する。また、市町村及び地域住民等からの道路情報の収集に努める。 情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。
関東地方整備局	被害状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急処置を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧----------【国、県、市（建設部）】

機関名	応急復旧措置の方針
県（土木部）、市	被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。
関東地方整備局	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

</td>
<td>

２　留意事項

(1) 被害情報の収集・伝達体制の整備

施設の応急対策は、災害後の利用者の安全確保や市民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があるため、災害発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、それに対応した応急対策計画を策定し、実施することが重要である。このため、事前対策として各施設管理者が施設の被害状況の収集・伝達体制の整備を行っておくことが必要である。

(2) 地域間及び事業者間の協力体制の整備

各施設を所管する市及び事業者は、あらかじめ災害時の施設の応急対策に関し、地域間または事業者間の協力体制の整備を行っておくことが必要である。

３　対策項目

１　道路の応急復旧
２　鉄道の応急復旧
３　その他土木施設の応急復旧

■　対　策

１　道路の応急復旧

(1) ~~情報収集等の方針~~応急措置----------【国、県、市（建設部）】

機関名	~~情報収集等の方針~~応急措置
県（土木部）、市	被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、各工事事務所においてはパトロールカーにより巡視を実施する。また、市町村及び地域住民等からの道路情報の収集に努める。 情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。
関東地方整備局	被害状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急処置を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策----------【国、県、市（建設部）】

機関名	応急復旧措置の方針
県（土木部）、市	被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。
関東地方整備局	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

</td>
<td>

計画との整合

県計画との整合

</td>
</tr>
</table>

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

2　鉄道の応急復旧----------【関東鉄道】

(1) 組織及び動員

関東鉄道㈱は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において必要があると認めた時は、災害対策本部を本社内に設置し、別に定める動員計画に基づき職員を動員して、応急対策を実施する。

表　関東鉄道㈱の災害対策本部の構成及び担当事項

	班	班　長	担　当　事　項
本部長（鉄道部長）	総務班	業務課長	・事故関係者との一般的応接 ・事故に関する情報の収集及び発表 ・負傷者、遺族等に対する乗車証の発行 ・自動車の運用 ・部外に対する応援依頼 ・他の班に属さない事項
	運転車両班	運転車両課長	・列車の運転計画及び整理 ・旅客貨物の輸送手配及び復旧資材の輸送手配 ・上記等についての伝達
	保護・電気通信班	施設課長	・線路、通信、信号保安設備等の復旧及び点検

(2) 情報の収集・伝達

運転司令は、災害が発生した場合、東日本旅客鉄道㈱連絡駅、ラジオ放送事業者、消防機関及び警察機関等と連携を図り災害の情報を迅速に収集し、災害の状況に応じ、必要と認める箇所に速報するとともに、所要の手配を行う。

(3) 応急措置の実施

1) 初動措置

ア　乗務員の措置

列車運転中に異常を感知した場合は、橋梁、架道橋、築堤、切取り箇所等を避け、速やかに列車を安全箇所に停止させ、異常の有無を確かめる。

なお、付近に異常が認められない時は、次の停車場まで時速25㎞以下で注意運転（建物、土砂崩壊、地盤沈下等に注意する。）し、異常の有無を次の停車場の駅長に通告する。

2　鉄道の応急復旧----------【関東鉄道】

(1) 組織及び動員

関東鉄道㈱は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において必要があると認めた時は、災害対策本部を本社内に設置し、別に定める動員計画に基づき職員を動員して、応急対策を実施する。

表　関東鉄道㈱の災害対策本部の構成及び担当事項

	班	班　長	担　当　事　項
本部長（鉄道部長）	総務班	業務課長	・事故関係者との一般的応接 ・事故に関する情報の収集及び発表 ・負傷者、遺族等に対する乗車証の発行 ・自動車の運用 ・部外に対する応援依頼 ・他の班に属さない事項
	運転車両班	運転車両課長	・列車の運転計画及び~~整理~~車両復旧 ~~・旅客貨物の輸送手配及び復旧資材の輸送手配~~ ~~・上記等についての伝達~~
	保護・電気通信班	施設課長	・線路、通信、信号保安設備等の復旧及び点検

(2) 情報の収集・伝達

運転司令は、災害が発生した場合、東日本旅客鉄道㈱連絡駅、首都圏新都市鉄道（株）連絡駅、ラジオ放送事業者、消防機関及び警察機関等と連携を図り災害の情報を迅速に収集し、災害の状況に応じ、必要と認める箇所に速報するとともに、所要の手配を行う。

(3) 応急措置の実施

1) 初動措置

ア　運転指令の処置

災害により危険情報を入手した場合は、直ちに列車の停止手配をとると共に施設区長と連絡を取り、必要に応じた運転規制を実施する。

イ　乗務員の措置

災害により危険を感知した場合は、直ちに列車の停止手配をとるとともに運転指令に通報する。

・橋梁、~~架道橋、~~築堤、~~切取り箇所等~~切土、架道橋下、踏切、その他危険な場所を避け~~、速やかに~~て列車を~~安全箇所に~~停止させる。~~、異常の有無を確かめる~~。

・状況により乗客を安全な場所へ避難させる。

~~なお、付近に異常が認められない時は、次の停車場まで時速25㎞以下で注意運転（建物、土砂崩壊、地盤沈下等に注意する。）し、異常の有無を次の停車場の駅長に通告する。~~

修正理由等
県計画との整合
県計画との整合
県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
イ　駅の措置 ①異常を感知し運転上危険と認めた時は、列車の運転を見合わせて、直ちに、その状況を運転車両課長に報告する。 ②最初に到着した列車の乗務員から異常の有無を確かめる。 ③隣接停車場の駅長と打合せて異常が認められない時は、運転車両課長の指令を受けて、最初にその区画に進出する列車の運転士に注意運転の通告をして出発させる。	**ウ　駅の措置** ~~①異常をを感知し運転上危険と認めた時は、列車の運転を見合わせて、直ちに、その状況を運転車両課長に報告する。~~ ~~②最初に到着した列車の乗務員から異常の有無を確かめる。~~ ~~③隣接停車場の駅長と打合せて異常が認められない時は、運転車両課長の指令を受けて、最初にその区画に進出する列車の運転士に注意運転の通告をして出発させる。~~ **災害により危険情報を入手した**場合は、直ちに列車の停止手配をとると共に運転司令に通報する。また運転司令の指示により列車の速度制限・徐行区間等の運転通告券を発行する。 エ　施設区長の処置 危険情報を入手した際は速やかに危険場所を点検する。運転可能と判断できる区間から運転司令と相談のうえ運転再開を了承する。	県計画との整合 県計画との整合
2）旅客の救出救護 災害により列車または鉄道施設に被害が生じた場合は、駅長及び乗務員はその状況を速やかに判断し、まず旅客を安全な場所に誘導するとともに、関係箇所、地元機関と連絡をとる。負傷者が生じた場合は、その救護に全力を尽くし、居合わせた職員は、その職種を問わずこれに協力する。	**2）旅客の救出救護** ~~地震~~災害により列車または鉄道施設に被害が生じた場合は、駅長及び乗務員はその状況を速やかに判断し、まず旅客を安全な場所に誘導するとともに、関係箇所、地元機関と連絡をとる。負傷者が生じた場合は、その救護に全力を尽くし、居合わせた職員は、その職種を問わずこれに協力する。	誤記の修正
3）災害時の輸送 災害により鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は、その状況により列車の折返し運転、不通箇所のバス代行輸送等の手配を行うとともに、線路及びその他被害箇所の復旧に全力をつくし、早急に輸送の回復に努める。	**3）災害時の輸送** ~~地震~~災害により鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は、その状況により列車の折返し運転、不通箇所のバス代行輸送等の手配を行うとともに、線路及びその他被害箇所の復旧に全力をつくし、早急に輸送の回復に努める。	誤記の修正
(4) 広報活動の実施 災害の状況、復旧の見通し及び列車の運行、バス代行輸送状況等については、駅改札口、待合室の見やすい場所への掲示等により、周知徹底を図る。	**(4) 広報活動の実施** ~~災害の状況、復旧の見通し及び列車の運行、バス代行輸送状況等については、駅改札口、待合室の見やすい場所への掲示等により、周知徹底を図る。~~災害発生時においては、車内、駅、営業所等施設での広報と、テレビ、ラジオ等報道機関を通じての広報とを駆使し、利用者への広報活動に万全を期すこととする。	県計画との整合
3　その他土木施設の応急復旧 **(1) 河川、砂防及び治山施設の応急復旧----------【河川、砂防、治山施設管理者】** 河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。 **1）河川施設** 堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機場等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締め切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。	**3　その他土木施設の応急復旧** **(1) 河川、砂防及び治山施設の応急復旧----------【河川、砂防、治山施設管理者】** 河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。 **1）河川施設** 堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機場等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締め切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
2）**砂防施設** 砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。 3）**治山施設** 治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。 (2) **農地・農業用施設の応急復旧----------【市（経済部）、土地改良区、農業従事者】** 農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。 1）**点　検** 農地・農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区が点検を行う。 2）**用水の確保** 農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。 3）**排水の確保** 排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。	2）**砂防施設** 砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。 3）**治山施設** 治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。 (2) **農地・農業用施設の応急復旧----------【市（経済部）、土地改良区、農業従事者】** 農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。 1）**点　検** 農地・農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区が点検を行う。 2）**用水の確保** 農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。 3）**排水の確保** 排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。 4）農道の交通確保 市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。	県計画との整合
第３　ライフライン施設の応急復旧 **■　基本事項** **１　趣　旨** 上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。 これらの施設が災害により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。 このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、市及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図る。 **２　留意事項** **(1) 被害状況の把握** ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、災害発生後、各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため、あらかじめ各事業者が被害情報の収集・伝達体制を整備しておくことが必要である。	**第３　ライフライン施設の応急復旧** **■　基本事項** **１　趣　旨** 上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。 これらの施設が災害により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。 このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、市及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、必要に応じて調整会議を開催するなど迅速かつ円滑な対応を図る。 **２　留意事項** **(1) 被害状況の把握** ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、災害発生後、各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため、あらかじめ各事業者が被害情報の収集・伝達体制を整備しておくことが必要である。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
また、県、市及び防災関係機関は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努めるものとする。 **(2) 事業者間の協力体制の整備** 風水害時におけるライフライン施設の被害は、雨量、台風の規模や経路、地盤等によって異なる。このため、特に被害の集中した施設については、市内及び市外の事業者による協力が必要となってくることから、事業者間の協力体制の整備を図っておくことが必要である。 **３　対策項目** １　電力施設の応急復旧 ２　電話施設の応急復旧 ３　ガス施設の応急復旧 ４　上水道施設の応急復旧 ５　下水道施設の応急復旧 **■　対　策** **１　電力施設の応急復旧----------【東京電力パワーグリッド】** **(1) 応急復旧の実施** **1) 通報、連絡** 通報、連絡は、通信連絡施設、通信連絡設備及び加入電話等を利用して行う。 **2) 災害時における情報の収集、連絡** **ア　情報の収集、報告** 災害が発生した場合は、（総）支社の（本）支部長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級（本）支部に報告する。 **①一般情報** ・気象、河川情報 ・一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報） ・対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への応対状況） ・その他災害に関する情報（交通状況等） **②当社被害情報** ・電力施設等の被害状況及び復旧状況 ・停電による主な影響状況 ・復旧機材、応援隊、食料等に関する事項 ・従業員の被害状況 ・その他災害に関する情報	また、県、市及び防災関係機関は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努めるものとする。 **(2) 事業者間の協力体制の整備** 風水害時におけるライフライン施設の被害は、雨量、台風の規模や経路、地盤等によって異なる。このため、特に被害の集中した施設については、市内及び市外の事業者による協力が必要となってくることから、~~事業者間の~~地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者間との災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制の整備を図っておくことが必要である。 **３　対策項目** １　電力施設の応急復旧 ２　電話施設の応急復旧 ３　ガス施設の応急復旧 ４　上水道施設の応急復旧 ５　下水道施設の応急復旧 **■　対　策** **１　電力施設の応急復旧----------【東京電力パワーグリッド】** **(1) 応急復旧の実施** **1) 通報、連絡** 通報、連絡は、通信連絡施設、通信連絡設備及び加入電話等を利用して行う。 **2) 災害時における情報の収集、連絡** **ア　情報の収集、報告** 災害が発生した場合は、（総）支社の（本）支部長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級（本）支部に報告する。 **①一般情報** ・気象、河川情報 ・一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報） ・対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への応対状況） ・その他災害に関する情報（交通状況等） **②当社被害情報** ・電力施設等の被害状況及び復旧状況 ・停電による主な影響状況 ・復旧機材、応援隊、食料等に関する事項 ・従業員の被害状況 ・その他災害に関する情報	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
イ　情報の集約 上級（本）支部は、下級（本）支部からの被害情報等の報告及び独自に地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。 **ウ　通話制限** ①災害時の保安通信を確保するため、（本）支部長は、必要と認めた時は、通話制限その他必要な措置を講じる。 ②非常体制の発令前であっても、保安通信を確保する上で必要と認めた時は、（総）支社にあっては（本）支部長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。 **3）災害時における広報** **ア　広報活動** 災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。 また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や通電による火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。 ①無断昇柱、無断工事はしないこと ②電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること ③断線、垂下している電線には絶対に触らないこと ④浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと ⑤屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること ⑥その他事故防止のため留意すべき事項	**イ　情報の集約** 上級（本）支部は、下級（本）支部からの被害情報等の報告及び独自に地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。 **ウ　通話制限** ①災害時の保安通信を確保するため、（本）支部長は、必要と認めた時は、通話制限その他必要な措置を講じる。 ②非常体制の発令前であっても、保安通信を確保する上で必要と認めた時は、（総）支社にあっては（本）支部長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。 **3）災害時における広報** **ア　広報活動** 災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。 また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や通電による火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。 ①無断昇柱、無断工事はしないこと ②電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること ③断線、垂下している電線には絶対に触らないこと ④浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと ⑤屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること ⑥その他事故防止のため留意すべき事項 **イ　広報の方法** 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当　該地域へ周知する。	県計画との整合
4）対策要員の確保 **ア　対策要員の確保** ①夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、河川情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。 ②非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する（本）支部に出動する。 ③交通途絶等により所属する（本）支部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する（本）支部に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。 **イ　対策要員の広域運営** 復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生した時は応援の要請を行う。 **5）災害時における復旧資材の確保** **ア　調達** （本）支部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。 ・現地調達 ・（本）支部相互の流用	**4）対策要員の確保** **ア　対策要員の確保** ①夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、河川情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。 ②非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する（本）支部に出動する。 ③交通途絶等により所属する（本）支部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する（本）支部に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。 **イ　対策要員の広域運営** 復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生した時は応援の要請を行う。 **5）災害時における復旧資材の確保** **ア　調達** （本）支部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。 ・現地調達 ・（本）支部相互の流用	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
イ　輸送 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇等により行う。 **ウ　復旧資材置場等の確保** 災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。 **6）災害時における危険予防措置** 電力需要の実態に鑑み、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、（本）支部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。 **7）災害時における基本方針** 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。 **【応急工事基準】** 災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。 **①送電設備** ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。 **②変電設備** 機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。 **③配電設備** 非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行う。 **④通信設備** 可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用による通信を確保する。 **8）復旧計画** ア　（本）支部は、設備ごとに被害状況を把握し、次に揚げる各号の事項を明らかにした復旧計画を立てると同時に、上級（本）支部に速やかに報告する。 ①復旧応援要員の必要の有無 ②復旧要員の配置状況 ③復旧資材の調達 ④電力系統の復旧方法 ⑤復旧作業の日程 ⑥仮復旧の完了見込 ⑦宿泊施設、食料等の手配 ⑧その他必要な対策 イ　上級（本）支部は、前項の報告に基づき下級（本）支部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。	**イ　輸送** 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇等により行う。 **ウ　復旧資材置場等の確保** 災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。 **6）災害時における危険予防措置** 電力需要の実態に鑑み、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、（本）支部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。 **7）災害時における基本方針** 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。 **【応急工事基準】** 災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。 **①送電設備** ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。 **②変電設備** 機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。 **③配電設備** 非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行う。 **④通信設備** 可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用による通信を確保する。 **8）復旧計画** ア　（本）支部は、設備ごとに被害状況を把握し、次に揚げる各号の事項を明らかにした復旧計画を立てると同時に、上級（本）支部に速やかに報告する。 ①復旧応援要員の必要の有無 ②復旧要員の配置状況 ③復旧資材の調達 ④電力系統の復旧方法 ⑤復旧作業の日程 ⑥仮復旧の完了見込 ⑦宿泊施設、食料等の手配 ⑧その他必要な対策 イ　上級（本）支部は、前項の報告に基づき下級（本）支部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

9）復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復旧順位
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の重要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要設備への供給回線 ②その他の回線
通信設備	①給電指令回線（制御・監視及び保護回線） ②災害復旧に使用する保安回線 ③その他保安回線

2　電話施設の応急復旧

(1) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）の対策----------【東日本電信電話】

1）電話停止時の応急措置

ア　通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

イ　災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

ウ　通信の利用制限

通信が著しく輻そうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

エ　災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻そうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“１７１”を提供する。

2）災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

9）復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復旧順位
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の重要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要設備への供給回線 ②その他の回線
通信設備	①給電指令回線（制御・監視及び保護回線） ②災害復旧に使用する保安回線 ③その他保安回線

2　電話施設の応急復旧

(1) NTT 東日本株式会社（茨城支店）の対策----------【NTT 東日本株式会社】

1）電話停止時の応急措置

ア　通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

イ　災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

ウ　通信の利用制限

通信が著しく輻そうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

エ　災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻そうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“１７１”を提供する。

2）災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

組織名の変更

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

表　電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国または地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

3）復旧を優先する電気通信サービス

①電話サービス（固定系・移動系）
②総合ディジタル通信サービス
③専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線を含む。）
④パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む。）
⑤衛星電話サービス

4）大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	2）に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、 3）に示す復旧優先サービスの復旧のほか、避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については３日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引き続きできるだけ迅速に行う。長くても10日以内を目標とする。

(2) 株式会社ＮＴＴドコモ（茨城支店）の対策----------【ＮＴＴドコモ】

1）株式会社ＮＴＴドコモ（茨城支店）災害対策本部の設置

洪水等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

図　株式会社ＮＴＴドコモ（茨城支店）災害対策本部組織図

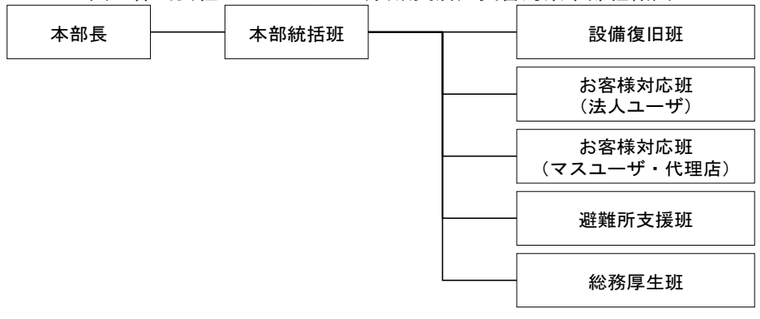

表　電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国または地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

3）復旧を優先する電気通信サービス

①電話サービス（固定系・移動系）
②総合ディジタル通信サービス
③専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線を含む。）
④パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む。）
⑤衛星電話サービス

4）大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	2）に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、 3）に示す復旧優先サービスの復旧のほか、避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については３日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引き続きできるだけ迅速に行う。長くても10日以内を目標とする。

(2) 株式会社ＮＴＴドコモ（茨城支店）の対策----------【ＮＴＴドコモ】

1）株式会社ＮＴＴドコモ（茨城支店）災害対策本部の設置

洪水等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

図　株式会社ＮＴＴドコモ（茨城支店）災害対策本部組織図

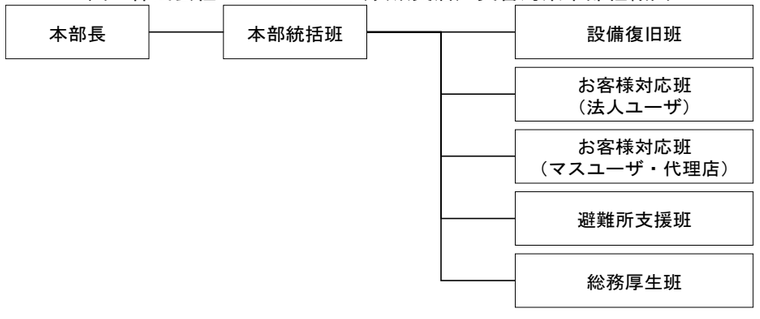

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

2）株式会社ＮＴＴドコモ（茨城支店）災害対策本部の各班の役割

洪水等による災害が発生した場合、災害対策本部各班は、下記の役割に基づいて行動する。

班	主な役割
本部長	支店全体の基本方針決定、総指揮・判断の実施
本部統括班	災害対策本部の運営・調整、各班の取りまとめ業務
設備復旧班	設備の復旧・応急復旧に関する業務
お客様対応班（法人ユーザ）	重要法人・自治体・代理店法人等の支援に関する業務
お客様対応班（マスユーザ・代理店）	ドコモショップの運営に関する業務
避難所支援班	避難所等での避難者支援業務
総務厚生班	社印等の安否／服務／経理、報道機関等に関する業務

3　ガス施設の応急復旧----------【ガス事業者】

(1) ガス停止時の代替措置

被災者救援対策としては、ＬＰガス供給の早期復旧が最優先ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

1）需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。
2）一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。

(2) ＬＰガスの復旧

ＬＰガスは、容器にて各戸別に供給されるため、都市ガス等と異なり、管路の破損による供給の遅滞は発生しないが、ガス事業者は、家庭内ガス供給設備が損傷した場合の対策を十分に考慮するとともに、付近のガス供給施設が損害を受けた場合の代替調達対策を講じる必要がある。

4　上水道施設の応急復旧----------【市（建設部）】

(1) 上水道停止時の代替措置

第３章　第６節　第５「生活救援物資の供給」を参照する。

(2) 応急復旧の実施

1）作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、本市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

2）応急復旧作業の実施

市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行う。

2）株式会社ＮＴＴドコモ（茨城支店）災害対策本部の各班の役割

洪水等による災害が発生した場合、災害対策本部各班は、下記の役割に基づいて行動する。

班	主な役割
本部長	支店全体の基本方針決定、総指揮・判断の実施
本部統括班	災害対策本部の運営・調整、各班の取りまとめ業務
設備復旧班	設備の復旧・応急復旧に関する業務
お客様対応班（法人ユーザ）	重要法人・自治体・代理店法人等の支援に関する業務
お客様対応班（マスユーザ・代理店）	ドコモショップの運営に関する業務
避難所支援班	避難所等での避難者支援業務
総務厚生班	社印等の安否／服務／経理、報道機関等に関する業務

3　ガス施設の応急復旧----------【ガス事業者】

(1) ガス停止時の代替措置

被災者救援対策としては、ＬＰガス供給の早期復旧が最優先ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

1）需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。
2）一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。

(2) ＬＰガスの復旧

ＬＰガスは、容器にて各戸別に供給されるため、都市ガス等と異なり、管路の破損による供給の遅滞は発生しないが、ガス事業者は、家庭内ガス供給設備が損傷した場合の対策を十分に考慮するとともに、付近のガス供給施設が損害を受けた場合の代替調達対策を講じる必要がある。

4　上水道施設の応急復旧----------【市（建設部）】

(1) 上水道停止時の代替措置

第３章　第６節　第５「生活救援物資の供給」を参照する。

(2) 応急復旧の実施

1）作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、本市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

2）応急復旧作業の実施

市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行う。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
【応急復旧の行動指針】 ・施設復旧の完了の目標を明らかにすること ・施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること ・施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること ・被災状況の調査、把握方法を明らかにすること ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること **ア　配管設備破損の場合** 配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網から給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上または浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。 **イ　水源施設破壊の場合** 取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。 **ウ　水道水の衛生保持** 上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。 **3）応急復旧資機材の確保** 市は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。 県は、市からの要請があった場合は、他の関係機関に対し、協力を要請するなど資機材の確保に努める。 **4）市民への広報** 市は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。 **5）災害対策マニュアルの作成** 市は、被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、「災害対策マニュアル」を整備し、災害対応体制や防災関係機関との連絡方法、応急復旧の具体的方針を定める。 また、発災直後の巡視や応急工事実施を円滑に行うため、あらかじめ建設業者等と協定を締結しておく。	【応急復旧の行動指針】 ・施設復旧の完了の目標を明らかにすること ・施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること ・施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定し、災害対応体験者をリスト化するなど即応体制を整備すること ・被災状況の調査、把握方法を明らかにすること ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること **ア　配管設備破損の場合** 配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網から給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上または浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。 **イ　水源施設破壊の場合** 取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。 **ウ　水道水の衛生保持** 上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。 **3）応急復旧資機材の確保** 市は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。 県は、市からの要請があった場合は、他の関係機関に対し、協力を要請するなど資機材の確保に努める。 **4）市民への広報** 市は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。 **5）災害対策マニュアルの作成** 市は、被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、「災害対策マニュアル」を整備し、災害対応体制や防災関係機関との連絡方法、応急復旧の具体的方針を定める。 また、発災直後の巡視や応急工事実施を円滑に行うため、あらかじめ建設業者等と協定を締結しておく。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
ア　作業体制の確保 災害時は直ちに災害対策本部、現地災害対策本部を設置するとともに、受水団体や防災関係機関との連携により、速やかな応急復旧を図るための体制を確保する。 **イ　災害復旧資機材の備蓄** ①応急復旧用の資材は、水道用水供給事業者の備蓄品を利用するが、不足がある場合はメーカーや各工事会社等の貯蔵品で対応する。 ②車両、その他機材は、緊急工事の協定業者から動員する。 **５　下水道施設の応急復旧----------【市（建設部）】** **(1) 下水道停止時の代替措置** **1) 緊急汲み取りの実施** 市は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲み取りを実施する。 **2) 仮設トイレの設置** 市は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。	**ア　作業体制の確保** 災害時は直ちに災害対策本部、現地災害対策本部を設置するとともに、受水団体や防災関係機関との連携により、速やかな応急復旧を図るための体制を確保する。 **イ　災害復旧資機材の備蓄** ①応急復旧用の資材は、水道用水供給事業者の備蓄品を利用するが、不足がある場合はメーカーや各工事会社等の貯蔵品で対応する。 ②車両、その他機材は、緊急工事の協定業者から動員する。 **５　下水道施設の応急復旧----------【市（建設部）】** **(1) 下水道停止時の代替措置** **1) 緊急汲み取りの実施** 市は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲み取りを実施する。 **2) 仮設トイレの設置** 市は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。 なお、衛生的で誰もが快適に使用できる仕様のトイレを設置するよう努めるものとする。 3) 応急の汚水処理 市は、必要に応じて、被災した施設からバキューム車等により他の汚水処理施設に汚水を運搬する。	県計画との整合 県計画との整合
(2) 応急復旧の実施 **1) 作業体制の確保** 市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。 県は、市から協力要請があった場合は、他の防災関係機関に対し協力を要請するなど、広域的な作業体制の確保に努める。 **2) 応急復旧作業の実施** 市は、次のとおり応急復旧作業を実施する。 **ア　下水管渠** 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。 **イ　ポンプ場** 停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。 **ウ　市民への広報** 市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。	**(2) 応急復旧の実施** **1) 作業体制の確保** 市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。 県は、市から協力要請があった場合は、必要な物資、資機材等の調達や職員の派遣、他の防災関係機関に対し協力を要請するなど、広域的な作業体制の確保に努める。 **2) 応急復旧作業の実施** 市は、上下水道一体となって施設の機能を維持するため、次のとおり応急復旧作業を実施する。 **ア　下水管渠** 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。 **イ　マンホールポンプ場** 停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。 **ウ　市民への広報** 市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。	県計画との整合 県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第４　災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去 **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。 **２　留意事項** **(1) 災害時のごみ及びし尿発生量の推計** ごみ及びし尿処理については、あらかじめ災害時のごみ及びし尿の発生量を想定し、各々の作業計画に反映させておくことによって処理活動の円滑化を図ることが必要である。 **(2) 広域処理体制の整備** 清掃事業は、市が個別に行う事業であるため、被災地域が局所的となるような場合は、特に市町村間での協力が必要である。このため、県内及び近隣県の市町村、また、民間の関連事業者に対しても応援を要請できるようあらかじめ広域処理体制を整備しておくことが必要である。 **(3) 防疫措置体制の整備** 防疫措置を講ずるために必要な消毒薬・器具機材や要員の確保が迅速にできるシステムを作っておくことが必要である。 **(4) 被災住宅、避難所及び仮設住宅における衛生確保** 応急的な避難所などで避難生活が夏期に遭遇したり長期化したりする場合などでは、避難所等における衛生確保を図るとともに生活者に対し必要な啓発を行うことが必要である。	**第４　災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。 **２　留意事項** **(1) ~~災害時のごみ及びし尿発生量の推計~~市災害廃棄物処理計画の整備** ~~ごみ及びし尿処理については、あらかじめ災害時のごみ及びし尿の発生量を想定し、各々の作業計画に反映させておくことによって処理活動の円滑化を図ることが必要である。~~ 市は、地域防災計画との整合性を図りつつ、災害廃棄物処理に係る初動対応から実際の処理までの業務や、実施体制等をまとめた市災害廃棄物処理計画を整備するとともに、その不断の見直しを行う。 **(2) 広域処理体制の整備** 清掃事業は、市が個別に行う事業であるため、被災地域が局所的となるような場合は、特に市町村間での協力が必要である。このため、県内及び近隣県の市町村、また、民間の関連事業者に対しても応援を要請できるようあらかじめ広域処理体制を整備しておくことが必要である。 **(3) 防疫措置体制の整備** 防疫措置を講ずるために必要な消毒薬・器具機材や要員の確保が迅速にできるシステムを作っておくことが必要である。 **(4) 被災住宅、避難所及び仮設住宅における衛生確保** 応急的な避難所などで避難生活が夏期に遭遇したり長期化したりする場合などでは、避難所等における衛生確保を図るとともに生活者に対し必要な啓発を行うことが必要である。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(5) 食品の安全確保 被災地において供給される炊き出しによる食事及び他の場所から調達される弁当などの食品の安全を確保するため、炊き出し場所や弁当調製施設における衛生指導が必要である。 3　対策項目 1　災害廃棄物の処理 2　防　疫 3　障害物の除去 ■　対　策 1　災害廃棄物の処理----------【市（市民部）】 (1) ごみ処理 1) ごみ排出量の推計 市は、被害状況を把握し、被害棟数の情報と発生原単位を用いて災害時のごみの発生量を推計し、仮置場内の測量等による実績値を用いて、適宜、発生量の見直しを図る。 また、市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるものと一般生活により発生するものとに区分し、災害時のごみ処理計画を策定する。	(5) 食品の安全確保 被災地において供給される炊き出しによる食事及び他の場所から調達される弁当などの食品の安全を確保するため、炊き出し場所や弁当調製施設における衛生指導が必要である。 3　対策項目 1　災害廃棄物の処理 2　防　疫 3　障害物の除去 ■　対　策 1　災害廃棄物の処理----------【市（市民部）】 (1) ~~ごみ処理~~災害廃棄物の処理 1) 災害廃棄物の処理 ・ 市は、被災状況を的確に把握した上で、市災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保、仮置場の設置及び住民への周知広報等を迅速に行い、仮置場等へ災害廃棄物を円滑に誘導する。 加えて、ボランティア等の支援を得て、被災家屋等の片付けや廃棄物の運搬を行う場合には、社会福祉協議会等と連携して支援内容を調整するなど、効率的に作業を進めるものとする。 ・ 市が仮置場を設置した場合には、当該仮置場において、廃棄物の飛散、流出、悪臭等による生活環境への支障や、火災の発生を防止するとともに、廃棄物の処理方法に応じた分別を進める。 ・ 災害廃棄物の処理にあたっては、適正な処理ルートを構築し、腐敗性のある廃棄物の早期処理や、廃棄物の再資源化に努める。 2) 広域処理 ・ 市は、災害廃棄物処理事業に支障が生じた場合には、県、他市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。 3) ごみ排出量の推計 市は、被害状況を把握し、被害棟数の情報と発生原単位を用いて災害時のごみの発生量を推計し、仮置場内の測量等による実績値を用いて、適宜、発生量の見直しを図る。 また、市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるものと一般生活により発生するものとに区分し、災害時のごみ処理計画を策定する。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

表　ごみ処理算出基準

区　分			被災世帯1㎡当たり
災害発生による予想排出量	木造建築物倒壊	全　壊	1.0ｔ
		半　壊	0.5ｔ
	水害による被害	流　失	1.0ｔ
		床上浸水	0.2ｔ
	火災による延焼	焼失木造家屋	0.2ｔ
一般生活ごみ排出量		1人1日当たり	1.0kg

2）作業体制の確保

市は、ごみ処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、近隣市町、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。

3）処理対策

①状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

②市民への広報

市は、速やかにごみの分別方法や収集方法、仮置き場の利用方法を定めて市民に広報する。

③処理の実施

市は、速やかに仮置き場を設置し災害時のごみを適正に管理するとともに、災害時のごみを可能な限り再生利用するため分別を徹底する。

また、収集運搬車両を確保し、災害時のごみの収集運搬を効率的に行う。

4）県との連携

県は、県内５地区に分かれ締結している「相互支援」協定に基づく適切な相互支援が図られるよう市町村間の調整を行うとともに、災害廃棄物処理の協力協定締結団体である県産業資源循環協会と連携し、収集運搬業者や処分先の確保等を支援する等により災害廃棄物の円滑な処理を推進する。

また、県内の市町村や事業者で災害廃棄物処理に対応しきれない場合、県は、他都道府県との災害時の相互支援協定や、「大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」に基づき、広域的な処理を実施する。

表　ごみ処理算出基準

区　分			被災世帯1㎡当たり
災害発生による予想排出量	木造建築物倒壊	全　壊	1.0ｔ
		半　壊	0.5ｔ
	水害による被害	流　失	1.0ｔ
		床上浸水	0.2ｔ
	火災による延焼	焼失木造家屋	0.2ｔ
一般生活ごみ排出量		1人1日当たり	1.0kg

4）作業体制の確保

市は、~~ごみ~~災害廃棄物の処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、近隣市町、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。

用語の修正

5）処理対策

①状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

②市民への広報

市は、速やかにごみの分別方法や収集方法、仮置き場の利用方法を定めて市民に広報する。

③処理の実施

~~市は、速やかに仮置き場を設置し災害時のごみを適正に管理するとともに、災害時のごみを可能な限り再生利用するため分別を徹底する。~~

~~また、収集運搬車両を確保し、災害時のごみの収集運搬を効率的に行う。~~

市は、人材、資機材、廃棄物処理施設等を最大限に活用し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する。また、必要に応じて、近隣市町村等と広域的な相互協力体制による処理を行う。

県計画との整合

6）仮置場の設置、分別の徹底、収集運搬

市は、速やかに仮置場を設置し災害廃棄物を適正に管理するとともに、災害廃棄物を可能な限り再生利用するため分別を徹底する。

また、収集運搬車両を確保し、災害廃棄物の収集運搬を効率的に行う。

県計画との整合

7）県との連携

県は、県内５地区に分かれ締結している「相互支援」協定に基づく適切な相互支援が図られるよう市町村間の調整を行うとともに、災害廃棄物処理の協力協定締結団体である県産業資源循環協会と連携し、収集運搬業者や処分先の確保等を支援する等により災害廃棄物の円滑な処理を推進する。

また、県内の市町村や事業者で災害廃棄物処理に対応しきれない場合、県は、他都道府県との災害時の相互支援協定や、「大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」に基づき、広域的な処理を実施する。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
さらに、県及び市は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。	さらに、県及び市は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。 8）災害廃棄物処理計画 市は、災害廃棄物に関する基本的な考え方や処理方策等をまとめた下妻市災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の処理を進めるものとする。	県計画との整合
(2) し尿処理----------【市（市民部）】	(2) し尿処理----------【市（市民部）】 1）災害時におけるし尿処理 ・ 災害時におけるし尿処理は、生活環境の保全上、平常時と同様の収集運搬や処理を維持することが求められるとともに、避難所の設置や下水道施設の機能の停止等により、仮設トイレを設置した場合には、当該仮設トイレのし尿処理が必要となる。 ・ 一方、し尿処理施設の機能停止その他災害に起因する理由により、平常時におけるし尿の汲み取りや浄化槽の清掃、収集運搬及び処理に支障が生ずる可能性がある。 ・ このため、市は、被災状況を的確に把握した上で、市災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保及び住民への周知広報等を迅速に行うとともに、関係部局と連携し、速やかに、仮設トイレに係るし尿の収集運搬計画の策定や、し尿処理施設の機能停止等の支障の解消を図るものとする。 ・ また、損壊家屋等における汲み取り便槽や浄化槽の管理方法、携帯用トイレの処理方法など、生活環境保全上必要な情報について、住民への周知を行う。 2）広域処理 ・ 市は、災害時におけるし尿等の処理事業に支障が生じた場合には、県、他市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定、又は県及び（一社）茨城県環境保全協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。	県計画との整合
1）し尿処理排出量の推計 市は、倒壊家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため、市は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。 2）作業体制の確保 市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行う。	3）し尿処理排出量の推計 市は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため、市は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。 4）作業体制の確保 市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行う。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
3）処理対策 **①状況把握** 市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。**②市民への指導** 水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活用水の確保等を指導する。 **③処理の実施** 市は、必要に応じて避難所、または地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。 4）し尿処理の広域応援態勢 市は、一般廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合で構成される「茨城県清掃協議会」の協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。 ２　防　疫 (1) **防疫組織の設置----------【市（市民部、保健福祉部）】** 市は、防疫関係の組織をつくるとともに、必要な教育訓練を行う。 (2) **防疫措置情報の収集・報告----------【県、市（市民部、保健福祉部）、医療機関】** 市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。 また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。 なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。 (3) **防疫計画及び対応策----------【市（市民部、保健福祉部）】** 市は、地理的、環境的諸条件や被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。 災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。 (4) **消毒薬品・器具機材等の調達--------【県、市（市民部、保健福祉部）、薬業団体】** 市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び県、近隣市町などの協力を求める。	5）処理対策 **①状況把握** 市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。**②市民への指導** 水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活用水の確保等を指導する。 **③処理の実施** 市は、必要に応じて避難所、または地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。 6）し尿処理の広域応援態勢 市は、一般廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合で構成される「茨城県清掃協議会」の協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。 ２　防　疫 (1) **防疫組織の設置----------【市（市民部、保健福祉部）】** 市は、防疫関係の組織をつくるとともに、必要な教育訓練を行う。 (2) **防疫措置情報の収集・報告----------【県、市（市民部、保健福祉部）、医療機関】** 市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。 また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。 なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。 (3) **防疫計画及び対応策----------【市（市民部、保健福祉部）】** 市は、地理的、環境的諸条件や被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。 災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。 (4) **消毒薬品・器具機材等の調達--------【県、市（市民部、保健福祉部）、薬業団体】** 市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び県、近隣市町などの協力を求める。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(5) 防疫措置等の実施----------【県、市（市民部、保健福祉部）】 県は、市の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班等により、次の事項を行う。 また、被災状況に応じ、自衛隊に対して防疫活動を要請する。 1) 被害状況の調査及び市町村指導 2) 積極的疫学調査 3) 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導 4) 井戸水の消毒指導 5) その他の防疫措置に必要な事項 市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。 **(6) 食品衛生指導及び検査の実施----------【県、市（保健福祉部）】** 保健所の食品衛生監視員は、被災地の炊き出し場所、避難所及び仮設住宅などにおける食品の衛生指導や弁当調製所及び被災地等における食品営業施設の監視指導を実施するとともに、必要に応じ、弁当等の検査を行う。 なお、衛生指導に当たっては、必要に応じ消毒薬及び衛生手袋の配布を行う。 また、市はその補佐を務めるものとする。 **(7) 患者等の措置----------【県、医療機関】** 県及び医療機関は、被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき就業制限または入院勧告を要する感染症の患者または無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。 **(8) 予防教育及び広報活動の実施----------【市（市民部、保健福祉部）】** 市は、平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や避難所において同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。 **(9) 記録の整備及び状況等の報告----------【県、市（市民部、保健福祉部）、下妻消防署、下妻警察署】** 市は、警察、消防等の防災関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。 保健所長は市からの報告を取りまとめ、災害防疫に関する記録を整備するとともに、早急、また必要に応じて逐次、次の事項を県保健福祉部長に報告するものとする。	**(5) 防疫措置等の実施----------【県、市（市民部、保健福祉部）】** 県は、市の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班等により、次の事項を行う。 また、被災状況に応じ、自衛隊に対して防疫活動を要請する。 1) 被害状況の調査及び市町村指導 2) 積極的疫学調査 3) 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導 4) 井戸水の消毒指導 5) その他の防疫措置に必要な事項 市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。 **(6) 食品衛生指導及び検査の実施----------【県、市（保健福祉部）】** 保健所の食品衛生監視員は、被災地の炊き出し場所、避難所及び仮設住宅などにおける食品の衛生指導や弁当調製所及び被災地等における食品営業施設の監視指導を実施するとともに、必要に応じ、弁当等の検査を行う。 なお、衛生指導に当たっては、必要に応じ消毒薬及び衛生手袋の配布を行う。 また、市はその補佐を務めるものとする。 **(7) 患者等の措置----------【県、医療機関】** 県及び医療機関は、被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき就業制限または入院勧告を要する感染症の患者または無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。 **(8) 予防教育及び広報活動の実施----------【市（市民部、保健福祉部）】** 市は、平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や避難所において同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。 **(9) 記録の整備及び状況等の報告----------【県、市（市民部、保健福祉部）、下妻消防署、下妻警察署】** 市は、警察、消防等の防災関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。 保健所長は市からの報告を取りまとめ、災害防疫に関する記録を整備するとともに、早急、また必要に応じて逐次、次の事項を県~~保健~~福祉部長に報告するものとする。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
なお、県は保健所から報告を取りまとめ、県が実施する防疫活動状況とともに厚生労働省に報告する。 **【報告事項】** 1）被害状況 2）防疫活動状況 3）防疫活動に必要な物品及び経費 4）防疫活動の終息と事務処理の結果等 **(10) 医療ボランティア----------【市（保健福祉部）、医療関係団体】** 市は必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力をあおぐ。 **(11) その他----------【県、市（市民部、保健福祉部）、医療機関】** その他、災害防疫の実施に当たっては、災害防疫実施要綱（昭和 40 年５月 10 日衛発第 302 号厚生省公衆衛生局長通知）より行う。 **３　障害物の除去** **(1) 建築関係障害物の除去----------【県、市（建設部）】** 市は、災害によって建物またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去する。 また、市のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。 県は、市の協力要請を受け、比較的小規模な除去については各土木事務所等において実施し、大規模な除去については建築業協会等の協力を得ながら実施するものとする。 **(2) 道路関係障害物の除去----------【市（建設部）、道路管理者】** 道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行う。 **(3) 河川関係障害物の除去----------【市（建設部）、河川管理者】** 河川管理者は、所管する河川内の航路等について沈船、漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。	なお、県は保健所から報告を取りまとめ、県が実施する防疫活動状況とともに厚生労働省に報告する。 **【報告事項】** 1）被害状況 2）防疫活動状況 3）防疫活動に必要な物品及び経費 4）防疫活動の終息と事務処理の結果等 **(10) 医療ボランティア----------【市（保健福祉部）、医療関係団体】** 市は必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力をあおぐ。 **(11) その他----------【県、市（市民部、保健福祉部）、医療機関】** その他、災害防疫の実施に当たっては、災害防疫実施要綱（昭和 40 年５月 10 日衛発第 302 号厚生省公衆衛生局長通知）より行う。 **３　障害物の除去** **(1) 建築関係障害物の除去----------【県、市（建設部）】** 市は、災害によって建物またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去する。 また、市のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。 県は、市の協力要請を受け、比較的小規模な除去については各土木事務所等において実施し、大規模な除去については建築業協会等の協力を得ながら実施するものとする。 **(2) 道路関係障害物の除去----------【市（建設部）、道路管理者】** 道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行う。 **(3) 河川関係障害物の除去----------【市（建設部）、河川管理者】** 河川管理者は、所管する河川内の航路等について沈船、漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第５　行方不明者の捜索・遺体の処理・火葬	**第５　行方不明者の捜索・遺体の処理・火葬**	
■　基本事項 **１　趣　旨** 災害による行方不明者等を捜索し、または災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ遺体の火葬を実施する。	**■　基本事項** **１　趣　旨** 災害による行方不明者等を捜索し、または災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ遺体の火葬を実施する。	
２　留意事項 **(1) 関係機関等との協力体制** 行方不明者の捜索・遺体の処理・火葬については、市のみでの対応は困難となるため、関係機関等の協力を得て、速やかに実施する必要がある。	**２　留意事項** **(1) ~~関係機関~~医師会、歯科医師会等との協力体制** 行方不明者の捜索・遺体の処理・火葬については、市のみでの対応は困難となるため、~~関係機関~~医師会、歯科医師会等の協力を得て、速やかに実施する必要がある。	県計画との整合 県計画との整合
(2) 周辺自治体との協力 死者が多数発生した場合や火葬場に支障が生じた場合等、市の保有する火葬能力では短期間での火葬が困難となる状況が考えられる。周辺自治体との協力のもと、速やかな火葬により人心の安定を図る必要がある。	**(2) 周辺自治体との協力** 死者が多数発生した場合や火葬場に支障が生じた場合等、市の保有する火葬能力では短期間での火葬が困難となる状況が考えられる。周辺自治体との協力のもと、速やかな火葬により人心の安定を図る必要がある。	
(3) 衛生状態への配慮 死者が多数発生した場合には、身元確認、死亡認定の諸手続き、火葬場の手配等にかなりの時間を要する場合も考えられる。特に夏期は衛生状態を良好に保つため、棺、ドライアイスの準備等を周辺自治体、業者の協力を得て十分に行う必要がある。	**(3) 衛生状態への配慮** 死者が多数発生した場合には、身元確認、死亡認定の諸手続き、火葬場の手配等にかなりの時間を要する場合も考えられる。特に夏期は衛生状態を良好に保つため、棺、ドライアイスの準備等を周辺自治体、業者の協力を得て十分に行う必要がある。	
(4) 死者の人格の尊重 災害という混乱状況の中でも、死者の人格を尊重し、遺族、親近者の感情に十分配慮した対処をすることが必要である。	**(4) 死者の人格の尊重** 災害という混乱状況の中でも、死者の人格を尊重し、遺族、親近者の感情に十分配慮した対処をすることが必要である。	
３　対策項目 **１　行方不明者等の捜索** **２　遺体の処理** **３　遺体の火葬**	**３　対策項目** **１　行方不明者等の捜索** **２　遺体の処理** **３　遺体の火葬**	
■　対　策 **１　行方不明者等の捜索----------【県（警察）、自衛隊、市（各部）、下妻消防署、自主防災組織等】** 市は、災害による行方不明者等を、消防署、消防団、自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して捜索する。	**■　対　策** **１　行方不明者等の捜索----------【県（警察）、自衛隊、市（各部）、下妻消防署、自主防災組織等】** 市は、災害による行方不明者等を、消防署、消防団、自主防災組織等をはじめとする地元のボランティア等と協力して捜索する。	自治区等を含むため

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
市だけでは十分な対応ができない場合、県及び周辺市町、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。応援要請の手続きは、第３章　第４節「応援・派遣」を参照のこと 発見した遺体については、国家公安委員会規則に基づき、県警察が検視等所要の措置を講ずる。 **２　遺体の処理** 市は、遺体発生状況により遺体収容所を開設し、警察、医師等の協力を得て、遺体の処理を実施する。ただし、救助法を適用した時には県及びその委任を受けた市町村が行う。 遺体が多数にのぼる等、市で対応が困難な場合には、県は市からの要請に基づき、周辺市町に応援を要請するものとする。 また、県が行う遺体の処理は、日赤茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施する。 **(1) 遺体の洗浄等----------【市（市民部）、県】** 市は、災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、人心の安定上、腐敗防止または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、火葬等に備える。 **(2) 検　案----------【市、県（警察）、医療機関】** 検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または、医師の診療中の患者が、最後の診療後 24 時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について、死因やその他の医学的検査を行うことである。 市は、県警察が検視等所要の処置をした遺体について、医師会、歯科医師会の協力を得て、医師・歯科医師による検案を実施する。ただし、遺体が多数の場合等で十分な対応が困難な場合には、県（保健福祉部）に協力を要請するものとする。 **(3) 遺体の収容（安置）、一時保存----------【県、市（市民部）】** 検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所（安置所）に収容する。 **1) 遺体収容所（安置所）の設置** 市は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。 被害が集中した場合には遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町に、設置、運営の協力を要請する。	市だけでは十分な対応ができない場合、県及び周辺市町、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。応援要請の手続きは、第３章　第４節「応援・派遣」を参照のこと 発見した遺体については、国家公安委員会規則に基づき、県警察が検視等所要の措置を講ずる。 **２　遺体の処理** 市は、遺体発生状況により遺体収容所を開設し、警察、医師等の協力を得て、遺体の処理を実施する。ただし、救助法を適用した時には県及びその委任を受けた市町村が行う。 遺体が多数にのぼる等、市で対応が困難な場合には、県は市からの要請に基づき、周辺市町に応援を要請するものとする。 また、県が行う遺体の処理は、日赤茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。 **(1) 遺体の洗浄等----------【市（市民部）、県】** 市は、災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、人心の安定上、腐敗防止または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、火葬等に備える。 **(2) 検　案----------【市（市民部）、県（警察）、医療機関】** 検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または、医師の診療中の患者が、最後の診療後 24 時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について、死因やその他の医学的検査を行うことである。 市は、県警察が検視等所要の処置をした遺体について、医師会、歯科医師会の協力を得て、医師・歯科医師による検案を実施する。ただし、遺体が多数の場合等で十分な対応が困難な場合には、県（保健福祉部）に協力を要請するものとする。 **(3) 遺体の収容（安置）、一時保存----------【県、市（市民部）】** 検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所（安置所）に収容する。 **1) 遺体収容所（安置所）の設置** 市は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。 被害が集中した場合には遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町に、設置、運営の協力を要請する。	県計画との整合 担当部の明記

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
2）棺の確保 市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。 県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。 3）身元不明遺体の集中安置 市は、堤防決壊や土石流等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。 4）身元確認 市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納官する。また、埋火葬許可証を発行する。 3　遺体の火葬----------【県、市（市民部）】 遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、市が実施する。ただし、救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。 県は火葬場の状況等情報を収集し、市の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、周辺市町に対して遺体の火葬受入を要請する。県内の火葬能力を超える場合は、近隣県に応援の要請を行うものとする。 身元の判明しない遺骨は、公営墓地または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。	2）棺の確保 市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。 県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。 3）身元不明遺体の集中安置 市は、堤防決壊や土石流等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。 4）身元確認 市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納官する。また、埋火葬許可証を発行する。 3　遺体の火葬----------【県、市（市民部）】 遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、市が実施する。ただし、救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。 県は火葬場の状況等情報を収集し、市の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、周辺市町に対して遺体の火葬受入を要請する。県内の火葬能力を超える場合は、近隣県に応援の要請を行うものとする。 身元の判明しない遺骨は、公営墓地または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第６　労務計画 **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても十分にその効果を上げることが困難な場合に、労務者等の雇用及び民間団体の協力により必要な要員を確保し、応急対策活動の万全を期する。 **２　対策項目** **１　労務体制の整備** **■　対　策** **１　労務体制の整備----------【市（総務部）】** **(1) 実施機関** 市が実施する災害応急対策に必要な労務の確保は、市長が実施する。ただし、災害の程度、規模等により、市において労務の確保ができない時は、必要な労務の応援を県に調達またはあっせんを要請する。 **(2) 雇上げの方法** 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇上げは、公共職業安定所を通じて行う。 **(3) 民間団体への協力要請** 市は、円滑に災害応急対策を実施するため、下妻市赤十字奉仕団等の民間団体への協力要請を行うものとする。	**第６　労務計画** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても十分にその効果を上げることが困難な場合に、労務者等の雇用及び民間団体の協力により必要な要員を確保し、応急対策活動の万全を期する。 **２　対策項目** **１　労務体制の整備** **■　対　策** **１　労務体制の整備----------【市（総務部）】** **(1) 実施機関** 市が実施する災害応急対策に必要な労務の確保は、市長が実施する。ただし、災害の程度、規模等により、市において労務の確保ができない時は、必要な労務の応援を県に調達またはあっせんを要請する。 **(2) 雇上げの方法** 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇上げは、公共職業安定所を通じて行う。 **(3) 民間団体への協力要請** 市は、円滑に災害応急対策を実施するため、下妻市赤十字奉仕団等の民間団体への協力要請を行うものとする。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
下妻市地域防災計画（風水害対策計画編） # 第４章　復旧復興計画	*下妻市地域防災計画（風水害対策計画編）* # 第４章　復旧復興計画	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

第４章　復旧復興計画

第１節　被災者の生活の安定化

第１　義援金品の募集及び配分

■　基本事項

１　趣　旨

大規模な災害時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、防災関係機関、関係団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずるものとする。

２　留意事項

(1) 義援金の範囲

本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等へ配分を指定する見舞金、寄附金等は含まないものとする。

(2) 義援金の公平かつ適正な配分

被災者あてに寄託された義援金を、公平かつ適正に配分することを目的として「義援金配分委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

(3) 手続きの迅速化

県、市、日赤茨城県支部及び茨城県共同募金会は、被災者に対する義援金の募集及び配分等の手続きについて、防災関係機関、関係団体等と協力し、迅速化を図ることが必要である。

３　対策項目

１　義援金品の募集及び受付
２　委員会の設置
３　義援金の保管
４　義援金の配分

■　対　策

１　義援金品の募集及び受付----------【市（保健福祉部）】

市は、市民への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

第４章　復旧復興計画

第１節　被災者の生活の安定化

第１　義援金品の募集及び配分

■　基本事項

１　趣　旨

大規模な災害時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、防災関係機関、関係団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずるものとする。

２　留意事項

(1) 義援金の範囲

本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等へ配分を指定する見舞金、寄附金等は含まないものとする。

(2) 義援金の公平かつ適正な配分

被災者あてに寄託された義援金を、公平かつ適正に配分することを目的として「義援金配分委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

(3) 手続きの迅速化

県、市、日赤茨城県支部及び茨城県共同募金会は、被災者に対する義援金の募集及び配分等の手続きについて、防災関係機関、関係団体等と協力し、迅速化を図ることが必要である。

３　対策項目

１　義援金品の募集及び受付
２　委員会の設置
３　義援金の保管
４　義援金の配分

■　対　策

１　義援金品の募集及び受付----------【市（総務部、保健福祉部）】

市は、市民への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
なお、義援品は被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際しては品名を明示することなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう求めるものとする。 義援金品の受付窓口は、保健福祉部とする。 **２　委員会の設置-------【県、市（保健福祉部）、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】** **(1) 委員会の設置** 被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。 **(2) 委員会の構成** 委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の防災関係機関、関係団体等を構成員に加えることができる。 1）下妻市 2）下妻市議会 3）下妻市社会福祉協議会 **３　義援金の保管-------【県、市（保健福祉部）、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】** 一般市民及び全国から寄託された被災者に対する義援金については、各受付機関において適正に保管する。 なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、市を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。 **４　義援金の配分-----【県、市（保健福祉部）、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】** **(1) 配分方法の決定** 委員会は、各受付機関で受付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議の上決定する。 **(2) 配分の実施** 委員会において決定された義援金の配分方法に基づき、市は、被災者に対し、迅速かつ適正に義援金を配分する。 **(3) 配分の公表** 市は、被災者に対する義援金の配分結果について、報道機関等を通じて公表する。	なお、義援品は被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際しては品名を明示することなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう求めるものとする。 義援金品の受付窓口は、総務部又は保健福祉部とする。 **２　委員会の設置-------【県、市（保健福祉部）、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】** **(1) 委員会の設置** 被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。 **(2) 委員会の構成** 委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の防災関係機関、関係団体等を構成員に加えることができる。 1）下妻市 2）下妻市議会 3）下妻市社会福祉協議会 **３　義援金の保管-------【総務部、県、市（保健福祉部）、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】** 一般市民及び全国から寄託された被災者に対する義援金については、各受付機関において適正に保管する。 なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、市を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。 **４　義援金の配分-----【県、市（保健福祉部）、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】** **(1) 配分方法の決定** 委員会は、各受付機関で受付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議の上決定する。 **(2) 配分の実施** 委員会において決定された義援金の配分方法に基づき、市は、被災者に対し、迅速かつ適正に義援金を配分する。 **(3) 配分の公表** 市は、被災者に対する義援金の配分結果について、報道機関等を通じて公表する。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第２　災害弔慰金等の支給及び災害援護資金などの貸付 **■　基本事項** **１　趣　旨** 大規模な災害時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、県、市及び市社会福祉協議会は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、防災関係機関、関係団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずるものとする。 **２　留意事項** **(1) 被災者への広報及び相談窓口の設置** 市及び市社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ疎開等を行っている個々の被災者も含め広報するとともに、相談窓口を設置することが必要である。 **(2) 事務処理の迅速化** 市及び市社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建を的確に支援するため、手続きの簡素化、事務処理の迅速化を図ることが必要である。 **３　対策項目** **１　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付** **２　茨城県等による資金の貸付等** **３　住宅復興資金** **４　り災証明書の発行** **■　対　策** **１　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付----------【市（市民部、保健福祉部）、下妻消防署、下妻市社会福祉協議会】** 災害により家族を失い、精神または身体に著しい障害を受け、または住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」に基づき、下妻市条例に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付するものとする。	**第２　災害弔慰金等の支給及び災害援護資金などの貸付** **■　基本事項** **１　趣　旨** 大規模な災害時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、県、市及び市社会福祉協議会は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、防災関係機関、関係団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずるものとする。 **２　留意事項** **(1) 被災者への広報及び相談窓口の設置** 市及び市社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ疎開等を行っている個々の被災者も含め広報するとともに、相談窓口を設置することが必要である。 **(2) 事務処理の迅速化** 市及び市社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建を的確に支援するため、手続きの簡素化、事務処理の迅速化を図ることが必要である。 **３　対策項目** **１　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付** **２　茨城県等による資金の貸付等** **３　住宅復興資金** **４　り災証明書の発行** **■　対　策** **１　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付----------【市（市民部、保健福祉部）、下妻消防署、下妻市社会福祉協議会】** 災害により家族を失い、精神または身体に著しい障害を受け、または住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」に基づき、下妻市条例に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付するものとする。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

【災害弔慰金の支給（下妻市条例）】

対象災害	・市内において住居が５世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある場合の自然災害
支給限度額	①生計維持者が死亡した場合 500 万円 ②その他の者が死亡した場合 250 万円
遺族の範囲	ア　配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ　ア項の遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る。）
費用負担割合	国（１／２）、県（１／４）、市（１／４）

【災害障害見舞金の支給】

対象災害	・市内において住居が５世帯以上滅失した自然災害 ・県内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある場合の自然災害
障害の程度	上記の災害により精神または身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支給限度額	①生計維持者が障害を受けた場合　250 万円 ②その他の者が障害を受けた場合　125 万円
費用負担割合	国（１／２）、県（１／４）、市（１／４）

【災害弔慰金の支給（下妻市条例）】

対象災害	・市内において住居が５世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある場合の自然災害
支給限度額	①生計維持者が死亡した場合 500 万円 ②その他の者が死亡した場合 250 万円
遺族の範囲	ア　配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ　ア項の遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る。）
費用負担割合	国（１／２）、県（１／４）、市（１／４）

【災害障害見舞金の支給】

対象災害	・市内において住居が５世帯以上滅失した自然災害 ・県内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある場合の自然災害
障害の程度	上記の災害により精神または身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支給限度額	①生計維持者が障害を受けた場合　250 万円 ②その他の者が障害を受けた場合　125 万円
費用負担割合	国（１／２）、県（１／４）、市（１／４）

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

【災害援護資金の貸付】

対象災害		・県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の自然災害	
貸付限度額		①世帯主の１ヵ月以上の負傷　150 万円 ②家財の１／３以上の損害　150 万円 ③住居の半壊　170(250)万円 ④住居の全壊　250(350)万円 ⑤住居の全体が滅失　350 万円 ⑥①と②が重複　250 万円 ⑦①と③が重複　270(350)万円 ⑧①と④が重複　350 万円 ( )は特別の事情がある場合	
貸付条件	所得制限	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
		１人	220 万円
		２人	430 万円
		３人	620 万円
		４人	730 万円
		５人以上	１人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円とする。	
	貸付利率	年３％（据置期間中は無利子）	
	据置期間	３年（特別な事情のある場合は５年）	
	償還期間	10 年（据置期間を含む。）	
	償還方法	年賦または半年賦	
貸付原資負担		国（２／３）、県（１／３）	

２　茨城県等による資金の貸付等--------【県、市（各部）、下妻市社会福祉協議会等】

大規模災害時において、県及び社会福祉協議会等で実施される資金等の貸付や融資等には以下のようなものがある。

市は、県に対し迅速かつ円滑な措置が行われるよう要請するとともに、関係各部、防災関係機関・関係団体等の協力を得て、必要な広報活動に努める。

(1) 災害見舞金の支給

県は、県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県見舞金支給要項（平成 21 年 11 月 24 日制定。平成 21 年 10 月８日から適用）」に基づき、見舞金を支給する。

【災害援護資金の貸付】

対象災害		・県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の自然災害	
貸付限度額		①世帯主の１ヵ月以上の負傷　150 万円 ②家財の１／３以上の損害　150 万円 ③住居の半壊　170(250)万円 ④住居の全壊　250(350)万円 ⑤住居の全体が滅失　350 万円 ⑥①と②が重複　250 万円 ⑦①と③が重複　270(350)万円 ⑧①と④が重複　350 万円 ( )は特別の事情がある場合	
貸付条件	所得制限	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
		１人	220 万円
		２人	430 万円
		３人	620 万円
		４人	730 万円
		５人以上	１人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円とする。	
	貸付利率	年３％（据置期間中は無利子）	
	据置期間	３年（特別な事情のある場合は５年）	
	償還期間	10 年（据置期間を含む。）	
	償還方法	年賦または半年賦	
貸付原資負担		国（２／３）、県（１／３）	

２　茨城県等による資金の貸付等--------【県、市（各部）、下妻市社会福祉協議会等】

大規模災害時において、県及び社会福祉協議会等で実施される資金等の貸付や融資等には以下のようなものがある。

市は、県に対し迅速かつ円滑な措置が行われるよう要請するとともに、関係各部、防災関係機関・関係団体等の協力を得て、必要な広報活動に努める。

(1) 災害見舞金の支給

県は、県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県見舞金支給要項（平成 21 年 11 月 24 日制定。平成 21 年 10 月８日から適用）」に基づき、見舞金を支給する。

対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの（略） ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 （１）「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 （２）「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊・中規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 （３）茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第３条第２項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者

県計画との整合

<table>
<tr><th>現行計画（R4.3）</th><th>修正案</th><th>修正理由等</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>支給額</td><td>・死亡　１人当たり　10 万円
・重度障害　１人当たり　５万円
・住家全壊　１世帯当たり　５万円
・住家半壊　１世帯当たり　３万円
・床上浸水　１世帯当たり　２万円</td></tr>
</table>
</td><td>県計画との整合</td></tr>
<tr><td>(2) 生活福祉資金の貸付
県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。</td><td>(2) 生活福祉資金の貸付
県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。

<table>
<tr><td>対象となる災害規模</td><td>・「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な自然災害
・「災害弔意金の支給等に関する法律」が適用された地域であっても被害の程度が同法に基づく災害援護資金の貸付対象とならない場合</td></tr>
</table>
■福祉資金　福祉費
<table>
<tr><td>具体的経費</td><td>被災した住宅を復旧するための経費等</td></tr>
<tr><td>貸付限度額</td><td>1,500,000 円以内</td></tr>
<tr><td>貸付利率</td><td>無利子、ただし連帯保証人を立てない場合は年利 1.5%</td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td>６月以内</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>７年以内</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>当該世帯の自立更生計画、償還能力、資金の運用計画等を鑑みて貸付審査を行う。</td></tr>
</table>
■福祉資金　緊急小口資金
<table>
<tr><td>具体的経費</td><td>被災したことにより生活費が一時的に不足した場合</td></tr>
<tr><td>貸付限度額</td><td>100,000 円以内</td></tr>
<tr><td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td>２月以内</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>１年以内</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>当該世帯の自立更生計画、償還能力、資金の運用計画等を鑑みて貸付審査を行う。</td></tr>
</table>
</td><td>県計画との整合

県計画との整合

県計画との整合</td></tr>
<tr><td>(3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付
県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。</td><td>(3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付
県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行計画（R4.3）</th><th>修正案</th><th>修正理由等</th></tr>
<tr><td></td><td>「母子・父子・寡婦福祉資金の貸付」
<table><tr><td rowspan="4">住宅資金</td><td>貸付対象者</td><td>母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦</td></tr><tr><td>貸付限度</td><td>150 万円以内。（災害等による増改築及び住宅建設・購入の場合 200 万円以内）</td></tr><tr><td>償還期間</td><td>６月以内の据置期間経過後６年以内（災害等による増改築及び住宅建設・購入の場合７年以内）</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td>無利子（保証人のいない場合年 1.0%。ただし据置期間中は無利子）</td></tr></table></td><td>県計画との整合</td></tr>
<tr><td>(4) 農林漁業復旧資金の融資等
県は、災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。
1）天災融資法に基づく融資</td><td>(4) 農林漁業復旧資金の融資等
県は、災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。
1）天災融資法に基づく融資
ア　貸付の内容
① 貸付の相手方　被害農林漁業者
② 貸付対象事業　種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜、家きん、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業の経営に必要な資金
③ 貸付利率　年 6.5%以内（利率はその都度定める。）
④ 償還期限　６年以内（ただし、激甚災害のときは７年以内）
⑤ 貸付限度額　被害農林漁業者当たり 200 万円以内（激甚災害のときは 250 万円）
⑥ 貸付機関　農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
⑦ その他　当該市町村長の被害認定が必要である。</td><td>県計画との整合</td></tr>
<tr><td>2）茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資</td><td>2）茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資
ア　茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第２条第 12 号に基づき、条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。
① 貸付の相手方　被害農林漁業者
② 貸付対象事業　種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業の経営に必要な資金
③ 貸付利率　５％以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は３％以内）
④ 償還期限　６年以内
⑤ 貸付限度額　被害農林漁業者当たり 200 万円以内
⑥ 貸付機関　農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
⑦ その他　当該市町村長の被害認定が必要である。</td><td>県計画との整合</td></tr>
</table>

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	イ　茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第２条第 13 号に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要となった資金を融資する。 ① 貸付の相手方　被害組合 ② 貸付対象事業　被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金 ③ 貸付利率　6.5％以内 ④ 償還期限　３年以内 ⑤ 貸付限度額　2,500 万円以内（連合会は 5,000 万円以内） ⑥ 貸付機関　農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会又は金融機関 ウ　茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第２条第 14 号に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。 ① 貸付の相手方　被害農業者又は特別被害農業者 ② 貸付対象事業　指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金 ③ 貸付利率　５％以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は３％以内） ④ 償還期限　12 年以内（共同利用施設は 15 年以内） ⑤ 貸付限度額　被害農林漁業者当たり 200 万円以内（共同利用施設は 2,000 万円以内） ⑥ 貸付機関　農業協同組合、農業協同組合連合会又は金融機関 ⑦ その他　当該市町村長の被害認定が必要	県計画との整合
3）株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）による貸付	3）株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）による貸付 農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。 ア　償還期限　＜共同利用施設＞　20 年（据置期間３年を含む。）以内 ＜主務大臣指定施設＞　果樹の改樹等 25 年（据置 10 年を含む。）以内 その他 15 年（据置期間３年を含む。）以内 イ　貸付利率 ※公庫所定の利率による ウ　貸付限度額　＜共同利用施設＞　貸付対象事業費の 80％ ＜主務大臣指定施設＞　貸付対象事業費の 80％又は１施設当たり 300 万円（特認 600 万円、漁船 20 トン未満：1,000 万円、20 トン以上：最大 11 億円）のいずれか低い額 エ　担保　保証若しくは担保 オ　その他　日本政策金融公庫のほか、農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等で申し込み可能 市町村長が発行する「り災証明書」が必要	県計画との整合
4）農業保険法に基づく農業災害補償	4）農業保険法に基づく農業災害補償 農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく収入保険及び農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に保険金及び共済金等の支払いができるよう指導する。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

(5) 中小企業復興資金の融資

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧事業の継続に必要な資金対策が迅速かつ円滑に行われるよう措置し、国に対しても要望する。

3　住宅復興資金----------【県、市(建設部)】

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金または補修資金の貸付を行う。

県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当する時は、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

(1) 災害復興住宅建設資金

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者で、13 ㎡以上 175 ㎡以下の住宅部分を有する住宅を建設する者
貸付限度	原則 1,500 万円以内
土地取得費	原則 970 万円以内
整地費	400 万円以内
償還期間	①木造（一般）25 年以内 ②耐火、準耐火、木造（耐久性）35 年以内

(2) 新築購入、リ・ユース（中古住宅）購入資金

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者で、50 ㎡（共同建ての場合 30 ㎡）以上 175 ㎡以下の住宅部分を有する住宅を購入する者
貸付限度	①新築住宅：原則 2,470 万円以内（土地取得資金を含む。） ②リ・ユース住宅：原則 2,170 万円以内（土地取得資金を含む。）
償還期間	25～35 年以内

(3) 補修資金

貸付対象者	補修に要する費用が 10 万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた者
貸付限度	660 万円以内
土地取得費	400 万円以内
整地費	400 万円以内
償還期間	20 年以内

(5) 中小企業復興資金の融資

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧事業の継続に必要な資金対策が迅速かつ円滑に行われるよう措置し、国に対しても要望する。

3　住宅復興資金----------【県、市(建設部)】

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金または補修資金の貸付を行う。

県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当する時は、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

(1) 災害復興住宅建設資金

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者で、13 ㎡以上 175 ㎡以下の住宅部分を有する住宅を建設する者
貸付限度	原則 1,500 万円以内
土地取得費	原則 970 万円以内
整地費	400 万円以内
償還期間	①木造（一般）25 年以内 ②耐火、準耐火、木造（耐久性）35 年以内

(2) 新築購入、リ・ユース（中古住宅）購入資金

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者で、50 ㎡（共同建ての場合 30 ㎡）以上 175 ㎡以下の住宅部分を有する住宅を購入する者
貸付限度	①新築住宅：原則 2,470 万円以内（土地取得資金を含む。） ②リ・ユース住宅：原則 2,170 万円以内（土地取得資金を含む。）
償還期間	25～35 年以内

(3) 補修資金

貸付対象者	補修に要する費用が 10 万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた者
貸付限度	660 万円以内
土地取得費	400 万円以内
整地費	400 万円以内
償還期間	20 年以内

<table>
<tr><th>現行計画（R4.3）</th><th>修正案</th><th>修正理由等</th></tr>
<tr>
<td>

(4) 災害特別貸付金

市は、災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった場合、り災者の希望により災害の実態を調査した上で、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出るとともに、り災者の融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

4　り災証明書の発行----------【市（市民部）】

(1) り災台帳の作成

市は、災害対策本部に集約された被害調査結果に基づき、り災台帳を整備する。り災台帳の作成にあたっては、必要に応じ、固定資産課税台帳及び住民登録基本台帳を活用する。

(2) 証明の範囲

災対法第２条第１号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。

住　　家	ア　全　壊（全　焼） イ　流　失 ウ　半　壊（半　焼） エ　床上浸水 オ　床下浸水
人	ア　死　亡 イ　行方不明 ウ　負　傷

(3) り災証明書の交付

各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、「災害時職員行動マニュアル」により被災者にり災証明書を交付する。申請の受付・交付は、市役所本庁舎で行う。

原則として、り災証明書の交付は１回限りとする。また、り災証明書については、証明手数料を徴収しない。

■　資料編　「り災証明書交付申請書」
■　資料編　「り災証明書」

</td>
<td>

(4) 災害特別貸付金

市は、災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった場合、り災者の希望により災害の実態を調査した上で、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出るとともに、り災者の融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

4　り災証明書の発行----------【市（市民部）】

(1) り災台帳の作成

市は、災害対策本部に集約された被害調査結果に基づき、り災台帳を整備する。り災台帳の作成にあたっては、必要に応じ、固定資産課税台帳及び住民登録基本台帳を活用する。

(2) 証明の範囲

災対法第２条第１号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。

住　　家	ア　全　壊~~（全　焼）~~ イ　~~流　失~~　大規模半壊 ウ　中規模半壊 エ　半　壊~~（半　焼）~~ オ　準半壊 カ　一部損壊 キ　床上浸水 ク　床下浸水
~~人~~	~~ア　死　亡~~ ~~イ　行方不明~~ ~~ウ　負　傷~~

(3) り災証明書の交付

各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、「災害時職員行動マニュアル」により被災者にり災証明書を交付する。申請の受付・交付は、市役所本庁舎で行う。

原則として、り災証明書の交付は１回限りとする。また、り災証明書については、証明手数料を徴収しない。

■　資料編　「３－15 り災証明書交付申請書」
■　資料編　「３－16 り災証明書」

</td>
<td>県計画との整合</td>
</tr>
</table>

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第３　租税及び公共料金の特例措置計画 **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。 **２　留意事項** **(1) 広報の徹底** 災害時、市民に対して、対策に関わる情報の提供を充分に行っていくことが必要である。 **(2) 手続きの簡素化及び迅速化** 災害により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続きの簡素化、迅速化に努める必要がある。 **３　対策項目** **１　租税等の徴収猶予措置及び減免の措置** **２　その他公共料金の特例措置** **■　対　策** **１　租税等の徴収猶予措置及び減免の措置----------【国、県、市（市民部）】** **(1) 市税の納税緩和・減免措置** 市は、被災者の納付すべき市税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期日の延長、市税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。 **(2) 国・県税の納税緩和・減免措置** 国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期限の延長、国税、県税（延滞金等含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施するものとする。 **(3) 租税の納税緩和・減免措置等に関する広報** 市は、租税の納税緩和・減免措置等に関して広報活動を行う。なお、災害対策本部廃止後においても、適宜、市広報紙もしくはチラシの配布等により行う。	**第３　租税及び公共料金の特例措置計画** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。 **２　留意事項** **(1) 広報の徹底** 災害時、市民に対して、対策に関わる情報の提供を充分に行っていくことが必要である。 **(2) 手続きの簡素化及び迅速化** 災害により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続きの簡素化、迅速化に努める必要がある。 **３　対策項目** **１　租税等の徴収猶予措置及び減免の措置** **２　その他公共料金の特例措置** **■　対　策** **１　租税等の徴収猶予措置及び減免の措置----------【国、県、市（市民部）】** **(1) 市税の納税緩和・減免措置** 市は、被災者の納付すべき市税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期日の延長、市税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。 **(2) 国・県税の納税緩和・減免措置** 国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期限の延長、国税、県税（延滞金等含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施するものとする。 **(3) 租税の納税緩和・減免措置等に関する広報** 市は、租税の納税緩和・減免措置等に関して広報活動を行う。なお、災害対策本部廃止後においても、適宜、市広報紙もしくはチラシの配布等により行う。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
２　その他公共料金の特例措置 **(1) 郵政事業----------【日本郵便】** **1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付** 救助法が適用された場合、被災１世帯当たり、郵便葉書５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。 **2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除** 被災者が差し出す郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む。）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。 **3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除** 日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日赤、茨城県共同募金会または共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用または見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。 **(2) 通信事業** **1) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）** 「電話サービス契約約款通則15」に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある時は、臨時に料金または工事に関する費用を減免することがある。 **2) 株式会社ＮＴＴドコモ（茨城支店）** **株式会社**ＮＴＴドコモの各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、臨時にその料金または工事費を減免することがある。 **(3) 電気事業----------【東京電力パワーグリッド】** 救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て託送料金支払いに関する特別措置を行うことがある。	**２　その他公共料金の特例措置** **(1) 郵政事業----------【日本郵便】** **1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付** 救助法が適用された場合、被災１世帯当たり、郵便葉書５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。 **2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除** 被災者が差し出す郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む。）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。 **3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除** 日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日赤、茨城県共同募金会または共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用または見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。 **(2) 通信事業** **1) ~~東日本電信電話~~NTT 東日本株式会社（茨城支店）** 「電話サービス契約約款通則15」に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある時は、臨時に料金または工事に関する費用を減免することがある。 **2) 株式会社ＮＴＴドコモ（茨城支店）** **株式会社**ＮＴＴドコモの各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、臨時にその料金または工事費を減免することがある。 **(3) 電気事業----------【東京電力パワーグリッド等】** 救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て~~託送料金支払いに関する~~電気料金免除等の特別措置を行うことがある。	組織名の変更 県計画との整合
第４　雇用対策 **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害により、離職を余儀なくされたり災者に対し、国は、職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進していくものとする。また、市は、県や国と連携を図り、再就職の支援を行うものとする。	**第４　雇用対策** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害により、離職を余儀なくされたり災者に対し、国は、職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進していくものとする。また、市は、県や国と連携を図り、再就職の支援を行うものとする。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
２　留意事項 **(1) 広報の徹底** 雇用対策を効率的に行っていくため、災害時、市民に対して、対策に関わる情報の提供を充分に行っていくことが必要である。 **(2) 手続きの簡素化及び迅速化** 災害により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続きの簡素化、迅速化に努めることが必要である。 **３　対策項目** **１　離職者への措置** **２　雇用保険の失業給付に関する特例措置** **３　雇用調整助成金の特例適用の要請** **４　被災事業主に関する措置** **■　対　策** **１　離職者への措置----------【市（経済部）、筑西公共職業安定所（下妻出張所）】** 筑西公共職業安定所及び下妻出張所の長は、大規模な災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。また、市は、筑西公共職業安定所下妻出張所の長と協力し、離職者の早期再就職へのあっせんに努める。 離職者への措置内容は以下のとおり。 **(1) 窓口の設置** 市は、被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。 **(2) 公共職業安定所に出向くことが困難な地域への措置** 市は、被災の状況により筑西公共職業安定所下妻出張所に出向くことが困難な地域に、臨時職業相談所の開設、または巡回職業相談を実施する。 **(3) 諸制度の活用** 市及び筑西公共職業安定所下妻出張所は、職業訓練受講指示、または職業転換給付金制度等を活用する。 **(4) 労働者のあっせん** 救助法が適用された場合、市は、市内の労務需要が見込まれる時は、労働者のあっせんを、国に対し要請する。また、県は、茨城労働局及び筑西公共職業安定所と連携を図り、災害により離職を余儀なくされた者を対象に職業訓練を実施し、再就職を支援するものとする。	**２　留意事項** **(1) 広報の徹底** 雇用対策を効率的に行っていくため、災害時、市民に対して、対策に関わる情報の提供を充分に行っていくことが必要である。 **(2) 手続きの簡素化及び迅速化** 災害により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続きの簡素化、迅速化に努めることが必要である。 **３　対策項目** **１　離職者への措置** **２　雇用保険の失業給付に関する特例措置** **３　雇用調整助成金の特例適用の要請** **４　被災事業主に関する措置** **■　対　策** **１　離職者への措置----------【市（経済部）、筑西公共職業安定所（下妻出張所）】** 筑西公共職業安定所及び下妻出張所の長は、大規模な災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。また、市は、筑西公共職業安定所下妻出張所の長と協力し、離職者の早期再就職へのあっせんに努める。 離職者への措置内容は以下のとおり。 **(1) 窓口の設置** 市は、被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。 **(2) 公共職業安定所に出向くことが困難な地域への措置** 市は、被災の状況により筑西公共職業安定所下妻出張所に出向くことが困難な地域に、臨時職業相談所の開設、または巡回職業相談を実施する。 **(3) 諸制度の活用** 市及び筑西公共職業安定所下妻出張所は、職業訓練受講指示、または職業転換給付金制度等を活用する。 **(4) 労働者のあっせん** 救助法が適用された場合、市は、市内の労務需要が見込まれる時は、労働者のあっせんを、国に対し要請する。また、県は、茨城労働局及び筑西公共職業安定所と連携を図り、災害により離職を余儀なくされた者を対象に職業訓練を実施し、再就職を支援するものとする。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
２　雇用保険の失業給付に関する特例措置----------【市（経済部）、筑西公共職業安定所（下妻出張所）】 筑西公共職業安定所下妻出張所における雇用保険の失業給付に関する特例措置には、次のようなものがある。これらの活用が図られるよう、市は適宜、失業者への相談、広報を行う。 **(1) 証明書による失業の認定** 筑西公共職業安定所下妻出張所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。 **(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給** 筑西公共職業安定所下妻出張所長は、発生した災害に対し「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）第 25 条に定める措置が適用された場合は、災害による休業のため賃金を受け取ることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）を、失業しているものとみなして、基本手当を支給するものとする。 **３　雇用調整助成金の特例適用の要請----------【市（経済部）、筑西公共職業安定所（下妻出張所）】** 筑西公共職業安定所下妻出張所長は、次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。 **【雇用調整助成金の適用範囲】** (1) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 (2) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 (3) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合 **４　被災事業主に関する措置----------【国】** 国は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金もしくは追徴金の徴収免除、または労働保険料の納付の猶予を行うものとする。	**２　雇用保険の失業給付に関する特例措置----------【市（経済部）、筑西公共職業安定所（下妻出張所）】** 筑西公共職業安定所下妻出張所における雇用保険の失業給付に関する特例措置には、次のようなものがある。これらの活用が図られるよう、市は適宜、失業者への相談、広報を行う。 **(1) 証明書による失業の認定** 筑西公共職業安定所下妻出張所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。 **(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給** 筑西公共職業安定所下妻出張所長は、発生した災害に対し「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）第 25 条に定める措置が適用された場合は、災害による休業のため賃金を受け取ることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）を、失業しているものとみなして、基本手当を支給するものとする。 **３　雇用調整助成金の特例適用の要請----------【市（経済部）、筑西公共職業安定所（下妻出張所）】** 筑西公共職業安定所下妻出張所長は、次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。 **【雇用調整助成金の適用範囲】** (1) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 (2) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 (3) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合 **４　被災事業主に関する措置----------【国】** 国は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金もしくは追徴金の徴収免除、または労働保険料の納付の猶予を行うものとする。	
第５　住宅建設の促進 **■　基本事項** **１　趣　旨**	**第５　住宅建設の促進** **■　基本事項** **１　趣　旨**	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導、支援を適切に行い、市で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。 **２　留意事項** **(1) 計画の作成と県からの支援** 迅速な災害公営住宅の建設、復旧を図るため、市は災害住宅建設計画、復旧計画の作成を行い、予算の確保、用地の確保等を含めて県からの支援受けを検討することが必要である。 **(2) 情報提供及び事務処理体制** 独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に関する情報の提供と、迅速な事務処理体制の検討を行うことが必要である。 **３　対策項目** **１　建設計画の作成** **２　事業の実施** **３　入居者の選定** **■　対　策** 市は、住宅建設に関し、市だけで対応可能かどうかを検討し、市と県の役割分担を明確にする。また、県は市との役割分担を踏まえ、支援の内容を決定するものとする。 **１　建設計画の作成----------【市（建設部）】** 市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成するものとし、県はこれを助言・指導するものとする。 **２　事業の実施----------【県、市（建設部）】** 県及び市は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。 **３　入居者の選定----------【市（建設部）】** 市は、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行うものとし、県はこれを助言・指導するものとする。	自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導、支援を適切に行い、市で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。 **２　留意事項** **(1) 計画の作成と県からの支援** 迅速な災害公営住宅の建設、復旧を図るため、市は災害住宅建設計画、復旧計画の作成を行い、予算の確保、用地の確保等を含めて県からの支援受けを検討することが必要である。 **(2) 情報提供及び事務処理体制** 独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に関する情報の提供と、迅速な事務処理体制の検討を行うことが必要である。 **３　対策項目** **１　建設計画の作成** **２　事業の実施** **３　入居者の選定** **■　対　策** 市は、住宅建設に関し、市だけで対応可能かどうかを検討し、市と県の役割分担を明確にする。また、県は市との役割分担を踏まえ、支援の内容を決定するものとする。 **１　建設計画の作成----------【市（建設部）】** 市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成するものとし、県はこれを助言・指導するものとする。 **２　事業の実施----------【県、市（建設部）】** 県及び市は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。 **３　入居者の選定----------【市（建設部）】** 市は、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行うものとし、県はこれを助言・指導するものとする。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第６　被災者生活再建支援法の適用 **■　基本事項** **１　趣　旨** 市域ないし県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、被災者に支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。 **２　留意事項** **(1) 住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備** 支援法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、救助法担当との連携を図り、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。 **(2) 支援金支給手続き等の説明** 支給決定時に申請者の誤解等による不服等の発生を避けるとともに支援金支給手続きが迅速かつ円滑に進むようにするため、支援法が適用された場合は、制度の対象となる被災世帯に対して、支援金の趣旨、申請書の記載方法、申請期限などその手続きについて懇切・丁寧に説明する必要がある。 **３　対策項目** **１　被害状況の把握及び被災世帯の認定** **２　支援法の適用基準** **３　支援法の適用手続き** **４　支援金の支給額** **５　支援金支給申請手続き** **６　支援金の支給** **■　対　策** **１　被害状況の把握及び被災世帯の認定----------【市（保健福祉部）】** 支援法の適用にあたっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。 **(1) 被災世帯の認定** 支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。（支援法第２条第２号） ①当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯	**第６　被災者生活再建支援法の適用** **■　基本事項** **１　趣　旨** 市域ないし県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、被災者に支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。 **２　留意事項** **(1) 住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備** 支援法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、救助法担当との連携を図り、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。 **(2) 支援金支給手続き等の説明** 支給決定時に申請者の誤解等による不服等の発生を避けるとともに支援金支給手続きが迅速かつ円滑に進むようにするため、支援法が適用された場合は、制度の対象となる被災世帯に対して、支援金の趣旨、申請書の記載方法、申請期限などその手続きについて懇切・丁寧に説明する必要がある。 **３　対策項目** **１　被害状況の把握及び被災世帯の認定** **２　支援法の適用基準** **３　支援法の適用手続き** **４　支援金の支給額** **５　支援金支給申請手続き** **６　支援金の支給** **■　対　策** **１　被害状況の把握及び被災世帯の認定----------【市（保健福祉部）】** 支援法の適用にあたっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。 **(1) 被災世帯の認定** 支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。（支援法第２条第２号） ①当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
②当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、またはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯 ③当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること、その他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯 ④当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（②及び③に掲げる世帯を除く。）	②当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、またはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯 ③当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること、その他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯 ④当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（②及び③に掲げる世帯を除く。） ⑤当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。（②、③及び④に掲げる世帯を除く。）	県計画との整合
(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位 救助法における基準を参照（第３章　第８節「災害救助法の適用」）	**(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位** 救助法における基準を参照（第３章　第８節「災害救助法の適用」）	
２　支援法の適用基準----------【市（保健福祉部）】 支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第１条の定めにより、次に掲げるとおりである。 (1) 災害救助法施行令第１条第１項第１号または第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第１条第１号） (2) 10 以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第１条第２号） (3) 100 以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第１条第３号） (4) (1) または(2) に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第１条第４号） (5) (3) または(4) に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域で(1) ～(3) に規定する区域のいずれかに隣接し、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第１条第５号）	**２　支援法の適用基準----------【市（保健福祉部）】** 支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第１条の定めにより、次に掲げるとおりである。 (1) 災害救助法施行令第１条第１項第１号または第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第１条第１号） (2) 10 以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第１条第２号） (3) 100 以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第１条第３号） (4) (1) または(2) に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第１条第４号） (5) (3) または(4) に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域で(1) ～(3) に規定する区域のいずれかに隣接し、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第１条第５号）	

<table>
<tr>
<th>現行計画（R4.3）</th>
<th>修正案</th>
<th>修正理由等</th>
</tr>
<tr>
<td>(6) (3) または(4) に規定する都道府県が２以上ある場合における市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により５（人口５万人未満の市町村にあっては２）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第１条第６号）

３　支援法の適用手続き----------【県、市（総務部、保健福祉部）】
(1) 市の被害状況報告
市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、資料編「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、県知事に対して報告する。
当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、救助法適用手続きにおける報告（資料編「被害状況等報告様式（茨城県）」）で兼ねることができるものとする。

(2) 県の被害状況報告及び支援法の適用
県知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めた時は、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。
なお、市には、支援法が適用されたことを通知する。

４　支援金の支給額
(1) 複数世帯の場合
（単位：万円）
<table>
<tr><th>区分</th><th>住宅の再建方法</th><th>基礎支援金</th><th>加算支援金</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>全　　壊（１-(1)-1））
半　　壊（１-(1)-2））
長距避難（１-(1)-3））</td><td>建設・購入</td><td>100</td><td>200</td><td>300</td></tr>
<tr><td></td><td>補修</td><td>100</td><td>100</td><td>200</td></tr>
<tr><td></td><td>賃貸</td><td>100</td><td>50</td><td>150</td></tr>
<tr><td rowspan="3">大規模半壊
（１-(1)-4））</td><td>建設・購入</td><td>50</td><td>200</td><td>250</td></tr>
<tr><td>補修</td><td>50</td><td>100</td><td>150</td></tr>
<tr><td>賃貸</td><td>50</td><td>50</td><td>100</td></tr>
</table>
</td>
<td>(6) (3) または(4) に規定する都道府県が２以上ある場合における市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により５（人口５万人未満の市町村にあっては２）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第１条第６号）

３　支援法の適用手続き----------【県、市（総務部、保健福祉部）】
(1) 市の被害状況報告
市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、資料編「３－17 被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、県知事に対して報告する。
~~当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、救助法適用手続きにおける報告（資料編「被害状況等報告様式（茨城県）」）で兼ねることができるものとする。~~

(2) 県の被害状況報告及び支援法の適用
県知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めた時は、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。
なお、市には、支援法が適用されたことを通知する。

４　支援金の支給額
(1) 複数世帯の場合
（単位：万円）
<table>
<tr><th>区分</th><th>住宅の再建方法</th><th>基礎支援金</th><th>加算支援金</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>全　　壊（１-(1)-1））
解　　体（１-(1)-2））
長期避難（１-(1)-3））</td><td>建設・購入</td><td>100</td><td>200</td><td>300</td></tr>
<tr><td></td><td>補修</td><td>100</td><td>100</td><td>200</td></tr>
<tr><td></td><td>賃貸</td><td>100</td><td>50</td><td>150</td></tr>
<tr><td rowspan="3">大規模半壊
（１-(1)-4））</td><td>建設・購入</td><td>50</td><td>200</td><td>250</td></tr>
<tr><td>補修</td><td>50</td><td>100</td><td>150</td></tr>
<tr><td>賃貸</td><td>50</td><td>50</td><td>100</td></tr>
<tr><td rowspan="3">中規模半壊
（１-(1)-⑤））</td><td>建設・購入</td><td></td><td>100</td><td>100</td></tr>
<tr><td>補修</td><td></td><td>50</td><td>50</td></tr>
<tr><td>賃貸</td><td></td><td>25</td><td>25</td></tr>
</table>
</td>
<td>県計画に根拠がないため

県計画との整合</td>
</tr>
</table>

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

(2) 単数世帯の場合

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全　　壊（1－(1)－1)） 半　　壊（1－(1)－2)） 長距避難（1－(1)－3)）	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊 （1－(1)－4)）	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75

５　支援金支給申請手続き----------【市（保健福祉部）】

(1) 支給申請手続き等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

1）住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
2）り災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、取りまとめの上、速やかに県に送付する。

６　支援金の支給----------【市（保健福祉部）】

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ、支援金の支給が決定される。決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき、原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給される。

(1) 支援金の現金支給

市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

■　資料編　「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」

(2) 単数世帯の場合

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全　　壊（1－(1)－1)） 解　　体（1－(1)－2)） 長期避難（1－(1)－3)）	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊 （1－(1)－4)）	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75
中規模半壊 （1－(1)－⑤)）	建設・購入		75	75
	補修		37.5	37.5
	賃貸		18.75	18.75

５　支援金支給申請手続き----------【市（保健福祉部）】

(1) 支給申請手続き等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

1）住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
2）り災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、取りまとめの上、速やかに県に送付する。

６　支援金の支給----------【市（保健福祉部）】

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ、支援金の支給が決定される。決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき、原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給される。

(1) 支援金の現金支給

市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

■　資料編　「３－17 被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」

県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	第７　茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給 **■　基本事項** **１　趣　旨** 自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法（以下「法」という。）の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。 **２　留意事項** **(1) 住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備** 支援法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行なう必要がある。このため、救助法担当との連携を図り、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。 **(2) 支援金支給手続き等の説明** 支給決定時に申請者の誤解等による不服等の発生を避けるとともに支援金支給手続きが迅速かつ円滑に進むようにするため、支援法が適用された場合は、制度の対象となる被災世帯に対して、支援金の趣旨、申請書の記載方法、申請期限などその手続きについて懇切・丁寧に説明する必要がある。 **３　対策項目** **１　被害状況の把握及び被災世帯の認定** **２　補助事業の適用基準** **３　補助事業の適用手続き** **４　支援金の支給額** **５　支援金支給申請手続き** **６　支援金の支給** **■　対　策** **１　被害状況の把握及び被災世帯の認定----------【市（保健福祉部）】** 補助事業の適用にあたっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。 **(1) 被災世帯の認定** 補助事業の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。 ①　当該自然災害により住家が全壊した世帯	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	② 当該自然災害により住家が半壊し、またはその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、または解体されるに至った世帯 ③ 当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第２条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（②に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。） ④ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の修正を含む相当規模の修正を行わなければ該当住宅に居住することが困難であると認められる世帯（②及び③に掲げる世帯を除く。） ⑤ 当該自然災害により住家が半壊した世帯（②、③及び④に掲げる世帯を除く。） **(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位** 救助法における基準を参照（第３章　第８節「災害救助法の適用」） **２　補助事業の適用基準----------【市（保健福祉部）】** 補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第３条の規定により、次に掲げるとおりである。 (1) 県内において法が適用された市町村が１以上ある自然災害 (2) 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が１世帯以上発生した自然災害 **３　補助事業の適用手続き----------【県、市（総務部、保健福祉部）】** **(1) 市の被害状況報告** 市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、県知事に対して報告する。 **(2) 補助事業適用の通知** 県知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が補助事業の適用基準に該当すると認めた時は、市長に対し、補助事業適用を通知する。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	４　支援金の支給額 (1) 複数世帯の場合 （単位：万円） 区分 / 住宅の再建方法 / 基礎支援金 / 加算支援金 / 合計 全壊・解体 / 建設・購入 / 100 / 200 / 300 全壊・解体 / 補修 / 100 / 100 / 200 全壊・解体 / 賃貸 / 100 / 50 / 150 大規模半壊 / 建設・購入 / 50 / 200 / 250 大規模半壊 / 補修 / 50 / 100 / 150 大規模半壊 / 賃貸 / 50 / 50 / 100 中大規模半壊 / 建設・購入 / / 100 / 100 中大規模半壊 / 補修 / / 50 / 50 中大規模半壊 / 賃貸 / / 25 / 25 半壊 / / 20 / / 20 (2) 単数世帯の場合 （単位：万円） 区分 / 住宅の再建方法 / 基礎支援金 / 加算支援金 / 合計 全壊・解体 / 建設・購入 / 75 / 150 / 225 全壊・解体 / 補修 / 75 / 75 / 150 全壊・解体 / 賃貸 / 75 / 37.5 / 112.5 大規模半壊 / 建設・購入 / 37.5 / 150 / 187.5 大規模半壊 / 補修 / 37.5 / 75 / 112.5 大規模半壊 / 賃貸 / 37.5 / 37.5 / 75 中大規模半壊 / 建設・購入 / / 75 / 75 中大規模半壊 / 補修 / / 37.5 / 37.5 中大規模半壊 / 賃貸 / / 18.75 / 18.75 半壊 / / 15 / / 15 ５　支援金支給申請手続き----------【市（保健福祉部）】 (1) 支給申請手続き等の説明 市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。 (2) 必要書類の発行 市は、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。 1）住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類 2）り災証明書類	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	６　支援金の支給----------【県、市（保健福祉部）】 市は、被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は、直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。 県は、被災世帯へ支援金を支給した市町村に対し、支給の実績に基づいてその費用の一部を補助する。 第８　その他の保護計画 **■　生活保護----------【県、市（保健福祉部）】** 被災者の恒久的生活確保のため県及び市は、低所得者に対しおおむね次の措置を講ずるものとする。 生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。	県計画との整合

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

第４章　復旧復興計画

第２節　被災施設の復旧

第１　災害復旧事業計画の作成

■　基本事項

１　趣　旨

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

２　留意事項

(1) 地域間・組織間の応援協力体制の整備

災害後の施設の復旧に関しては、迅速かつ的確な対応が求められるが、災害時の混乱の中、復旧事業計画の作成及び実施等に当たる十分な人員が確保できない場合も想定されるため、地域間、組織間の人員の応援協力体制の整備が必要である。

(2) 迅速な復興のための意思決定等の必要性

災害発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に災害復興対策本部の設置、災害復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。

(3) 国、県、市間の密接な連携

都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、国、県、市の密接な連携を行っていくことが必要である。

３　対策項目

１　災害復旧事業計画の作成
２　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成
３　災害復旧事業の実施
４　解体、がれきの処理

■　対　策

１　災害復旧事業計画の作成----------【市（各部）、防災関係機関】

市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の基本方針を次に示す。

第４章　復旧復興計画

第２節　被災施設の復旧

第１　災害復旧事業計画の作成

■　基本事項

１　趣　旨

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

２　留意事項

(1) 地域間・組織間の応援協力体制の整備

災害後の施設の復旧に関しては、迅速かつ的確な対応が求められるが、災害時の混乱の中、復旧事業計画の作成及び実施等に当たる十分な人員が確保できない場合も想定されるため、地域間、組織間の人員の応援協力体制の整備が必要である。

(2) 迅速な復興のための意思決定等の必要性

災害発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に災害復興対策本部の設置、災害復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。

(3) 国、県、市間の密接な連携

都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、国、県、市の密接な連携を行っていくことが必要である。

３　対策項目

１　災害復旧事業計画の作成
２　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成
３　災害復旧事業の実施
４　解体、がれきの処理

■　対　策

１　災害復旧事業計画の作成----------【市（各部）、防災関係機関】

市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の基本方針を次に示す。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(1) 災害の再発防止 市は、災害復旧事業計画の策定にあたって、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう防災関係機関と十分連絡調整を図り、計画を作成する。 **(2) 災害復旧事業期間の短縮** 市は、災害復旧事業計画の策定に当たって、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、防災関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。 災害復旧事業の種類を次に示す。 1）公共土木施設災害復旧事業計画 2）農林水産業施設災害復旧事業計画 3）都市災害復旧事業計画 4）上、下水道災害復旧事業計画 5）住宅災害復旧事業計画 6）社会福祉施設災害復旧事業計画 7）公立医療施設、病院等災害復旧事業計画 8）学校教育施設災害復旧事業計画 9）社会教育施設災害復旧事業計画 10）復旧上必要な金融その他資金計画 11）その他の計画 **２　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成---【市（各部）、防災関係機関】** 市は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国または県が費用の全部または一部を負担または補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。 このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。 災害復旧事業費の決定は、県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律または予算の範囲内において国が全部または一部を負担または補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。 **(1) 法律等に基づき一部負担または補助するもの** 1）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 2）公立学校施設災害復旧費国庫負担法 3）公営住宅法 4）土地区画整理法 5）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	**(1) 災害の再発防止** 市は、災害復旧事業計画の策定にあたって、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう防災関係機関と十分連絡調整を図り、計画を作成する。 **(2) 災害復旧事業期間の短縮** 市は、災害復旧事業計画の策定に当たって、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、防災関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。 災害復旧事業の種類を次に示す。 1）公共土木施設災害復旧事業計画 2）農林水産業施設災害復旧事業計画 3）都市災害復旧事業計画 4）上、下水道災害復旧事業計画 5）住宅災害復旧事業計画 6）社会福祉施設災害復旧事業計画 7）公立医療施設、病院等災害復旧事業計画 8）学校教育施設災害復旧事業計画 9）社会教育施設災害復旧事業計画 10）復旧上必要な金融その他資金計画 11）その他の計画 **２　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成---【市（各部）、防災関係機関】** 市は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国または県が費用の全部または一部を負担または補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。 このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。 災害復旧事業費の決定は、県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律または予算の範囲内において国が全部または一部を負担または補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。 **(1) 法律等に基づき一部負担または補助するもの** 1）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 2）公立学校施設災害復旧費国庫負担法 3）公営住宅法 4）土地区画整理法 5）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
6）廃棄物の処理及び清掃に関する法律 7）予防接種法 8）都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 9）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	6）廃棄物の処理及び清掃に関する法律 7）予防接種法 8）都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 9）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 10）県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置	県計画との整合
(2) 激甚災害に係る財政援助措置 災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにするものとする。 激甚災害の指定の手続き等の対策及び激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象については、第４章　第３節「激甚災害の指定」に示す。	**(2) 激甚災害に係る財政援助措置** 災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにするものとする。 激甚災害の指定の手続き等の対策及び激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象については、第４章　第３節「激甚災害の指定」に示す。	
３　災害復旧事業の実施----------【市（各部）、防災関係機関】 災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市及び防災関係機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早急に復旧作業を実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。	**３　災害復旧事業の実施----------【市（各部）、防災関係機関】** 災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市及び防災関係機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早急に復旧作業を実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。 市は、特定大規模災害等を受け、かつ工事の実行体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、県に対して、市に代わって工事の実施を要請する。	県計画との整合
４　解体、がれきの処理----------【市（各部）、防災関係機関】	**４　解体、がれきの処理----------【市（各部）、県、防災関係機関】** (1) 再生利用の促進 災害復旧事業の実施に伴って、被害を受けた施設の解体及びがれき処理を行う場合には、その事業主体となる者は、発生する廃棄物の再生利用により、最終処分量の削減に努めるものとする。 (2) 災害廃棄物処理事業との連携 堆積土砂の除去事業や農用地の災害復旧事業の実施に当たり、当該事業に伴って生じた廃棄物の処理について、災害廃棄物処理事業と併せて実施する場合には、関係部局が密接に連携して調整を行い、計画的な実施に努めるものとする。	県計画との整合 県計画との整合
(1) 作業体制の確保 市は、迅速に解体及びがれき処理を行うため、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、県、近隣市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等と、災害時における人員、資機材等の確保について協力が得られるよう連携体制を構築する。	**(3) 作業体制の確保** 市は、迅速に解体及びがれき処理を行うため、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、県、近隣市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等と、災害時における人員、資機材等の確保について協力が得られるよう連携体制を構築する。	
(2) 処理対策 **1）状況把握** 市は、職員による巡視等により迅速に被災地域の状況を把握する。	**(4) 処理対策** **1）状況把握** 市は、職員による巡視等により迅速に被災地域の状況を把握する。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
2）処理の実施 市は、 1）に基づき、住宅、所管の道路及び河川施設について、解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。 3）仮置場の確保 市は、解体、収集後のがれき等を一時的に集積するため、仮置場を確保する。仮置場が不足する場合は、交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町に対して仮置場の提供を要請する。 4）再生利用・最終処分 市は、がれき等の処理・処分に当たって、再生利用を推進し、最終処分量の削減に努める。 5）石綿飛散防止対策 市は、解体及びがれき処理に伴う石綿飛散防止対策について、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成 29 年９月環境省水・大気環境局大気環境課）により行うものとする。	2）処理の実施 市は、 1）に基づき、住宅、所管の道路及び河川施設について、解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。 3）仮置場の確保 市は、解体、収集後のがれき等を一時的に集積するため、仮置場を確保する。仮置場が不足する場合は、交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町に対して仮置場の提供を要請する。 4）再生利用・最終処分 市は、がれき等の処理・処分に当たって、再生利用を推進し、最終処分量の削減に努める。 5）石綿飛散防止対策 市は、解体及びがれき処理に伴う石綿飛散防止対策について、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成 29 年９月環境省水・大気環境局大気環境課）により行うものとする。	
第２　電力施設の復旧----------【東京電力パワーグリッド】 ■　基本事項 １　趣　旨 市域内において災害が発生した場合、東京電力パワーグリッド㈱茨城総支社は、電力設備被害の早期復旧並びに被災地に対する電力供給の確保を図るため、下記に基づき対策を講ずるものとする。 ２　対策項目 １　非常災害対策本部の構成 ２　非常態勢の発令 ３　組織の運営	**第２　電力施設の復旧----------【東京電力パワーグリッド】** ■　基本事項 １　趣　旨 市域内において災害が発生した場合、東京電力パワーグリッド㈱茨城総支社は、電力設備被害の早期復旧並びに被災地に対する電力供給の確保を図るため、下記に基づき対策を講ずるものとする。 ２　対策項目 １　非常災害対策本部の構成 ２　非常態勢の発令 ３　組織の運営	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

■　対　策

１　非常災害対策本部の構成

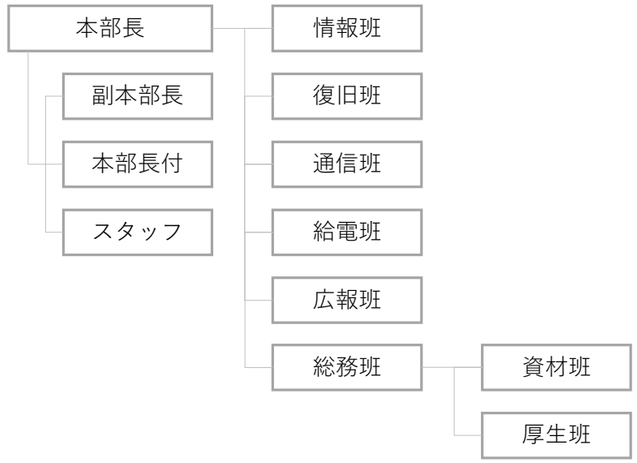

２　非常態勢の発令

非常態勢の発令は、非常災害の情勢に応じ、次表のとおり区分して行う。

区　分	情　勢
第１非常態勢	○被害の発生が予想される場合 ○被害が発生した場合
第２非常態勢	○大規模な被害が発生した場合（大規模な被害の発生が予想される場合を含む。）
第３非常態勢	○大規模な被害が発生し、復電復旧に長期化が予想される場合 ○警戒宣言が発せられた場合

○警戒宣言が発せられた場合は、上記区分に基づき、全ての事業所は非常態勢を発令する。

○第１～第３非常態勢は、地震・台風・雪等の自然災害、社会的影響の大きい設備事故等の電力供給上著しく支障となる災害について、被害の規模（局地的・広範囲）、停電復旧の状況に応じて関係部門と協議の上、適用区分を決める。

３　組織の運営

(1)　非常態勢の発令手続き

総支社長および支社長は、情勢に応じ適用すべき態勢区分（第１～第３非常態勢）を発令する。

■　対　策

１　非常災害対策本部の構成

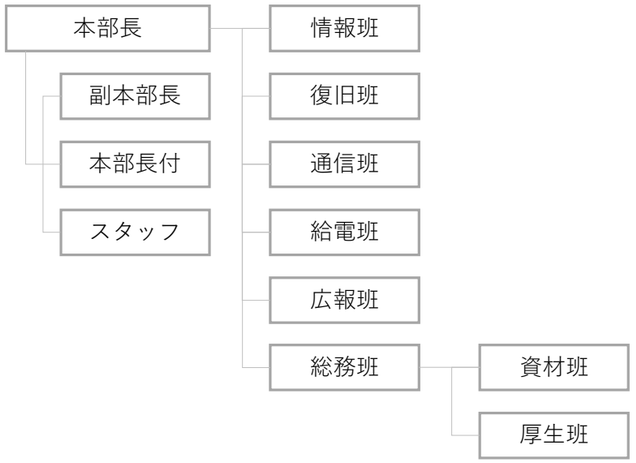

２　非常態勢の発令

非常態勢の発令は、非常災害の情勢に応じ、次表のとおり区分して行う。

区　分	情　勢
第１非常態勢	○被害の発生が予想される場合 ○被害が発生した場合
第２非常態勢	○大規模な被害が発生した場合（大規模な被害の発生が予想される場合を含む。）
第３非常態勢	○大規模な被害が発生し、復電復旧に長期化が予想される場合 ○警戒宣言が発せられた場合

○警戒宣言が発せられた場合は、上記区分に基づき、全ての事業所は非常態勢を発令する。

○第１～第３非常態勢は、地震・台風・雪等の自然災害、社会的影響の大きい設備事故等の電力供給上著しく支障となる災害について、被害の規模（局地的・広範囲）、停電復旧の状況に応じて関係部門と協議の上、適用区分を決める。

３　組織の運営

(1)　非常態勢の発令手続き

総支社長および支社長は、情勢に応じ適用すべき態勢区分（第１～第３非常態勢）を発令する。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第３　東日本電信電話株式会社（茨城支店）の対策 **１　電話停止時の応急措置** **(1) 通信のそ通に対する応急措置** 災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。 **(2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置** 市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。 **(3) 通信の利用制限** 通信が著しく輻そうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。 **(4) 災害用伝言サービスの運用** 大規模災害時における電話の輻そうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“１７１”を提供する。 **２　災害等応急復旧の実施** 重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。 **表　電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等** **重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）** **第一順位**：気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関 **第二順位**：ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国または地方公共団体 **第三順位**：第一順位、第二順位に該当しないもの **３　復旧を優先する電気通信サービス** (1) 電話サービス（固定系・移動系） (2) 総合ディジタル通信サービス (3) 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線を含む。） (4) パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む。） (5) 衛星電話サービス	**第３　~~東日本電信電話~~ＮＴＴ~~東日本~~株式会社（茨城支店）の対策** ~~**１　電話停止時の応急措置**~~ ~~**(1) 通信のそ通に対する応急措置**~~ ~~災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。~~ ~~**(2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置**~~ ~~市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。~~ ~~**(3) 通信の利用制限**~~ ~~通信が著しく輻そうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。~~ ~~**(4) 災害用伝言サービスの運用**~~ ~~大規模災害時における電話の輻そうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“１７１”を提供する。~~ ~~**２　災害等応急復旧の実施**~~ ~~重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。~~ ~~**表　電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等**~~ ~~**重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）**~~ ~~**第一順位**：気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関~~ ~~**第二順位**：ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国または地方公共団体~~ ~~**第三順位**：第一順位、第二順位に該当しないもの~~ ~~**３　復旧を優先する電気通信サービス**~~ ~~(1) 電話サービス（固定系・移動系）~~ ~~(2) 総合ディジタル通信サービス~~ ~~(3) 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線を含む。）~~ ~~(4) パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む。）~~ ~~(5) 衛星電話サービス~~	組織名の変更 県計画との整合により大部分の修正

現行計画（R4.3）

4　大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	２に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、３に示す復旧優先サービスの復旧のほか、避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については３日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引き続きできるだけ迅速に行う。長くても10日以内を目標とする。

修正案

~~4　大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標~~

~~復旧順位~~	~~応急復旧の目標~~	
~~第一段階~~	~~２に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、３に示す復旧優先サービスの復旧のほか、避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。~~	~~災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については３日以内を目標とする。~~
~~第二段階~~	~~第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。~~	~~第一段階に引き続きできるだけ迅速に行う。長くても10日以内を目標とする。~~

管内において災害が発生した場合、通信設備被害の早期復旧を図るための計画である。

１　組織（茨城支店災害対策本部）

ＮＴＴ東日本株式会社茨城支店災害対策本部組織図

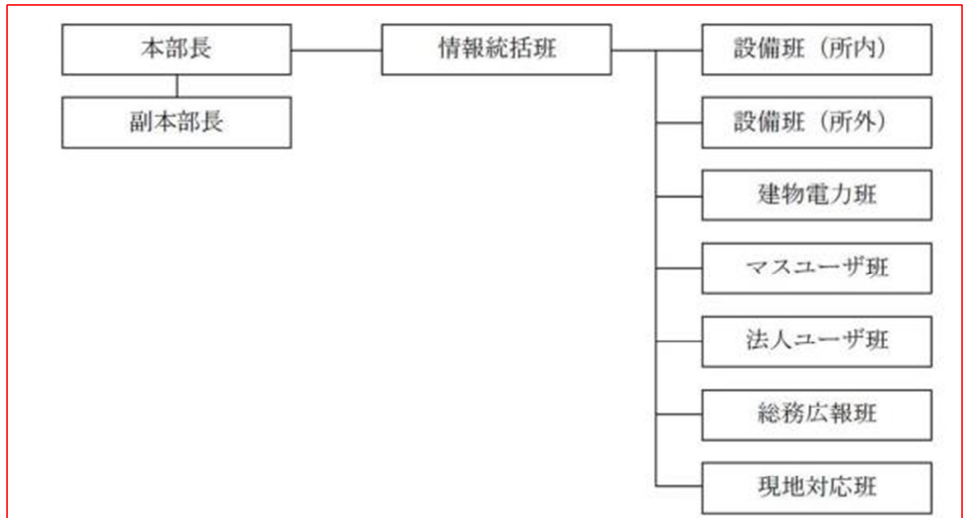

２　各班の分担

(1)　茨城支店災害対策本部

本部長	本部の統括・指揮に関すること。
副本部長	本部長の補佐および本部長不在時代行に関すること
情報統制班	本部の運営・調整に関すること。 本部全体の情報（収集／記録／発出）に関すること。 行政対応（県・市町村・警察・消防等）に関すること。 電気通信サービスの提供状況（被災及び復旧）に関すること。

修正理由等

県計画との整合により大部分の修正

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

設備班(所内)	応急復旧に関すること。 現場調査に関すること。
設備班(所外)	応急復旧に関すること。 現場調査に関すること。 調達に関すること。 緊急輸送に関すること。
建物電力班	電力設備、空調設備の状況（被災および復旧）に関すること。 建物（電気通信ビル）の状況（被災および復旧）に関すること。
マスユーザ班	利用者の利便に関する事項の指導に関すること。 災害時用公衆電話（特設公衆電話）のニーズ把握、お客様案内および提供状況に関すること。
法人ユーザ班	ユーザ情報の収集および意向調査に関すること。 重要ユーザ等の復旧優先調査に関すること。
総務広報班	社員の安否、住宅被災状況調査、その措置に関すること。 後方支援活動に関すること。 社内外広報に関すること。 お客様の声の収集等に関すること。
現地対応班	現地復旧に関すること。

県計画との整合により大部分の修正

第４　株式会社 NTT ドコモ（茨城支店）の対策

■　基本事項

１　趣　旨

管内において災害が発生した場合の電気通信設備被害の早期復旧を計るための計画である。

２　対策項目

１　組織
２　各班の役割

■　対　策

１　組　織（ＮＴＴドコモ（茨城支店）災害対策本部組織図）--------【ＮＴＴドコモ】

風水害等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

第４　株式会社 NTT ドコモ（茨城支店）の対策

■　基本事項

１　趣　旨

管内において災害が発生した場合の電気通信設備被害の早期復旧を計るための計画である。

２　対策項目

１　組織
２　各班の役割

■　対　策

１　組　織（ＮＴＴドコモ（茨城支店）災害対策本部組織図）--------【ＮＴＴドコモ】

風水害等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

図　株式会社ＮＴＴドコモ（茨城支店）災害対策本部組織図

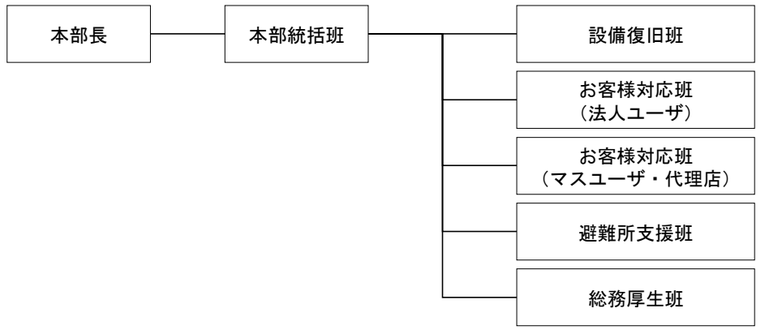

２　各班の役割

風水害等による災害が発生した場合、災害対策本部各班は、下記の役割に基づいて行動する。

班	主な役割
本部長	支店全体の基本方針決定、総指揮・判断の実施
本部統括班	災害対策本部の運営・調整、各班の取りまとめ業務
設備復旧班	設備の復旧・応急復旧に関する業務
お客様対応班（法人ユーザ）	重要法人・自治体・代理店法人等の支援に関する業務
お客様対応班（マスユーザ・代理店）	ドコモショップの運営に関する業務
避難所支援班	避難所等での避難者支援業務
総務厚生班	社印等の安否／服務／経理、報道機関等に関する業務

図　株式会社ＮＴＴドコモ（茨城支店）災害対策本部組織図

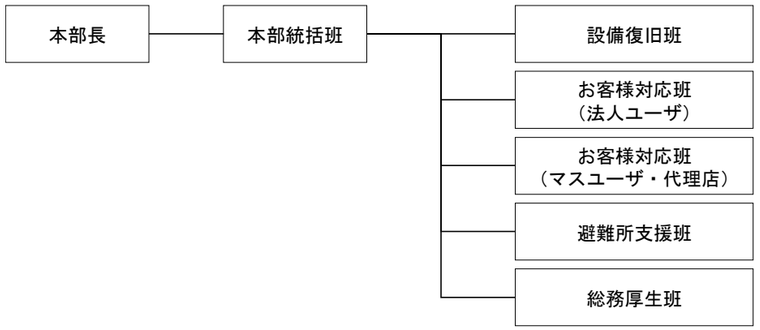

２　各班の役割

風水害等による災害が発生した場合、災害対策本部各班は、下記の役割に基づいて行動する。

班	主な役割
本部長	支店全体の基本方針決定、総指揮・判断の実施
本部統括班	災害対策本部の運営・調整、各班の取りまとめ業務
設備復旧班	設備の復旧・応急復旧に関する業務
お客様対応班（法人ユーザ）	重要法人・自治体・代理店法人等の支援に関する業務
お客様対応班（マスユーザ・代理店）	ドコモショップの運営に関する業務
避難所支援班	避難所等での避難者支援業務
総務厚生班	社印等の安否／服務／経理、報道機関等に関する業務

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等

第４章　復旧復興計画

第３節　激甚災害の指定

第１　激甚災害の指定計画

■　基本事項

１　趣　旨

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

２　留意事項

激甚災害の指定を受けるためには、公共施設の被害情報を激甚法に定める事項に従って迅速に調査、収集を行う必要がある。このため、災害後迅速かつ正確に公共施設の被害情報を把握するための体制整備を行っておくことが必要である。

３　対策項目

１　災害調査
２　激甚災害指定の手続き

■　対　策

１　災害調査----------【県、市（各部）】

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

激甚災害の基準は次のとおり。

表　激甚災害基準

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第３条（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 **Ａ基準** 事業費査定見込額 ＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の 0.5 **Ｂ基準** 事業費査定見込額 ＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の 0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 ＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100 分の 25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 ＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の５

第４章　復旧復興計画

第３節　激甚災害の指定

第１　激甚災害の指定計画

■　基本事項

１　趣　旨

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

２　留意事項

激甚災害の指定を受けるためには、公共施設の被害情報を激甚法に定める事項に従って迅速に調査、収集を行う必要がある。このため、災害後迅速かつ正確に公共施設の被害情報を把握するための体制整備を行っておくことが必要である。

３　対策項目

１　災害調査
２　激甚災害指定の手続き

■　対　策

１　災害調査----------【県、市（各部）】

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

激甚災害の基準は次のとおり。

表　激甚災害基準

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第３条（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 **Ａ基準** 事業費査定見込額 ＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の 0.5 **Ｂ基準** 事業費査定見込額 ＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の 0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 ＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100 分の 25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 ＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の５

現行計画（R4.3）		修正案		修正理由等
適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度	適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度	
法第５条(農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 **Ａ基準** 事業費査定見込額 ＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5 **Ｂ基準** 事業費査定見込額 ＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１ 以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 ＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100 分の４ (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 ＞10 億円	法第５条(農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 **Ａ基準** 事業費査定見込額 ＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5 **Ｂ基準** 事業費査定見込額 ＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１ 以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 ＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100 分の４ (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 ＞10 億円	
法第６条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	(1) 激甚法第５条の措置が適用される激甚災害 または (2) 農業被害見込額 ＞当該年度の全国農業所得推定額×1.5％で、第８条の措置が適用される場合 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 ＞全国漁業所得推定額×0.5％ または (4) 漁業被害見込額 ＞全国漁業所得推定額×1.5％で第８条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が５千万円以下の場合を除く。	法第６条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	(1) 激甚法第５条の措置が適用される激甚災害 または (2) 農業被害見込額 ＞当該年度の全国農業所得推定額×1.5％で、第８条の措置が適用される場合 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 ＞全国漁業所得推定額×0.5％ または (4) 漁業被害見込額 ＞全国漁業所得推定額×1.5％で第８条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が５千万円以下の場合を除く。	
法第８条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 **Ａ基準** 農業被害見込額 ＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5 **Ｂ基準** 農業被害見込額 ＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの ・一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 ＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100 分の 3	法第８条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 **Ａ基準** 農業被害見込額 ＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5 **Ｂ基準** 農業被害見込額 ＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの ・一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 ＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100 分の 3	

現行計画（R4.3）		修正案		修正理由等
適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度	適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度	
法第 11 条の２（森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 **Ａ基準** 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） ＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 5 **Ｂ基準** 林業被害見込額 ＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額 ＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額 ＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の１	法第 11 条の２（森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 **Ａ基準** 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） ＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 5 **Ｂ基準** 林業被害見込額 ＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額 ＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額 ＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の１	
法第 12 条、13 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 **Ａ基準** 中小企業関係被害額 ＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100 分の 0.2 **Ｂ基準** 中小企業関係被害額 ＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100 分の 0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの (1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 ＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100 分の 2 (2) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 ＞1400 億円 ただし、火災の場合または激甚法第 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。	法第 12 条、13 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 **Ａ基準** 中小企業関係被害額 ＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100 分の 0.2 **Ｂ基準** 中小企業関係被害額 ＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100 分の 0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの (1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 ＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100 分の 2 (2) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 ＞1400 億円 ただし、火災の場合または激甚法第 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。	
法第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第 17 条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第 19 条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第２条の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外	法第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第 17 条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第 19 条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第２条の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外	

<table>
<tr><th>現行計画（R4.3）</th><th>修正案</th><th>修正理由等</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>適用すべき措置</th><th>激甚災害とされる被害の程度</th></tr>
<tr><td>法第22条(り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</td><td>次のいずれかに該当する災害
Ａ基準
滅失住宅戸数
＞被災地全域で4,000戸以上
Ｂ基準
次の(1)、(2)のいずれかに該当する被害
ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
(1) 滅失住宅戸数
＞被災地全域で2,000戸以上
かつ、次のいずれかに該当するもの
①一市町村の区域内で200戸以上
②一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上
(2) 滅失住宅戸数
＞被災地全域で1,200戸以上
かつ、次のいずれかに該当するもの
①一市町村の区域内で400戸以上
②一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</td></tr>
<tr><td>法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等)</td><td>１　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第２条の措置が適用される災害
２　農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第５条の措置が適用される災害</td></tr>
<tr><td>上記以外の措置</td><td>災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮</td></tr>
</table>
２　激甚災害指定の手続き----------【国】
大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
</td><td>
<table>
<tr><th>適用すべき措置</th><th>激甚災害とされる被害の程度</th></tr>
<tr><td>法第22条(り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</td><td>次のいずれかに該当する災害
Ａ基準
滅失住宅戸数
＞被災地全域で4,000戸以上
Ｂ基準
次の(1)、(2)のいずれかに該当する被害
ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
(1) 滅失住宅戸数
＞被災地全域で2,000戸以上
かつ、次のいずれかに該当するもの
①一市町村の区域内で200戸以上
②一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上
(2) 滅失住宅戸数
＞被災地全域で1,200戸以上
かつ、次のいずれかに該当するもの
①一市町村の区域内で400戸以上
②一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</td></tr>
<tr><td>法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等)</td><td>１　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第２条の措置が適用される災害
２　農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第５条の措置が適用される災害</td></tr>
<tr><td>上記以外の措置</td><td>災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮</td></tr>
</table>
２　激甚災害指定の手続き----------【国】
大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
</td><td></td></tr>
</table>

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
第４章　復旧復興計画 **第４節　復興計画の作成** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。 復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。 **２　留意事項** **(1) 迅速な意思決定等の必要性** 災害発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に災害復興対策本部の設置、災害復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。	第４章　復旧復興計画 **第４節　復興計画の作成** **■　基本事項** **１　趣　旨** 災害により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。 復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。 **２　留意事項** **(1) 迅速な意思決定等の必要性** 災害発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に災害復興対策本部の設置、災害復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。	
(2) 事前復興対策の実施 災害復興では、災害発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があるため、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておけることや対応できることについては、事前復興対策として実施しておくことが必要である。	**(2) ~~事前~~復興~~対策~~事前準備の実施** 災害復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要がある。~~ため、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておけることや対応できることについては事前復興対策として実施しておくことが必要である。~~ このため、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら、復興手順、復興基礎データの整備、「事前復興まちづくり計画」の策定などの取組みに努める必要がある。	県計画を参考として修正
(3) 国、県、市間の密接な連携 災害復興は、国、県、市の密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続きを迅速に進めるためには、県、市間の十分な調整作業等が重要であり、また、復興にあたっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、国、県、市間が密接に連携することが必要である。	**(3) 国、県、市間の密接な連携** 災害復興は、国、県、市の密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続きを迅速に進めるためには、県、市間の十分な調整作業等が重要であり、また、復興にあたっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、国、県、市間が密接に連携することが必要である。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
(4) 民意の反映 災害復興を進めていく際には、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させていくことが必要である。その際、女性を始めとする多様な主体の意見を反映できるよう配慮するものとする。	(4) 民意の反映 災害復興を進めていく際には、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させていくことが必要である。その際、女性やこども・若者、高齢者、障害者を始めとする多様な主体の意見を反映できるよう配慮するものとする。	県計画との整合
3　対策項目 1　事前復興対策の実施 2　災害復興対策本部の設置 3　災害復興方針・計画の策定 4　災害復興事業の実施	3　対策項目 1　事前復興対策の実施 2　災害復興対策本部の設置 3　災害復興方針・計画の策定 4　災害復興事業の実施	
■　対　策 1　事前復興対策の実施----------【市（各部）】 (1) 復興手順の明確化 市は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、市民の合意形成等の復興対策の手順を明らかにしておくものとする。	■　対　策 1　事前復興対策の実施----------【市（各部）】 (1) 復興手順の明確化 市は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、市民の合意形成等の復興対策の手順を明らかにしておくものとする。	
(2) 復興基礎データの整備 市は、災害後、復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努めるものとする。	(2) 復興基礎データの整備----------【市（建設部、各部）】 市は、災害後、復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努めるものとする。	担当部の明記
	(3) 「事前復興まちづくり計画」の検討----------【市（建設部、各部）】 市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、「事前復興まちづくり計画」の策定に努めるものとする。	担当部の明記 県計画を参考に記述
2　災害復興対策本部の設置----------【市（各部）】 市は、災害による被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を認識・確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。	2　災害復興対策本部の設置----------【市（各部）】 市は、災害による被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を認識・確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。	担当部の明記
3　災害復興方針・計画の策定----------【市（各部）】 (1) 災害復興方針の策定 市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員から構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。	3　災害復興方針・計画の策定----------【市（各部）】 (1) 災害復興方針の策定 市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員から構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。	担当部の明記
(2) 災害復興計画の策定 市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生産復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。	(2) 災害復興計画の策定 市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生産復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。	

現行計画（R4.3）	修正案	修正理由等
	なお、大規模災害を受けた場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針に即して、復興計画の策定を行う。	県計画との整合
４　災害復興事業の実施----------【市（各部）】 **(1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施** 市は、被災市街地復興特別措置法第５条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等をすることができる。 被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。 **(2) 災害復興事業の実施** **1) 専管部署の設置** 市は、災害復興に関する専管部署を設置する。 **2) 災害復興事業の実施** 市は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。	**４　災害復興事業の実施----------【市（各部）】** **(1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施** 市は、被災市街地復興特別措置法第５条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等をすることができる。 被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。 **(2) 災害復興事業の実施** **1) 専管部署の設置** 市は、災害復興に関する専管部署を設置する。 **2) 災害復興事業の実施** 市は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。	